明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十五年三月二十八日

○第百五十六回国会 参議院会議録第十五号（その一）

平成十五年三月二十八日（金曜日）
午後一時一分開議

○議事日程　第十五号
平成十五年三月二十八日
午後一時開議
第一　平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第九　恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）
第一一　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一二　平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一三　公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一四　社会資本整備重点計画法案（内閣提出、衆議院送付）
第一五　社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一六　義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、平成十五年度一般会計予算
一、平成十五年度特別会計予算
一、平成十五年度政府関係機関予算
一、日程第一より第一六まで
一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長（倉田寛之君）　これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
平成十五年度一般会計予算
平成十五年度特別会計予算
平成十五年度政府関係機関予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（倉田寛之君）　御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長陣内孝雄君。

（審査報告書は本号（その二）に掲載）

（陣内孝雄君登壇、拍手）
○陣内孝雄君　ただいま議題となりました平成十五年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
平成十五年度予算の内容につきましては、既に塩川財務大臣の財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。
平成十五年度予算三案は、去る一月二十四日、国会に提出され、二月五日、塩川財務大臣より趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、三月五日に審査に入りました。
以来、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、三月十一日には政治資金等に関する集中審議、二十四日には外交・経済に関する集中審議を、また三月二十日には公聴会を、さらに二十五日及び二十六日には委嘱審査を行うなど濃密な審査を行ってまいりました。
以下、質疑のうち若干につき、その要旨を御報告申し上げます。
まず、経済・財政・金融問題について、「日本経済の現状をどう認識しているのか。円安誘導策を取る考えはあるか。多年度税収中立と言うが、企業減税は時限措置なのに増税分は恒久措置となっており、実質的な増税ではないか。国庫補助金等の改革は進んでいないのではないか。二〇一〇年代初頭のプライマリーバランスの黒字化をどう達成していくのか。日銀が買い取る資産についての基本的な考え方は何か」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣並びに日本銀行福井総裁より、「日本経済は厳しい状況にあり、経済活性化のために先行減税を行ったところである。不況下でも業績を上げている企業が出てきており、民間のやる気を引き出すような改革に取り組み、平成十七年度にはプラス成長にしていきたい。実勢レートが円安になれば好ましいと考えているが、一時的な為替の乱高下の場合を除き、政府として直接介入する考えはない。減税する場合にはそれに見合う財源を確保するのが

原則で、財政規律の観点から、七年間での税収中立を示しており、先行き経済が良くなれば増収額を削減する考え方もあり得る。補助金については、交付金、税源移譲の問題とともに、三位一体の改革を行う方向で十五年度予算では芽出しを行った。今後、六月までに改革の工程表を取りまとめたい。プライマリーバランスについては、国と地方を合わせた政府の大きさをＧＤＰ比で見て大きくしないこと、経済活性化を通じて税収を確保しながら少しずつバランスを改善していくことを想定している。日銀としてはリスクの少ない資産を買い取るのが原則であるが、デフレ脱却等の厳しい局面では、日銀の資本基盤を十分点検しながら、ある程度危険資産に対しても踏み込んで政策効果を全うしていく必要がある」旨の答弁がありました。

次に、中小企業・雇用問題について、「中小企業に対するセーフティーネットの整備についてどう対応するのか。中小企業に対する施策の周知徹底が不十分であり、行政の相談窓口の充実が不可欠ではないか。有効求人倍率は若干の改善が見られるものの失業率は高止まりしており、ミスマッチへの対応が必要ではないか」等の質疑があり、これに対し、関係各大臣より、「不良債権の処理に伴い中小企業は厳しい立場にあるが、セーフティーネット貸付け等を行い、平成十四年度補正予算で十兆円の融資枠を設定している。借換え制度や売掛債権担保融資制度等も含め全力を挙げて中小企業対策に取り組みたい。中小企業に対しての総合的な窓口として全国三百か所に中小企業支援センターを設置しているほか、商工会等に経営相談員約九千名を配置している。今後は中小企業の再生支援協議会をつくりワンストップ体制を整備していく予定である。雇用のミスマッチの原因にはいろいろあり、賃金や年齢が合わない場合、情報や能力の問題もあるが、情報については今年からインターネットに求人企業名を出すなど対応している」旨の答弁がありました。

次に、医療・年金問題に関連して、「医療制度の抜本的な改革をどう進めていくのか。本年四月からの医療費自己負担の二割から三割への引上げを凍結すべきではないか。年金制度の改正へ向けての基本的な考え方は何か」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「医療制度の抜本改革については、保険の統合化、高齢者医療の問題、診療報酬の基本的見直し等について今月中に取りまとめを行い、スケジュールを明確にしていきたい。医療費の三割負担の問題は既に決着しており、既定方針どおり四月から実施していきたい。年金制度については、厚生労働省の案をたたき台としながら、年金、医療、介護を一体として国民各層の意見を聞きながら結論を出していきたい」旨の答弁がありました。

次に、外交・防衛問題に関しては、イラク情勢が緊迫化する中で、「イラク問題に取り組む我が国の基本的な姿勢を明確にすべきではないか。新たな国連決議なくして米国がイラクへの攻撃に踏み切ったが、我が国が米国の武力行使を支持するのは問題ではないか。また、北朝鮮問題についての現状をどう認識し、取り組むつもりなのか。北朝鮮の核開発に向けた動きに対してどのような対応を取るのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「日本はイラクに対し武装解除するよう説得し、米国に対しては国際協調体制が取れるよう最後まで努力してほしいと要請している。国際協調及び日米同盟の重要性を両立させていくのが政府の明確な立場である。新たな国連決議が採択されなかったのは残念であるが、大量破壊兵器が独裁者やテロリストの手に渡れば何百万人、何十万人の生命が脅かされかねない。イラクが国連決議を遵守しなかったことが原因であり、米国を支持することとした。北朝鮮問題に対しては、日朝平壌宣言の誠実な実行なしには国交正常化がないことを繰り返し伝えている。国際社会から孤立するのではなく協調することが北朝鮮にとって最も利益になることを粘り強く働き掛けたい。最近の北朝鮮の動きはいわゆる瀬戸際外交の一環ではないかと判断しており、その一線を越えないよう、米国、韓国等関係国とも連携して対応したい」旨の答弁がありました。

最後に、いわゆる政治と金の問題に関連して、小泉内閣総理大臣から、「今まで国会で何回も議論され襟を正さねばならない中で逮捕事件が起きたのは大変残念である。議員も秘書も心して政治と金の在り方に対する認識を厳しく問い直す必要がある。今後は不正が起こらないような資金調達、使途の方法等について与野党が胸襟を開いて話し合い、改善措置を今国会中に成立させる努力が必要である」旨の発言がありました。

質疑は、このほか、消費税の引上げ問題、産業再生機構、名古屋刑務所問題、公務員制度改革、市町村合併、介護保険制度の見直し、構造改革特区、ＷＴＯ農業交渉、環境問題、教育基本法の改正、エネルギー問題など広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して郡司理事が反対、自由民主党・保守新党及び公明党を代表して山本理事が賛成、日本共産党を代表して林委員が反対、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して平野理事が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成十五年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。辻泰弘君。

〔辻泰弘君登壇、拍手〕

○辻泰弘君　私は、民主党・新緑風会を代表し、平成十五年度予算三案に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、討論に当たり、イラク問題に対する小泉内閣の姿勢を厳しく糾弾しなければなりません。

去る三月二十日、アメリカは、新たな国連決議のないまま、イラクに対する先制武力攻撃を開始いたしました。今回のアメリカの行動は、国際紛争を正義と国際法に従い平和的手段によって解決することを目的とした国連憲章の精神に真っ向から反するものであり、戦後六十年にわたって築き上げてきた国際協調体制を根本から揺るがすものであります。にもかかわらず、これに対して無批判なまま、おろおろさまよい歩いた小泉内閣の対応は、正に理想なき、主体性なき対米追従外交と断ぜざるを得ません。

さらに、アメリカのイラク攻撃は日本経済に多大な影響を与えるとともに、アメリカへの支持の表明により、日本がテロの対象となり、国民の生命、安全を危険にさらすおそれをはらんでいます。にもかかわらず、小泉総理は、世論は当てにならないと公言し、また、その場の雰囲気で決めるなどと信じられない言辞を弄し、国民に十分な説明を行わないままに終始したのであります。

総理は、アメリカ支持について、悩み抜いての結論じゃない、元々決めていたんだと言われたようですが、元々決めていたのなら、何ゆえ最初から国民に語ろうとしなかったのでしょうか。一連の経過の中で見られた総理の対応は、およそ民主主義国家の総理大臣にはふさわしくない、欺瞞に満ちた、極めて無自覚、無定見、無責任かつ独断的な姿勢と言わなければなりません。

また、小泉内閣の閣僚の何人もが、閣僚どころか政治家としての資質を疑う言動を繰り返してきたことも指摘しなければなりません。

昨年入閣した大島農水大臣は、口利き疑惑、秘書の献金疑惑、談合業者からの政治献金受領、不明朗な会計処理など、鈴木宗男議員に匹敵する疑惑のたまり場と言わざるを得ません。その上、自らの疑惑隠ぺいのために衆議院法制局を利用したことは、三権分立に触れる禁断の実に手を付けたあるまじき行為であり、閣僚としての自覚のなさには開いた口がふさがりません。

また、隠ぺいを繰り返す法務省の体質を根本的に変えようとの意欲を持たない、人権擁護の責任者としての自覚と能力を全く欠いた森山法務大臣、国会ではぐらかしの不誠実な答弁を続けながら、国連ではアメリカ支持をいち早く打ち出す二枚舌外交の川口外務大臣、ＥＴＦは絶対にもうかるとネズミ講もどきのセールストークで閣僚にＥＴＦ購入を勧めておきながら自らは買わず、また、国会では本音が言えないとして、本音を語るための本を経済財政政策・金融担当大臣の名で堂々と出版した竹中大臣など、理念も理想も哲学も節操もなく、日本の国のリーダーとしては余りにも恥ずかしい閣僚が多過ぎるではありませんか。

さらに、小泉総理自身、内閣発足以来、派手なスローガンはぶち上げるものの、政策的リーダーシップの欠如から実行が全く伴わず、大相撲の新横綱も顔負けの、丸投げ、先送り、見掛け倒しといった極めて無責任な技の連発に終始し、ついには政治家の命ともいうべき公約さえも大したことではないと言い放つに及びました。そこには、日本の将来と国民生活に責任を持つトップリーダーとしての自覚も責任感もなく、良心のかけらも感じられないのであります。

かかる小泉内閣の下での無為無策により、株価が二十年ぶりに八千円を割り込むなど経済は大きく落ち込み、また、財政についても、国債依存度が戦後最悪の四四・六％と破綻の極みに至っています。正に、現下の情勢は、総理の目指した改革なくして成長なしではなく、改革なしなし成長なしと言わざるを得ません。

以下、本予算に反対する主な理由を具体的に申し述べます。

反対の第一の理由は、税制の抜本的改革を強調してきたにもかかわらず、ほとんどを租税特別措置で措置するなど、継ぎはぎの税制改正の上塗りを行うとともに、大幅な増税超過となる点であります。

政府は設備投資減税など一兆八千億円の先行減税が経済活性化に資すると強弁しておりますが、減税が企業を対象とした時限的な措置であるのに対し、増税は配偶者特別控除の廃止、たばこ、酒税の税率引上げなど、直接家計の負担増につながるものが大半で、しかも、それらは恒久的措置によるのであります。我々はこのような国民生活軽視の政策を容認することはできません。

反対の第二の理由は、社会保障の負担の大幅な増加により、国民に負担をしわ寄せする予算案となっている点であります。

総理が厚生大臣時代に平成十二年までに抜本的に見直すと公約した医療制度の改革はいまだに行われておりません。その結果として、本予算案では、医療費の自己負担三割への引上げなど、計二兆円もの社会保障関連の負担が国民にツケ回しされております。現在の不況下において改革先送りのツケを国民に対する更なる社会保障の負担増に求める予算案には強く反対するものであります。

反対の第三の理由は、雇用対策、中小企業対策などのセーフティーネットの整備が不十分な点であります。

政府は、五百三十万人の雇用創出を掲げながらも、そのための具体策は何ら講ずることなく、また、雇用対策の基本を成す基本計画の改定にも取り組んできませんでした。その結果、失業率は過去最悪を記録し、若年層では十人に一人が職に就けない深刻な雇用情勢にあるにもかかわらず、本年度予算案では雇用対策予算をわずかに上積みするにとどまっております。これでは四百万人近い失業者への対応としては焼け石に水であります。

また、中小企業対策費も、多くの中小企業が金融機関の貸し渋り、貸しはがしに苦しむ極めて厳しい状況に目を向けない、現状への配慮を欠いた予算と言わざるを得ないのであります。

反対の第四の理由は、従来型の歳出構造に変化がない点であります。

省庁間、部局間の縦割り構造は根強く残り、めり張りを付けた予算配分は掛け声倒れに終わったと指摘せざるを得ません。既得権を温存した従来型のばらまき公共事業は一向に改善されておらず、政府の怠慢を厳しく指摘するものであります。

反対の第五の理由は、甘い税収見積りに基づく予算である点であります。

政府の税収見積りが過去十年間で当初の税収を達成したのはわずか三回にすぎません。過大見積りの連続で、その穴埋めのため、補正で多額の特例公債発行を余儀なくされてきたのであります。抜本的に税収見積りを見直すことなく、従来の手法で見込んだ十五年度税収に基づく予算を信頼することなど到底できないのであります。

小泉総理は、内閣の発足当初、一度や二度失敗したっていいじゃないかと軽く言われました。一度の失敗が倒産、失業などを経て自殺や一家離散、ホームレス生活などに至ることもあることに思いが至るならば、一国の総理としては到底口にできない言葉でした。大手企業倒産の報に接しては、私の改革が順調にいっている証拠だと公言し、司法のルールにのっとって訴訟を起こした方々に対しては、世の中にはおかしい人がいるもんだと言い放った小泉総理。森前総理が、小泉純ちゃんには極めて冷たいところがあると語ったと

報ぜられましたが、その言葉は正に本質を言い当てていると思わないわけにはまいりません。

国民生活の実情に心から真摯に目を向けることなく、また、国民に語り、国民とともに歩もうとする姿勢を全く持たない、政策的定見とリーダーシップが欠如した総理の下での政策運営によっては、景気回復も、国民生活の向上も、未来への明るい展望も到底望むべくもありません。

○議長（倉田寛之君）　辻君、時間が超過しております。簡単に願います。

○辻泰弘君（続）　総理、今の政策運営の継続では国民が不幸です。

この上は、小泉内閣に一刻も早く退陣していただくことこそがデフレからの脱却と国民生活安定の最善の策であることを申し上げ、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　保坂三蔵君。

〔保坂三蔵君登壇、拍手〕

○保坂三蔵君　私は、自由民主党・保守新党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました平成十五年度予算三案に対し、賛成の立場から討論を行うものであります。

まず初めに、今般の米国等によるイラクへの武力行使に対する我が国政府の決断は、世界平和の維持に向け、国際社会の一員として責任ある日本の立場としては当然の決断であり、国際協調と日米同盟の両立を図るものとして強く支持するものであります。

今後は日本政府の積極的な行動によって和平が早期に回復することを心より期待をいたします。さらに、事態の推移を見守りつつ、人道支援を始め、戦後のイラク復興をも視野に入れた積極的な貢献など、国際社会の中で我が国に対し求められている役割に迅速かつ適切に対応されるよう求めるものであります。

日本経済は戦後経験したことのないデフレ状態が継続しております。小泉内閣は、発足以来、我が国の経済と社会の再生に向けて、聖域なき構造改革を着実に推し進めるとともに、税制改革や経済活性化に向けた構造改革特区の実現や特殊法人改革など様々な課題に積極果敢に取り組み、着実な成果を上げてまいりました。

十二月には、デフレを克服し我が国経済を着実な回復軌道に乗せるための補正予算を十五年度予算と一体の十五か月予算として編成をいたしました。また、税制改革におきましても、活力ある経済社会の構築に向け、従来の制度を大幅に見直し、我が国産業の競争力強化や次世代への資産移転の円滑化等のために、国だけで約一兆五千億円に及ぶ減税を実施することとしております。

本予算は、厳しい財政状況の中、歳出の構造改革を徹底的に進めつつ、セーフティーネットの充実、雇用創出、科学技術等に重点的に配分する等、我が国経済をデフレから脱却させ、自律的な拡大軌道に乗せるための最大限の努力と英知が盛り込まれており、大いに賛意を表するものであります。

以下、本予算に賛成する主な理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、極めて厳しい財政状況の下、無駄を徹底的に排除し、持続可能な構造改革に向けて歳出構造改革に大きく踏み出している点であります。

高齢化の進行による負担増など、今後一層の歳出増加が見込まれる中で、予算執行調査の結果等を活用した経費削減や徹底したコストの見直しを図り、予算規模を実質的に平成十四年度を下回る水準に抑制しております。また、将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築する観点から、年金等について平成十四年の消費者物価の下落率に応じた物価スライドを実施するとともに、雇用保険制度改革等にも取り組んでいるところであります。

賛成の第二の理由は、活力ある経済社会を構築するために、大胆かつ効率的な予算の重点配分がなされている点であります。

歳出が厳しく抑制される中で、今後の我が国の発展基盤となる科学技術分野につきましては、対前年度比三・九％増の一兆二千二百九十八億円のめり張りを付けた予算措置がなされております。科学技術創造立国の実現に向け、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の四分野などの研究開発を推進するとともに、競争的研究資金の改革と推進など、科学技術システム開発を進める内容となっております。

賛成の第三の理由は、公共投資の配分を思い切って見直しをしている点であります。

公共投資関係費につきましては、従来型の公共事業を見直し、その水準を対前年度比マイナス三・七％と全体としては縮減しながらも、活力ある社会、経済の実現のための効率的な予算配分が行われております。人間力の向上・発揮、魅力ある都市・地域社会など四分野への重点化を図り、快適で質の高い生活空間の形成に向けて、公共事業を質と量の両面から大胆に改革するものであり、民間活力の顕在化や雇用創出にも大いに資するものであります。

賛成の第四の理由は、日本経済再生のため、中小企業対策を充実させるとともに、中小企業の金融対策に万全を期している点であります。

本予算では、技術力のある中小企業の創業や新事業への挑戦に対して、資金確保、技術開発、人材育成等、支援策を強化するため、中小企業対策費として前年度比五・四％増の一千七百二十九億円を計上するとともに、中小企業総合事業団への出資金増額など中小企業に対する円滑な資金供給を確保するための基盤強化を行っております。これらの施策は、必ずや中小企業の持つ潜在的な能力を最大限に引き出し、我が国経済に再び活力をもたらすであろうことを確信してやまないものであります。

賛成の第五の理由でありますが、国と地方の財政関係の在り方を見直し、今後のあるべき道筋を付けた予算となっている点であります。

地方にできることは地方にゆだねるとの原則に基づき、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む三位一体の改革を進め、その観点から、国の関与を縮小し、国と地方を通じた行政のスリム化を図るために、地方公共団体向けの補助金等の整理合理化などを推進しております。

以上、賛成する主な理由を述べてまいりましたが、本予算は、いずれも我が国が直面している経済状況を踏まえ、重点的かつ効率的な予算配分により景気を下支えするとともに、雇用及び中小企業のセーフティーネットの拡充を図るものであります。これらはデフレを脱却し国民生活及び経済の安定のために必要不可欠なものであり、正に現下の我が国が直面する課題を克服するための最

善、最良の予算であることを強く確信するものであります。

最後に、参議院におきましては、財政の出口である決算を重視するという立場から、代表質問に続き、決算委員会では、今回初めて総理以下全大臣出席を求め、全般質疑を行ったところであります。

私どもは会期中に決算の審議を終了させる予定であります。政府におかれましては、決算委員会における種々の議論、指摘等を十六年度の予算の編成や本予算の執行に反映させていただくことを強く求めて、討論を終わります。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　富樫練三君。

（富樫練三君登壇、拍手）

○富樫練三君　私は、日本共産党を代表して、二〇〇三年度政府予算三案に反対の討論を行います。

まず、世界の平和とともに日本の経済にも重大な影響を及ぼしているイラク問題であります。

米英軍による道理のない戦争が、毎日、罪のないイラクの市民の命を奪っています。二十六日にはバグダッド市内の住宅地や市場などにミサイルが撃ち込まれ、多くの死傷者が出ました。正に、無差別爆撃が繰り返されています。この戦争は国連憲章と国際法に照らして断じて許されないものであります。私は、この暴挙を厳しく糾弾するとともに、軍事攻撃の即時中止を強く要求するものであります。同時に、小泉内閣に対し、武力攻撃支持を直ちに撤回することを強く求めるものであります。

昨日の国連安保理の公開協議では、アラブ連盟諸国などがこの戦争を国際法違反であるとして即時停戦、全面撤兵を求めています。そもそも、国連はこの戦争の根拠となる決議は一切行っていません。アメリカがイラクから侵略や攻撃を受けたわけでもありません。国連憲章で厳しく禁じられている不法な先制攻撃であることは明らかであります。

査察委員会のブリクス委員長は数か月の査察延長でミサイルなどの廃棄によって平和的に解決できると報告し、平和解決の道は開かれていたのです。ところが、アメリカは武力攻撃によってこの平和解決の道を断ち切りました。ブッシュ大統領の言明によっても、この戦争の目的が、大量破壊兵器の廃棄ではなく、武力によるフセイン政権の打倒であることが明らかであります。これは、他国の主権尊重、内政不干渉を定めた国連憲章を公然と踏みにじる無法そのものであります。

さらに、この戦争は、お年寄り、女性、子供たちなど多くの罪のない人々の命を奪う、人の道に背く虐殺行為であります。与党の幹部は人道的立場から戦後の復興支援と言いますが、人道上許されない殺りく行為を支持しながら、何が人道支援でしょうか。戦争を即時中止させることこそ、人の道ではありませんか。

我が党は、創立以来八十年、侵略戦争反対を貫いてきましたが、平和を願う世界と日本の人々とともに、この戦争をやめさせるために全力を尽くすものであります。

さて、予算についてですが、小泉構造改革路線の破綻は国民の暮らしにかかわる指標のどれを取ってみても明らかであります。完全失業率が過去最高を記録し、企業倒産は戦後二番目の高水準、勤労者世帯の実収入は二年前に比べて大きく落ち込んでいます。国の税収は九兆円も落ち込み、公債依存は史上最悪の三十六兆円で四四・六％も占め、小泉首相が昨年掲げておりました国債発行三十兆円枠をはるかに超える状況であります。減らすという不良債権は、処理しても処理しても逆に増えるという状況に陥っています。この破綻済みの路線にしがみつく小泉内閣には、もはや日本の経済、財政を語ることも、予算編成の能力もないことは明らかであります。

予算案に反対する第一の理由は、社会保障分野での負担増と給付減、庶民への増税で国民に莫大な負担増を押し付けるものだからであります。

平年度ベースで医療、年金、介護、雇用保険など社会保障の負担増と給付削減で二・七兆円、発泡酒やワインの税率引上げ、そして配偶者特別控除の廃止、消費税の免税点の引下げなど、庶民や中小企業の増税は地方税を含めて一・七兆円、国民の負担は合計四・四兆円の巨額となるわけであります。一方、首相が宣伝する先行減税は、製薬二十社が五百億円を超える減税の恩恵を受けることが明らかになりましたが、研究開発に投資できる黒字企業だけであります。金融や土地取引に関しても、資産運用できる一握りの大資産家しか適用されず、大多数の国民には無関係のものであります。

とりわけ深刻なのは、医療費の負担増問題であります。

昨年十月から七十歳以上のお年寄りの医療改悪で国民負担が大きくなった結果、治療を中断するなどの事態が続出しています。四月からのサラリーマン本人の三割負担は、受診抑制による国民の健康悪化を招くことは明らかであります。

ある患者さんは、がんが発見されて入院したら医療費が約百万円、二割で二十万円の負担、高額医療費の負担分は払えるが、二十万円の一時払いができなくて苦労した、三割負担なら三十万円となり大変なことになると語っています。

日本医師会など医療関係四団体が三割負担凍結などを求めて運動を展開し、二十二道府県でも意見書や請願が可決されるなど、国民の健康を守る運動は大きく広がっています。

野党四党が共同で健康保険本人三割負担凍結の法案を提出しましたが、与党はその審議さえ拒否しました。この与党の姿勢は、国民の声に背を向け、国会の責任を放棄するものであり、その責任は極めて重大であります。

反対の第二の理由は、未曾有の経済危機の中でも必死で日本経済を支えている中小企業に深刻な打撃を与えるものだからであります。

中小企業対策予算を七・一％も減らし、二十五年前の一九七七年当時と同じ水準に落ち込ませました。不良債権処理の加速化政策によって、銀行が自己資本比率の維持のため貸しはがしを強め、金利引上げに走り、その結果、赤字企業ばかりか、この不況の中でも頑張っている企業までが倒産などの窮地に追い込まれるという事態が広がっています。期限を切って無理やり不良債権を処理するやり方を改め、借り手企業の育成という銀行本来の機能を復活させる金融政策に戻すべきであります。

反対の第三の理由は、まともな雇用対策を行わず、史上最悪の失業率を更に悪化させる一方で、失業者への給付を大幅に削減するなど、働く国民に対して余りにも冷たい予算だからであります。

三百六十万人もの失業者が職を求めているのに、雇用の現場では異常な長時間労働のため過労死が増え、パソコンの勤務記録を改ざんしたスズキ自動車に見られるような違法なサービス残業が横行しています。サービス残業の廃止で九十万人、残業をすべてなくせば二百六十万人の雇用が増えるとの試算もあります。二十一世紀こそサービス残業のない日本をつくることが政府の責任ではありませんか。

反対の第四の理由は、国民の厳しい批判の的になっている無駄な公共事業が温存され、税金の無駄遣いと自然破壊の構造にメスが入っていないことであります。

関西空港第二期工事や諫早湾干拓、川辺川ダムの税金の無駄遣いと自然破壊はそのままの続行であります。浪費の温存と拡大を一層進め、十五か月予算として見れば、道路予算を含め公共事業予算は実質的には増大しており、浪費構造は明白であります。

また、軍事費については手厚く措置されていることも本予算の特徴であります。

イージス艦や空中給油機を始めとした正面装備費、ミサイル防衛日米共同技術研究、米軍との共同訓練経費、米軍への思いやり予算など、アメリカの軍事行動に協力することを中心とした軍事費も到底容認することはできません。

最後に、政治と金をめぐる問題であります。

昨年の鈴木宗男議員に続き、今国会でも、坂井衆議院議員の逮捕、大島農水大臣の疑惑の浮上など、政治腐敗の広がりと深さは目を覆うばかりであります。大島大臣は辞任せよとの国民の声に、小泉首相は本人の判断の問題などと無責任な態度に終始していますが、内閣の信頼性に直接かかわる重大な問題であります。

委員会審議では、小泉首相らに続いて大島農水相も公共事業受注企業から選挙期間中に一千七百万円の企業献金を受けている事実が明らかになりました。

○議長（倉田寛之君）　富樫君、時間が超過しております。簡単に願います。

○富樫練三君（続）　これらは、自民党長崎県連事件と同様、選挙に関する寄附と疑われる献金であります。

我が党は企業・団体献金の禁止を提案していますが、少なくとも公共事業受注企業からの献金は直ちに禁止すべきであります。税金を還流する公共事業受注企業からの献金さえ禁止できない政府に対して公正な予算執行を期待できないのは当然であります。

今や小泉内閣には日本の経済も国民生活も再建する資格も能力もありません。

私は、予算の基本を国民の暮らしを応援し日本経済を再建する方向へ転換することを強く主張し、討論を終わります。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　平野達男君。

〔平野達男君登壇、拍手〕

○平野達男君　私は、国会改革連絡会を代表し、ただいま議題となりました平成十五年度一般会計予算を始めとした三案に反対の立場から討論を行うものであります。

去る日本時間三月二十日午前十一時半、国連安保理の決議を得ないまま、また、多くの国々の反対を押し切り、米英軍によるイラク攻撃が開始されました。

小泉総理は、事態の深刻さに圧倒されたように、即座に武力行使への支持を表明、その場の雰囲気で考えるとの公約だけは見事に実行されました。

イラクでの戦闘は激化しつつあります。最小の犠牲で一刻も早く戦争が終結することを切に祈るとともに、早期終結に向け、できる外交努力はすべて精一杯やるべきであります。また、今後は、国連を中心とした戦後復興支援と大きく傷付いた国連を中心とした国際安全保障体制の再構築、強化に我が国は全力を尽くさなければなりません。

九・一一テロ事件、テロの直接の被害国である米国が大量殺りく兵器に感じる脅威は我が国が想像をする以上の大きなものであるかもしれません。しかし、だからといって、米国が意図するとしないとにかかわらず、結果として国際的に大きな反感を買う、あるいは孤立に通じる道を選択させてはなりません。それは、世界平和の維持、世界平和の実現、あるいは我が国の国益にも最も反することにほかなりません。そのため、我が国は米国に対し、その信頼に足る同盟国として、言うべきははっきり言っていくべきであります。

ちなみに、外務大臣に求められているのは、もちろん二枚舌ではありません。また、可憐さでもなく、今求められているのは苛烈さであります。

一方、本予算案の国会提出後も続く我が国経済情勢の悪化は、決して大したことではないと言えるようなものではありません。

ちまたでは、早くも補正予算の議論が活発になっているようです。今の段階で補正予算編成が声高に叫ばれることは異常な事態でありますが、取りも直さず本予算案が全く信任されていないことをはっきりと証明するものであります。

以下、本予算に反対の理由を説明いたします。

そもそも、今回の政府予算案は困窮を窮める我が国のデフレ不況を断ち切るために役立つ予算とは到底言えるものではないということであります。最近でこそ、改革なくして成長なしとのスローガンもその実体の空虚さのゆえ余り聞かれなくなってはきましたが、今回の予算案は、正に旧来型の官僚主導、改革の意思などみじんも感じることのできないものであります。

今、我が国が未曾有のデフレ不況から脱却するためには、企業の投資意欲を高めるとともに、デフレスパイラルへの突入を辛うじて食い止めている個人消費の活発化が必要であることは論をまたないところであります。

しかしながら、多年度税収中立、医療制度改革などに名をかりた新たな国民負担増、酒、たばこなどの大衆増税は、ただでさえ冷え切った景気に冷や水を掛けるものであり、経済の実情を無視したものであります。せっかくの減税も続く増税を前提としたもので、これでは効果は極めて限定的であります。

大局を見据えることなく目先の収支に拘泥し、見せ掛けの減税と取りやすいところから税を取るという帳じり合わせに終始した結果にほかなりません。これではあたかも、国民に将来の展望はまだ開けないから、しばらくは投資や消費はやめた方がいいですよと説いているかのようであり、全く支離滅裂であります。

芽出しをしたという地方財政の三位一体改革は、国の財政の都合で進めるもので、都市と地方の格差を拡大するのみならず、地方の自主的な選

択を阻害する地方の切捨ての措置と言わざるを得ません。将来の財政不安をあおるお仕着せの市町村合併推進は、地方の混乱を引き起こす、数合わせのみをねらった、地方分権に逆行するものであります。

総理は三位一体とか三方一両損とか、三という言葉にこだわるようですが、正にこの国を散々なものにしています。

また、歳出面においても、族議員、官僚への迎合によって、特殊法人改革は進んでいません。重点配分とのお題目は十年一日のごとく唱えてはおりますが、事業内容を含め公共投資のシェアはほとんど変化がありません。口利き疑惑の反省などどこ吹く風、政官業の癒着構造を温存した税金の無駄遣いは依然として温存されたままです。目玉とも言える科学技術振興費についても、大胆な再配分が実施されたと自画自賛していますが、実態は総合科学技術会議へのお得意の丸投げであり、国家戦略的な見地に立った真の科学技術振興が行われるのか甚だ疑問であります。

今こそ当初予算を根本から見直すという王道に立った経済財政運営を進めるため、ただいま議題となっている政府予算案を否決し、野党が提出した案に沿って直ちに組み直し作業に入るべきであります。

我が国市場にも激しい砂嵐が吹き荒れております。株価は二十年ぶりに日経平均が一時八千円を割り、連日、バブル後最安値を更新するなど、決算を控えるメガバンク、生保を始めとした金融危機が現実のものとなってまいりました。三月十三日、王道とはとても言えない株価対策が発表されましたが、市場の評価は案の定、冷たいものでありました。竹中大臣の誇る骨太の方針が骨粗鬆症にかかり、ぼろぼろになり掛けたと見るや、昨年末、内閣があたかも切り札のごとく打ち出した金融再生プログラムも、そのひずみが早くも露見しています。

そもそも、金融再生プログラムなるものは、長引くデフレ不況に何ら有効な施策を取ることができず、ペイオフ解禁の延期を余儀なくされるなど、破綻した金融政策を覆い隠さんと、まず金融機関を悪者に仕立て上げ、政策転換を政策強化と言い繕い、打ち出したものであります。そして、追い込まれたメガバンクは苦し紛れの資本増強策を余儀なくされてしまったのであります。しかしながら、いまだに金融システムは健全になったとの声は全く聞こえません。

また、この金融再生プログラムも予想された効果が出ないと見た政府が次に標的にしたのが日銀であります。

政府は確たる自信と理論的かつ実態的根拠がないにもかかわらず、金融緩和がデフレ克服の決め手のように仕立て上げました。これを基に日銀に国債の買上げの大幅増加、さらにはＥＴＦの買上げなど、危険なかけとも言える前代未聞の金融緩和を迫っています。正に、場当たり政策の典型と言うほかありません。

ちなみに、ＥＴＦがもうかるものであるとの旨の発言が竹中大臣からあったようです。その発言の適否は別として、まずは全閣僚の歳費の全額を一種のストックオプションとしてＥＴＦで支給するようにすればよかったかもしれません。そうすれば、閣僚の皆さん、株価を上げるため経済の活性化に一生懸命になり、あるいはちょっとは効果があったかもしれません。ちなみに、現内閣の下、私の歳費までＥＴＦで支給されることは、無限大のリスクを抱えることであり、謹んで遠慮申し上げます。

今必要なことは、需要を生み出すためのしっかりとした政策と経済の実情を反映した予算、それらを基礎に市場に成長期待を形成することであります。

成長期待を形成するには更に何が必要か。言うまでもなく、政策を打ち出す内閣への国民、市場の信頼が不可欠であります。場当たり的な経済政策を続け、三十兆円枠やペイオフの実施といった公約すら実行できない現内閣に、市場に成長期待を醸成する力はありません。総理の言葉にも市場は全く反応せず、悪くなる一方であります。特に、国会での総理の答弁は、極度に性能の悪い迎撃ミサイルのようなものであります。既に擦れ違いなのであります。これでは、総理の気持ちはおろか、考えさえ伝わってきません。

かつて、私は、この場で、総理の言う経済という生き物は総理の一挙一動を悲しい目で見ていると申し上げました。しかし、一連の経済・財政・金融対策、相変わらずの総理のパフォーマンス、そして効果の期待できない内閣提出の平成十五年度予算案を前に、経済という生き物は、今や総理に愛想を尽かし、総理を見詰める気力さえなくし、完全にそっぽを向いてしまっていると申し上げ、私の反対討論といたします。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（倉田寛之君）　これより三案を一括して採決いたします。

浅尾慶一郎君外九十五名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（倉田寛之君）　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（倉田寛之君）　これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四票

白色票　百三十五票

青色票　九十九票

よって、三案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一　平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案
日程第二　所得税法等の一部を改正する法律案
日程第三　関税定率法等の一部を改正する法律案
日程第四　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君　ただいま議題となりました四法案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成十五年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債発行に関する特例措置を定めようとするものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、最近における経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、研究開発減税、設備投資減税の集中と重点化、相続税、贈与税の一体化及び税率の引下げ、配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せされる部分の廃止、消費税の事業者免税点制度等の適用上限の引下げ、酒税及びたばこ税の見直し、その他所要の措置を一体として講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して議題とし、プライマリーバランスの黒字化の見通し、大量の国債消化の見通しと今後の対応、抜本的な税制改革の目指す方向、事業者免税点制度の適用上限の引下げの影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両法案につきましては、質疑を終了しましたところ、所得税法等改正案に対し、民主党・新緑風会を代表して峰崎直樹委員より、消費税総額表示の義務規定並びに酒税及びたばこ税の増税規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣の意見を聴取いたしましたところ、修正案に反対である旨の意見が開陳されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して勝木健司委員より、両原案に反対し、修正案に賛成、日本共産党を代表して池田幹幸委員及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の平野達男委員より、両原案及び修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、修正案は否決され、両法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、所得税法等の改正案に対し附帯決議が付されております。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案は、内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特恵関税制度等の改正を行うとともに、育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加等、所要の措置を講ずるものであります。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加するものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して議題とし、知的財産権侵害物品等の水際取締り体制を強化する必要性、牛肉に係る関税の緊急措置発動の見通しと国民生活への影響、国際開発協会の無償資金供与に対する政府の認識等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両法律案につきましては、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より両法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、両法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税定率法等改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

まず、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　二百十一
反対　二十一

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、関税定率法等の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　百三十二
反対　百

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第五　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長松村龍二君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔松村龍二君登壇、拍手〕

○松村龍二君　ただいま議題となりました在外公館の名称位置・給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在チェンマイ総領事館を新設すること、在バンコック日本国総領事館及び在ラス・パルマス日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館の名称及び位置の国名・地名を慣用として相当程度定着した表記に改めること等について定めるものであります。

委員会におきましては、在チェンマイ総領事館の新設に要する経費、在ラス・パルマス総領事館の廃止に伴う領事機能の維持、住居手当の支給額の改正等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し外交機能強化のための抜本的な組織・制度の改革、財政状況等を踏まえた在勤手当全般の定期的な見直し等に関する五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十
賛成　二百三十
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第六　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長本田良一君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔本田良一君登壇、拍手〕

○本田良一君　ただいま議題となりました沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、沖縄の振興を図るため、沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免除するとともに、宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線に係る航空機燃料税の軽減措置の適用期限を一年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、沖振法制定後の振興への取組、石油石炭税の免除措置と沖縄の電力料金、発電用石炭の供給元の確保、航空機燃料税の軽減措置と離島三路線の航空運賃等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　二百三十二
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第七　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八　漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長三浦一水君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔三浦一水君登壇、拍手〕

○三浦一水君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、原材料の供給事情の悪化及び水産加工品の輸入増加に対処するため、法律の有効期限を平成二十年三月三十一日まで五

年間延長し、引き続き農林漁業金融公庫が長期低利の融資を行うことができるようにするものであります。

委員会におきましては、水産加工業の基盤強化対策、水産物の安全、安心の確保と水産医薬品の使用の適正化、水産加工業と漁業の連携促進による国産原料魚の安定供給等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案は、漁協が、資源管理の推進、担い手の育成等に積極的な役割を果たすには、経営基盤の安定強化が不可欠であるため、合併及び事業計画の提出期限を平成二十年三月三十一日まで五年間延長し、引き続き漁協の合併を促進する措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

まず、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一
賛成　二百三十一
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十八
賛成　二百五
反対　二十三

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　**日程第九　恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

日程第一〇　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山崎力君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔山崎力君登壇、拍手〕

○山崎力君　ただいま議題となりました二案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、本年四月分から普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行おうとするものであります。

委員会におきましては、寡婦加算引下げの理由、恩給制度の在り方、平和祈念事業の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであります。

その概要は、一般勘定事業収支におきまして、収入六千七百三十八億円、支出が六千六百六十億円となっており、事業収支差金は七十七億円であります。この事業収支差金は、全額を債務償還に充てるものとしております。

また、事業計画の主なものは、公正で迅速な報道や多様で質の高い番組の放送、放送を通じた国際交流や相互理解への貢献、地域放送の充実、デジタル放送の普及促進や新しい放送技術開発等への積極的取組、業務全般にわたる改革の一層の推進、受信契約の増加と受信料の確実な収納などであります。

なお、本件につきましては、業務の効率化に努めつつ、必要な施策を計画しており、適当なものと認める旨の総務大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、イラク問題に対するNHKの報道の在り方、過去の放送番組の活用策、地上波デジタル放送の将来像、デジタル時代の受信料確保方策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し九項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

まず、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一
賛成　百九十四
反対　三十七

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　二百三十二
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　**日程第一一　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案**

日程第一二　平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長金田勝年君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔金田勝年君登壇、拍手〕

○金田勝年君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻及び父母等に対して、特別給付金を平成十五年度以降も継続して支給しようとするものであります。

次に、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、平成十五年度における特例措置として、公的年金等の額について、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、特別給付金を一時金として支給する理由、妻に対する特別給付金のみを増額することの是非、物価スライドの特例措置を行う根拠、次期年金制度改革の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党を代表して井上委員より、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案に対し、平成十五年度の公的年金等の額を平成十四年度と同額に据え置くことを内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、坂口厚生労働大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員より、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　二百三十二
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一
賛成　百九十四
反対　三十七

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一三　公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長海野徹君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

○海野徹君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を平成十五年度から平成十九年度まで、五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、自動車排出ガスと健康被害との因果関係、未認定患者の実態と新たな被害者救済制度の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十三
賛成　二百三十三
反対　○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一四　社会資本整備重点計画法案

日程第一五　社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤井俊男君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔藤井俊男君登壇、拍手〕

○藤井俊男君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、社会資本整備重点計画法案は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講じようとするものであります。

次に、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成十五年度以降五か年間講ずることとするとともに、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止するなど、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、二法律案提出の背景とその目的、縦割り行政の是正と長期計画の一本化、重点計画で定める事項の具体的内容とその実績評価の在り方、計画策定に当たっての国民の意見の反映並びに社会資本整備事業に対する地域住民等の理解と協力の確保方策、計画における国と地方の役割分担、国会の関与の在り方、道路特定財源制度の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して谷林委員より、日本共産党を代表して富樫委員より、二法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一
賛成　百三十五
反対　九十六

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一六　義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長大野つや子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔大野つや子君登壇、拍手〕

○大野つや子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を、その性質にかんがみ、国庫負担の対象外としようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出に至る経緯、義務教育に対する国の責務、一般財源化に伴う財源措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して佐藤理事より、日本共産党を代表して林理事より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　百三十四
反対　九十八

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　この際、日程に追加して、**国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田寛之君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長宮崎秀樹君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔宮崎秀樹君登壇、拍手〕

○宮崎秀樹君　ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵政事業庁の廃止に伴い、国立国会図書館支部郵政事業庁図書館を平成十五年三月三十一日をもって廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一
賛成　二百三十一
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　この際、**参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件**についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　本規程案に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田寛之君）　御異議ないと認めます。

よって、本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議長　倉田　寛之君
副議長　本岡　昭次君

議員

大江　康弘君　渡辺　孝男君
山本　香苗君　森　ゆうこ君
平野　達男君　遠山　清彦君
沢　たまき君　高橋紀世子君
岩本　荘太君　高野　博師君
加藤　修一君　森下　博之君

中島　啓雄君　島袋　宗康君　北岡　秀二君　阿部　正俊君　上杉　光弘君　黒岩　宇洋君　西山登紀子君　林　紀子君
広野ただし君　荒木　清寛君　溝手　顕正君　上野　公成君　岩本　司君　榛葉賀津也君　大脇　雅子君　小川　勝也君
福本　潤一君　松　あきら君　加藤　紀文君　矢野　哲朗君　ツルネン　マルティ君　信田　邦雄君　本田　良一君　高嶋　良充君
山下　栄一君　木村　仁君　太田　豊秋君　吉村剛太郎君　大渕　絹子君　中村　敦夫君　藤井　俊男君　畑野　君枝君
佐々木知子君　平野　貞夫君　尾辻　秀久君　松谷蒼一郎君　若林　秀樹君　辻　泰弘君　大門実紀史君　池田　幹幸君
田村　秀昭君　弘友　和夫君　宮崎　秀樹君　片山虎之助君　大塚　耕平君　松井　孝治君　和田ひろ子君　円　より子君
魚住裕一郎君　山口那津男君　鴻池　祥肇君　月原　茂皓君　伊達　忠一君　段本　幸男君　山本　孝史君　小林　元君
山本　保君　鶴保　庸介君　田中　直紀君　清水嘉与子君　羽田雄一郎君　高橋　千秋君　小池　晃君　富樫　練三君
入澤　肇君　松岡滿壽男君　関谷　勝嗣君　大島　慶久君　谷　博之君　藤原　正司君　岩佐　恵美君　吉川　春子君
山本　正和君　日笠　勝之君　若林　正俊君　久世　公堯君　田浦　直君　山本　一太君　直嶋　正行君　角田　義一君
森本　晃司君　風間　昶君　青木　幹雄君　森山　裕君　佐藤　雄平君　小川　敏夫君　長谷川　清君　千葉　景子君
木庭健太郎君　泉　信也君　森田　次夫君　岩城　光英君　海野　徹君　郡司　彰君　岡崎トミ子君　佐藤　泰介君
山崎　正昭君　西岡　武夫君　福島啓史郎君　野上浩太郎君　櫻井　充君　三浦　一水君　吉岡　吉典君　緒方　靖夫君
田名部匡省君　続　訓弘君　西銘順志郎君　西川きよし君　今泉　昭君　朝日　俊弘君　筆坂　秀世君　市田　忠義君
浜四津敏子君　白浜　一良君　山内　俊夫君　世耕　弘成君　伊藤　基隆君　齋藤　勁君
鶴岡　洋君　草川　昭三君　小林　温君　小林　温君　平田　健二君　小野　清子君
浜田卓二郎君　扇　千景君　近藤　剛君　後藤　博子君　谷林　正昭君　藁科　滿治君
田村耕太郎君　阿南　一成君　脇　雅史君　山下　善彦君　柳田　稔君　川橋　幸子君
佐藤　昭郎君　岸　宏一君　武見　敬三君　山崎　力君　堀　利和君　江本　孟紀君
日出　英輔君　椎名　一保君　国井　正幸君　常田　享詳君　峰崎　直樹君　斎藤　十朗君
柏村　武昭君　吉田　博美君　田村　公平君　鈴木　政二君　簗瀬　進君　広中和歌子君
森元　恒雄君　松山　政司君　亀井　郁夫君　林　芳正君　勝木　健司君　江田　五月君
舛添　要一君　有村　治子君　谷川　秀善君　中原　爽君　北澤　俊美君　奥石　東君
愛知　治郎君　大仁田　厚君　保坂　三蔵君　松村　龍二君　宮本　岳志君　井上　哲士君
加治屋義人君　小泉　顕雄君　野間　赳君　清水　達雄君　又市　征治君　鈴木　寛君
斉藤　滋宣君　加納　時男君　佐藤　泰三君　狩野　安君　紙　智子君　小泉　親司君
有馬　朗人君　市川　一朗君　服部三男雄君　魚住　汎英君　福島　瑞穂君　神本美恵子君
大野つや子君　仲道　俊哉君　河本　英典君　竹山　裕君　山根　隆治君　池口　修次君
山下　英利君　荒井　正吾君　真鍋　賢二君　中曽根弘文君　八田ひろ子君　大沢　辰美君
岩永　浩美君　岩井　國臣君　陣内　孝雄君　山東　昭子君　大田　昌秀君　福山　哲郎君
景山俊太郎君　金田　勝年君　松田　岩夫君　沓掛　哲男君　内藤　正光君　浅尾慶一郎君
中島　眞人君　南野知惠子君　野沢　太三君　桜井　新君　木俣　佳丈君　井上　美代君

国務大臣

内閣総理大臣　小泉純一郎君
総務大臣　片山虎之助君
法務大臣　森山　眞弓君
外務大臣　川口　順子君
財務大臣　塩川正十郎君
文部科学大臣　遠山　敦子君
厚生労働大臣　坂口　力君
農林水産大臣　大島　理森君
経済産業大臣　平沼　赳夫君
国土交通大臣　扇　千景君
環境大臣　鈴木　俊一君
国務大臣（内閣官房長官）（男女共同参画担当大臣）　福田　康夫君
国務大臣（国家公安委員会委員長）（産業再生機構（仮称）担当大臣）　谷垣　禎一君

国務大臣（防衛庁長官）　石破　茂君
国務大臣（沖縄及び北方対策担当大臣）（科学技術政策担当大臣）　細田　博之君
国務大臣（金融担当大臣）（経済財政政策担当大臣）　竹中　平蔵君
国務大臣（規制改革担当大臣）　石原　伸晃君
国務大臣（防災担当大臣）　鴻池　祥肇君

議長の報告事項

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　川橋　幸子君　吉川　春子君
補欠　高橋　千秋君　市田　忠義君

総務委員
辞任　高橋　千秋君　平野　達男君
補欠　川橋　幸子君　渡辺　秀央君

外交防衛委員
辞任　佐藤　昭郎君
補欠　北岡　秀二君

財政金融委員
辞任　風間　昶君　渡辺　秀央君
補欠　山本　保君　平野　達男君

文教科学委員
辞任　北岡　秀二君
補欠　佐藤　昭郎君

厚生労働委員
辞任　山本　保君
補欠　風間　昶君

農林水産委員
辞任　市田　忠義君
補欠　吉川　春子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　後藤　博子君　西田　吉宏君　平野　貞夫君
補欠　森元　恒雄君　段本　幸男君　森　ゆうこ君

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第七号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第二号）
　総務委員会に付託

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第二五号）
　厚生労働委員会に付託

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第二号）審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）審査報告書

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

石綿（アスベスト）ばく露による健康被害への対策に関する質問主意書（井上美代君提出）（第一七号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成十四年の営利企業への就職の承認に関する年次報告を受領した。

同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく平成十四年の官民人事交流に関する年次報告を受領した。

昨二十七日比例代表選出議員田嶋陽子君は、公職選挙法第九十条の規定により退職者となった。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　岡崎トミ子君
補欠　川橋　幸子君

総務委員
辞任　川橋　幸子君
補欠　岡崎トミ子君

財政金融委員
辞任　奥石　東君
補欠　岩本　司君

文教科学委員
辞任　佐藤　昭郎君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
補欠　近藤　剛君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

農林水産委員
辞任　岩本　司君
補欠　奥石　東君

経済産業委員
辞任　郡司　彰君
補欠　佐藤　雄平君

国土交通委員
辞任　藤原　正司君
補欠　峰崎　直樹君

辞任　佐藤　雄平君
補欠　郡司　彰君

国家基本政策委員
辞任　補欠
舛添　要一君　中川　義雄君

予算委員
辞任　補欠
中川　義雄君　舛添　要一君
高橋紀世子君　島袋　宗康君
福島　瑞穂君　大田　昌秀君

決算委員
辞任　補欠
又市　征治君　福島　瑞穂君

行政監視委員
辞任　補欠
近藤　剛君　佐藤　昭郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　補欠
段本　幸男君　西田　吉宏君
森元　恒雄君　後藤　博子君
森　ゆうこ君　平野　貞夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会
理事　辻　泰弘（高橋千秋君の補欠）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（閣法第七号）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（閣法第一〇七号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

法務委員会に付託

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（閣法第七号）

経済産業委員会に付託

同日戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第六号）は、「岡崎トミ子君外十二名発議」が「岡崎トミ子君外十一名発議」に訂正された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）審査報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）審査報告書

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）審査報告書

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆第六号）審査報告書

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）審査報告書

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第二五号）審査報告書

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四三号）審査報告書

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一三号）審査報告書

社会資本整備重点計画法案（閣法第一四号）審査報告書

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第二号）審査報告書

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成十四年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第七号）審査報告書

投票者氏名

平成十五年度一般会計予算

平成十五年度特別会計予算

平成十五年度政府関係機関予算

賛成者（白色票）氏名

一三五名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　泉　信也君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩井　國臣君　岩城　光英君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大島　慶久君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
扇　千景君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
桜井　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君

関谷　勝嗣君　田浦　直君　浜田卓二郎君　浜四津敏子君
田中　直紀君　田村　公平君　日笠　勝之君　弘友　和夫君
田村耕太郎君　伊達　忠一君　福本　潤一君　松　あきら君
竹山　裕君　武見　敬三君　森本　晃司君　山口那津男君
谷川　秀善君　段本　幸男君　山下　栄一君　山本　香苗君
月原　茂皓君　常田　享詳君　山本　保君　渡辺　孝男君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君　西川きよし君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君　反対者（青色票）氏名　九九名
西銘順志郎君　野上浩太郎君　浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
野沢　太三君　野間　赳君　伊藤　基隆君　池口　修次君
南野知惠子君　服部三男雄君　今泉　昭君　岩本　司君
林　芳正君　日出　英輔君　海野　徹君　江田　五月君
福島啓史郎君　保坂　三蔵君　江本　孟紀君　小川　勝也君
真鍋　賢二君　舛添　要一君　小川　敏夫君　大塚　耕平君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君　岡崎トミ子君　勝木　健司君
松村　龍二君　松山　政司君　神本美恵子君　川橋　幸子君
三浦　一水君　溝手　顕正君　木俣　佳丈君　北澤　俊美君
宮崎　秀樹君　森下　博之君　郡司　彰君　小林　元君
森田　次夫君　森元　恒雄君　輿石　東君　佐藤　泰介君
森山　裕君　矢野　哲朗君　佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
山内　俊夫君　山崎　力君　齋藤　勁君　櫻井　充君
山崎　正昭君　山下　英利君　榛葉賀津也君　鈴木　寛君
山下　善彦君　山本　一太君　高嶋　良充君　高橋　千秋君
吉田　博美君　吉村剛太郎君　谷　博之君　谷林　正昭君
若林　正俊君　脇　雅史君　千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君　辻　泰弘君　角田　義一君
加藤　修一君　風間　昶君　内藤　正光君　直嶋　正行君
草川　昭三君　木庭健太郎君　信田　邦雄君　羽田雄一郎君
沢　たまき君　白浜　一良君　長谷川　清君　平田　健二君
高野　博師君　続　訓弘君　広中和歌子君　福山　哲郎君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君　藤井　俊男君　藤原　正司君

堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
藁科　滿治君　井上　哲士君
井上　美代君　池田　幹幸君
市田　忠義君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　筆坂　秀世君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　岩本　荘太君
大江　康弘君　島袋　宗康君
田名部匡省君　田村　秀昭君
高橋紀世子君　西岡　武夫君
平野　貞夫君　平野　達男君
広野ただし君　松岡滿壽男君
森　ゆうこ君　山本　正和君
大脇　雅子君　大田　昌秀君
又市　征治君　大渕　絹子君
黒岩　宇洋君　中村　敦夫君
本岡　昭次君

日程第一　平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第二　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一三二名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
大仁田　厚君　大島　慶久君
太田　豊秋君　大野つや子君
扇　千景君　尾辻　秀久君
加治屋義人君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
杏掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顯雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　近藤　剛君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君

竹山　裕君　武見　敬三君　森本　晃司君　山口那津男君
谷川　秀善君　段本　幸男君　山下　栄一君　山本　香苗君
月原　茂皓君　常田　享詳君　山本　保君　渡辺　孝男君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西銘順志郎君　野上浩太郎君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森元　恒雄君
森山　裕君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君

反対者氏名　一〇〇名

浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君

山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　市田　忠義君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　紙　智子君
小池　晃君　小泉　親司君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
筆坂　秀世君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
岩本　荘太君　大江　康弘君
島袋　宗康君　田名部匡省君
田村　秀昭君　高橋紀世子君
西岡　武夫君　平野　貞夫君
平野　達男君　広野ただし君
松岡滿壽男君　森　ゆうこ君
山本　正和君　大脇　雅子君
大田　昌秀君　福島　瑞穂君
又市　征治君　大渕　絹子君
黒岩　宇洋君　中村　敦夫君
西川きよし君　本岡　昭次君

日程第三　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第四　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一一名

阿南　一成君　阿部　正俊君　荒井　正吾君　有馬　朗人君
愛知　治郎君　青木　幹雄君　有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　近藤　剛君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
月原　茂皓君　常田　享詳君

鶴保　庸介君　　中島　啓雄君
中島　眞人君　　中曽根弘文君
中原　爽君　　仲道　俊哉君
西銘順志郎君　　野上浩太郎君
野沢　太三君　　野間　赳君
南野知惠子君　　服部三男雄君
林　芳正君　　日出　英輔君
福島啓史郎君　　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　　松田　岩夫君
松村　龍二君　　松山　政司君
三浦　一水君　　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　　森下　博之君
森田　次夫君　　森元　恒雄君
森山　裕君　　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　　山崎　力君
山崎　正昭君　　山下　英利君
山下　善彦君　　山本　一太君
吉田　博美君　　吉村剛太郎君
若林　正俊君　　脇　雅史君
浅尾慶一郎君　　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　　池口　修次君
今泉　昭君　　岩本　司君
海野　徹君　　江田　五月君
江本　孟紀君　　小川　勝也君
小川　敏夫君　　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　　勝木　健司君
神本美恵子君　　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　　北澤　俊美君
郡司　彰君　　小林　元君
輿石　東君　　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　　佐藤　雄平君

齋藤　勁君　　櫻井　充君
榛葉賀津也君　　鈴木　寛君
高嶋　良充君　　高橋　千秋君
谷　博之君　　谷林　正昭君
千葉　景子君　　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　　角田　義一君
内藤　正光君　　直嶋　正行君
信田　邦雄君　　羽田雄一郎君
長谷川　清君　　平田　健二君
広中和歌子君　　福山　哲郎君
藤井　俊男君　　藤原　正司君
堀　利和君　　本田　良一君
松井　孝治君　　円　より子君
峰崎　直樹君　　簗瀬　進君
柳田　稔君　　山下八洲夫君
山根　隆治君　　山本　孝史君
和田ひろ子君　　若林　秀樹君
荒木　清寛君　　魚住裕一郎君
加藤　修一君　　風間　昶君
草川　昭三君　　木庭健太郎君
沢　たまき君　　白浜　一良君
高野　博師君　　続　訓弘君
鶴岡　洋君　　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　　浜四津敏子君
日笠　勝之君　　弘友　和夫君
福本　潤一君　　松　あきら君
森本　晃司君　　山口那津男君
山下　栄一君　　山本　香苗君
山本　保君　　渡辺　孝男君
岩本　荘太君　　大江　康弘君
島袋　宗康君　　田名部匡省君
田村　秀昭君　　西岡　武夫君

平野　貞夫君　　平野　達男君
広野ただし君　　松岡滿壽男君
森　ゆうこ君　　山本　正和君
大脇　雅子君　　大田　昌秀君
福島　瑞穂君　　又市　征治君
大渕　絹子君　　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君　　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　二一名

井上　哲士君　　井上　美代君
池田　幹幸君　　市田　忠義君
岩佐　恵美君　　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　　紙　智子君
小池　晃君　　小泉　親司君
大門実紀史君　　富樫　練三君
西山登紀子君　　畑野　君枝君
八田ひろ子君　　林　紀子君
筆坂　秀世君　　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　　吉川　春子君
高橋紀世子君

日程第五　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三〇名

阿南　一成君　　阿部　正俊君
愛知　治郎君　　青木　幹雄君
荒井　正吾君　　有馬　朗人君
有村　治子君　　市川　一朗君
岩井　國臣君　　岩城　光英君
岩永　浩美君　　上杉　光弘君
上野　公成君　　小野　清子君
大島　慶久君　　大野つや子君
扇　千景君　　加藤　紀文君
狩野　安君　　柏村　武昭君
金田　勝年君　　亀井　郁夫君
河本　英典君　　岸　宏一君
久世　公堯君　　沓掛　哲男君
国井　正幸君　　小泉　顯雄君
小斉平敏文君　　小林　温君
後藤　博子君　　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　　斎藤　十朗君
山東　昭子君　　清水嘉与子君
清水　達雄君　　椎名　一保君
陣内　孝雄君　　鈴木　政二君
世耕　弘成君　　関谷　勝嗣君
田浦　直君　　田中　直紀君
田村　公平君　　田村耕太郎君
伊達　忠一君　　竹山　裕君
武見　敬三君　　谷川　秀善君
段本　幸男君　　月原　茂皓君
常田　享詳君　　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　　中島　眞人君
中曽根弘文君　　中原　爽君
仲道　俊哉君　　野上浩太郎君

野間　赳君　南野知惠子君
服部三男雄君　林　芳正君
日出　英輔君　福島啓史郎君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君
矢野　哲朗君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ンルオン　マルティ君

辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　市田　忠義君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　紙　智子君
小池　晃君　小泉　親司君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君

反対者氏名　○名

日程第六　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三二名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　近藤　剛君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
月原　茂皓君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西銘順志郎君　野上浩太郎君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君

三浦　一水君　溝手　顕正君　堀　利和君　本田　良一君　平野　達男君　広野ただし君　沓掛　哲男君　国井　正幸君
宮崎　秀樹君　森下　博之君　松井　孝治君　円　より子君　松岡滿壽男君　森　ゆうこ君　小泉　顕雄君　小斉平敏文君
森田　次夫君　森元　恒雄君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　山本　正和君　大脇　雅子君　小林　温君　後藤　博子君
森山　裕君　矢野　哲朗君　柳田　稔君　山下八洲夫君　大田　昌秀君　福島　瑞穂君　鴻池　祥肇君　近藤　剛君
山内　俊夫君　山崎　力君　山根　隆治君　山本　孝史君　又市　征治君　大渕　絹子君　佐々木知子君　佐藤　昭郎君
山崎　正昭君　山下　英利君　和田ひろ子君　若林　秀樹君　黒岩　宇洋君　中村　敦夫君　佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
山下　善彦君　山本　一太君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君　西川きよし君　本岡　昭次君　斎藤　十朗君　山東　昭子君
吉田　博美君　吉村剛太郎君　加藤　修一君　風間　昶君　清水嘉与子君　達　雄君
若林　正俊君　脇　雅史君　草川　昭三君　木庭健太郎君　椎名　一保君　陣内　孝雄君
浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君　沢　たまき君　白浜　一良君　鈴木　政二君　世耕　弘成君
伊藤　基隆君　池口　修次君　高野　博師君　続　訓弘君　関谷　勝嗣君　田浦　直君
今泉　昭君　岩本　司君　鶴岡　洋君　遠山　清彦君　田中　直紀君　田村　公平君
海野　徹君　江田　五月君　浜田卓二郎君　浜四津敏子君　田村耕太郎君　伊達　忠一君
江本　孟紀君　小川　勝也君　日笠　勝之君　弘友　和夫君　竹山　裕君　武見　敬三君
小川　敏夫君　大塚　耕平君　福本　潤一君　松　あきら君　谷川　秀善君　段本　幸男君
岡崎トミ子君　勝木　健司君　森本　晃司君　山口那津男君　月原　茂皓君　常田　享詳君
神本美恵子君　川橋　幸子君　山下　栄一君　山本　香苗君　有馬　朗人君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君　山本　保君　渡辺　孝男君　市川　一朗君　中島　眞人君　中曽根弘文君
郡司　彰君　小林　元君　井上　哲士君　井上　美代君　岩井　國臣君　中原　爽君　仲道　俊哉君
奥石　東君　佐藤　泰介君　池田　幹幸君　市田　忠義君　岩永　浩美君　西銘順志郎君　野上浩太郎君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君　岩佐　恵美君　緒方　靖夫君　上杉　光弘君　野沢　太三君　野間　赳君
齋藤　勁君　櫻井　充君　大沢　辰美君　紙　智子君　小野　清子君　南野知惠子君　服部三男雄君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　小池　晃君　小泉　親司君　大島　慶久君　林　芳正君　日出　英輔君
高嶋　良充君　高橋　千秋君　大門実紀史君　富樫　練三君　尾辻　秀久君　福島啓史郎君　保坂　三蔵君
谷　博之君　谷林　正昭君　西山登紀子君　畑野　君枝君　大仁田　厚君　真鍋　賢二君　舛添　要一君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君　八田ひろ子君　林　紀子君　太田　豊秋君　扇　千景君　松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
辻　泰弘君　角田　義一君　筆坂　秀世君　宮本　岳志君　加治屋義人君　加藤　紀文君　松村　龍二君　松山　政司君
内藤　正光君　直嶋　正行君　吉岡　吉典君　吉川　春子君　加納　時男君　狩野　安君　三浦　一水君　溝手　顕正君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君　岩本　荘太君　大江　康弘君　景山俊太郎君　柏村　武昭君　宮崎　秀樹君　森下　博之君
長谷川　清君　平田　健二君　島袋　宗康君　田名部匡省君　片山虎之助君　金田　勝年君　森田　次夫君　森元　恒雄君
広中和歌子君　福山　哲郎君　田村　秀昭君　高橋紀世子君　亀井　郁夫君　河本　英典君　森山　裕君　矢野　哲朗君
藤井　俊男君　藤原　正司君　西岡　武夫君　平野　貞夫君　木村　仁君　北岡　秀二君　岸　宏一君　久世　公堯君　山内　俊夫君　山崎　力君

反対者氏名　○名

日程第七　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三一名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君

山崎　正昭君　山下　英利君　若林　秀樹君　荒木　清寛君　中村　敦夫君　西川きよし君
山下　善彦君　山本　一太君　魚住裕一郎君　加藤　修一君　本岡　昭次君
吉田　博美君　吉村剛太郎君　風間　昶君　草川　昭三君
若林　正俊君　脇　雅史君　木庭健太郎君　沢　たまき君　反対者氏名　〇名
浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君　白浜　一良君　高野　博師君
伊藤　基隆君　池口　修次君　続　訓弘君　鶴岡　洋君　日程第八　漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
今泉　昭君　岩本　司君　遠山　清彦君　浜田卓二郎君　賛成者氏名　二〇五名
海野　徹君　江田　五月君　浜四津敏子君　日笠　勝之君　阿南　一成君　阿部　正俊君
江本　孟紀君　小川　勝也君　弘友　和夫君　福本　潤一君　愛知　治郎君　青木　幹雄君
小川　敏夫君　大塚　耕平君　松　あきら君　森本　晃司君　荒井　正吾君　有馬　朗人君
岡崎トミ子君　勝木　健司君　山口那津男君　山下　栄一君　有村　治子君　市川　一朗君
神本美恵子君　川橋　幸子君　山本　香苗君　山本　保君　入澤　肇君　岩井　國臣君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君　渡辺　孝男君　井上　哲士君　岩城　光英君　岩永　浩美君
郡司　彰君　小林　元君　井上　美代君　池田　幹幸君　上杉　光弘君　上野　公成君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君　市田　忠義君　岩佐　恵美君　魚住　汎英君　小野　清子君
齋藤　勁君　櫻井　充君　緒方　靖夫君　大沢　辰美君　尾辻　秀久君　大島　慶久君
榛葉賀津也君　高嶋　良充君　紙　智子君　小池　晃君　大仁田　厚君　大野つや子君
高橋　千秋君　谷　博之君　小泉　親司君　大門実紀史君　太田　豊秋君　扇　千景君
谷林　正昭君　千葉　景子君　富樫　練三君　西山登紀子君　加治屋義人君　加藤　紀文君
ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君　畑野　君枝君　八田ひろ子君　加納　時男君　狩野　安君
角田　義一君　内藤　正光君　林　紀子君　筆坂　秀世君　景山俊太郎君　柏村　武昭君
直嶋　正行君　信田　邦雄君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君　片山虎之助君　金田　勝年君
羽田雄一郎君　長谷川　清君　吉川　春子君　岩本　荘太君　亀井　郁夫君　河本　英典君
平田　健二君　広中和歌子君　大江　康弘君　島袋　宗康君　木村　仁君　岸　宏一君
福山　哲郎君　藤井　俊男君　田名部匡省君　田村　秀昭君　北岡　秀二君　久世　公堯君
藤原　正司君　堀　利和君　高橋紀世子君　西岡　武夫君　沓掛　哲男君　国井　正幸君
本田　良一君　松井　孝治君　平野　貞夫君　平野　達男君　小泉　顕雄君　小斉平敏文君
円　より子君　峰崎　直樹君　広野ただし君　松岡滿壽男君　小林　温君　後藤　博子君
簗瀬　進君　柳田　稔君　森　ゆうこ君　山本　正和君　鴻池　祥肇君　近藤　剛君
山下八洲夫君　山根　隆治君　大脇　雅子君　大田　昌秀君　佐々木知子君　佐藤　昭郎君
山本　孝史君　和田ひろ子君　福島　瑞穂君　又市　征治君　佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君

斎藤　十朗君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
月原　茂皓君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西銘順志郎君　野上浩太郎君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森元　恒雄君
森山　裕君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君

海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　藤原　正司君
堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君

浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
岩本　荘太君　島袋　宗康君
田名部匡省君　田村　秀昭君
西岡　武夫君　平野　貞夫君
平野　達男君　広野ただし君
松岡滿壽男君　森　ゆうこ君
山本　正和君　大脇　雅子君
福島　瑞穂君　又市　征治君
黒岩　宇洋君　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　二三名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　市田　忠義君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　紙　智子君
小池　晃君　小泉　親司君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
筆坂　秀世君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
高橋紀世子君　大田　昌秀君
中村　敦夫君

日程第九　恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一九四名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君

武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
仲道　俊哉君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
服部三男雄君　林　芳正君
日出　英輔君　福島啓史郎君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　彰君

小林　元君　　奥石　東君　　黒岩　宇洋君　　中村　敦夫君
佐藤　泰介君　　佐藤　道夫君　　西川きよし君　　本岡　昭次君
佐藤　雄平君　　齋藤　勁君
櫻井　充君　　榛葉賀津也君　　反対者氏名　三七名
鈴木　寛君　　高嶋　良充君　　井上　哲士君　　井上　美代君
高橋　千秋君　　谷　博之君　　池田　幹幸君　　市田　忠義君
谷林　正昭君　　千葉　景子君　　岩佐　恵美君　　緒方　靖夫君
ジョン・アルティ君　　辻　泰弘君　　大沢　辰美君　　紙　智子君
角田　義一君　　内藤　正光君　　小池　晃君　　小泉　親司君
直嶋　正行君　　信田　邦雄君　　大門実紀史君　　富樫　練三君
羽田雄一郎君　　長谷川　清君　　西山登紀子君　　畑野　君枝君
平田　健二君　　広中和歌子君　　八田ひろ子君　　林　紀子君
福山　哲郎君　　藤井　俊男君　　筆坂　秀世君　　宮本　岳志君
藤原　正司君　　堀　利和君　　吉岡　吉典君　　吉川　春子君
本田　良一君　　松井　孝治君　　岩本　荘太君　　大江　康弘君
円　より子君　　峰崎　直樹君　　島袋　宗康君　　田名部匡省君
簗瀬　進君　　柳田　稔君　　田村　秀昭君　　高橋紀世子君
山下八洲夫君　　山根　隆治君　　西岡　武夫君　　平野　貞夫君
山本　孝史君　　和田ひろ子君　　平野　達男君　　広野ただし君
若林　秀樹君　　荒木　清寛君　　松岡滿壽男君　　森　ゆうこ君
魚住裕一郎君　　加藤　修一君　　山本　正和君　　大脇　雅子君
風間　昶君　　草川　昭三君　　大田　昌秀君　　福島　瑞穂君
木庭健太郎君　　沢　たまき君　　又市　征治君
白浜　一良君　　高野　博師君
続　訓弘君　　鶴岡　洋君
遠山　清彦君　　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　　日笠　勝之君
弘友　和夫君　　福本　潤一君
松　あきら君　　森本　晃司君
山口那津男君　　山下　栄一君
山本　香苗君　　山本　保君
渡辺　孝男君　　大渕　絹子君

日程第一〇　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二三二名

阿南　一成君　　阿部　正俊君　　岩城　光英君　　岩永　浩美君
愛知　治郎君　　青木　幹雄君　　上杉　光弘君　　上野　公成君
荒井　正吾君　　有馬　朗人君　　魚住　汎英君　　小野　清子君
有村　治子君　　市川　一朗君　　尾辻　秀久君　　大島　慶久君
入澤　肇君　　岩井　國臣君　　大仁田　厚君　　大野つや子君
太田　豊秋君　　扇　千景君
加治屋義人君　　加藤　紀文君
加納　時男君　　狩野　安君
景山俊太郎君　　柏村　武昭君
金田　勝年君　　亀井　郁夫君
河本　英典君　　木村　仁君
岸　宏一君　　北岡　秀二君
久世　公堯君　　沓掛　哲男君
国井　正幸君　　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　　小林　温君
後藤　博子君　　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　　斎藤　十朗君
桜井　新君　　山東　昭子君
清水嘉与子君　　清水　達雄君
椎名　一保君　　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　　田浦　直君
田中　直紀君　　田村　公平君
田村耕太郎君　　伊達　忠一君
竹山　裕君　　武見　敬三君
谷川　秀善君　　段本　幸男君
月原　茂皓君　　常田　享詳君
鶴保　庸介君　　中島　啓雄君
中島　眞人君　　中曽根弘文君
中原　爽君　　仲道　俊哉君
西銘順志郎君　　野上浩太郎君
野沢　太三君　　野間　赳君
南野知惠子君　　服部三男雄君
林　芳正君　　日出　英輔君
福島啓史郎君　　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　　松田　岩夫君
松村　龍二君　　松山　政司君
三浦　一水君　　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　　森下　博之君
森田　次夫君　　森元　恒雄君
森山　裕君　　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　　山崎　力君
山崎　正昭君　　山下　英利君
山下　善彦君　　山本　一太君
吉田　博美君　　吉村剛太郎君
若林　正俊君　　脇　雅史君
浅尾慶一郎君　　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　　池口　修次君
今泉　昭君　　岩本　司君
海野　徹君　　江田　五月君
江本　孟紀君　　小川　勝也君
小川　敏夫君　　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　　勝木　健司君
神本美恵子君　　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　　北澤　俊美君
郡司　彰君　　小林　元君
奥石　東君　　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　　櫻井　充君
榛葉賀津也君　　鈴木　寛君
高嶋　良充君　　高橋　千秋君

谷　博之君　谷林　正昭君　西山登紀子君　畑野　君枝君　日出　英輔君　福島啓史郎君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君　八田ひろ子君　林　紀子君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
辻　泰弘君　角田　義一君　筆坂　秀世君　宮本　岳志君　舛添　要一君　松谷蒼一郎君
内藤　正光君　直嶋　正行君　吉岡　吉典君　吉川　春子君　松田　岩夫君　松村　龍二君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君　岩本　荘太君　大江　康弘君　松山　政司君　三浦　一水君
長谷川　清君　平田　健二君　島袋　宗康君　田名部匡省君　溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
広中和歌子君　福山　哲郎君　田村　秀昭君　高橋紀世子君　森下　博之君　森田　次夫君
藤井　俊男君　藤原　正司君　西岡　武夫君　平野　貞夫君　森元　恒雄君　森山　裕君
堀　利和君　本田　良一君　平野　達男君　広野ただし君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君
松井　孝治君　円　より子君　松岡滿壽男君　森　ゆうこ君　山崎　力君　山崎　正昭君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君　山本　正和君　大脇　雅子君　山下　英利君　山下　善彦君
柳田　稔君　山下八洲夫君　大田　昌秀君　福島　瑞穂君　山本　一太君　吉田　博美君
山根　隆治君　山本　孝史君　又市　征治君　大渕　絹子君　吉村剛太郎君　若林　正俊君
和田ひろ子君　若林　秀樹君　黒岩　宇洋君　中村　敦夫君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君　西川きよし君　本岡　昭次君　朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
加藤　修一君　風間　昶君　木庭健太郎君　白浜　一良君　池口　修次君　今泉　昭君
草川　昭三君　木庭健太郎君　続　訓弘君　遠山　清彦君　岩本　司君　海野　徹君
沢　たまき君　白浜　一良君　浜四津敏子君　弘友　和夫君　江田　五月君　江本　孟紀君
高野　博師君　続　訓弘君　日笠　勝之君　松　あきら君　小川　勝也君　岡崎トミ子君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君　福本　潤一君　山口那津男君　大仁田　厚君　大野つや子君　櫻井　充君　榛葉賀津也君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君　森本　晃司君　山本　香苗君　太田　豊秋君　扇　千景君　鈴木　寛君　高嶋　良充君
日笠　勝之君　日程第一一　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　山下　栄一君　青木　幹雄君　加治屋義人君　加藤　紀文君　中曽根弘文君　谷　博之君　千秋君
福本　潤一君　反対者氏名　○名　渡辺　孝男君　有馬　朗人君　加納　時男君　狩野　安君　西銘順志郎君　谷林　正昭君　辻　泰弘君
森本　晃司君　井上　美代君　斎藤　十朗君　柏村　武昭君　野沢　太三君　ツルネン　マルティ君
山下　栄一君　賛成者氏名　二三二名　井上　哲士君　市田　忠義君　山東　昭子君　片山虎之助君　野間　赳君　角田　義一君
山本　保君　阿南　一成君　池田　幹幸君　清水　達雄君　亀井　郁夫君　服部三男雄君
渡辺　孝男君　阿部　正俊君　岩佐　恵美君　陣内　孝雄君　河本　英典君　林　芳正君
井上　美代君　愛知　治郎君　緒方　靖夫君　世耕　弘成君　岸　宏一君
市田　忠義君　青木　幹雄君　大沢　辰美君　田浦　直君　久世　公堯君
岩佐　恵美君　荒井　正吾君　小池　晃君　田村　公平君　国井　正幸君
緒方　靖夫君　有馬　朗人君　福本　潤一君　伊達　忠一君　小泉　顕雄君
大沢　辰美君　有村　治子君　森本　晃司君　武見　敬三君　小林　温君
小池　晃君　市川　一朗君　山下　栄一君　段本　幸男君　後藤　博子君
入澤　肇君　山本　保君　月原　茂皓君　近藤　剛君
岩井　國臣君　井上　哲士君　常田　享詳君　佐々木知子君
岩城　光英君　市田　忠義君　中島　啓雄君　佐藤　泰三君
岩永　浩美君　入澤　肇君　中島　眞人君　佐藤　昭郎君
上杉　光弘君　岩井　國臣君　中原　爽君　斉藤　滋宣君
上野　公成君　岩城　光英君　西銘順志郎君　桜井　新君
小野　清子君　岩永　浩美君　野沢　太三君　清水嘉与子君
大島　慶久君　上杉　光弘君　林　芳正君　椎名　一保君
上野　公成君　鈴木　政二君
小野　清子君　関谷　勝嗣君
魚住　汎英君　田中　直紀君
尾辻　秀久君　田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
月原　茂皓君
鶴保　庸介君
中島　啓雄君
中島　眞人君
中原　爽君
西銘順志郎君
野沢　太三君
南野知恵子君
林　芳正君

直嶋　正行君　信田　邦雄君　吉川　春子君　岩本　荘太君　片山虎之助君　金田　勝年君　溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
羽田雄一郎君　長谷川　清君　大江　康弘君　島袋　宗康君　亀井　郁夫君　河本　英典君　森下　博之君　森田　次夫君
平田　健二君　広中和歌子君　田名部匡省君　田村　秀昭君　木村　仁君　岸　宏一君　森元　恒雄君　森山　裕君
福山　哲郎君　藤井　俊男君　高橋紀世子君　西岡　武夫君　北岡　秀二君　久世　公堯君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君
藤原　正司君　堀　利和君　平野　貞夫君　平野　達男君　沓掛　哲男君　国井　正幸君　山崎　力君　山崎　正昭君
本田　良一君　松井　孝治君　広野ただし君　松岡滿壽男君　小泉　顕雄君　小斉平敏文君　山下　英利君　山下　善彦君
円　より子君　峰崎　直樹君　森　ゆうこ君　山本　正和君　小林　温君　後藤　博子君　山本　一太君　吉田　博美君
簗瀬　進君　柳田　稔君　大脇　雅子君　大田　昌秀君　鴻池　祥肇君　近藤　剛君　吉村剛太郎君　若林　正俊君
山下八洲夫君　山根　隆治君　福島　瑞穂君　又市　征治君　佐々木知子君　佐藤　昭郎君　浅尾慶一郎君　浅尾慶一郎君
山本　孝史君　和田ひろ子君　黒岩　宇洋君　中村　敦夫君　小泉　顕雄君　斉藤　滋宣君　朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
若林　秀樹君　荒木　清寛君　西川きよし君　本岡　昭次君　斎藤　十朗君　桜井　新君　池口　修次君　今泉　昭君
魚住裕一郎君　加藤　修一君　山東　昭子君　岩本　司君　海野　徹君
風間　昶君　草川　昭三君　清水　達雄君　江田　五月君　江本　孟紀君
木庭健太郎君　沢　たまき君　陣内　孝雄君　小川　勝也君　小川　敏夫君
白浜　一良君　高野　博師君　世耕　弘成君　大塚　耕平君　岡崎トミ子君
続　訓弘君　鶴岡　洋君　田浦　直君　勝木　健司君　神本美恵子君
遠山　清彦君　浜田卓二郎君　田村　公平君　川橋　幸子君　木俣　佳丈君
浜四津敏子君　日笠　勝之君　伊達　忠一君　北澤　俊美君　郡司　彰君
弘友　和夫君　福本　潤一君　武見　敬三君　小林　元君　奥石　東君
松　あきら君　森本　晃司君　荒井　正吾君　常田　享詳君　月原　茂皓君　谷川　秀善君　竹山　裕君　佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
山口那津男君　山下　栄一君　有村　治子君　中島　啓雄君　鶴保　庸介君　中島　眞人君　佐藤　雄平君　齋藤　勁君
山本　香苗君　山本　保君　市川　一朗君　中曽根弘文君　中原　爽君　櫻井　充君　榛葉賀津也君
渡辺　孝男君　井上　哲士君　入澤　肇君　岩井　國臣君　仲道　俊哉君　西銘順志郎君　鈴木　寛君　高嶋　良充君
井上　美代君　池田　幹幸君　岩城　光英君　岩永　浩美君　野上浩太郎君　野沢　太三君　高橋　千秋君　谷　博之君
市田　忠義君　岩佐　恵美君　上杉　光弘君　上野　公成君　野間　赳君　南野知惠子君　谷林　正昭君　千葉　景子君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君　魚住　汎英君　小野　清子君　服部三男雄君　林　芳正君　ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君
紙　智子君　小池　晃君　尾辻　秀久君　大島　慶久君　日出　英輔君　福島啓史郎君　角田　義一君　内藤　正光君
小泉　親司君　大門実紀史君　大仁田　厚君　大野つや子君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　直嶋　正行君　信田　邦雄君
富樫　練三君　西山登紀子君　太田　豊秋君　扇　千景君　舛添　要一君　松谷蒼一郎君　羽田雄一郎君　長谷川　清君
畑野　君枝君　八田ひろ子君　加治屋義人君　加藤　紀文君　松田　岩夫君　松村　龍二君　平田　健二君　広中和歌子君
林　紀子君　筆坂　秀世君　加納　時男君　狩野　安君　松山　政司君　三浦　一水君　福山　哲郎君　藤井　俊男君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君　景山俊太郎君　柏村　武昭君　藤原　正司君　堀　利和君

日程第一二　平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

反対者氏名　○名

賛成者氏名　一九四名

阿南　一成君　阿部　正俊君　青木　幹雄君　有馬　朗人君　市川　一朗君　岩井　國臣君　岩永　浩美君　上野　公成君　小野　清子君　大島　慶久君　大野つや子君　扇　千景君　加藤　紀文君　加納　時男君　狩野　安君　柏村　武昭君　片山虎之助君　亀井　郁夫君　河本　英典君　木村　仁君　北岡　秀二君　久世　公堯君　国井　正幸君　小泉　顕雄君　後藤　博子君　佐藤　泰三君　斎藤　十朗君　清水　達雄君　椎名　一保君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　田浦　直君　田村　公平君　田村耕太郎君　竹山　裕君　谷川　秀善君　月原　茂皓君　鶴保　庸介君　中島　眞人君　中原　爽君　西銘順志郎君　野沢　太三君　野間　赳君　南野知惠子君　林　芳正君　福島啓史郎君　真鍋　賢二君　松谷蒼一郎君　松村　龍二君　三浦　一水君　松田　岩夫君　松山　政司君　宮崎　秀樹君　森下　博之君　森田　次夫君　森山　裕君　森元　恒雄君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山崎　力君　山崎　正昭君　山下　英利君　山下　善彦君　山本　一太君　吉田　博美君　若林　正俊君　浅尾慶一郎君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　海野　徹君　江本　孟紀君　小川　勝也君　小川　敏夫君　岡崎トミ子君　神本美恵子君　木俣　佳丈君　郡司　彰君　奥石　東君　佐藤　道夫君　齋藤　勁君　榛葉賀津也君　高嶋　良充君　谷　博之君　千葉　景子君　辻　泰弘君　内藤　正光君　信田　邦雄君　長谷川　清君　広中和歌子君　藤井　俊男君　堀　利和君

本田　良一君　松井　孝治君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
高橋紀世子君　松岡滿壽男君
西川きよし君　本岡　昭次君

反対者氏名　三七名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　市田　忠義君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　紙　智子君
小池　晃君　小泉　親司君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
筆坂　秀世君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
岩本　荘太君　大江　康弘君

島袋　宗康君　田村　秀昭君
西岡　武夫君　平野　貞夫君
平野　達男君　広野ただし君
森　ゆうこ君　山本　正和君
大脇　雅子君　大田　昌秀君
福島　瑞穂君　又市　征治君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君

日程第一三　公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三三名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君

小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　近藤　剛君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
仲道　俊哉君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　林　芳正君
服部三男雄君　福島啓史郎君
日出　英輔君　直嶋　正行君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君

山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小林　元君　輿石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
櫻井　充君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君
角田　義一君　内藤　正光君
直嶋　正行君　信田　邦雄君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
平田　健二君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
藤原　正司君　堀　利和君
本田　良一君　松井　孝治君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　荒木　清寛君

魚住裕一郎君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
続　訓弘君　鶴岡　洋君
遠山　清彦君　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　福本　潤一君
松　あきら君　森本　晃司君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　保君
渡辺　孝男君　井上　哲士君
井上　美代君　池田　幹幸君
市田　忠義君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　筆坂　秀世君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　岩本　荘太君
大江　康弘君　島袋　宗康君
田名部匡省君　田村　秀昭君
高橋紀世子君　西岡　武夫君
平野　貞夫君　平野　達男君
広野ただし君　松岡滿壽男君
森　ゆうこ君　山本　正和君
大脇　雅子君　大田　昌秀君
福島　瑞穂君　又市　征治君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君　西川きよし君

本岡　昭次君

反対者氏名　○名

日程第一四　社会資本整備重点計画法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一五　社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一三五名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　加治屋義人君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顯雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
桜井　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
月原　茂皓君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西銘順志郎君　野上浩太郎君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森元　恒雄君
森山　裕君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　佐藤　雄平君

荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
高橋紀世子君　松岡滿壽男君
西川きよし君

反対者氏名

浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　齋藤　勁君
櫻井　充君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君

九六名

ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君
角田　義一君　内藤　正光君
直嶋　正行君　信田　邦雄君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
平田　健二君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
藤原　正司君　堀　利和君
本田　良一君　松井　孝治君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　井上　哲士君
井上　美代君　池田　幹幸君
市田　忠義君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小池　晃君
小泉　親司君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　筆坂　秀世君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　岩本　荘太君
大江　康弘君　島袋　宗康君
田名部匡省君　田村　秀昭君
西岡　武夫君　平野　貞夫君
平野　達男君　広野ただし君
森　ゆうこ君　山本　正和君
大脇　雅子君　大田　昌秀君
福島　瑞穂君　又市　征治君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君　本岡　昭次君

日程第一六　義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一三四名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
北岡　秀二君　久世　公堯君
沓掛　哲男君　国井　正幸君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
鴻池　祥肇君　近藤　剛君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　斉藤　滋宣君
斎藤　十朗君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
仲道　俊哉君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知恵子君
服部三男雄君　林　芳正君
日出　英輔君　福島啓史郎君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森元　恒雄君　森山　裕君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　風間　昶君
草川　昭三君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
高橋紀世子君　西川きよし君

反対者氏名　九八名

浅尾慶一郎君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　勝也君
小川　敏夫君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　谷林　正昭君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
内藤　正光君　直嶋　正行君
信田　邦雄君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　平田　健二君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　藤原　正司君

堀　利和君　本田　良一君
松井　孝治君　円　より子君
峰崎　直樹君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　市田　忠義君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　紙　智子君
小池　晃君　小泉　親司君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
筆坂　秀世君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
岩本　荘太君　大江　康弘君
島袋　宗康君　田名部匡省君
田村　秀昭君　西岡　武夫君
平野　貞夫君　平野　達男君
広野ただし君　松岡滿壽男君
森　ゆうこ君　山本　正和君
大脇　雅子君　大田　昌秀君
福島　瑞穂君　又市　征治君
大渕　絹子君　黒岩　宇洋君
中村　敦夫君　本岡　昭次君

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

二三一名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
魚住　汎英君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
北岡　秀二君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顯雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
近藤　剛君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
斉藤　滋宣君　斎藤　十朗君
桜井　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　清水　達雄君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
月原　茂皓君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
西銘順志郎君　野上浩太郎君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　服部三男雄君
林　芳正君　日出　英輔君
福島啓史郎君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森元　恒雄君
森山　裕君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　力君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小林　元君　輿石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
櫻井　充君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷林　正昭君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君
角田　義一君　内藤　正光君
直嶋　正行君　信田　邦雄君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
平田　健二君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
藤原　正司君　堀　利和君
本田　良一君　松井　孝治君
円　より子君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
続　訓弘君　鶴岡　洋君
遠山　清彦君　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　福本　潤一君
松　あきら君　森本　晃司君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　保君
渡辺　孝男君　井上　哲士君
井上　美代君　池田　幹幸君
市田　忠義君　岩佐　恵美君

緒方　靖夫君
紙　　智子君
小泉　親司君
富樫　練三君
畑野　君枝君
林　　紀子君
宮本　岳志君
吉川　春子君
大江　康弘君
田名部匡省君
高橋紀世子君
平野　貞夫君
広野ただし君
森　ゆうこ君
大脇　雅子君
福島　瑞穂君
大渕　絹子君
中村　敦夫君
本岡　昭次君

大沢　辰美君
小池　　晃君
大門実紀史君
西山登紀子君
八田ひろ子君
筆坂　秀世君
吉岡　吉典君
岩本　荘太君
島袋　宗康君
田村　秀昭君
西岡　武夫君
平野　達男君
松岡滿壽男君
山本　正和君
大田　昌秀君
又市　征治君
黒岩　宇洋君
西川きよし君

反対者氏名

○名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十五年三月二十八日

○第百五十六回国会 参議院会議録第十五号（その二）

平成十五年三月二十八日　参議院会議録第十五号（その二）
平成十五年度一般会計予算　平成十五年度特別会計予算　平成十五年度政府関係機関予算　平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案
……三三

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

平成十五年度一般会計予算
平成十五年度特別会計予算
平成十五年度政府関係機関予算

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十八日

予算委員長　陣内　孝雄

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算並びに平成十五年度財政投融資計画は、「官から民へ」、「国から地方へ」の観点に立ち、政策評価の結果を活用して歳出全体にわたる徹底した見直しを行うこととし、(1)一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に十四年度の水準以下に抑制するとともに、「国債発行三十兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、国債発行額を極力抑制する、(2)活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる分野に予算の重点的な配分を行う、(3)民間の潜在的な活力を顕在化させる効果及び雇用創出効果を重視するとともに、改革に伴う影響に対応し、雇用や中小企業のセーフティネットに万全を期す、(4)税制面においては、持続的な経済社会の活性化を実現するため、研究開発・設備投資減税の集中・重点化、相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ等につき所要の措置を一体として講ずること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面では、租税及印紙収入で四十一兆七千八百六十億円の収入を見込むとともに、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債六兆四千二百億円及び「平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律」（仮称）の規定による公債三十兆二百五十億円の収入を予定するほか、税外収入についても、可能な限りその確保を図ることとしている。

歳出面では、財政の持続可能性に対する懸念の増大に鑑み、一層の効率化・質的改善を図ることとしている。

これらの結果、平成十五年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも八十一兆七千八百九十億七千七百六十六万六千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入二百四十四兆九千六百五十三億九千三百四十二万八千円、歳出二百三十一兆三千四百五十億三千六百六万五千円である。

特別会計については、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局の設立に伴い、造幣局特別会計、印刷局特別会計を廃止するほか、日本郵政公社の設立に伴い、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を廃止することから、その数は、交付税及び譲与税配付金特別会計ほか三十一となる。

また、政府関係機関の数は、国民生活金融公庫ほか八で昨年度と同数である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

平成十五年度一般会計予算

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

平成十五年度特別会計予算

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

平成十五年度政府関係機関予算

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

審査報告書

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十六日

財政金融委員長　柳田　稔

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十五年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行により発行することができる特例公債金として、平成十五年度一般会計当初予算の歳入において、三十兆二百五十億円が計上されている。

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成十五年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十五年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成十六年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十五年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附　則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十六日

財政金融委員長　柳田　稔

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、国税に関する制度全般にわたり、政策税制の真に有効な分野への集中、課税の適正化・簡素化、安定的な歳入構造の構築等の共通の視点に基づき、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び情報通信機器等に係る投資促進税制の創設等の研究開発・設備投資の促進のための改正、中小企業技術基盤強化税制の拡充、特定中小会社の特定株式の取得時における投資促進税制の創設等の中小企業等の支援のための改正、相続時精算課税制度の創設、税率構造の見直し等の相続税及び贈与税の改正、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例の創設、上場株式等の配当所得に係る申告不要の特例の適用上限額の撤廃等の金融・証券税制の改正並びに不動産に係る登録免許税の見直し等の土地・住宅税制の改正を行うとともに、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、消費税の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用上限の引下げ並びに総額表示義務規定の創設、酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引上げ、租税条約に基づく情報提供要請に応じるための質問検査権の創設等の措置を講ずるほか、プログラム等準備金制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を一体として講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成十五年度の租税減収見込額は、約一兆五千四百二十三億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一　特定非営利活動法人に対する寄附金税制については、社会的に重要性を増している非営利活動を促進するという趣旨等にかんがみ、今後の検討に当たっても、その実態等を十分踏まえること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実、職場環境の整備及び事務に関する一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月四日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号の三中「（当該受益証券の国外における募集にあっては、当該勧誘に相当するもの）」を削る。

第五条第三項中「、報酬若しくは料金」を削る。

第七条第一項中「掲げる所得」を「定める所得」に改め、同項第四号中「、報酬及び料金並びに」を「及び」に改める。

第十一条の見出しを「（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）」に改め、同条第一項中「、利益の分配並びに報酬及び料金」を「及び利益の分配」に、「若しくは貸付信託」を「又は貸付信託」に改め、「又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」を削り、「若しくは収益の分配又は利益の配当」を「又は収益の分配」に改め、同条第三項中「規定する公益信託」の下に「又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」を、「当該公益信託」の下に「又は当該加入者保護信託」を加え、同条第四項中「公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を加える。

第三十一条第一号中「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）」に改める。

第四十二条第二項中「次に掲げる」を「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「取得し若しくは」を「取得し、若しくは」に、「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第七十四条第二項第六号中「農業者年金基金法」を「独立行政法人農業者年金基金法」に改める。

第八十三条の二第一項中「。）で」を「ものとし、」に改め、「あるもの」の下に「に限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」を加え、同項各号を次のように改める。

一　合計所得金額が四十万円未満である配偶者　三十八万円

二　合計所得金額が四十万円以上七十五万円未満である配偶者　三十八万円からその配偶者の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

三　合計所得金額が七十五万円以上である配偶者　三万円

第百五十七条第一項第二号ハ中「出資金額」の下に「（その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加える。

第百七十四条中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第十号を削り、同条第十一号を同条第十号とする。

第百七十五条第三号を削り、同条第四号中「前条第十一号」を「前条第十号」に改め、同号を同条第三号とする。

第百七十七条を次のように改める。

第百七十七条　削除

第二百十二条第三項中「、報酬若しくは料金」及び「又は第百七十七条第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）」を削る。

第二百十三条第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第二百二十四条の三第二項第五号を次のように改める。

五　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券

第二百四十二条第二号中「第百七十七条第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）、」及び「第百七十七条第二項、」を削る。

別表第一第一号の表中宇宙開発事業団の項、運輸施設整備事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項、勤労者退職金共済機構の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国際交流基金の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、産業基盤整備基金の項、自動車事故対策センターの項、社会福祉・医療事業団の項、新エネルギー・産業技術総合開発機構の項並びに心身障害者福祉協会の項を削り、水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	

別表第一第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項及び通信・放送機構の項を削り、「又はこれに類するもの」を「、国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するもの」に改め、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本障害者雇用促進協会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項、野菜供給安定基金の項及び労働福祉事業団の項を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に、「外国子会社の外国税額（第八十一条の五）」を「外国税額（第八十一条の四の二・第八十一条の五）」に改める。

第二条第十号中「株主等」を「会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）」に改め、「有する株式の総数又は出資の金額の合計額が」を削り、「出資金額」の下に「（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、「以上に相当する会社」を「を超える数の株式又は出資の金額を有する場合におけるその会社」に改め、同条第十二号の八ロ(1)中「見込まれていること」の下に「（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該合併後に当該合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(2)を次のように改める。

(2)　当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該合併後に当該合併法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

第二条第十二号の十一ロ(1)中「移転していること」の下に「（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該分割により当該分割承継法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(2)中「見込まれていること」の下に「（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(3)を次のように改める。

(3)　当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該分割事業が、当該分割後に当該分割承継法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

第二条第十二号の十四ロ(1)中「移転していること」の下に「（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(2)中「見込まれていること」の下に「（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(3)を次のように改める。

(3)　当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

第二条第十七号ワ、第十七号の二及び第十八号ト中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同条第十八号の二中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同号ロ中「益金不算入」の下に「又は第八十一条の四の二（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）」を加え、同号ハ中「同条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額並びに」を削る。

第四条の三第三項中「その承認の処分」を「その承認」に改め、同条第九項中「承認の処分があった場合（前項の規定によりその承認があったものとみなされた場合を含む。）」を「前条の承認を受けた場合」に改め、同項第二号中「特例申請後五月経過日（第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書を提出した日から五月を経過する日をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）」を「前条の承認を受ける日の前日」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該特例申請後五月経過日」を「その承認を受ける日」に改め、同条第十一項中「第一項の」を「同条の」に、「同項」を「第一項」に、「同条の」を「その」に改め、同項第二号中「特例申請後五月経過日まで」を「当該内国法人が前条の承認を受ける日の前日まで」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「前条」を「同条」に、「当該特例申請後五月経過日の属する事業年度」を「当該内国法人がその承認を受ける日の属する当該他の内国法人の事業年度」に改める。

第四条の五第一項中「取消しの処分のあった日の属する連結事業年度開始の日」を「取り消された日」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなったこと。

そのなくなった日

第四条の五第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四　連結子法人の解散　その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）

五　連結子法人（解散したものを除く。）が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったこと（第一号又は第三号に掲げる事実に基因するものを除く。）。　その有しなくなった日

第四条の五第六項中「第四項の申請書を提出した」を削り、「連結事業年度」を「連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）」に改め、同条第七項中「に規定する取消しの処分の手続」を「の取消しの手続」に改める。

第十二条第一項中「特定公益信託」の下に「、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」を加え、同条第二項中「特定公益信託」の下に「、社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託」を加える。

第十四条中「連結法人とする」を「連結法人とし、第十六号にあっては同号に規定する連結親法人とする」に改め、同条第二号中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割以外の分割」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同条第四号中「及び第七号」を「、第七号及び第十八号」に改め、同条第九号中「及び第十三号から第十七号まで」を「、第十三号から第十七号及び第十八号」に、「その終了の日まで」を「その有しなくなった日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日まで」に改め、同条第十二号中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第四条の五第四項の申請書を提出した」を削り、「同条第三項」を「第四条の五第三項」に、「連結事業年度」を「連結親法人事業年度」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「連結子法人」を「連結法人」に、「その取消しの処分のあった日の属する連結事業年度開始の日からその終了の日まで」を「その取り消された日（以下この号におい

て「取消日」という。）の属する連結事業年度開始の日から当該取消日の前日までの期間、当該取消日からその連結事業年度終了の日まで」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六　連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなったことにより連結法人が当該連結親法人のみとなった場合　その連結事業年度開始の日から連結子法人がなくなった日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間及び当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間

第十五条の二第一項中「分割で分社型分割以外の分割を行った場合には、第十四条第十二号」を「分割型分割を行った場合には、第十四条第十二号」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第一号から第四号までに掲げる法人にあってはこれらの号に定める期間（その末日が連結親法人事業年度終了の日である期間を除く。）は連結事業年度に含まないものとし、第五号及び第六号に掲げる法人にあっては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）はこれらの号に定める期間とする。

第十五条の二第一項第二号中「において当該」を「において」に改め、「なった日（」の下に「同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に」を加え、「同項に規定する」を「当該」に改め、「同日の翌日から特例申請後五月経過日までの間に」を削り、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該特例申請後五月経過日」を「当該内国法人がその承認を受けた日」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号中「特例申請後五月経過日（同条第九項第二号に規定する特例申請後五月経過日をいう。以下この項において同じ。）」を「第四条の二の承認を受けた日の前日」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「第四条の二（連結納税義務者）」を「同条」に、「当該特例申請後五月経過日」を「その承認を受けた日」に改め、同号を同項第五号とし、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一　連結親法人事業年度の中途において自己を分割法人とする分割型分割を行った連結法人　その連結親法人事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間

二　連結親法人事業年度の中途において第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人　その連結親法人事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間

三　連結親法人事業年度の中途において解散した連結子法人　その連結親法人事業年度開始の日から解散の日（合併による解散の場合には、合併の日の前日）までの期間

四　連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人（前二号に掲げる法人を除く。）　その連結親法人事業年度開始の日からその有しなくなった日の前日までの期間

第二十三条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払うものを除く。）があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

第四十二条第二項中「次に掲げる」を「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第二項各号」を「第二項」に改める。

第五十二条第八項中「及び第二項」を「、第二項及び第五項」に改める。

第五十七条第二項中「第五項及び第九項」を「以下この条」に、「第七項」を「第六項」に、「第六項又は第十一項」を「第五項又は第九項」に、「第五項及び第十項」を「第四項及び第八項」に改め、「及び第四項」を削り、「第四項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「この条」を「この項及び第九項」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に、「第八十一条の九第六項」を「第八十一条の九第五項」に、「第九項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「、連結親法人事業年度開始の日」を「、連結事業年度終了の日の翌日」に改め、「（連結親法人事業年度開始の日に行うものに限る。）」を削り、「分割法人が連結法人」の下に「（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うものに限る。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項中「又は同項に規定する」を「又は」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額は、ないものとする。

一　連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（次に掲げるものを除く。）を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）

イ　連結親法人事業年度開始の日に行う分割型分割

ロ　連結親法人又は第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人である当該内国法人が最初の連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行う分割型分割

ハ　第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行った同条第一項の申請につき第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行う分割型分割

二　連結子法人である当該内国法人が最初の連結親法人事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人である場合には最初の連結親法人事業年度の翌連結親法人事業年度とし、当該内国法人が連結親法人事業年度において連結親法人との間に第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人（同号に掲げる法人を除く。）である場合には当該完全支配関係を有することとなった日から当該連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。以下この号において「最初連結親法人事業年度」という。）において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を

合併法人とするものに限るものとし、次に掲げるものを除く。）を行った場合の当該合併の日の前日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

イ　最初連結親法人事業年度開始の日に行う合併

ロ　第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人を被合併法人とする合併で最初連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うもの

三　連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度　当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

第五十七条第十一項を削り、同条第十二項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「同項から第三項まで、第五項から第七項まで及び第九項から第十一項まで」を「同項から第九項まで」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十八条第二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に、「第六項」を「第五項」に改め、「及び次項」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「掲げる各事業年度」を「掲げる事業年度」に改め、「（当該各事業年度において第二項の規定により当該内国法人の当該各事業年度前の事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされるものを除く。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（前条第九項第一号イからハまでに掲げるものを除く。）を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

二　連結子法人である当該内国法人が前条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、同号イ及びロに掲げるものを除く。）を行った場合の当該合併の日の前日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

三　連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税の承認の取消しの直前に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人であったものに限る。）についてその解散をした連結子法人の残余財産が分配されたことにより当該連結親法人がその発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合（当該承認を取り消された日から当該残余財産が分配された日まで政令で定める関係が継続していた場合に限る。）の当該法人

第二編第一章第一節第五款第六目の目名を次のように改める。

第六目　分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益

第六十一条の十三の見出しを「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）」に改め、同条第一項中「自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った連結法人」を「第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの期間内に自己を分割法人とする分割型分割を行った連結法人又は当該期間内に自己を被合併法人とする適格合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を合併法人とするものに限る。）を行った連結子法人」に、「分割前事業年度（当該分割型分割又は適格合併」に、「分割前事業年度の」を「分割等前事業年度の」に改め、同条第二項及び第三項中「分割前事業年度」を「分割等前事業年度」に改める。

第六十二条第二項及び第六十二条の二第一項中「分割事業年度」を「分割前事業年度」に改める。

第六十二条の六第一項中「（第十四条第三号及び第十二号（みなし事業年度）の規定その他政令で定める規定を除く。）」を削る。

第六十三条第三項中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改め、「又は譲渡」の下に「（当該販売又は譲渡に伴って同項又は第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）の規定の適用を受けたものに限る。）」を加える。

第六十七条第二項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割型分割」を「当該分割前事業年度」に改め、同項第一号中「分割事業年度」を「分割前事業年度」に改める。

第六十八条第一項中「、報酬若しくは料金」を削る。

第六十九条第五項第三号中「又は各連結事業年度」を「若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」に改める。

第七十条第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改める。

第七十一条第一項中「第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された法人のその取消しの処分があった日又は第四条の五第二項（第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により当該承認を取り消された法人の同項第二号、第四号又は第五号に掲げる事実（同項第四号にあっては、合併による解散を除く。）が生じた日の属する事業年度（その開始の日から六月を経過した日以後にその処分があり、又はその事実が生じた場合のその処分があった日又はその事実が生じた日の属する事業年度に限る。）及び第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開

始の日から六月を経過した日の翌日以後に連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合のその分割の日の前日又は連結子法人が当該連結法人を被合併法人とする合併を行った場合のその合併」を「連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された日の前日の属する事業年度及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行った場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行った場合を除く。）の当該分割型分割」に改める。

第七十二条第三項中「第九項及び第十二項」を「第七項及び第十項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第八十条第一項中「当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度」を「連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）において当該内国法人を分割法人とする分割型分割（第五十七条第九項第一号イ及びハ（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げるものを除く。）を行った場合の当該連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第二号又は第十一項第二号（連結納税の承認の申請）に掲げる法人である場合には、これらの号に規定する事業年度）に、「及び当該内国法人が」を「及び連結子法人である当該内国法人が第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において」に、「合併で、当該内国法人の同項に規定する最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る」を「ものに限るものとし、第五十七条第九項第二号イに掲げるものを除く」に、「当該合併の日の前日」を「当該最初連結親法人事業年度開始の日」に改め、同条第四項中「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を削り、「第五十七条の」を「同条の」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款第三目の目名を次のように改める。

第三目　外国税額

第二編第一章の二第一節第三款第三目中第八十一条の五の前に次の一条を加える。

（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）

第八十一条の四の二　連結法人が第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となった外国法人税の額（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）が減額された場合（当該連結法人が第八十一条の十五第五項に規定する適格組織再編成により同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額が減額された場合を含む。以下この条において同じ。）又は当該連結法人が第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となった外国法人税の額が減額された場合には、その減額された金額のうち第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第八十一条の九第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に改め、同条第二項第一号中「及び次項」を削り、「第七項」を「第六項」に、「同条第六項又は第十一項」を「同条第五項又は第九項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項第一号に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から第四条の三第九項第二号（連結納税の承認の効力）に規定する特例申請後五月経過日までの間に行われたもの」を「分割型分割（第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うもの（前項第二号に規定する連結子法人が行うものを除く。）に、「分割の日」を「分割型分割の日」に、「欠損金額が」を「欠損金額（第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号を次のように改める。

一　連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

第八十一条の九第五項第二号中「分割で分社型分割以外の分割を行つた場合（連結親法人事業年度開始の日に当該分割を行つた場合及び次号に規定する場合を除く。）」を「分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うもの及び合併類似適格分割型分割を除く。）を行つた場合」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に、「第五十七条第七項」を「第五十七条第六項」に改め、「に相当する金額」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　連結法人が当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併類似適格分割型分割が当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人とするものである場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該合併類似適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

第八十一条の九第五項第四号中「連結法人が当該連結法人」を「連結親法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で

当該連結親法人」に、「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改め、「当該連結法人が連結子法人である場合には、連結完全支配関係がある他の連結法人との間で行うものに限るものとし、」を削り、「同じ」を「適格合併等」という」に、「連結法人の」を「連結親法人の」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第五号中「解散の日」の下に「の翌日」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「、第三項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「同項に規定する最初連結親法人事業年度」を「最初の連結事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「同項、第二項、第四項及び第五項」を「同項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とする。

第八十一条の十第一項中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改め、同条第四項中「第四条の五第二項」を「第四条の五第一項」に改める。

第八十一条の十三第二項第三号中「第二十六条第二項」を「第八十一条の四の二（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）」に改める。

第八十一条の十四第一項中「、報酬若しくは料金」を削る。

第八十一条の十五第五項第三号中「又は各事業年度」を「若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度」に改める。

第八十一条の十六第二項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改める。

第八十一条の十九第一項第一号イ中「最初連結親法人事業年度開始の時に当該連結親法人による連結完全支配関係がないものを除く」を「連結親法人及び最初連結親法人事業年度開始の時から当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで継続して当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る」に改め、同条第三項中「承認の取消しの処分があった」を「承認が取り消された」に改め、同条第四項中「連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前連結親法人事業年度」を「連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は当該連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前日の属する事業年度若しくは当該前連結親法人事業年度」に、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、同条第六項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割を」を「当該分割型分割を」に改め、同項第一号中「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同項第二号中「同日」を「当該開始の日」に改める。

第八十一条の二十第三項中「第八十一条の九第七項」を「第八十一条の九第六項」に改める。

第八十一条の二十五第一項中「の連結確定申告書」を「に係る第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書」に改める。

第八十一条の二十八第一項中「当該連結子法人の連結事業年度の期間」を「当該連結子法人と当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある期間内」に改める。

第八十一条の三十一第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同条第三項中「第八十一条の九」を「第八十一条の九第一項」に、「及び同条第五項」を「、同条第四項」に改め、「とされたもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、「各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される」を削り、「の連結確定申告書」を「に係る第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書」に改める。

第八十二条の五第二項中「以上に相当する」を「を超える」に改める。

第八十二条の六第一項及び第百条第一項中「、報酬若しくは料金」を削る。

第百二条第二項中「及び第八項」を削り、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第百二十二条第二項第四号から第七号までを次のように改める。

四　連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行つた場合（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第八号において同じ。）開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度　当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

五　内国法人が第四条の五第二項第四号又は第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）におけるその取り消された日の前日の属する事業年度　当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

六　内国法人が第四条の五第二項各号の規定により第四条の二の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下この号及び次号において「取消日」という。）の属する事業年度　当該取消日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とのうちいずれか早い日

七　前号の内国法人の同号に掲げる事業年度開始の日からその終了の日までの期間が三月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度（取消日以後三月を経過する日までに開始するものに限る。）　当該取消日以後三月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とのうちいずれか早い日

第百二十二条第二項第八号中「事業年度の」を「連結親法人事業年度の」に改める。

第百二十三条第四号中「取消しの処分があつた日」を「取り消された日」に、「青色申告の承認の」を「その」に改める。

第百二十五条第一項中「経過した日の前日とし、同条第二項第七号に規定する法人については同号に定める日」を「経過する日とし、同条第二項第四号又は第五号の内国法人についてはこれらの号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日」に改める。

第百二十七条第一項第五号中「取消しの処分があつた日の属する連結事業年度開始の日」を「取り消された日の前日（当該前日が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日である場合には、その取り消された日）」に改める。

第百三十二条第一項第二号ハ中「出資金額」の下に「（その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加える。

第百四十二条中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改める。

別表第一第一号の表中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、水資

源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。

別表第二第一号の表中宇宙開発事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項を削り、信用保証協会の項の次に次のように加える。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）	生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）
	生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）

別表第二第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項及び通信・放送機構の項を削り、投資者保護基金の項の次に次のように加える。

独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	独立行政法人（別表第一第一号の表に掲げる以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）

別表第二第一号の表中日本障害者雇用促進協会の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、北方領土問題対策協会の項及び野菜供給安定基金の項を削る。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条）」を「第二十条の二）」に、「第二節　贈与税（第二十一条の二―第二十一条の八）」を「第二節　贈与税（第二十一条―第二十一条の八）　第三節　相続時精算課税（第二十一条の九―第二十一条の十八）」に、「及び納付」を「、納付及び還付」に、「第六十七条」を「第六十七条の二」に改める。

第一条及び第一条の二を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この法律は、相続税及び贈与税について、納税義務者、課税財産の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第一条の二　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　扶養義務者　配偶者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条（扶養義務者）に規定する親族をいう。

二　期限内申告書　第五十条第二項の場合を除き、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による申告書をいう。

三　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

四　修正申告書　国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

五　更正　国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

六　決定　国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

第一条の二の次に次の二条を加える。

（相続税の納税義務者）

第一条の三　次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

一　相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二　相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

三　相続又は遺贈によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）

四　贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を取得した個人（前三号に掲げる者を除く。）

（贈与税の納税義務者）

第一条の四　次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

一　贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二　贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

三　贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）

第二条第一項中「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に、「因り」を「より」に改める。

第二条の二第一項中「第一条の二第一号」を「第一条の四第一号又は第二号」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「第一条の二第二号」を「第一条の四第三号」に、「因り」を「より」に改める。

第三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「（遺贈者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第三条の二の見出し中「因り」を「より」に改め、同条中「（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十八条の三第一項」を「第九百五十八条の三第一項（特別縁故者への相続財産の分与）」に、「因り」を「より」に改める。

第四条の前の見出し中「因り」を「より」に改め、同条第一項中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項第三号中「又は」を

「、又は」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に改める。

第五条第一項中「因り」を「より」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第七条中「定が」を「定めが」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改め、「（配偶者及び民法第八百七十七条に規定する親族をいう。以下同じ。）」を削る。

第八条中「支払わないで」を「支払わないで、」に、「引受」を「引受け」に、「因る」を「よる」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に、「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第九条中「外、」を「ほか、」に、「支払わないで」を「支払わないで、」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十条第一項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　第七条の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる金銭については、そのみなされる基因となった財産の種類に応じ、この条に規定する場所

第十条第一項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「第二条第二項」及び「第二条第十三項」の下に「（定義）」を加え、「引受」を「引受け」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　保険金については、その保険の契約に係る保険会社の本店又は主たる事務所の所在

六　退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（政令で定める給付を含む。）については、当該給与を支払った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在

第十条第三項中「贈与者」を「贈与をした者」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第十一条中「本節」を「この節及び第三節」に、「因り」を「より」に、「当該総額」を「当該相続税の総額」に改める。

第十一条の二第一項中「因り」を「より」に、「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に改める。

第十二条第一項第一号中「第七条」の下に「（皇位に伴う由緒ある物）」を加える。

第十三条第一項中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号及び第五号中「外、」を「ほか、」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「同条第一項第三号」を「同号」に改める。

第十四条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「印紙税の税額」を「印紙税その他の公租公課の額」に改める。

第十五条第一項中「以下次条」を「次条」に改め、同条第二項中「第五編第二章」の下に「（相続人）」を加え、同条第三項第一号中「第八百十七条の二第一項」の下に「（特別養子縁組の成立）」を加える。

第十六条中「第九百条」の下に「（法定相続分）」を、「第九百一条」の下に「（代襲相続分）」を加え、「率を」を「税率を」に改め、同条の表を次のように改める。

千万円以下の金額	百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え三億円以下の金額	百分の四十
三億円を超える金額	百分の五十

第十七条中「因り」を「より」に改める。

第十八条中「その者又はその」を「当該被相続人の」に改め、「失ったため」の下に「、代襲して」を加え、「その者の」を「当該被相続人の」に改め、「（当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額を超える場合には、当該割合を乗じて算出した金額）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となっている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となっている場合は、この限りでない。

第十九条の二第一項第二号イ中「第九百条」の下に「（法定相続分）」を加え、同条第三項中「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書（以下「期限後申告書」という。）」を「期限後申告書」に、「同法第十九条第三項に規定する修正申告書（以下「修正申告書」という。）」を「修正申告書」に改め、同条第五項中「国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下「更正」という。）又は同法第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）」を「更正又は決定」に改める。

第十九条の三第一項中「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に改め、「。次条第一項において同じ。」を削り、「第五編第二章」の下に「（相続人）」を加え、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に、「際に第一項」を「際に同項」に改める。

第十九条の四第一項中「取得した者」の下に「（第一条の三第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）」を加える。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「を取得したこと」を「（当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）を取得したこと」に、「財産につき」を「財産（当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）につき」に、「以下第一号及び次項」を「第一号」に改め、同項第一号中「以下」を削り、「因り」を「より」に、「財産の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）から」を「財産（当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）から」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項第二号中「因り」を「より」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二章第二節中第二十一条の二の前に次の一条を加える。

（贈与税の課税）

第二十一条　贈与税は、この節及び次節に定めるところにより、贈与により財産を取得した者に係る贈与税額として計算した金額により、課する。

第二十一条の二第一項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第一号」を「第一条の四第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第二号」を「第一条の四第三号」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第一号及び第二号」を「第一条の四第一号の規定に該当し、かつ、同条第三号の規定に該当する者又は同条第二号の規定に該当し、かつ、同条第三号に」に、「この法律の施行地にあるもの」を「政令で定めるもの」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第二十一条の三第一項第四号中「第七十八条第三項」の下に「（寄付金控除）」を加え、「表彰するものとして」を「表彰するものとして、」に改め、同項第六号中「第百八十九条」の下に「（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）」を加える。

第二十一条の四第一項中「第一条の二第二号」を「第一条の四第二号又は第三号」に改める。

第二十一条の六第二項中「贈与者」を「贈与をした者」に改め、同条第三項及び第四項中「添附」を「添付」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超える金額	百分の五十

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　相続時精算課税

（相続時精算課税の選択）

第二十一条の九　贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十五歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

2　前項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項の期間内に前項に規定する贈与をした者からのその年中における贈与により取得した財産について同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　前項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、当該届出書に係る年分以後、前節及びこの節の規定により、贈与税額を計算する。

4　その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十五歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となったことその他の事由によりその者の推定相続人となったとき（配偶者となったときを除く。）には、推定相続人となった時前にその者からの贈与により取得した財産については、第一項の規定の適用はないものとする。

5　第二項の届出書を提出した者（以下「相続時精算課税適用者」という。）が、その届出書に係る第一項の贈与をした者（以下「特定贈与者」という。）の推定相続人でなくなった場合においても、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産については、第三項の規定の適用があるものとする。

6　相続時精算課税適用者は、第二項の届出書を撤回することができない。

（相続時精算課税に係る贈与税の課税価格）

第二十一条の十　相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、特定贈与者ごとにその年中において贈与により取得した財産の価額を合計し、それぞれの合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

（適用除外）

第二十一条の十一　相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、第二十一条の五から第二十一条の七までの規定は、適用しない。

（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）

第二十一条の十二　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額から、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除する。

一　二千五百万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）

二　特定贈与者ごとの贈与税の課税価格

2　前項の規定は、期限内申告書に同項の規定により控除を受ける金額、既に同項の規定の適用を受けて控除した金額がある場合の控除した金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、第一項の財産について前項の記載がない期限内申告書の提出があった場合において、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

（相続時精算課税に係る贈与税の税率）

第二十一条の十三　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに、第二十一条の十の規定により計算された贈与税の課税価格（前条第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除後の金額）にそれぞれ百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

（相続時精算課税に係る相続税額）

第二十一条の十四　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者及び当該特定贈与

者に係る相続時精算課税適用者の相続税の計算については、同条第一項中「（第十九条、第二十一条の十五又は第二十一条の十六）」と、「同条」とあるのは「これら」とする。

第二十一条の十五　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるもの（第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三、第二十一条の四及び第二十一条の十の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額をもつて、相続税の課税価格とする。

2　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者及び他の者に係る相続税の計算についての第十三条、第十八条、第十九条、第十九条の三及び第二十条の規定の適用については、第十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものをいう。）」と、同条第二号中「財産の価額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額」とする。

3　第一項の場合において、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

第二十一条の十六　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続（当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして第一節の規定を適用する。

2　前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算についての第十八条、第十九条、第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第二十条第一号中「事由により取得した財産」とあるのは「事由により取得した財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、同条第二号中「財産の価額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額」とする。

3　第一項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者が当該特定贈与者の死亡の時において当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第二十条第一号中「事由により取得した財産」とあるのは「事由により取得した財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、同条第二号中「財産の価額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額」とする。

3　第一項の場合において、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

第二十一条の十六　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続（当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして第一節の規定を適用する。

2　前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算についての第十八条、第十九条、第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第二十条第一号中「事由により取得した財産」とあるのは「事由により取得した財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、同条第二号中「財産の価額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額」とする。

3　第一項の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税価格に算入される財産の価額は、同項の贈与の時における価額による。

4　第一項の場合において、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

（相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等）

第二十一条の十七　特定贈与者の死亡以前に当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該相続時精算課税適用者が有していたこの節の規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。ただし、当該相続人のうちに当該特定贈与者がある場合には、当該特定贈与者は、当該納税に係る権利又は義務については、これを承継しない。

2　前項本文の場合において、相続時精算課税適用者の相続人が限定承認をしたときは、当該相続人は、相続により取得した財産（当該相続時精算課税適用者からの遺贈又は贈与により取得した財産を含む。）の限度においてのみ同項の納税に係る権利又は義務を承継する。

3　国税通則法第五条第二項及び第三項（相続による国税の納付義務の承継）の規定は、この条の規定により相続時精算課税適用者の相続人が有することとなる第一項の納税に係る権利又は義務について、準用する。

4　前三項の規定は、第一項の権利又は義務を承継した者が死亡した場合について、準用する。

第二十一条の十八　贈与により財産を取得した者（以下この条において「被相続人」という。）が第二十一条の九第一項の規定の適用を受けることができる場合に、当該被相続人が同条第二項の規定による同項の届出書の提出期限

前に当該届出書を提出しないで死亡したときは、当該被相続人の相続人（当該贈与をした者を除く。以下この条において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（相続人が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、当該届出書を当該被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

2　前項の規定により第二十一条の九第二項の届出書を提出した相続人は、被相続人が有することとなる同条第一項の規定の適用を受けることに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。この場合において、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3　第一項の規定により第二十一条の九第二項の届出書を提出することができる被相続人の相続人が当該届出書を提出しないで死亡した場合には、前二項の規定を準用する。

第二十二条中「定の」を「定めの」に、「外、」を「ほか、」に、「因り」を「より」に改める。

第二十三条中「第二百六十九条ノ二第一項」の下に「（地下又は空中の地上権）」を加え、「掲げる」を「定める」に改める。

第二十四条第一項第三号中「年令」を「年齢」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「受けた」を「受け、」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第四項及び第五項中「基く」を「基づく」に改める。

第二十六条を削る。

第二十六条の二中「因り」を「より」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十六条の三を第二十六条の二とする。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　申告、納付及び還付

第二十七条第一項中「遺贈」の下に「（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。）」を、「取得した者」の下に「及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者」を加え、「その被相続人」を「当該被相続人」に、「第十九条の規定」を「第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定」に、「同条」を「これら」に、「及び第十九条の三から第二十一条まで」を「、第十九条の三から第二十条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」に改め、「その者が」の下に「国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「当該各項」を「これらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「因り」を「より」に、「又は第二項」を「、第二項」に改め、「含む。）」の下に「又は第三項」を加え、「による」を「により」に改め、「すべきもの」の下に「又は提出することができるもの」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「による」を「により」に、「においては」を「には」に、「政令」を「財務省令」に、「を添附しなければ」を「その他財務省令で定める書類を添付しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　相続時精算課税適用者は、第一項の規定により申告書を提出すべき場合のほか、第三十三条の二第一項の規定による還付を受けるため、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る相続税の課税価格、還付を受ける税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

第二十八条第一項中「あるとき」の下に「又は当該財産が第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものであるとき」を、「までに」の下に「国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「による」を「により」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　相続時精算課税適用者が年の中途において死亡した場合に、その年一月一日から死亡の日までに第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得したとき。

第二十八条第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　特定贈与者からの贈与により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を相続時精算課税適用者が取得した場合において、当該特定贈与者が当該贈与をした年の中途において死亡したときは、当該贈与により取得した財産については、第一項の規定は適用しない。

第二十九条第一項中「その者が」の下に「国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項から第五項まで」を「第二十七条第二項及び第四項から第六項まで」に改める。

第三十条中「第四号」を「第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、期限後申告書を提出することができる。

第三十一条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二項中「その者が」の下に「国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加える。

4　第二十八条の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者（贈与税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

第三十二条中「第二十三条第一項」の下に「（更正の請求）」を加え、同条第一号中「第九百四条の二」の下に「（寄与分）」を加え、同条第二号中「第七百八十七条」の下に「（認知の訴え）」を、「第八百九十四条まで」の下に「（推定相続人の廃除等）」を、「第八百八十四条」の下に「（相続回復請求権）」を、「第九百十九条第二項」の下に「（承

認又は放棄の取消し）」を加え、同条第三号を次のように改める。

三　遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。

第三十二条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　前各号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。

第三十三条中「第二十七条から第二十九条までの規定による申告書（第五十条第二項を除き、以下「期限内申告書」という。）」を「期限内申告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付）

第三十三条の二　税務署長は、第二十一条の十五から第二十一条の十八までの規定により相続税額から控除される第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額がある場合において、当該金額を当該相続税額から控除してもなお控除しきれなかった金額があるときは、第二十七条第三項の申告書に記載されたその控除しきれなかった金額（第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税について第二十一条の八の規定の適用を受けた場合にあつては、当該金額から同条の規定により控除した金額を控除した残額）に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日）までの期間とする。

一　前項の申告書が基準日までに提出された場合　その基準日

二　前項の申告書が基準日後に提出された場合　その提出の日

3　第一項の規定は、第二十七条第三項の申告書が提出された場合に限り、適用する。

4　相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき決定があつた場合において、その決定に係る第一項に規定する控除しきれなかつた金額があるときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

5　相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき更正があつた場合において、その更正により第一項に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

6　前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をするのに適することとなつた日（同日前に充当をするのに適することとなつた日）までの期間とする。

一　第四項の規定による還付金　同項の決定があつた日

二　前項の規定による還付金　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ　前項の更正に係る申告書が基準日までに提出された場合　その基準日

ロ　前項の更正に係る申告書が基準日後に提出された場合　その提出の日

ハ　前項の更正が決定に係る更正である場合　その決定があつた日

7　第二項及び前項の基準日とは、第一項の申告書に係る被相続人についての相続の開始があつた日の翌日から十月を経過する日とする。

8　前各項に定めるもののほか、第一項、第四項又は第五項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条第一項中「から相続又は遺贈」の下に「（第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「因り」を「より」に、「互に」を「互いに」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「互に」を「互いに」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第三項中「因る」を「よる」に、「因り」を「より」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改め、「算出した金額」の下に「として政令で定める金額」を加え、「責に」を「責めに」に改める。

第三十五条第二項中「決定又は更正」を「更正又は決定」に改め、同項第二号中「規定する事由に該当する」を「掲げる」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する」を「第二十八条第二項第三号に掲げる」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十八条第二項第二号に掲げる場合において、同号に規定する者が死亡した日の翌日から十月を経過したとき。

第三十五条第三項中「第四号」を「第五号」に、「基き」を「基づき」に、「因り」を「より」に改め、「取得した他の者」の下に「（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「を更正し、又は決定する」を「の更正又は決定をする」に改め、同項第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

4　税務署長は、第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた場合又は既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、その者に係る贈与税の課税価格又は贈与税額の更正又は決定をする。ただし、これらの事由が生じた日から一年を経過した日と次条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）

第三十六条　税務署長は、贈与税について、国

税通則法第七十条（国税の更正、決定等の期間制限）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正若しくは決定（以下この項及び次項において「更正決定」という。）又は賦課決定（同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十一条第一項（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の規定の適用については、同項中「が前条」とあるのは「が前条並びに相続税法第三十六条第一項及び第二項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」と、「、前条」とあるのは「、前条並びに同法第三十六条第一項及び第二項」とする。

一　贈与税についての更正決定　その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

二　前号に掲げる更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等に異動を生ずべき贈与税に係る更正決定　その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

三　前二号に掲げる更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出又はこれらの更正決定若しくは提出に伴い異動を生ずべき贈与税に係る更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴いこれらの贈与税に係る国税通則法第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

2　偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた贈与税（その贈与税に係る加算税を含む。）についての更正決定若しくは賦課決定又は偽りその他不正の行為により国税通則法第二条第九号（定義）に規定する課税期間において生じた同条第六号ハに規定する純損失等の金額が過大にあるものとする同号に規定する納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定又は賦課決定の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一　贈与税に係る更正決定　その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

二　贈与税に係る賦課決定　その納税義務の成立の日

3　第一項の場合において、贈与税に係る国税通則法第七十二条第一項（国税の徴収権の消滅時効）に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項（時効の中断及び停止）の規定の適用がある場合を除き、当該贈与税の申告書の提出期限から一年間は、進行しない。

4　前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「一年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

第三十七条　削除

第三十八条第一項中「第三十五条第二項」の下に「（申告納税方式による国税等の納付）」を加える。

第四十条第二項中「第五十一条第一項」の下に「（担保の変更等）」を、「第二条第十二号」の下に「（定義）」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十一条第一項中「第三十五条第二項」の下に「（申告納税方式による国税等の納付）」を加え、同条第二項中「財産を含む」を「財産を含み、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を除く」に改め、同項第三号中「第二条第四項」及び「第二条第一項」の下に「（定義）」を加え、同条第三項第一号中「第六十六条第一号」の下に「（権利の帰属）」を加え、同項第二号中「第三十三条ノ二」の下に「（短期商工債券の発行）」を加え、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項」の下に「（全国連合会の短期債券の発行）」を加え、同項第四号中「第六十一条の二第一項」の下に「（短期社債に係る特例）」を加え、同項第五号中「第二条第八項」の下に「（定義）」を、「附則第二条第一項」の下に「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）」を、「第一条」の下に「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）」を、「第二条第六項」の下に「（定義）」を加え、同項第六号中「第六十二条の二第一項」の下に「（短期農林債券の発行）」を加え、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第四十二条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「第二項但書」を「第二項ただし書」に改める。

第四十三条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「政令の」を「政令で」に、「但し」を「ただし」に、「供されており」を「供されており」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第五項中「、又は公用」を「又は公用」に、「供されており」を「供されており、」に改め、同条第八項中「あわせて」を「併せて」に、「掲げる日」を「定める日」に改める。

第四十四条中「第四十三条第三項」の下に「（国税の徴収の所轄庁）」を加える。

第四十九条第一項第二号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改め、「財産」の下に「（当該被相続人が贈与をした財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）

第四十九条の二　相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者（以下この項において「他の共同相続人等」という。）がある場合には、当該被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に必要となるときに限り、他の共同相続人等が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は他の共同相続人等が当該被相続人から取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格（当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格）の合計額について、政令で定めるところにより、当該相続に係る被相続人の死亡の時にお

ける住所地その他の政令で定める場所の所轄税務署長に開示の請求をすることができる。

2　前項の請求があった場合には、税務署長は、当該請求をした者に対し、当該請求後二月以内に同項の開示をしなければならない。

第五十条第一項中「第三十一条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「第三十五条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第二項第一号中「第二十条」の下に「（修正申告の効力）」を、「第十七条第二項」の下に「（期限内申告書）」を加え、同項第二号中「第七章まで」の下に「（国税の納付義務の確定等）」を、「第六十一条第一項第一号」の下に「（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）」を、「第三項」の下に「（過少申告加算税）」を加え、同項第三号中「第六十五条」の下に「（無申告加算税）」を加える。

第五十一条第一項中「うちに同法第三十五条第二項」の下に「（申告納税方式による国税等の納付）」を加え、「から同項」に改め、同条第二項中「第六十条第二項」の下に「（延滞税）」を加え、同項第一号イ中「遺贈」の下に「（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。次号イにおいて同じ。）」を加え、「相続開始前三年以内に」を削り、同号ロ中「第四号」を「第五号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第二号に掲げる給与の支給を受けたこと。

第五十一条第三項中「同法第三十五条第二項」を「同項」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十二条第一項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「第三十五条第二項」の下に「（申告納税方式による国税等の納付）」を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改める。

第五十五条中「相続又は包括遺贈により取得した財産に」を「相続若しくは包括遺贈により取得した財産に」に改め、「第九百四条の二」の下に「（寄与分）」を加える。

第五十八条第一項中「管掌する」を「つかさどる」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第五十九条第一項中「左の」を「次の」に、「本項において「営業所等」を「この項において「営業所等」に、「（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した」を「、支給した」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「作製した」を「作成した」に、「掲げる調書」を「定める調書」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「作製して」を「作成して」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項各号に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより同項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもって当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該磁気テープ等は、当該調書とみなす。

第六十条第一項中「同じ。）」の下に「その他の物件」を加え、同条第三項中「呈示」を「提示」に改める。

第六十一条中「遺贈」の下に「（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）」を加え、「因り」を「より」に改め、「取得した者」の下に「（当該被相続人に係る相続時精算課税適用者を含む。）」を加える。

第六十二条第一項中「第一条第一号又は第一条の二第一号」を「第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号」に改め、同条第二項中「第一条第二号又は第一条の二第二号」を「第一条の三第二号若しくは第三号又は第一条の四第二号若しくは第三号」に、「第一条第一号又は第一条の二第一号」を「第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号」に改め、同条第三項中「もつてその」を「もつて、その」に改める。

第六十三条中「第十九条の規定」を「第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定」に、「同条」を「これら」に改める。

第六十四条第二項中「第二条第十号」の下に「（定義）」を加える。

第六十五条第一項中「第二条第六号」の下に「（定義）」を加え、「外、」を「ほか、」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に改める。

第六十六条第一項中「定の」を「定めの」に、「因り」を「より」に、「贈与者」を「贈与をした者」に改め、同条第三項中「第一条」を「第一条の三又は第一条の四」に改め、同条第四項中「第二条第六号」の下に「（定義）」を加え、「因り」を「より」に、「贈与者又は遺贈者」を「贈与又は遺贈をした者」に、「定の」を「定めの」に改める。

第六十七条（見出しを含む。）中「附加税」を「付加税」に改める。

第七章中第六十七条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第六十七条の二　この法律に定めるもののほか、相続時精算課税に係る納税に係る権利又は義務の承継その他相続税及び贈与税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条第二項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に、「こえその」を「超えその」に改める。

第六十九条中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第七十条第一号中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七十二条中「知り得た」を「知ることのできた」に、「窃用した」を「盗用した」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

附則第三項中「因り」を「より」に、「取得した者の」を「取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）の当該」に改め、「第二十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「但し」を「ただし」に、「訴を」を「訴えを」に改める。

（地価税法の一部改正）

第四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一号を加える。

五　独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イ（業務の範囲）の事業

第二十三条第二項中「第二十六条の三第一項」を「第二十六条の二第一項」に改める。

別表第一第二十五号を次のように改める。

二十五　日本原子力研究所が有する土地等（当該法人の地価税に係る場合に限る。）	千分の二

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「土地改良事業」の下に「、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イ若しくは第八号（業務の範囲）に規定する事業」を加える。

第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は」を「別表第一第二号に掲げる」に、「ときは」を「場合には」に、「当該不動産については同表第一第一号㈡の税率欄に掲げる割合から千分の六を控除した割合とし、当該船舶については同表第一第二号㈡」を「同号㈡」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

別表第一第一号㈨イからホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二
所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）又は法人の合併による移転の登記	千分の二
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	千分の二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五
所有権の信託の登記	千分の二
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一
所有権である相続財産の分離の登記	千分の二
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の一

第十七条の二の見出しを「（事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額）」に改め、同条中「農事組合法人」を「事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人」に改める。

第三十一条第三項中「にあつては財務省令で定める書類とし、」を「又は」に改める。

別表第一第一号㈠中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号㈡イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号㈡ロを削り、同号㈡ハ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号㈡ハを同号㈡ロとし、同号㈡ニ中「千分の五十」を「千分の二十」に改め、同号㈡ニを同号㈡ハとし、同号㈢イ中「千分の二十五」を「千分の十」に改め、同号㈢ロ及びハ中「千分の三」を「千分の二」に改め、同号㈢ニ中「千分の二十五」を「千分の十」に改め、同号㈣イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号㈣ロ中「千分の三」を「千分の二」に改め、同号㈧イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号㈧ロ中「千分の三」を「千分の二」に改め、同号㈨を次のように改める。

㈨　仮登記	
イ　所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の二
ロ　所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	
(1)　相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の二
(2)　共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の二
(3)　その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の十
ハ　地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のための仮登記	
(1)　設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の五
(2)　相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の一
(3)　共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の一
(4)　その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の五
ニ　信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	
(1)　所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の二
(2)　所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の一
ホ　相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	

(1)　所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(2)　所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
ヘ　その他の仮登記	不動産の個数	一個につき千円

別表第一第二十二号(一)中「又は第七百五十七条」を削る。

別表第二中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項及び帝都高速度交通営団の項を削り、「として」を「のうち」に改め、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。

別表第三中三の項を削り、三の二の項を三の項とし、八の項を削り、九の項を八の項とし、九の二の項を九の項とし、九の三の項を削り、十九の項を次のように改める。

十九　削除			
十九の二　独立行政法人（別表第二に掲げるものを除き、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないもののうち財務大臣が指定したものに限る。）	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	一　事務所用建物の所有権の取得又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の規定による業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのものとして財務大臣が指定したもの	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三中十九の項の次に次のように加える。

二十の二　農業共済組合及び農業共済組合連合会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　農業災害補償法第九十八条の三十二（損害認定の準則）（同法第百三十二条第一項（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による損害の認定の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三中二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十二の二の項を二十二の項とし、二十三の項の次に次のように加える。

別表第三中二十五の項を削り、二十六の項を二十五の項とする。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第九条から第十一条までの規定中「三千万円」を「千万円」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「三千万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「出資金額の百分の五十以上」を「出資金額（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額」に、「三千万円」を「千万円」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「三千万円」を「千万円」に改める。

第十四条第一項中「又は同法」を「、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める。

第十九条第一項第一号中「第三号」の下に「又は第三号の二」を加え、同項第二号中「第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同項第三号中「短縮する」を「三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　第一号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者　一月一日以後一月ごとに区分した各期間

第十九条第一項第四号中「短縮する」を「三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更する」に改め、同項に次の一号を加える。

四の二　その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの　その事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）

第十九条第二項中「又は第四号」を「から第四号の二まで」に、「個人事業者にあつては提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間を、法人にあつては提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第三号又は第三号の二の規定の適用を受けていない個人事業者が、これらの規定による届出書を提出した場合　提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

二　前項第四号又は第四号の二の規定の適用を受けていない法人が、これらの規定による届出書を提出した場合　提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

三　前項第三号の規定の適用を受けている個人事業者が、同項第三号の二の規定による届出書を提出した場合　提出日の属する同項第三号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

四　前項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の二の規定による届出書を提出した場合　提出日の属する同項第四号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

第十九条第三項中「又は第四号」を「から第四号の二まで」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項第三号から第四号の二までの規定による届出は、その効力を失う。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一　第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から九月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第三号の二の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から十一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合　当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間

二　第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合　当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間

5　第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、これらの規定による届出の効力が生ずる日から二年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者が同項第三号の二又は第四号の二の規定の適用を受けようとする場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）以後でなければ、同項第三号から第四号の二までの規定による届出書（変更に係るものに限る。）又は第三項の届出書を提出することができない。

第三十七条第一項中「二億円」を「五千万円」に改める。

第四十二条第一項中「又は第四号」を「から第四号の二まで」に改め、「課税期間を除く。」の下に「第四項において同じ。」を加え、「三月を経過した日から二月以内に、」を「一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときはその一月未満の期間とし、当該一月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。）につき、当該一月中間申告対象期間の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から二月を経過した日）から二月以内に、それぞれ」に、「百万円以下である場合」を「四百万円以下である場合における当該一月中間申告対象期間について」に改め、同項第一号中「当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日」を「次に掲げる一月中間申告対象期間の区分に応じそれぞれ次に定める日（次項第一号において「確定日」という。）」に、「除し、これに三を乗じて」を「除して」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該課税期間開始の日から同日以後二月を経過した日の前日までの間に終了した一月中間申告対象期間　当該課税期間開始の日から二月を経過した日の前日（当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用がある場合には、同項の規定により当該確定申告書の提出期限とみなされる日）

ロ　イ以外の一月中間申告対象期間　当該一月中間申告対象期間の末日

第四十二条第二項第一号中「課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日」を「一月中間申告対象期間に係る確定日」に改め、「に三を乗じた数」を削り、同項第二号中「同日以後三月を経過した日の前日」を「当該一月中間申告対象期間の末日」に、「除し、これにその合併の日から当該三月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて」を「除して」に改め、同条第三項中「除し、これに三を乗じて」を「除して」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　事業者は、その課税期間開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときはその三月未満の期間とし、当該三月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項において「三月中間申告対象期間」という。）につき、当該三月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合又は当該三月中間申告対象期間が第一項の規定による申告書を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該三月中間申告対象期間については、この限りでない。

一　当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該三月中間申告対象期間の末日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「三月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあるのは「割合に三を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「三月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該三月中間申告対象期間の末日までの期間の月数（当該月数が三を超えるときは、三）を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに三を乗じて」と読み替えるものとする。

第四十二条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者、第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書の提出をしている事業者及び第一項又は第四項の規定による申告書を提出すべき事業者を除く。）」を削り、「六月を経過した日から」を「六月の期間（以下この項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から」に改め、「場合」の下に「又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間について」を加え、同項第一号中「課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日」を「六月中間申告対象期間の末日」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合

において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあるのは「六月」と、「割合」とあるのは「割合に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該六月中間申告対象期間の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに六を乗じて」と読み替えるものとする。

第四十二条第九項を削り、同条第十項を同条第八項とする。

第四十三条第一項中「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に、「事業者がこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間、三月中間申告対象期間又は六月中間申告対象期間（以下この項において「中間申告対象期間」という。）を」に、「、第六項各号又は第八項各号」を「又は第六項各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項に規定する」を「前項に規定する」に、「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十四条中「、第六項各号又は第八項各号」を「又は第六項各号」に改める。

第四十八条中「、第六項第一号又は第八項第一号」を「又は第六項第一号」に改める。

第五十七条第一項中「三千万円」を「千万円」に改める。

第五十九条第一号及び第六十条第八項中「、第六項若しくは第八項」を「若しくは第六項」に改める。

第五章中第六十三条の次に次の一条を加える。

（価格の表示）

第六十三条の二　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

第六十五条中「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に改める。

別表第三第一号の表中宇宙開発事業団の項、運輸施設整備事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項、勤労者退職金共済機構の項並びに空港周辺整備機構の項を削り、健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の次に次のように加える。

原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）

別表第三第一号の表中国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国際交流基金の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、産業基盤整備基金の項、自動車事故対策センターの項、社会福祉・医療事業団の項、新エネルギー・産業技術総合開発機構の項及び心身障害者福祉協会の項を削り、水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	

別表第三第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項、通信・放送機構の項、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本障害者雇用促進協会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項、野菜供給安定基金の項及び労働福祉事業団の項を削る。

（酒税法の一部改正）

第七条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえないもの」を「超えないもの」に改め、同条第六号中「左に」を「次に」に改め、同条第七号中「左に」を「次に」に、「米その他の政令で定める物品」を「麦その他の政令で定める物品」に、「但し」を「ただし」に、「こえないもの」を「超えないもの」に改め、同条第十号及び第十一号中「麦芽」を「麦芽又は麦」に、「発ぼう性」を「発泡性」に改める。

第四条第一項中「掲げるもの」を「定めるもの」に改め、同項の表雑酒の項中「麦芽」を「麦芽又は麦」に改める。

第二十二条第一項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号中「七万九千三百円」を「九万四千六百円」に、「五千二百九十円」を「六千三百七円」に、「四万二千二百七十円」を「五万四百五十一円」に改め、同項第六号イ中「五万六千五百円」を「七万四百七十二円」に改め、同号ロ中「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に、「八千二百二十円」を「八千六百四十四円」に改め、同項第十号イ中「百分の六十七」を「百分の五十」に、「十五万二千七百円」を「十七万八千百二十五円」に、「八万三千三百円」を「十三万四千二百五十円」に改め、同号ハ中「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に、「八千二百二十円」を「八千六百四十四円」に改め、同条第二項の表基準税率の欄中「五万六千五百円」を「七万四百七十二円」に、「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に改める。

第三十条第三項中「移出したとき」の下に「又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したとき」を、「当該移出の日」の下に「又は当該使用の日」を加える。

第四十条から第四十二条までを次のように改める。

第四十条から第四十二条まで　削除

第四十七条第一項中「及び休止、製造見込数量」を「、休止及び終了」に改め、同条第二項中「毎月分」を「その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間（以下この項において「その年度」という。）」に、「毎月末」を「その年度の末日」に、「その月中」を「その年度中」に、「翌

月末日」を「その年度の末日の属する月の翌月末日」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

第五十条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の二項を加える。

2　酒類製造者又は酒母等の製造者は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一　製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。

二　製造場にある酒類が腐敗その他の事由により飲用に供し難くなったとき。

三　製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。

3　前項第二号又は第三号に規定する場合において、酒税の取締り又は保全上必要があると認めるときは、税務署長は、相当の期間を定めて、前項第二号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみの処分を禁止することができる。

第五十三条第五項中「若しくは検定」を削り、同項第一号中「検定前の酒類及び」を削り、同項第二号中「じょうりゆう機」を「蒸留機」に改める。

第五十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「、第三十五条又は第四十二条」を「又は第三十五条」に改め、「又は酒類のかす」を削る。

第五十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第六十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第五十条の二」を「第五十条の二第一項又は第二項」に改める。

（たばこ税法の一部改正）

第八条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三千百二十六円」を「三千五百三十六円」に改め、同条第二項中「六千二百五十二円」を「七千七十二円」に改める。

附則第二条中「千四百八十四円」を「千六百七十九円」に改める。

（石油税法の一部改正）

第九条　石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石油石炭税法

第一条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　石炭　関税定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。）をいう。

第三条中「並びにガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素並びに石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第四条中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第五条第一項及び第三項から第五項までの規定並びに第六条中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第七条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第八条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第九条中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　ガス状炭化水素　一トンにつき千八十円

三　石炭　一トンにつき七百円

第十条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十一条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十二条の見出しを「（戻入れの場合の石油石炭税の控除等）」に改め、同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第六項及び第七項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十三条の見出しを「（移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告）」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第三項中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十四条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同項第一号中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十五条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第三項第二号並びに同条第四項第三号及び第四号中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十六条の見出しを「（移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての石油石炭税の期限内申告による納付等）」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十七条の見出しを「（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等）」に改め、同条第一項中「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第三項中「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十八条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十九条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十条中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第二十一条中「、ガス状炭化水素」の下に「若しくは石炭」を加え、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十三条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十四条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正）

第十条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、火力発電施設」を削り、「等の設置を促進する」を「、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る」に、「及び石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の」を「並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図るための」に改める。

第六条中「四百四十五円」を「三百七十五円」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項、中小企業総合事業団の項及び帝都高速度交通営団の項を削り、「として」を「のうち」に改め、独立行政法人の項の次に次のように加える。

独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）

別表第二中日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農林漁業信用基金の項及び平和祈念事業特別基金の項を削り、「放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）」を「放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）」に改め、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。

別表第三民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第四十条第一項第一号（業務）の業務、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条第一号（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）の業務、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第八条第一号及び第三号から第五号まで（産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務）の業務、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号（産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務）の業務並びに流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四十七条の四第一号（産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務）の業務に関する文書の項を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第七号、第九号（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十二条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号並びに第十三号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務、同法附則第四条（特定産業集積活性化法に係る業務の特例）から第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）までの業務、同法附則第七条第一項（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例）に規定する債務の保証に係る業務及び同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第三十六条（地域振興整備公団法の一部改正）の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九条第一項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務に関する文書
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十三条第一項第一号から第七号まで（業務の範囲）の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第八条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務に関する文書
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書
独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書

別表第三特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務に関する文書の項を次のように改める。

別表第三中農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十八条第一項第二号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削り、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

別表第三独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

独立行政法人情報処理推進機構	

別表第三中「自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第三十一条第一項第三号及び第四号（業務）」を「独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）」に、「自動車事故対策センター又は」を「独立行政法人自動車事故対策機構又は」に、「同法第六十九条第一項第四号（業務の委託）の退職金共済証紙の受払いに関する」を「同法第七十条（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る」に、「勤労者退職金共済機構」を「同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第十九条第一号」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第九条第一号」に、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十七条（保険料に関する経過措置）に規定する保険料の受取書若しくは同法附則第二十条第一項（国庫負担）に規定する旧年金給付、旧脱退一時金及び旧死亡一時金」を「同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付」に、「農業者年金基金又は農業者年金基金法第二十条第一項第二号」を「独立行政法人農業者年金基金又は同法第十条第一項第二号」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の四」を「第九条の五」に、「第二十条」を「第十九条」に、「第二款　準備金（第二十条―第二十一条）　第三款　鉱業所得の課税の特例（第二十二条―第二十四条）」を「第二款　準備金（第二十条―第二十一条）　第三款　技術等海外取引に係る課税の特例（第二十二条―第二十二条の二）　第三款の二　鉱業所得の課税の特例（第二十三条―第二十四条）」に、「第三節　技術等海外取引に係る課税の特例（第五十八条―第五十八条の三）　第三節の二　鉱業所得の課税の特例（第五十八条の二・第五十八条の三）　第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第五十八条・第五十九条）」を「第三節　技術等海外取引に係る課税の特例（第五十八条―第五十八条の三）　第三節の二　鉱業所得の課税の特例（第五十八条の二・第五十八条の三）　第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第五十八条・第五十九条）　第三節の四　連結法人の技術等海外取引に係る課税の特例（第六十八条の六十）」に、「第十二節　削除（第六十八条の六十）」を「第十二節　削除（第六十八条の六十）」に、「第八十七条の六」を「第八十七条の七」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第一条中「石油税」を「石油石炭税」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条第三項第五号中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「第三号」を「第四号」に改める。

第三条の三第六項中「同条第四項」を「同条第二項」に改める。

第五条の二第一項中「）又は適格外国仲介業者から、」を「）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において」に改め、同項第一号中「その振替国債の保有につき、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から、当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける」を「当該」に改め、「利子につき」の下に「最初に」を、「受けようとする」の下に「際、その」を加え、同条第五項第一号中「もの」を「者」に改め、「次号において「振替機関」という。」を削り、同項第二号中「振替機関」を「特定振替機関」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第百六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

第五条の二第九項中「非課税適用申告書の提出をする」を「非課税適用申告書を提出する」に、「提出をする際」を「提出の際」に改め、「非課税適用申告書の提出を受ける」を削り、同条第十項中「当該非課税適用申告書を提出した後、」を「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した」に、「の提出をした」を「を提出した」に、「した申告書を」を「した申告書を、」に、「当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている」を「当該」に改め、同条第十一項中「第九項の」を「第八項及び第九項の」に改め、「において」の下に「、第八項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第十項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは「当該申告書」とを加え、「の提出をする」を「を提出する」に改め、同条第十二項中「提出して振替記載等を受けた振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後」を「提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から」に、「各人別」を「当該非課税適用申告書を提出した者の各人別」に、「これらの振替国債の当該」を「当該振替国債につき」に改め、同条第十三項中「非居住者又は外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて、非課税適用申告書を提出して振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該」を削り、「これらの振替国債につき、」を「非課税適用申告書を提出した者の」に、「により、これらの振替国債」を「により、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた振替国債」に改め、「定める事項を」の下に「当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し」を加え、「当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に」を削り、「これらの振替国債につき帳簿を備え、当該」を「当該振替国債につき帳簿を備え、当該」に改め、同条第十四項中「当該適格外国仲介業者又は当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債につき、振替記載等を受ける」を「当該振替国債に係る当該適格外国仲介業者の前項に規定する」に、「振替国債のその」を「振替国債につきその」に、「）が当該振替国債の振替記載等」を「）が振替記載等」に改め、「（政令で定める期間を含む。）」を削り、同項第一号中「当該振替国債が、」を削り、「公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を加え、「若しくは同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「証券業者等（内国法人に限る。）」の下に「若しくは同条第三項に規定する内国法人」を加え、「されていた国債」を「されていた振替国債」に改め、「において」の下に「これらの者が」を加え、同項第二号中「当該振替国債」を「当該非居住者又は外国法人」に、「もの」を「振替国債」に改め、同項第三号中「非居住者」を「当該非居住者」に改める。

第八条第二項中「証券業者又は」を「証券業者、証券取引清算機関又は」に、「第四項」を「次項及び第五項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「証券業者等」の下に「又は内国法人」を、「第二項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人（金融機関、証券業者等その他政令で定める法人を除くものとし、公社債の主たる取引者として政令で定めるものに限る。第五項において同じ。）が支払を受けるものとして政令で定める公社債の利子で第一項第一号に掲げるものについては、所得税法第百七十四条、第百七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、適用しない。

第八条の二の見出しを「（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）」に改め、同条第一項中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改める。

第八条の三第一項から第三項までの規定中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改め、同条第四項第一号中「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外投資信託等の配当等を有する居住者については、当該国外投資信託等の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一　当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二　当該国外投資信託等の配当等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四　削除

第八条の五を削る。

第八条の六第一項中「平成七年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「（以下」を「（第八条の二第一項各号に掲げる受益証券の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下」に改め、同項各号を次のように改める。

一　内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、十万円）以下であるもの

二　内国法人から支払を受ける上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）のうち、その配当等に係る事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。同号及び第九条の三第一項第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下この号、第五号及び第九条の三第一項第三号において同じ。）。第九条の三第一項第一号において同じ。）の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

三　内国法人から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四　内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等

五　特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき投資口の配当等

第八条の六第二項中「平成七年」を「平成十五年」に改め、同条第三項中「第一項に規定する配当等」を「第一項各号に掲げる配当等のうち政令で定めるもの」に改め、同条を第八条の五とする。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一　第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項第一号に掲げる受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託（次号において「外国投資信託」という。）の受益証券を除く。）の収益の分配に係る配当等

第九条第一項第二号中「国外公募投資信託等」を「国外私募公社債等運用投資信託等」に、「第八条の二第一項第二号に掲げる受益証券（外国投資信託の受益証券に限る。）」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

第九条の二第五項中「第八条の六の」を「第八条の五の」に改め、同項第一号中「第八条の六第一項第一号」を「第八条の五第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八条の六第一項第一号に規定する」を削り、「支払を受ける配当等」を「支払を受けるもの」に改める。

第九条の四第二項中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改め、第二章第一節中同条を第九条の五とする。

第九条の三第二項中「第八条の二第一項第一号」を「第八条の五第一項第三号」に改め、同条を第九条の四とする。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）

第九条の三　平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この条において「配当等」と

いう。）で次に掲げるものに係る同法第百七十条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十二条及び第二百十三条の規定並びに第八条の三第二項及び第三項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第百七十条、第百七十五条第二号、第百七十九条第一号、第百八十二条第二号並びに第二百十三条第一項第一号及び第二項第二号の規定並びに第八条の三第二項第二号並びに前条第一項及び第二項の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一　上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の配当等（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）で、その配当等に係る内国法人の事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人以外の者が支払を受けるもの

二　平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三　平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）の投資口の配当等

2　前項の場合において、同項各号に掲げる配当等が平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第十条第一項中「平成十五年」を「平成十八年」に改め、「所得税の額から」の下に「、政令で定めるところにより、」を加え、「政令で定める金額（以下この項から第六項までにおいて「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の十二」に、「当該事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」を「当該事業所得に係る所得税額」に改め、同条第七項中「第一項又は第二項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「前三項」を「第八項から前項まで」に、「その他同項」を「その他同項から第七項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項及び第三項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第四項又は第六項の規定は、第二項若しくは第三項又は第五項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第四項又は第六項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項又は第六項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第十条第四項を同条第九項とし、同条第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究」を削り、「行う試験研究」の下に「、大学と共同して行う試験研究」を加え、同項に次の四号を加える。

五　試験研究費割合　その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額（その年分及びその年前三年以内の各年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に対する割合をいう。

六　特別共同試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

七　繰越税額控除限度超過額　第四項に規定する個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいう。

八　繰越中小企業者税額控除限度超過額　第六項に規定する個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における中小企業者税額控除限度額のうち、第五項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

第十条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「昭和六十年から平成十五年までの各年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）において、当該各年分（前項の規定の適用を受ける年分を除く。）のうちにその年分」を「その年分（前各項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）」に改め、「のある年分」を削り、「所得税の額から」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「百分の六（平成十年から平成十五年までの各年分については、百分の十）に相当する金額」を「百分の十二に相当する金額（以下この項及び第八項第八号において「中小企業者税額控除限度額」という。）に、「控除する金額が」を「中小企業者税額控除限度額が」に、「事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十五」を「事業所得に係る所得税額の百分の二十」に、「当該控除する金額は、当該百分の十五」を「その控除を受ける金額は、当該百分の二十」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する個人のその年分（第一項から第四項までの規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越中小企業者税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越中小企業者税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年における繰越中小企業者税額控除限度超過額が、

当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7　第二項若しくは第三項に規定する個人の平成十五年から平成十八年までの各年分における第二項、第三項又は第五項の規定の適用については、第二項中「百分の十（」とあるのは「百分の十二（」と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第五項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

第十条第一項の次に次の三項を加える。

2　青色申告書を提出する個人のその年分（前項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第八項第七号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する個人のその年分（第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該年分の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したものをいう。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項第七号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額から所得税額基準控除済金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4　青色申告書を提出する個人のその年分（第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において第二項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同項第二号中「若しくは小売業を営む個人（第十条第二項を「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第十条第五項」に改め、「者に限る。）又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む」を削り、同項第三号中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項に次の一号を加える。

六　次に掲げる個人　それぞれ次に定める機械及び装置

イ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従って同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（ロ又はハに掲げる個人に該当する者を除く。）　当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

ロ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち事業を開始した日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（ハに掲げる個人に該当する者を除く。）　当該事業の用に供される機械及び装置

ハ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人でその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の当該前年分の事業所得の総収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの　機械及び装置

第十条の三第四項中「第十条の五第四項」を「次条第四項」に改め、同条第三項中「第十条の四第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条第十四項第二号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第十一項」を「租税特別措置法第十条の四第十一項」に改め、同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三　第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産にあっては、政令で定める規模のものに限る。以下この項から第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第三号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条におい

て「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第二号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

二　車両及び運搬具（貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

三　政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2　前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第四項、第十条の五第四項又は第十条の六第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価償却資産（第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（その年の前年において同項の規定の適用を受けた減価償却資産をその年において当該個人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該合計額から当該減価償却資産を当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9　第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10　その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計

算）及び租税特別措置法第十条の三第三項から第五項まで（中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11　第四項に規定する減価償却資産につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該個人の営む指定事業の用に供しなくなった場合（事業の廃止、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該減価償却資産につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該指定事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれらの規定の適用がなかったものとし、当該個人は、当該指定事業の用に供しなくなった日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12　前項の規定を適用する場合における同項の指定事業の用に供しなくなった減価償却資産に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第十一項に規定する場合に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであった所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14　第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十条の六を次のように改める。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の六　青色申告書を提出する個人が、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等（情報通信に関する器具及び備品その他の減価償却資産並びにソフトウエアで、財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）で政令で定める規模のもの（以下この項から第四項まで及び第七項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定情報通信機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の五十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定情報通信機器等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定情報通信機器等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定情報通信機器等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定情報通信機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該特定情報通信機器等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この条において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した特定情報通信機器等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合に

は、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（その年の前年において同項の規定の適用を受けたリース情報通信機器等をその年において当該個人の営む事業の用に供しなくなった場合（当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該合計額から当該リース情報通信機器等を当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定情報通信機器等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9　第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10　その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の六第三項から第五項まで（情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11　リース情報通信機器等につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該リース情報通信機器等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該個人の営む事業の用に供しなくなった場合（事業の廃止、当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該リース情報通信機器等につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額については、これらの規定の適用がなかったものとし、当該個人は、当該事業の用に供しなくなった日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12　前項の規定を適用する場合における同項の事業の用に供しなくなったリース情報通信機器等に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第十一項に規定する場合に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであった所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14　第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の六第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十一条第一項中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同項の表の第三号中「百分の十と」を「百分の六と」に改める。

第十一条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「地震防災対策強化地域その他の」を「地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」に改め、「百分の九」の下に「（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を加える。

第十一条の三を次のように改める。

（開発研究用設備の特別償却）

第十一条の三　青色申告書を提出する個人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項において「開発研究」という。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（以下この条において「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業

の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該個人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の五十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける開発研究用設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用設備の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十一条の八第二項中「第十一条の八第一項本文」を「第十一条の八第一項本文」に改め、同条を第十一条の十とする。

第十一条の七第一項中「第二号」を「第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「又は特定家庭用機器再商品化法」を「若しくは特定家庭用機器再商品化法」に改め、「の再商品化」の下に「又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する自動車破砕残さの再資源化」を加え、同条第二項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の九第一項本文」に改め、同条を第十一条の九とする。

第十一条の六第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十一条の六第一項本文」を「第十一条の七第一項本文」に改め、同条を第十一条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（製造過程管理高度化設備等の特別償却）

第十一条の八　青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける製造過程管理高度化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の八第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十一条の五第一項中「第一欄」を「上欄」に、「当該各号の第二欄に掲げる期間内に」を「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に」に、「第三欄」を「中欄」に、「第四欄」を「下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

個人	資産	割合
一　有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する個人	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の六（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）
二　放送番組を制作する事業を営む個人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作に著しく資する設備で政令で定めるもの	百分の十五

第十一条の五第二項中「第十一条の五第一項本文」を「第十一条の六第一項本文」に改め、同条を第十一条の六とする。

第十一条の四第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の五第一項本文」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（事業革新設備の特別償却）

第十一条の四　青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたものが、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この条において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業革新設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事業革新設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたもの

である場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業革新設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）同法第三条第一項に規定する認定（同法第四条第一項の認定を含む。）

二　産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）

三　産業活力再生特別措置法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）

四　産業活力再生特別措置法第八条第一項に規定する事業革新設備導入計画　同項に規定する認定（同法第九条第一項の認定を含む。）

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業革新設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第一項の表の第一号中「百分の九」を「百分の八」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、同表の第三号中「以下この号において同じ。」を削り、「百分の七とし、第一欄に掲げる地区のうち水源地域内において事業の用に供される機械及び装置については百分の十二とする。」を「、百分の七」に改め、同表の第四号中「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を加え、「工場用の建物及びその附属設備」を「建物及びその附属設備で、政令で定めるもの」に改める。

第十二条の二の見出しを「（医療用機器等の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項」を「以下この条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

第十二条の二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける機械及び装置の償却費の額を計算する場合又は」及び「又は同条第二項本文」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「ない病院用」の下に「若しくは診療所用」を、「いた病院用」の下に「又は診療所用」を、「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「病院の」を「病院又は診療所の」に、「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に改め、同条第六項中「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に改める。

第十三条第一項及び第十三条の二第一項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第十三条の三第一項中「、次の各号に規定する認定のあった日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年（第一号に掲げる場合（同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。）については、第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。）の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該各号」を「次の各号」に、「その年の十二月三十一日」を「適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡した日）」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「場合には」を「場合の当該農業経営改善計画（以下この号において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用年にあつては」に、「新たな農業経営改善計画に係る認定の日」を「当該新農業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用開始年の一月一日」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める各年（第一号に定める各年にあつては、同項第一号ニに掲げる要件を満たす場合における第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。）をいう。

一　前項第一号に掲げる場合　同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日の属する年（以下この号において「適用開始年」という。）以後五年以内の各年（その適用開始年が同項第一号の他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年以内の年である同号の新農業経営改善計画にあつては、当該他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年の翌年から当該新農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年までの各年）

二　前項第二号から第四号までに掲げる場合　同項第二号から第四号までに規定する認定のあつた日の属する年以後五年以内の各年

第十四条の見出しを「（優良賃貸住宅等の割増償却等）」に改め、同条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「次項」を「第五項」に、「百分の百四十」を「百分の百三十六」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「又は高齢者向け優良賃貸住宅」を「、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　個人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額の計算上、当該賃貸住宅（当該改良のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項から第五項までにおいて「改良優良賃貸住宅」とい

う。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該改良優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

4　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける改良優良賃貸住宅の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十四条第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十四条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「次項第五号」を「次項第三号」に、「百分の百九」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「（第三号に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号」を「並びに第五号」に改め、同項第二号中「規定する再開発事業」の下に「（政令で定める要件を満たすものに限る。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第十四条の二第二項第四号中「第七条」を「第八条」に、「第二条に規定する特定建築物」を「第二条第三号に規定する特別特定建築物」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条　削除

第十八条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削る。

第十九条第一号中「第十八条」を「第十五条」に改める。

第二十条及び第二十条の二を削る。

第二十条の三第一項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の金属鉱業等鉱害対策特別措置法第一条に規定する金属鉱業等を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡した日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十条の三に次の二項を加える。

7　前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該相続人に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額とみなす。

8　前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二章第二節第二款中第二十条の三を第二十条とする。

第二十条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第二十条の二第五項」を「前条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条の二第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二十条の五第五項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第六項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に改め、同条を第二十条の三とする。

第二十条の六第七項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に改め、同条を第二十条の四とする。

第二十条の七第六項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第七項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の五第一項」に改め、同条を第二十条の五とする。

第二章第二節第三款の款名を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二章第二節第三款の二を同節第三款とする。

第二十二条第六項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第七項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に改める。

第二十三条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により必要経費に算入される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第二十五条第二項中「第四十一条の十五第四項」を「第四十一条の十六第四項」に改める。

第二十四条を削る。

第二十八条の二第一項第四号中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）

第二十八条の二　第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第十九条各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用

を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）については、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を、当該個人のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定によりその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の四第三項第一号を次のように改める。

一　国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）で政令で定めるもの

第三十条の二第一項中「平成十五年」を「平成十七年」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡」を「第五号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するもの」に改め、同項第十三号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「又は第二号」を「、第二号又は第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前二号」を「前三号」に、「第十号から第十三号まで」を「第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「前号、第八号又は第十号から第十三号まで」を「前二号、第九号又は第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「の請求又は」を「若しくは第三項の請求若しくは」に改め、「基づく」の下に「マンション建替事業（」を加え、「の同条第五号」を「をいう。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第五号」に改め、「施行者」の下に「をいう。以下この号において同じ。」を加え、「で、当該譲渡」を「又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同条第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡」に、「当該事業」を「これらのマンション建替事業」に改め、「供されるもの」の下に「（前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第三項中「前項第八号から第十三号まで」を「前項第九号から第十四号まで」に改め、同条第五項中「第二項第八号から第十一号まで」を「第二項第九号から第十二号まで」に、「同項第十二号若しくは第十三号」を「同項第十三号若しくは第十四号」に、「第二項第八号から第十三号まで」を「第二項第九号から第十四号まで」に改め、同条第七項中「第二項第八号から第十三号まで」を「第二項第九号から第十四号まで」に改める。

第三十三条第一項第三号中「緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イ」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」に改める。

第三十三条の二第一項第二号中「緑資源公団法第十八条第一項第八号」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第八号」に改める。

第三十三条の三第一項中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に改める。

第三十四条の二第二項第十一号ニ中「食品流通構造改善促進法」の下に「（平成三年法律第五十九号）」を加え、同項第十九号中「に規定する石油の備蓄」を「の国家備蓄石油の管理」に改め、同項第二十三号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十四条の三第二項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同項第六号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に、「同法第二十二条の四第二項」を「同法第十六条第二項」に、「緑資源公団法第二十二条の三第六項」を「独立行政法人緑資源機構法第十五条第六項」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあっては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に改め、「とする。」」、「、第十九号」及び「買換資産が同表の第十九号の下欄に掲げる資産（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる個人により行われる土地及び建物若しくは構築物又は土地の上に存する権利及び建物若しくは構築物の譲渡であり、かつ、当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合における同号の下欄に掲げる資産に限る。）に該当する場合には、百分の九十。以下この項において同じ。）」を削り、同表の第一号中「及び第三十七条の三」を削り、「いう。以下この表」を「いう。第二十一号」に改め、同表の第十五号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同表の第十九号を次のように改める。

十九	削除

第三十七条第三項及び第四項中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあっては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一

月一日」に、「とする。）の間」を「）の間」に改める。

第三十七条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第三十七条の四中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に改め、「とする。」を削る。

第三十七条の五第二項中「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第二項」に改め、「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に、「とする。）の間」を「）の間」に改め、同条第四項中「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第二項」に改める。

第三十七条の十第一項中「、第六項」を削り、「第十項第五号」を「第七項第五号」に改め、同条第二項中「、第六項」、「第六項において同じ。」及び「（第六項及び次条において「所有期間」という。）」を削り、同条第三項第五号を次のように改める。

五　公社債投資信託以外の証券投資信託（第五項において「株式等証券投資信託」という。）の受益証券及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの（同項において「非公社債等投資信託」という。）の受益証券

第三十七条の十第三項第六号中「第八条の二第一項第三号」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同条第五項中「私募証券投資信託」を「株式等証券投資信託（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）」に、「私募証券投資信託等」を「株式等証券投資信託等」に改め、同条第八項から第九項を同条第六項から第八項までを削り、同条第十項を同条第七項とする。

第三十七条の十一第一項中「及び第三十七条の十三」を「、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三」に改め、「（次項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「この項」を「この項から第三項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第三十七条の十一第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項の規定の」を「前項の規定により適用される第一項の規定の」に、「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第一項又は第二項の」を「第一項の」に、「前条第十項」を「前条第七項」に、「第三十七条の十一第一項又は第二項」を「第三十七条の十一第一項」に改め、「又は同条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「及び当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」を削り、「、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を「又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十七条の十一の三第二項中「第百六十一条の二第一項の規定による信用取引」を「第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）に、「「信用取引」」を「「信用取引等」」に、「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引を」を「信用取引等を」に、「信用取引による」を「信用取引等による」に、「信用取引の」を「信用取引等の」に、「信用取引に係る上場株式等の譲渡」を「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」に改め、同条第三項第一号中「上場株式等及び」を「上場株式等の譲渡及び」に、「信用取引に係る上場株式等の譲渡」を「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」に、「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引に係る口座」を「信用取引等に係る口座」に改め、同項第二号中「信用取引」を「信用取引等」に改め、同項第三号中「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引に」を「信用取引等に」に、「信用取引は」を「信用取引等は」に、「特定信用取引勘定」を「特定信用取引等勘定」に、「信用取引の」を「信用取引等の」に改め、同条第七項中「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「及び次条において同じ」を「において同じ」に、「信用取引」を「信用取引等」に改め、「開設する営業所に」の下に「特定口座源泉徴収選択届出書（」を加え、「（第三項及び次条において「特定口座源泉徴収選択届出書」という。）」を「をいう。」に改め、「行われた当該特定口座」の下に「（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）」を加え、「譲渡又は当該特定口座」を「譲渡又は当該源泉徴収選択口座」に、「特定口座内調整所得金額」を「源泉徴収選択口座内調整所得金額」に、「月の翌月十日」を「年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「特定口座内調整所得金額」を「源泉徴収選択口座内調整所得金額」に、「特定口座に」を「源泉徴収選択口座に」に、「信用取引」を「信用取引等」に改め、「以下この項」の下に「から第五項まで」を加え、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額」を「第一号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）に改め、「及び次項第二号」を削り、「次号イ及び同項第二号」を「同号イ」に、「次号ロ及び同項第二号」を「同号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している証券業者は、当該源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

5　前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に対象譲渡等を行つたときは、当該対象譲渡等により生じた同項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第三十七条の十一の四第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項の居住者又は国

内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

8　証券業者は、その年において当該証券業者に開設されていた特定口座が源泉徴収選択口座である場合には、その年の当該源泉徴収選択口座に係る前条第七項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

第三十七条の十一の五第一項中「前条第一項の規定の適用につき特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座（以下この項において「選択口座」という。）」を「源泉徴収選択口座」に、「選択口座に」を「源泉徴収選択口座に」に改め、「又は第二項」を削り、「第三十七条の十三第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「選択口座（」を「源泉徴収選択口座（」に、「選択口座を」を「源泉徴収選択口座を」に、「選択口座。」を「源泉徴収選択口座。」に、「信用取引」を「信用取引等」に改める。

第三十七条の十二第一項中「第三十七条の十第十項第五号」を「第三十七条の十第七項第五号」に改め、同条第四項中「第十項（」を「第七項（」に、「同条第十項第三号」を「同条第七項第三号」に改める。

第三十七条の十二の二第一項中「次条第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同条第四項中「第十項」を「第七項」に、「第七項」を「第五項」に改め、「及び第二項」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

第三十七条の十三を次のように改める。

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三　平成十五年四月一日以後に、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定中小会社」という。）の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定株式」という。）を払込み（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次条及び第三十七条の十三の三において同じ。）が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）が当該合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額）を控除する。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象特定株式の取得に要した金額、適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十三の次に次の二条を加える。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第三十七条の十三の二　特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日の前日までの期間（第五項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一　当該払込みにより取得をした特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が結了したこと。

二　前号に掲げる事実に類する事実として政令で定めるもの

2　前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　確定申告書（第七項において準用する第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する

場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5　前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の親族その他の特別の関係がある者に対してする譲渡その他の政令で定めるものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

6　第三十七条の十二の二第三項、第四項及び第六項の規定は、第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の規定」と、「前項」とあるのは「同条第五項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「添付がある確定申告書」とあるのは「添付がある確定申告書（同条第四項に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）」と、「第一項の確定申告書」とあるのは「同条第四項の確定申告書」と、同条第四項中「第一項の規定の適用がある場合における」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合における」と、「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「同条第五項」とあるのは「同法第三十七条の十三の二第四項の規定」と、「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除等）の」とあるのは「譲渡損失の繰越控除）又は第三十七条の十三の二第四項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第二項」と、「その他の」とあるのは「、同法第三十七条の十三の二第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の」と、「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「及び特定株式に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の二第四項」と、「「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」」とあるのは「「を除く」」と読み替えるものとする。

7　第三十七条の十二の二第五項の規定は、その年の翌年以後において第四項の規定の適用を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の」と、「譲渡損失の繰越控除）の」とあるのは「譲渡損失の繰越控除）又は第三十七条の十三の二第四項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第二項」と、「その他の」とあるのは「、同法第三十七条の十三の二第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の」と、「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「及び特定株式に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の二第四項」と、「「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」」とあるのは「「を除く」」と読み替えるものとする。

8　払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第四項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三　特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下この項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。）をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項及び第五項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第二項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十三の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

3　第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、その適用を受ける特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかった場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5　払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四の二第一項中「特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされている同項に規定する特定口座」を「源泉徴収選択口座」に、「選択口座」を「源泉徴収選択口座」に、「信用取引」を「信用取引等」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中「私募証券投資信託（同項第五号に規定する私募証券投資信託をいう。次号において同じ。）以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。同号におい

て同じ。）」を「公社債投資信託」に、「第八条の二第一項第三号」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同項第二号中「私募証券投資信託以外の証券投資信託」を「公社債投資信託」に、「公募証券投資信託等」を「公社債投資信託等」に、「第八条の二第一項第三号」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項第二号中「公募証券投資信託等」を「公社債投資信託等」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第三十九条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項」に、「課税価格（同法第十九条」を「課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」に、「同条の」を「これらの」に改める。

第四十条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第一項後段の承認の手続その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の四第三項第一号中「限る。）」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第四十一条第一項中「第七項まで」を「この項から第八項まで」に、「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第八項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の三項を加える。

8　第一項の規定の適用を受けていた居住者が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）をその者の居住の用に供しなくなつたことにより同項の規定の適用を受けられなくなつた後、当該家屋を再びその者の居住の用に供した場合における同項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後六年間（同項に規定する六年間をいう。）の各年のうち、その者が当該家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、当該家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は当該家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。

9　前項の規定は、同項の居住者が、同項の家屋をその居住の用に供しなくなる日までに同項に規定する事由その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（次条第五項の規定により同項の証明書（これに類するものとして財務省令で定める書類を含む。）の交付を受けている場合には、当該証明書のうち同日の属する年以後の各年分に係るものの添付があるものに限る。）を当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しており、かつ、前項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

10　税務署長は、前項の届出書の提出がなかつた場合又は再居住に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書及び再居住に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第八項の規定を適用する。

第四十一条の五第六項第四号を次のように改める。

四　国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

第四十一条の十二第二項中「国内において」を削り、同条第六項中「規定する公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を、「（公益信託」の下に「又は加入者保護信託」を加え、同条第九項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第十二条第二項又は第十三条第一項の規定により発行される国債

第四十一条の十二第九項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第六条第一項又は第二項ただし書の規定により発行される国債

第四十一条の十二第十二項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第十八項中「第六十八条の二第六項」を「第六十七条の十七第八項」に改める。

第四十一条の十四の見出しを「（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」に改め、同条第一項中「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条」を「次の各号に掲げる取引をし、かつ、当該各号に掲げる取引（以下この条及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済（以下この条及び次条」に、「商品先物取引による」を「先物取引による」に、「商品先物取引に係る雑所得等」を「先物取引に係る雑所得等」に、「商品先物取引に係る課税雑所得等」を「先物取引に係る課税雑所得等」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成十三年四月一日以後に行う商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号、第三項及び第四項において「有価証券先物取引等」という。）　当該有価証券先物取引等の決済（当該有価証券先物取引等に係る有価証券の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二　平成十六年一月一日以後に行う証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引、同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（以下この号、第三項及び第四項において「有価証券先物取引等」という。）　当該有価証券先物取引等の決済（当該有価証券先物取引等に係る有価証券の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第四十一条の十四第二項中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第三項中「適用期間内に商品先物取引」を「先物取引」に、「に係る商品先物取引」を「に係る先物取引」に改め、「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加え、「、当該商品先物取引」を「、当該先物取引」に改め、同項第一号中「その商品先物取引の委託」を「委託により商品先物取引」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号と

し、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　委託により有価証券先物取引等をした場合　当該有価証券先物取引等の委託を受けた証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この号において同じ。）の営業所の長（有価証券先物取引等の委託の取次ぎにより当該証券業者に当該有価証券先物取引等の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた証券業者の営業所又は証券取引法第六十五条第一項ただし書に規定する銀行の営業所の長）

第四十一条の十四第四項中「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加え、「適用期間内に」を削り、「行つた商品先物取引」の下に「又は有価証券先物取引等」を加え、「当該居住者」を「当該商品先物取引又は有価証券先物取引等について、それぞれ当該居住者」に、「又は約定価格等」を「若しくは約定価格等」に改め、「をいう。）」の下に「又は有価証券先物取引等の種類、数量及び対価の額若しくは約定指数（証券取引法第二条第十八項に規定する約定指数をいう。）若しくは約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）」を加え、「「商品先物取引」を「先物取引」に改め、「その商品先物取引」の下に「又は有価証券先物取引等」を加え、同条第五項中「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加え、「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第七項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第四十一条の十九第二項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の二十第一項」に改め、同条を第四十一条の二十とする。

第四十一条の十八中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第三項」に改め、同条を第四十一条の十九とする。

第四十一条の十七第四項及び第五項中「第四十一条の十七第二項」を「第四十一条の十八第二項」に改め、同条を第四十一条の十八とする。

第四十一条の十六第二項の表中「第四十一条の十六第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条を第四十一条の十七とする。

第四十一条の十五第三項の表の第八十五条第三項、第百八十七条、第百九十条第二号ハ、第百九十四条第一項第三号及び第百九十四条第一項第五号の項中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同表の別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)の項中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同条を第四十一条の十六とする。

第四十一条の十四の次に次の一条を加える。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第四十一条の十五　確定申告書（第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、前条第一項後段の規定にかかわらず、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2　前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に、先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該差金等決済をした日の属する年分の前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　第一項の規定の適用がある場合における前条（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用があり、その適用後の金額。）」とする。

5　所得税法第百二十三条第一項（第二号を除く。）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第百二十条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第百二十二条第一項又は第百二十三条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同法第百二十三条第一項中「第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十五第一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用を受けようとするときは」と、「次項各号に掲げる」とあるのは「その年において生じた同条第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「先物取引の差金等決済に係る損失の金額（租税特別措置法第四十一条の十五第一項」と、「及び第百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ」とあるのは「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる」とあるのは「同法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を超える」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるの

は「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7　その年の翌年以後又はその年において第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の三第一項第二号及び第三項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「、第八条の五第一項後段」を削り、「第四十一条の十八」を「第四十一条の十九」に改める。

第四十二条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第五項」の下に「、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を加え、「、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「以下この項及び次項」を「第四項まで、第七項及び第八項」に改め、同条第七項中「第一項又は第二項」を「第一項から第四項まで、第七項又は第八項」に、「又は租税特別措置法第四十二条の四」を「又は租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで、第七項若しくは第八項」に、「及び租税特別措置法第四十二条の四」を「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「同条」を「同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第六項中「前三項」を「第十二項から前項まで」に、「計算その他同項」を「計算、第十一項の規定の適用を受ける事業年度以後の第五項（第九項において準用する場合を含む。）の規定により繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額の計算その他第一項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項及び第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第四項又は第八項の規定は、第二項若しくは第三項又は第七項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第四項又は第八項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項（第九項において準用する場合を含む。）の規定により繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の九第二項若しくは第三項又は同条第七項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の九第四項又は第八項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項又は第八項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

第四十二条の四第四項を同条第十三項とし、同条第三項第五号中「エネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究」を削り、「行う試験研究」の下に「、大学と共同して行う試験研究」を加え、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

六　試験研究費割合　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額（当該事業年度及び当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に対する割合をいう。

七　特別共同試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

八　繰越税額控除限度超過額　第四項に規定する法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第四項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

十　繰越中小企業者等税額控除限度超過額　第八項に規定する法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）における中小企業者等税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第四十二条の四第三項に次の一号を加える。

第八項に規定する法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）における中小企業者等税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額

第四十二条の四第三項を同条第十二項とし、同条第二項中「昭和六十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する」を削り、「前項」を「第一項から第四項まで」に、「百分の六（平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については、百分の十）に相当する金額」を「百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十二項第十号において「中小企業者等税額控除限度額」という。）」に、「控除する金額が」を「中小企業者等税額控除限度額が」に、「百分の十五」を「百分の二十」に、「当該控除する金額は」を「その控除を受ける金額は」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算

入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）が当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合その他の政令で定める場合には、政令で定める金額）を超える場合において、当該法人が繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該法人の当該事業年度における繰越中小企業者等税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　第五項及び第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「第六十八条の九第十二項第十二号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と、第六項中「第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、これら」とあるのは「第七項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と読み替えるものとする。

10　第二項若しくは第三項に規定する法人又は第七項に規定する中小企業者等の平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する各事業年度に限る。）における第二項、第三項又は第七項の規定の適用については、第二項中「百分の十（」とあるのは「百分の十二（」と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第七項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

11　連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用があり、かつ、当該連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに次条第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された第六十八条の九第二項又は第七項に規定する試験研究費の額

二　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された第六十八条の九第三項に規定する特別共同試験研究費の額

三　当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四　当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における第六十八条の九第十二項第十二号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額

第四十二条の四第一項の次に次の五項を加える。

2　青色申告書を提出する法人の各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額があるときは、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第八号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別共同試験研究費の額（当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該事業年度の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したものをいう。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第八号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）が当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合その他の政令で定める場合には、政令で定める金額）を超える場合において、当該法人が繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該法人の当該事業年度における繰越中小企業者等税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　第五項及び第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「第六十八条の九第十二項第十二号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と、第六項中「第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、これら」とあるのは「第七項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と読み替えるものとする。

10　第二項若しくは第三項に規定する法人又は第七項に規定する中小企業者等の平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する各事業年度に限る。）における第二項、第三項又は第七項の規定の適用については、第二項中「百分の十（」とあるのは「百分の十二（」と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第七項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

11　連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用があり、かつ、当該連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに次条第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された第六十八条の九第二項又は第七項に規定する試験研究費の額

二　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された第六十八条の九第三項に規定する特別共同試験研究費の額

三　当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四　当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における第六十八条の九第十二項第十二号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額

第四十二条の四第一項の次に次の五項を加える。

2　青色申告書を提出する法人の各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額があるときは、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第八号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別共同試験研究費の額（当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該事業年度の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したものをいう。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第八号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）が当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された試験

研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合その他の政令で定める場合には、政令で定める金額）を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項及び次項において「繰越税額控除事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始した各事業年度が連結事業年度に該当する場合における前項の規定の適用については、当該繰越税額控除事業年度を連結事業年度とみなして計算した場合における当該繰越税額控除事業年度の当該法人に係る第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（当該繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度終了の日の翌日から繰越税額控除事業年度開始の日の前日までの間に開始した連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額）に相当する金額（既に前項の規定により当該連結事業年度後に開始した各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）は、繰越税額控除限度超過額とみなす。ただし、当該法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消され、かつ、当該繰越税額控除事業年度が当該承認の取消しのあった日から起算して一年以内に開始した事業年度である場合には、この限りでない。

6　第四項の場合において、前項の繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度前に開始した各事業年度（連結事業年度に該当するものを除き、繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度に限る。）における第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（既に第四項の規定により当該連結事業年度後の各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）があるときは、当該合計額は、繰越税額控除限度超過額から控除する。

第四十二条の四に次の一項を加える。

18　第十一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第十一項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第十一項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の五第一項第四号中「前条第二項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第七項」に改め、「、前条」の下に「、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を加え、「、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前条第十一項、次条第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第四十二条の六を次のように改める。

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の六　第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（第三項までにおいて「中小企業者等」という。）が、平成十年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第三号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

二　車両及び運搬具（貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

三　政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2　特定中小企業者等（中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の

適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項、第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産（第一項第一号に掲げる減価償却資産にあっては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十一第三項に規定する減価償却資産を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する減価償却資産にあっては、同項の規定）の適用を受けた法人（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であった場合には、当該連結子法人であった法人）が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該法人の営む指定事業の用に供しなくなった場合（当該法人の解散、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなった日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）のうち当該指定事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十一第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十一第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

8　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10　第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12　第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の六第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の六第六項又は第七項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項の規定の適用を受ける減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人（第四号及び第三項において「大規模法人」という。）」を「第三号に規定する大規模法人」に、「第三号又は第四号」を「同号」に改め、同項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に、「第六号」を「第四号」に改め、同項第二号中「又は小売業を営む第四十二条の四第二項」を「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第四十二条の四第七項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、「大規模法人」の下に「（同項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人をいう。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を削り、同項に次の一号を加える。

六　次に掲げる法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）それぞれ次に定める機械及び装置

イ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（ロ又はハに掲げる法人に該当する者を除く。）当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

ロ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（当該法人が連結子法人である場合には、当該法人との間に連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである当該法人に限るものとし、ハに掲げる法人に該当する者を除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

ハ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で当該事業年

度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの　機械及び装置

第四十二条の七第二項中「又は第五号から第八号まで」を「、第四号又は第五号」に、「次条第六項及び第七項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十一第七項」に、「大規模法人」を「第一項第三号に規定する大規模法人」に、「第一項第三号又は第四号」を「同号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十二第二項」に改め、同条第六項中「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十二第三項」に、「につきこれらの規定」を「につき第三項の規定（連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する事業基盤強化設備にあつては、同項の規定）」に改め、「次項」の下に「、第四十二条の四第十一項」を加え、「次条第六項」を「前条第六項」に、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十二第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、前条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十二第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第四十二条の七第十項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十二第二項」に、「同条第三十一号の」を「同条第三十一号に規定する」に、「第六十八条の十一第四項」を「第六十八条の十二第四項」に改める。

第四十二条の八を次のように改める。

第四十二条の八　削除

第四十二条の九第一項中「第五項」の下に「、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を加え、「、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十三第一項又は第二項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十三第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第四十二条の十第二項中「第三項及び第五項」の下に「、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を加え、「、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を削り、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「次条第七項」に改め、同条第六項中「につきこれらの規定」を「につき第三項の規定（連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する経営革新設備にあつては、同項の規定）」に、「の規定並びに次項、第四十二条の五第五項」を「並びに次項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「、第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「次条第六項及び第七項」を「次条第十一項及び第十二項」に、「第六十八条第一項の規定」を「第六十八条第一項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十四第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十四第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第四十二条の十一を次のように改める。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十一　青色申告書を提出する法人が、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等（情報通信に関する器具及び備品その他の減価償却資産並びにソフトウエアで、財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得

し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了した連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合には、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）の当該特定情報通信機器等（当該特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）の移転を受け、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該移転を受けた日を含む事業年度（当該事業年度が平成十五年四月一日前に終了する事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了する連結事業年度）である場合には、同日を含む事業年度）の当該特定情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第八節までにおいて同じ。）の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により前二項に規定する各特定情報通信機器等別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6　青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第一項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第八項まで、第十一項及び第十二項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第八項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定情報通信機器等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第十項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7　青色申告書を提出する法人（政令で定める法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第十項において「リース税額控除限

度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　青色申告書を提出する法人が、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、平成十五年四月一日を含む事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む事業年度を除く。第二号において「適用年度」という。）における前項の規定の適用については、当該各号に定める金額は、同項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなす。

一　当該法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第二項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この号において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（当該特定情報通信機器等につき同項又は第四項の規定の適用を受けない場合に限る。）　その事業の用に供した特定情報通信機器等（当該特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

二　当該法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により第七項に規定する賃借をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この号において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（当該適用年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、当該特例対象事業年度等において第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項又は前条第三項の規定（当該特例対象事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十一第三項、第六十八条の十二第三項又は第六十八条の十四第三項の規定）の適用を受けたものに係る場合を除く。）　その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額

10　第八項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五第六項又は第七項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第六項又は第七項の規定（連結税額控除限度額等については、同条第六項又は第七項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第八項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

11　次の各号に掲げる法人が、当該各号に定める各事業年度において、第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等（連結事業年度又は第六十八条の十五第二項に規定する特例対象連結事業年度等において事業の用に供した同条第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等を含む。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該法人の営む事業の用に供しなくなった場合（当該法人の解散、当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該事業の用に供しなくなった日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該リース情報通信機器等につき第七項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十五第七項又は第八項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一　リース情報通信機器等につき第七項の規定（連結事業年度において事業の用に供したリース情報通信機器等にあっては、第六十八条の十五第七項の規定）の適用を受けた法人（同条第七項の規定の適用に係る法人が連結子法人であった場合には、当該連結子法人であった法人）　当該適用を受け

た事業年度後の各事業年度（同条第七項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）

二　第九項に規定する適用年度（平成十五年四月一日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十五第九項に規定する適用年度）において第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額（同条第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）につき第八項の規定（同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額にあつては、同項の規定）の適用を受けた法人（同条第八項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）　当該適用年度後の各事業年度

12　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十五第六項から第八項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五第六項から第八項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第十一項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

13　第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

14　第四項の規定は、確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

15　第六項、第七項及び第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

16　第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分を除く。）の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第十項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五第六項又は第七項に規定する供用年度以後の各事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第八項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

17　第六項から第八項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第六項から第八項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

18　第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

19　第十一項の規定の適用を受ける同項に規定するリース情報通信機器等に係る第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第十二項の規定の適用を受けた場合における第十一項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同項の表の第三号中「百分の十と」を「百分の六と」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十四」に改める。

第四十三条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「下欄」を「第三欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する」を「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	計画	資産	割合
一　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条第五項に規定する認定法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の六）
二　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。）	同条の認定に係る同条に規定する事業計画（以下この号において「事業計画」という。）	当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十（建物及びその附属設備については、百分の八）

第四十四条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「地震防災対策強化地域その他の」を「地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」に改め、「百分の九」の下に「（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を加える。

第四十四条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改める。

第四十四条の三及び第四十四条の四を次のように改める。

（開発研究用設備の特別償却）

第四十四条の三　青色申告書を提出する法人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この条において「開発研究」という。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（第三項までにおいて「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する事業年度に限る。）の当該開発研究用設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了した連結事業年度。以下この項及び次項において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない開発研究用設備（第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備を含む。以下この項及び次項において同じ。）を取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度の当該開発研究用設備（当該特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあっては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）の移転を受け、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、当該移転を受けた日を含む事業年度（当該事業年度が平成十五年四月一日前に終了する事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了する連結事業年度）である場合には、同日を含む事業年度）の当該開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりこれらの規定に規定する各開発研究用設備別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六

十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6　第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

7　第四項の規定は、確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書その他前項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

（事業革新設備の特別償却）

第四十四条の四　青色申告書を提出する法人で、次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）同法第三条第一項に規定する認定（同法第四条第一項の認定を含む。）

二　産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）

三　産業活力再生特別措置法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）

四　産業活力再生特別措置法第八条第一項に規定する事業革新設備導入計画　同項に規定する認定（同法第九条第一項の認定を含む。）

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の五第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第四十四条の六第一項中「第一欄」を「上欄」に、「当該各号の第二欄に掲げる期間内に」を「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に」に、「第三欄」を「中欄」に、「第四欄」を「下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	資産	割合
一　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」という。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する法人	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の六（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）
二　電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第五条に規定する有線放送電話業者に該当する法人	当該法人と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	百分の十五
三　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する法人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五

第四十四条の七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第六号から第九号まで」を「第五号から第八号まで」に、「第六号の」を「第五号の」に改め、同項の表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四条の八を次のように改める。

（飼料製造設備等の特別償却）

第四十四条の八　青色申告書を提出する法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第四項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、同条第二項に規定する飼料を製造するための機械その他の減価償却資産のうち牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第二条に規定する牛海綿状脳症のまん延の防止に寄与するものとして政令で定めるもの（以下この項において「飼料製造設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八（建物及びその附属設備については、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の九第一項中「第二号」を「第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「又は特定家庭用機器再商品化法」を「若しくは特定家庭用機器再商品化法」に改め、「の再商品化」の下に「又は使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第五項に規定する自動車破砕残さの再資源化」を加える。

第四十五条第一項の表の第一号中「百分の九」を「百分の八」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、同表の第三号中「以下この号において同じ。」を削り、「百分の七とし、第一欄に掲げる地区のうち水源地域内において事業の用に供される機械及び装置については百分の十二とする。」を「、百分の七」に改め、同表の第四号中「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を加え、「工場用の建物及びその附属設備」を「建物及びその附属設備で、政令で定めるもの」に改める。

第四十五条の二を削る。

第四十五条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

一　医療保健業を営む法人	イ　医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
	ロ　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十
	ハ　医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十

第四十五条の三第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「ない病院用」の下に「若しくは診療所用」を、「いた病院用」の下に「又は診療所用」を、「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「病院の」を「病院又は診療所の」に、「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に改め、同条を第四十五条の二とする。

第四十六条第一項第一号及び第四十六条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第四十六条の三第一項中「次の各号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む事業年度開始の日（当該認定のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び第一号に掲げる場合（同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。）における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）を「適用事業年度」に、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「当該事業年度」を「当該適用事業年度」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「場合には」を「場合の当該農業経営改善計画（以下この号において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用事業年度にあっては」に、「新たな農業経営改善計画に係る認定の日」を「当該新農業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事業年度をいう。

一　前項第一号に掲げる場合　同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなった最初の日を含む事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日。以下この号において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日までの期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあっては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び同号ニに掲げる要件を満たす場合における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）

二　前項第二号及び第三号に掲げる場合　同項第二号又は第三号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む事業年度開始の日（当該認定のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）

第四十七条の見出しを「（優良賃貸住宅等の割増償却等）」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の三十六」に、「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「、第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良

（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む事業年度の当該賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額（当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

第四十七条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第三項第五号」を「第三項第三号」に、「百分の九」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「（第三号に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号」を「並びに第五号」に改め、同項第二号中「規定する再開発事業」の下に「（政令で定める要件を満たすものに限る。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第四十七条の二第三項第四号中「第七条」を「第八条」に、「第二条に規定する特定建築物」を「第二条第三号に規定する特別特定建築物」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

第五十条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第五十二条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削り、同条第二項中「第四十九条第二項」を「第五十条第二項」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の五第一項」の下に「、第四十二条の六第一項」を加え、「、第四十二条の八第一項」を削り、「、第四十四条の四から第四十四条の七まで又は第四十四条の九から第四十八条まで」を「、第四十四条の三第一項又は第四十四条の四から第四十八条まで」に改め、同条第二項及び第五項中「第四十五条の二第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

第五十二条の三第一項中「で特別償却に関する規定」を「で前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）に改め、「前条第一項に規定する」及び「（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第四十五条の三第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

第五十三条第一項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の五から第四十二条の七まで又は第四十二条の十から第四十八条までの規定

第五十五条第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に改め、同条第二項第一号中「、水産動植物」及び「養殖」を削り、「これらに類する」を「これに類する」に改める。

第五十五条の五第一項及び第七項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

第五十五条の六第一項及び第九項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第五十七条を削る。

第五十六条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六条の四第三項」を「第五十七条第三項」に、「第五十六条の四第五項」を「第五十七条第五項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十七条の六第十三項中「分割承継法人の当該分割」を「被現物出資法人の当該現物出資」に改める。

第五十七条の九第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第三章第三節を削る。

第五十八条の二第十一項から第十四項までの規定中「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、第三章第三節の二中同条を第五十八条とする。

第三章第三節の三中第六十条を削り、第五十九条を第六十条とする。

第五十八条の三第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

第三章第三節の二中第五十八条の三を第五十九条とし、同節を同章第三節とする。

第三章第三節の三を同章第三節の二とする。

第六十一条の見出しを「（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）」に改め、同条第一項中「農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号に掲げる事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）、森林組合、森林組合連合会」を削り、「水産加工業協同組合連合会」の下に「、森林組合、森林組合連合会」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の九」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同項第一号中「百分の二十」を「百分の十」に改める。

第六十二条第一項中「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「、第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第六項第二号中「第四十二条の四、第四十二条の五及び第四十二条の七」を「第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九」に改め、「第四十二条の五第二項」の下に「、第四十二条の六第二項」を加え、「、第四十二条の八第二項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八

項まで、第十一項及び第十二項に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第四十二条の十一第六項中」を「第四十二条の十一第六項中」に改める。

第六十二条の三第一項中「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「、第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第四項第二号中「土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡」を「第五号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するもの」に改め、同項第十三号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「又は第二号」を「、第二号又は第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前二号」を「前二号」に、「第十号から第十三号まで」を「第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「前号、第八号又は第十号から第十三号まで」を「前二号、第九号又は第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「の請求又は」を「若しくは第三項の請求若しくは」に改め、「基づく」の下に「マンション建替事業（」を加え、「の同条第五号」を「をいう。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第五号」に改め、「施行者」の下に「をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「で、当該譲渡」を「又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同条第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡」に、「当該事業」を「これらのマンション建替事業」に改め、「供されるもの」の下に「（前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第五項中「前項第八号から第十三号まで」を「前項第九号から第十四号まで」に改め、同条第七項中「第四項第八号から第十一号まで」を「第四項第九号から第十二号まで」に、「同項第十二号若しくは第十三号」を「同項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第八号から第十三号まで」を「同項第九号から第十四号まで」に改め、同条第八項中「第四項第八号から第十三号まで」を「第四項第九号から第十四号まで」に、「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「、第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十四条第一項第三号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」に改める。

第六十五条第一項第二号中「緑資源公団法第十八条第一項第八号」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第八号」に改め、同項第四号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に改める。

第六十五条の四第一項第十九号中「に規定する石油の備蓄」を「の国家備蓄石油の管理」に改め、同項第二十三号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六十五条の五第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改める。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に改め、「とする。」及び「（同表の第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十）」を削り、同表の第一号中「とする。以下この表」を「とする。第二十二号」に改め、同表の第十六号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同表の第二十号を次のように改める。

二十	削除

第六十五条の七第一項の表の第二十三号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同条第十五項第二号中「、第二十号」を削る。

第六十五条の八第一項中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一

日」に改め、「とする。」及び「（同表の第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十。次項において同じ。）」を削る。

第六十五条の九中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に改め、「とする。」を削る。

第六十六条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）に係る同条第一項の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共同して当該共同事業再編計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編計画に係る当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第五十五条第一項又は第九項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十六条第五項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第六十六条の六第三項第一号中「限る。）」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十六条の八第三項第三号中「又は各連結事業年度」を「若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」に改める。

第六十六条の十第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削る。

第六十六条の十一第一項中「運用される基金」の下に「又は信託財産」を加え、同項第四号中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産とするための同法第六十二条第一項に規定する負担金

第六十六条の十一の二の見出しを「（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第三項」に、「損金算入」を「損金算入等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。

第六十六条の十二第一項中「同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号」を「同法第二条第二項第二号」に、「計画が定められている」を「記載がある」に、「を受けたもの（同法第十七条第五項の確認を受けたものに限る。）が、同法」を「、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に係る同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七条第二項又は第三項の確認（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。）第十七条第五項の確認（以下この項において「旧確認」という。）を含む。）を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「当該事業再構築計画」の下に「、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画」を加え、「第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄」を「第十七条第二項に規定する特定施設撤去等（旧確認を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄）」に改め、「行つた場合」の下に「（産業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあつては、同項の関係事業者が設備の廃棄等を行つた場合）」を加え、「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、同条第四項中「第七項」を「第六項」に、「第六項」を「第五項」に、「同条第五項中」を「同条第四項中」に、「第五項まで及び第十二項」を「第四項まで及び第十項」に改め、同条第五項中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

第六十六条の十三第一項中「同条第十一項」を

「同条第九項」に改め、同条第二項中「で次の各号に掲げるものの当該各号に規定する認定」を「が指定期間内に中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発等事業計画に係る同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を実施する法人のうち同条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者及び大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）に該当する場合において、当該認定」に、「当該各号に定める計画」を「同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前項に規定する指定期間とは、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの期間とする。

第六十六条の十三第六項中「又は第七項」を「又は第六項」に、「「第六項」を「「第五項」に、「同条第五項中」を「同条第四項中」に、「第五項まで及び第十項」を「第四項まで及び第十項」に改め、同条第七項中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に、「同条第六項中」を「同条第五項中」に、「第二項各号」を「第二項」に改める。

第六十六条の十四第一項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改める。

第六十七条の二第一項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、同条第二項中「財務大臣」を「国税庁長官」に、「みたさない」を「満たさない」に改め、同条第三項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の承認を受けた法人が、当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得について、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の八を次のように改める。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十七条の八　第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十五第三項の表第二条第十号の項を次のように改める。

第二条第十号	会社の株主等	投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項（定義）に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の株主等
	その会社	その投資法人

第六十七条の十六第三項中「第六号」を「第八号」に改め、「（その発行の日から償還の日までの期間を通じて同項に規定する特定振替記載等がされていたものとして政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）」を削る。

第六十七条の十七第一項中「適格外国仲介業者から」の下に「開設を受けている口座において」を、「受けている分離振替国債」の下に「（当該外国法人がその所有期間を通じて振替記載等を受けているものに限る。）」を加え、「（当該外国法人が当該分離振替国債につき振替記載等を受けていた期間（第二号において「所有期間」という。）に対応する部分に限る。）」を「を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得」に改め、同項第一号中「、その分離振替国債の保有につき」を削り、「最初に」の下に「分離振替国債の保有につき」を加え、同項第二号中「第五項及び第十二項」を「第七項及び第十四項」に改め、同条第二項中「前項の規定を適用する場合において、」を「外国法人が前項第一号の規定に基づき非課税適用申告書を提出している場合において、同項に規定する」に、「から」を「により」に改め、同条第四項第一号中「特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている」を削り、同項第二号中「もの」を「者」に改め、「第四号において「振替機関」という。」を削り、同項第四号中「振替機関」を「特定振替機関」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、法人税法第百三十九条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長（次項及び第六項において「税務署長」という。）の承認を受けた者をいう。

第六十七条の十七第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて非課税適用申告書を提出して分離振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該」を削り、「これらの分離振替国債につき、」を「非課税適用申告書を提出した者の」に、「により、これらの分離振替国債」を「により、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた分離振替国債」に改め、「定める事項を」の下に「当該適格外国仲介業者が当該分離振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該分離振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し」を加え、「当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に」を削り、「これらの分離振替国債につき帳簿を備え、」を「当該分離振替国債につき帳簿を備え、当該」に改

め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「提出して振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後」を「提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から」に、「各人別」を「当該非課税適用申告書を提出した者の各人別」に、「これらの分離振替国債の」を「当該分離振替国債につき」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項の」を「第七項及び第八項の」に、「第六項中」を「第七項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第九項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは「当該申告書」と、第八項中「の提出をする」を「を提出する」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「当該非課税適用申告書を提出した後、」を「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した」に、「を、当該」を「を、当該非課税適用申告書を提出した」に、「他の特定間接口座管理機関から当該」を「他の特定間接口座管理機関から当該非課税適用申告書に係る」に、「、又は当該」を「、又は当該非課税適用申告書を提出した」に、「当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている」を「当該」に、「、第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「非課税適用申告書の提出をする」を「非課税適用申告書を提出する」に、「提出をする際」を「提出の際」に改め、「非課税適用申告書の提出を受ける」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　税務署長は、前項第六号の承認の申請があった場合において、その申請を行った者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第六号に規定する政令で定めるところに従って行われていないと認められること。

二　その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること。

三　その者が第十一項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十二項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

6　税務署長は、第四項第六号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

第六十八条の二の見出しを「（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同条第一項中「及び次項」を削り、同項に次の一号を加える。

四　同族会社のうち各事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下のもので前事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該同族会社の連結事業年度）終了の時における総資産の額として政令で定める金額に対する当該前事業年度終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の割合が百分の五十以下であるもの　当該事業年度（平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。）

第六十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十八条の三の三第一項第二号イ中「以上に相当する」を「を超える」に改め、同条第四項中「五千万円」を「一億円」に改める。

第六十八条の三の四第四項中「五千万円」を「一億円」に改める。

第六十八条の三の七第三項第一号中「限る。」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十八条の四中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「除く。以下この項及び第十二項」に、「次条第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第七項中「第一項又は第二項」を「第一項から第四項まで、第七項又は第八項」に、「又は租税特別措置法第六十八条の九」を「又は租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項若しくは第八項」に、「この款及び租税特別措置法第六十八条の九」を「この款並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「まず同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「同項に規定する調整前連結税額から控除される金額又は同条第二項の規定により同項」を「これらの規定」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の九」を「（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第六項中「前三項」を「第十二項から前項まで」に、「計算その他同項及び第二項」を「計算、第十一項の規定の適用を受ける連結事業年度以後の連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項及び第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第四項又は第八項の規定は、第二項若しくは第三項又は第七項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に第四項又は第八項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項（第九項において準用する場合を含む。）の規定により連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額（第五項第一号に定める金額に係るものに限る。）がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の四第二項若しくは第三項又は同条第七項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度（当該適用を受けた事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該適用を受けた事業年度後

の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の四第四項又は第八項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項又は第八項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

第六十八条の九第四項を同条第十三項とし、同条第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、」を削り、「行う試験研究」の下に「、大学と共同して行う試験研究」を加え、同項第六号中「第四十二条の四第三項第六号」を「第四十二条の四第十二項第九号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五　試験研究費割合　第二項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額の平均売上金額（連結親法人又は当該連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）の合計額に対する割合をいう。

六　特別共同試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

七　連結繰越税額控除限度超過額　第四項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第四項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

八　連結繰越税額控除限度超過個別帰属額　前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第六十八条の九第三項に次の二号を加える。

十一　繰越中小連結法人税額控除限度超過額　第八項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）における中小連結法人税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

十二　繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額　前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第六十八条の九第三項を同条第十二項とし、同条第二項中「連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始するものに限り、前項」を「第一項から第四項まで」に、「百分の十に相当する金額」を「百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十二項第十一号において「中小連結法人税額控除限度額」という。）」に、「控除する金額が」を「中小連結法人税額控除限度額が」に、「百分の十五」を「百分の二十」に、「当該控除する金額は」を「その控除を受ける金額は」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8　連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額があるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　第五項及び第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研

究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第八項」と、「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、第六項中「連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第四十二条の四第四項」とあるのは「第四十二条の四第八項」と、「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と読み替えるものとする。

10　第二項、第三項又は第七項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する各連結事業年度に限る。）における第二項、第三項又は第七項の規定の適用については、第二項中「百分の十（」とあるのは「百分の十二（」と、「百分の八」とあるのは「百分の十二」と、第三項及び第七項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

11　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前条第一項、次条第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額

二　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された特別共同試験研究費の額

三　当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四　当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額

第六十八条の九第一項の次に次の五項を加える。

2　連結法人の各連結事業年度（前項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る連結税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第七号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　連結法人の各連結事業年度（第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該特別共同試験研究費の額の合計額に税額控除割合（百分の十二から当該連結税額控除割合を控除したものをいう。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第七号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4　連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日。次項及び第六項において「連結親法人事業年度開始日」という。）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額があるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結繰越税

額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項の連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における同項の規定の適用については、当該各号に定める金額（既に同項の規定により各連結事業年度（第二号に規定する他の連結事業年度を除く。）において調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に係るものを除く。）は、連結繰越税額控除限度超過額とみなす。

一　当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合　当該各事業年度における第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に同条第四項の規定により各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額

二　当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合　当該各事業年度における第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に同条第四項の規定により各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額

6　次の各号に規定する連結法人が連結親法人事業年度開始日の一年前の日から第四項の規定の適用を受けようとする連結親法人の連結事業年度終了の日までの間において当該各号に掲げる場合に該当する場合における第四項の規定の適用については、当該連結親法人の連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額（前項の規定により連結繰越税額控除限度超過額とみなされるものを含む。）のうち当該各号に定める金額は、当該連結繰越税額控除限度超過額から控除する。

一　連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始日であるもの及び法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行った同条第一項の申請につき同法第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うものを除く。）を行った場合　当該分割型分割の日の前日を含む事業年度において第四十二条の四第四項の規定により法人税の額から控除された金額

二　連結子法人が合併により解散した場合　当該合併の日の前日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該合併の日の前日を含む連結事業年度）における当該合併により解散した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

三　連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をした場合　当該解散の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該解散の日が連結親法人事業年度終了の日である場合には、当該解散の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四　連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（前二号に掲げる場合を除く。）　その有しなくなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（その連結完全支配関係を有しなくなった基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日を含む連結事業年度）における当該連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

18　第十一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第十一項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第十一項」と、同法第八十一条の十三第一項中「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第十一項」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第十一項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第十一項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項第四号中「前条第二項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第七項」に、「及び次項」を「、次項及び第五項」に、「及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第十項中「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に、「第四項」を「第五項」に、「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算し

た金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、前条第十一項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第六十八条の十二を削る。

第六十八条の十一第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「（政令で定める大規模な連結法人」を「（第三号に規定する大規模連結法人」に、「第三号又は第四号」を「同号」に改め、同項第一号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に、「第六号」を「第四号」に改め、同項第二号中「又は小売業を営む第六十八条の九第二項」を「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第六十八条の九第七項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に、「政令で定める大規模な連結法人」を「大規模連結法人（同項に規定する中小連結法人に該当しない連結法人をいう。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を削り、同項に次の一号を加える。

六　次に掲げる連結法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）それぞれ次に定める機械及び装置

イ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する連結法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（ロ又はハに掲げる連結法人に該当する者を除く。）　当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

ロ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（連結子法人にあつてはその連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである連結子法人に限るものとし、ハに掲げる連結法人に該当する者を除く。）　当該事業の用に供される機械及び装置

ハ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する連結法人で当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した当該連結法人の各連結事業年度（当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの　機械及び装置

第六十八条の十一第二項中「又は第五号から第八号まで」を「、第四号又は第五号から第八号まで」に、「この項から第四項まで及び第六項」を「この項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「前条第二項及び第三項、次条第六項、第六十八条の十二」を「第六十八条の十第二項、次条第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条」に、「及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五第七項」に、「第一項に規定する政令で定める大規模な連結法人」を「第一項第三号に規定する大規模連結法人」に、「同項第三号又は第四号」を「同号」に改め、同条第六項中「につきこれらの規定」を「につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する事業基盤強化設備にあつては、同項の規定）」に、「当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る」を「当該適用に係るその」に、「第六十八条の八第一項、次条第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に、「及び第六十八条の百八第一項」を「並びに第六十八条の百八第一項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に、「租税特別措置法第六十八条の十一第六項」を「租税特別措置法第六十八条の十二第六項又は第七項」に、「場合の」を「場合等の」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十一第六項」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十二第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十二第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度の連

結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第六十八条の十一を第六十八条の十二とし、第六十八条の十の次に次の一条を加える。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同条第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第四十二条の六第一項第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　特定中小連結親法人（中小連結親法人のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）又は当該特定中小連結親法人による連結完全支配関係にある中小連結子法人（以下この項において「特定中小連結子法人」という。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額の当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人のリース税額控除限度額（その指定事業の用に供した減価償却資産（第四十二条の六第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得

に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあっては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあっては、第四十二条の六第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の六第三項に規定する減価償却資産を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する減価償却資産にあっては、同項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定事業の用に供しなくなった場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなった日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の六第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該指定事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあっては、当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

8　第一項から第四項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

9　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10　第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越

税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の六第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の六第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

12　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定により控除される金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

13　第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項又は第七項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十一第六項及び第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第六項の規定の適用を受ける同項に規定する減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十三第一項中「及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、前条第二項から第四項まで及び第六項」を「、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第八項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に、「第五項から前項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は租税特別措置法第六十八条の十三」を「又は租税特別措置法第六十八条の十三第一項若しくは第二項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十三」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第一項及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第四項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十三第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人より計算した法人税の額に、第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第六十八条の十四第二項中「この項から第四項まで及び第六項」を「この項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項」を「、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第三項」を「第四項」に、「第五項から前項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は租税特別措置法第六十八条の十三」を「又は租税特別措置法第六十八条の十三第一項若しくは第二項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十三」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第一項及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第四項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

び第六項、前条並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項、前条並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項中「次条第二項」を「次条第七項」に改め、同条第六項中「につきこれらの規定」を「につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する経営革新設備にあつては、同項の規定）」に、「当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る」を「当該適用に係るその」に、「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、次条第六項」を「次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項」に、「及び第六十八条の百八第一項」を「並びに第六十八条の百八第一項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に改め、「租税特別措置法第六十八条の十四第六項」の下に「又は第七項」を加え、「場合の」を「場合等の」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項、第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第六十八条の十五を次のように改める。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項に規定する情報通信機器等（以下この条において「情報通信機器等」という。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の平成十五年四月一日を含む連結事業年度の当該特定情報通信機器等（当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の三十二に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）の移転を受け、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該移転を受けた日を含む連結事業年度（当該連結事業年度が平成十五年四月一日前に終了する連結事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了する事業年度）である場合には、同日を含む連結事業年度）の当該特定情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受け

たものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により前二項に規定する各特定情報通信機器等別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定を適用する。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第八項まで、第十一項及び第十二項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六十八条の十三並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第八項まで及び第十項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定情報通信機器等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（政令で定める連結法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又

はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、平成十五年四月一日を含む連結事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度を除く。第二号において「適用年度」という。）における前項の規定の適用については、当該各号に定める金額は、当該各号に掲げる場合に該当する連結親法人又は当該各号に掲げる場合に該当する連結子法人の同項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなす。

一　当該連結親法人又はその連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第二項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この号において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（当該特定情報通信機器等につき同項又は第四項の規定の適用を受けない場合に限る。）　その事業の用に供した特定情報通信機器等（当該特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

二　当該連結親法人又はその連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により第七項に規定する賃借をして、情報通信機器等（その賃借に要する費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この号において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（当該適用年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の十一第三項、第六十八条の十二第三項又は前条第三項の規定（当該特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項又は第四十二条の十第三項の規定）の適用を受けたものに係る場合を除く。）　その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額

10　第八項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十一第六項又は第七項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第六項又は第七項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第六項又は第七項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第八項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

11　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げる連結法人に該当するものが、当該各号に定める各連結事業年度において、第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等（連結事業年度に該当しない事業年度又は第四十二条の十一第二項に規定する特例対象事業年度等において事業の用に供した同条第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等を含む。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該リース情報通信機器等につき第七項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の十一第七項又は第八項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一　リース情報通信機器等につき第七項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供したリース情報通信機器等にあつては、第四十二条の十一第七項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人　当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第七項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）

二　第九項に規定する適用年度（平成十五年四月一日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の十一第九項に規定する適用年度）において第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額（同条第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）につき第八項の規定（同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額にあつては、同項の規定）の適用を受けた連結親

法人又は当該適用に係るその連結子法人当該適用年度後の各連結事業年度

12　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあっては、当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六項から第八項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六項から第八項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

13　第一項から第四項まで、第六項から第八項まで及び第十一項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結子法人については、適用しない。

14　第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

15　第四項の規定は、連結確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

16　第六項、第七項及び第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分に限る。）の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

17　第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分を除く。）の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第十項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十一第六項又は第七項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあっては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第八項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

18　第六項から第八項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第六項から第八項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

19　第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合等の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

20　第十一項の規定の適用を受ける同項に規定するリース情報通信機器等に係る第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十六第一項中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同項の表の第三号中「百分の十と」を「百分の六と」に改める。

第六十八条の十七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百

分の二十五」を「百分の二十四」に改める。

第六十八条の十八第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「下欄」を「第三欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する」を「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	計画	資産	割合
一　山村振興法第十二条第五項に規定する認定法人である連結親法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）
二　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた連結親法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）	同条の認定に係る同条に規定する事業計画（以下この号において「事業計画」という。）	当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十（建物及びその附属設備については、百分の八）

第六十八条の十九第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「地震防災対策強化地域その他の」を「地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」に改め、「百分の九」の下に「（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を加える。

第六十八条の二十第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（開発研究用設備の特別償却）

第六十八条の二十の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で開発研究（第四十四条の三第一項に規定する開発研究をいう。以下この条において同じ。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（第三項までにおいて「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日を含む連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。）の当該開発研究用設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この項及び次項において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない開発研究用設備（第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備を含む。以下この項及び次項において同じ。）を取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の平成十五年四月一日を含む連結事業年度の当該開発研究用設備（当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）の移転を受け、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、当該移転を受けた日を含む連結事業年度（当該連結事業年度が平成十五年四月一日前に終了する連結事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了する事業年度）である場合には、同日を含む連結事業年度）の当該開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人で前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりこれらの規定に規定する各開発研究用設備別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6　第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

7　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他前項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の二十一を次のように改める。

（事業革新設備の特別償却）

第六十八条の二十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の四第一項各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたもの（当該法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第四十四条の四第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十三第一項中「第一欄」を「上欄」に、「当該各号の第二欄に掲げる期間内に」を「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に」に、「第三欄」を「中欄」に、「第四欄」を「下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	資産	割合
一　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」という。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する連結法人	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の六（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）
二　電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律第五条に規定する有線放送電話事業者に該当する連結法人	当該法人と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	百分の十五
三　放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する連結法人のうち政令で定める番組を制作する事業を営む連結法人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五

第六十八条の二十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第八号から第九号まで」を「第五号から第八号まで」に、「第六号の」を「第五号の」に改め、同項の表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十八条の二十四の次に次の一条を加える。

（飼料製造設備等の特別償却）

第六十八条の二十四の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第四項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、第四十四条の八第一項に規定する飼料製造設備等（以下この項において「飼料製造設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八（建物及びその附属設備については、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人で第四十四条の八第二項に規定する高度化計画に係る同項に規定する認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、同項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十五第一項中「第四十四条の九第一項第二号」を「第四十四条の九第一項第二号及び第二号」に改める。

第六十八条の二十八を次のように改める。

第六十八条の二十八　削除

第六十八条の二十九第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

一　医療保健業を営む連結法人	イ　医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
	ロ　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十
	ハ　医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十

第六十八条の二十九第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十五条の三第二項に」を「第四十五条の二第二項に」に、「第四十五条の三第二項各号」を「第四十五条の二第二項各号」に改め、同条第三項中「第四十五条の三第二項」を「第四十五条の二第二項」に改め、同条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「ない病院用」の下に「若しくは診療所用」を、「いた病院用」の下に「又は診療所用」を、「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「病院の」を「病院又は診療所の」に、「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に、「第四十五条の三第四項」を「第四十五条の二第四項」に改め、同条第五項中「第四十五条の三第五項」を「第四十五条の二第五項」に改める。

第六十八条の三十第一項第一号及び第六十八条の三十一第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「その連結事業年度」及び「次の各号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む連結事業年度開始の日（当該認定のあった日を含む事業年度が当該連結事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該連結事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度」を「適用連結事業年度」に、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「当該連結事業年度」を「当該適用連結事業年度」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「場合には」を「場合の当該農業経営改善計画（以下この号において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用連結事業年度にあっては」に、「新たな農業経営改善計画に係る認定の日」を「当該新農業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する適用連結事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める連結事業年度をいう。

一　前項第一号に掲げる場合　同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなった最初の日を含む連結事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日。以下この号において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日までの期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあっては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間（同項第二号又は第三号に掲げる場合　同項第二号又は第三号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む連結事業年度開始の日（当該認定のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度

第六十八条の三十四の見出しを「（優良賃貸住宅等の割増償却等）」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の三十六」に、「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「、第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む連結事業年度の当該賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額（当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をい

う。）との合計額とする。

一　賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

第六十八条の三十五第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十七条の二第三項第五号」を「第三項第三号」に、「百分の九」を「百分の五十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前二項に規定する特定再開発建築物等とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備、第四十七条の二第三項第四号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一　都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（政令で定める部分を除く。）

二　都市再開発法第百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

三　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第六十八条の三十七を次のように改める。

第六十八条の三十七　削除

第六十八条の三十八第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第六十八条の三十九第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の三十七第二項」を「前条第二項」に改める。

第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十の二第一項、第六十八条の二十一から第六十八条の二十七まで又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで」を「、第六十八条の十四から第六十八条の二十七又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十四第一項及び第六項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

第六十八条の四十五第一項及び第八項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十第一項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第九項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十六条の四第十項」を「第五十七条第十項」に改め、同条第十項中「第五十六条の四第十項」を「第五十七条第十項」に改め、同条第十一項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十六条の四第十一項」を「第五十七条第十一項」に改め、同条第十二項中「第五十六条の四第十一項」を「第五十七条第十一項」に改める。

第六十八条の五十一を次のように改める。

第六十八条の五十一　削除

第六十八条の五十九第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第三章第十二節を次のように改める。

第十二節　削除

第六十八条の六十　削除

第六十八条の六十一第四項及び第五項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第十項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十八条の二第十一項」を「第五十八条第十一項」に改め、同条第十一項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十八条の二第十三項」を「第五十八条第十三項」に改め、同条第十三項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

第六十八条の六十二第一項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十八条の三第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第二項中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に、「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

第六十八条の六十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の九」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同項第一号中「百分の二十」を「百分の十」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第七項中「同条第四項第八号から第十一号まで」を「同条第四項第九号から第十二号まで」に、「同項第

十二号若しくは第十三号」を「同項第十三号若しくは第十四号」に、「同条第四項第八号から第十三号まで」を「同条第四項第九号から第十四号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第八号から第十三号まで」を「同条第四項第九号から第十四号まで」に、「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第九項中「第六十八条の七十一第十項若しくは第十一項」を「第六十八条の七十一第十項から第十二項まで」に、「第六十八条の七十九第十三項」を「第六十八条の七十九第十四項」に、「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十項若しくは第十一項、第六十八条の八十三第十一項若しくは第十二項又は第六十八条の八十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項から第十三項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第八項まで及び第六項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第六十八条の十五第二項中」を「第六十八条の十五第六項中」に、「前条第二項から第四項まで及び第六項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第九項中「第六十八条の七十一第十項若しくは第十一項」を「第六十八条の七十一第十項から第十二項まで」に、「第六十八条の七十九第十三項」を「第六十八条の七十九第十四項」に、「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十項若しくは第十一項、第六十八条の八十三第十一項若しくは第十二項又は第六十八条の八十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項から第十三項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第八項まで及び第六項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第六十八条の十五第二項中」を「第六十八条の十五第六項中」に、「前条第二項から第四項まで及び第六項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第九項中「第六十八条の七十一第十項若しくは第十一項」を「第六十八条の七十一第十項から第十二項まで」に、「第六十八条の七十九第十三項」を「第六十八条の七十九第十四項」に、「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十項若しくは第十一項、第六十八条の八十三第十一項若しくは第十二項又は第六十八条の八十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項から第十三項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第八項まで及び第六項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第六十八条の十五第二項中」を「第六十八条の十五第六項中」に、「前条第二項から第四項まで及び第六項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十九第四項中「第六十八条の七十九第十三項」を「第六十八条の七十九第十四項」に、「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十項から第十二項まで」を「第六十八条の七十九第十項から第十二項まで」に改める。

第六十八条の七十一第五項中「この項及び第十一項」を「この条」に改め、同条第十六項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十四条の二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の七十三第七項中「第六十八条の七十一第十一項（」を「第六十八条の七十一第十一項又は第十二項（これらの規定を」に、「第六十八条の七十一第十一項各号」を「第六十八条の七十一第十一項に規定する特別勘定の金額又は同条第十二項各号」に、「第六十八条の七十一第十一項の」を「第六十八条の七十一第十一項又は第十二項の」に改める。

第六十八条の七十八第一項の表以外の部分中「第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「あつては平成十四年四月一日」を「あつては、平成十四年四月一日」に改め、「とする。」を削り、「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に改め、「（同表の第十八号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる連結法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十）」を削り、同表の第一号中「とする。以下この表」を「とする。第十九号」に改め、同表の第十八号を次のように改める。

十八　削除	

第六十八条の七十八第一項の表の第二十号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同条第十五項第二号中「、第十八号」を削る。

第六十八条の七十九第一項中「第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「あつては平成十四年四月一日」を「あつては、平成十四年四月一日」に改め、「とする。」及び「（同表の第十八号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる連結法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十。第三項において同じ。）」を削り、同条第五項中「この項及び第十一項」を「この条」に改め、同条第十七項中「第十一項まで、第十三項及び第十四項」を「第十二項まで、第十四項及び第十五項」に、「第十四項まで」を「第十五項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の八第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額

又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十中「第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「あつては平成十四年四月一日」を「あつては、平成十四年四月一日」に改め、「とする。」を削る。

第六十八条の八十三第六項中「この項及び第十二項」を「この条」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十五第六項中「この項及び第十二項」を「この条」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十六第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）に係る同条第一項の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共同して当該共同事業再編計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編計画に係る当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した連結事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十八条の八十六第五項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第六十八条の九十第三項第一号中「第一項各号に掲げる連結法人」を「第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人」に改め、「限る。」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十八条の九十二第三項第三号中「又は各事業年度」を「若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十五第一項中「基金」の下に「又は信託財産」を加える。

第六十八条の九十六第一項中「第六十六条の十一の二第一項」を「第六十六条の十一の二第二項」に改める。

第六十八条の百第一項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、「第六十七条の二第二項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「同条第二項及び第五項」に改める。

第六十八条の百三の次に次の一条を加える。

（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十八条の百三の二　第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等（以下この項において「中小連結法人等」という。）が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結法人等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結法人等の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百八第一項中「第三項」と」の下に「、同法第八十一条の十八第二項中「第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定により読み替えられた第八十一条の十二（各連結事業年度の連結所得に対する法人税率）」と」を加える。

第六十八条の百九の見出しを「（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）終了の日においてその連結親法人の資本又は出資の金額が一億円以下である場合において、当該連結親法人の前年度総資産額（その連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（その前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）終了の時における総資産の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の前年度総資産額の合計額に対する当該連結親法人の前年度自己資本額（その前連結事業年度等の終了の時における自己資本の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の前年度自己資本額の合計額の割合が百分の五十以下であるときは、当該連結事業年度については、法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

第六十八条の百九第四項中「第一項」を「第一項から前項まで」に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　削除

第六十九条の二第一項中「遺贈により」を「遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十条の八までにおいて同じ。）により」に改める。

第六十九条の四第一項中「において同じ。）で」を「並びに次条第七項において同じ。）で」に改め、同条第三項第四号中「被相続人等」を「被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者」に、「十分の五以上である」を「十分の五を超える」に改める。

第六十九条の五第一項中「、相続又は遺贈」の下に「（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）」を、「課税価格」の下に「（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）」を加え、同項第一号中「特定同族会社株式等」の下に「又は特定受贈同族会社株式等」を加え、同項第二号中「特定森林施業計画対象山林」の下に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一　特定株式　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ　当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ　当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

二　特定出資　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

三　特定受贈株式　特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）であつた被相続人が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ　当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ　当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

四　特定受贈出資　特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた有限会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

五　特定同族会社株式等　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定株式又は特定出資（政令で定めるものに限る。ロにおいて同じ。）のうち当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ　当該相続開始の直前に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

ロ　次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1)　当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定株式又は特定贈与者であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2)　当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定出資又は特定贈与者であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を

受けたものに係る法人の出資の総口数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定出資の一口当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

六　特定受贈同族会社株式等　特定贈与者であった被相続人が贈与の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資（政令で定めるものに限る。ロにおいて同じ。）のうち当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ　当該贈与の直前に、特定贈与者であった被相続人及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定受贈株式の総数又は特定受贈出資の金額の合計額が当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

ロ　次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1)　当該贈与の直前に、特定贈与者であった被相続人が有していた特定受贈株式又は当該特定贈与者が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該贈与の時における当該特定贈与者が有していた特定受贈株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2)　当該贈与の直前に、特定贈与者であった被相続人が有していた特定受贈出資又は当該特定贈与者が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の出資の総口数に当該贈与の時における当該特定贈与者が有していた特定受贈出資の一口当たりの時価を乗じて得た金額

七　特定森林施業計画対象山林　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあったものを除く。以下この項において「森林施業計画」という。）が定められていた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。）をいう。

八　特定受贈森林施業計画対象山林　特定贈与者であった被相続人が贈与の直前に有していた立木又は土地等のうち当該贈与の前に森林法第十一条第四項の規定による市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められていた区域内に存するものをいう。

九　特定事業用資産相続人等　イ又はロに掲げる者をいう。

イ　相続又は遺贈により特定同族会社株式等又は特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(1)　当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(2)　申告期限を経過する時において特定同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3)　当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(4)　当該相続開始の時から申告期限まで引き続き特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

ロ　相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(1)　当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2)　当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該贈与者であった被相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において特定受贈同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3)　当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(4)　当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から特定贈与者であった被相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

十　特定事業用資産　次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ　特定同族会社株式等及び特定受贈同族会社株式等（当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続の開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。）のうちその価額が三億円以下の部分として政令で定めるもの

ロ　次に掲げる立木又は土地等をいう。

(1)　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。(2)において同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

(2)　特定贈与者であつた被相続人が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

第六十九条の五第四項中「特定同族会社株式等」の下に「又は特定受贈同族会社株式等」を、「特定森林施業計画対象山林」の下に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に、「及び前二項」を「並びに第九項及び前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「前項」を「第九項」に改め、「特定森林施業計画対象山林」の下に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、「第二項第五号ニ」を「第二項第九号イ(4)又は同号ロ(4)」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「次項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六十九条の五第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の選択特定事業用資産の価額に四百平方メートルから当該面積の合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、同項の規定を適用する。

第六十九条の五第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産に係る株式の総数又は出資金額の合計額が第二項第五号若しくは第六号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額又は三億円のいずれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該選択特定事業用資産（第二項第十号ロに係るものに限る。）の価額に当該いずれか低い金額から当該株式の総数又は出資金額の合計額を控除したものの当該いずれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、第一項の規定を適用する。

第七十条第十項中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第三項」に改める。

第七十条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二十一条の十一の規定の適用については、同条中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二（贈与税の基礎控除の特例）」とする。

第七十条の三を次のように改める。

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

第七十条の三　平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

一　特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得又はこれらの住宅用家屋の新築若しくは取得とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該住宅用家屋（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

二　特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

三　特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地若しくは土地の上に存する権利の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等（増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

2　前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、住宅取得等資金の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、相続税法の規定を適用する。

3　この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定受贈者　次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。

ロ　住宅取得等資金の贈与をした者の直系卑属である推定相続人であること。

ハ　住宅取得等資金の贈与を受けた日の属

する年の一月一日において二十歳以上の者であること。

二　住宅用家屋　住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。

三　既存住宅用家屋　建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。

四　増改築等　特定受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。

ロ　当該工事をした家屋が特定受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

ハ　その他政令で定める要件

五　住宅取得等資金　次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等（特定受贈者の配偶者その他特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者から当該取得又は当該増改築等をする場合を除く。）の対価に充てるための金銭をいう。

イ　特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得（これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

ロ　特定受贈者による既存住宅用家屋の取得（当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

ハ　特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等（当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

4　住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出していなかつたものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同条第一項の規定の適用を受けたものに係る年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。次項において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一　当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

二　当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

三　当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

5　前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

6　第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8　第四項又は前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三の次に次の一条を加える。

（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）

第七十条の三の二　平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合において、前条第一項各号の規定に該当するときは、当該住宅取得等資金の贈与をした者（以下この条において「住宅資金贈与者」という。）からの贈与により当該住宅取得等資金の取得をした年における当該特定受贈者の当該住宅資金贈与者からの贈与により取得をした財産に対する贈与税については、当該財産に係る贈与税の課税価格から住宅資金特別控除額を控除する。この場合において、相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適用については、同項中「課税価格から」とあるのは、「課税価格（租税特別措置法第七十条の三の二第一項（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）に規定する住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格にあつては、当該課税価格から同項に規定する住宅資金特別控除額を控除した残額。以下この項及び次条において同じ。）から」とする。

一　住宅資金贈与者に係る相続税法第二十一条の九第五項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　住宅資金贈与者からの贈与により取得をした住宅取得等資金について、相続税法第二十一条の九第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

2　前項に規定する住宅資金特別控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいう。

一　千万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、当該控除した金額の合計額を控除した残額）

二　当該住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格（住宅取得等資金に係る部分に相当するものに限る。）

3　住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、前条第四項各号に掲げる場合に該当するときは、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該各号に該当することとなった日から二月以内に同項の規定の適用を受けた年分の贈与税について、修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

4　前項の規定に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであった贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

5　第三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第三項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三の二第三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四　国税通則法第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ(3)中「控除した残額」とあるのは、「控除した残額又は租税特別措置法第七十条の三の二の規定により同条第二項の住宅資金特別控除額を計算する場合において、同条の規定の適用を受けて控除した金額があるときにおける当該金額の合計額を千万円から控除した残額」とする。

6　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7　税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があった場合において、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び前項の財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8　第三項又は第六項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第一項第四号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同条第三十二項中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項第二号中「第二項」を「第四項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項第五号中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十三項」を「第二十四項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第四項、第五項」を「第五項、第六項」に、「第二十三項又は第二十四項」を「第二十四項又は第二十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第三項、第四項、第五項」を「第四項、第五項、第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第二十項」を「第二十一項」に、「第二十三項又は第二十四項」を「第二十四項又は第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第二十七項及び第二十八項第一号」を「第二十八項及び第二十九項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十七項」を「第十八項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）」に改め、「特例付加年金（」の下に「同法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次に掲げる者がその者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した農地等について第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける農地等については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一　相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　第一項の規定の適用を受ける農地等を贈与により取得した日の属する年中において、当該農地等の贈与をした者から贈与を受けた当該農地等以外の財産について、相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

第七十条の五第一項中「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第四項又は第五項」に改め、同条第二項中「前条第十四項又は第十九項」を「前条第十五項又は第二十項」に改める。

第七十条の六第二項中「第二十一条」を「第二十条の二」に改め、同項第一号中「第十九条」の下に「又は第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」を加え、「、同条」を「、これら」に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第二十条の二」に改め、同条第九項中「第七十条の四第五項」を「第七十条の四第六項」に改め、同条第十八項中「第七十条の四第七項」を「第七十条の四第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十九項中「第七十条の四第十四項」を「第七十条の四第十五項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二十項中「第七十条の四第十五項」を「第七十条の四第十六項」に、「第七十条の四第十六項中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第二十六項中「第七十条の四第十九項」を「第七十条の四第二十項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三十三項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改める。

第七十一条の二（見出しを含む。）中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第七十一条の四第一項第一号中「（中小企業総合事業団法」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下この号において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）」に、「又は同法」を「又は旧中小企業総合事業団法」に、「中小企業総合事業団法」を「廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の中小企業総合事業団（以下この号において「旧中小企業総合事業団」という。）若しくは旧中小企業総合事業団法」に、「の同法」を「の旧中小企業総合事業団法」に、「高度化分譲（中小企業総合事業団」を「高度化分譲（旧中小企業総合事業団」に、「の中小企業総合事業団法」を「の旧中小企業総合事業団法」に改める。

第七十二条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条を第七十二条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（不動産の登記に係る登録免許税の税率の特例）

第七十二条　個人又は法人が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、登録免許税法別表第一第一号に掲げる不動産について次の表の上欄に掲げる登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二
所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下この条において同じ。）又は法人の合併による移転の登記	千分の二
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下この条において同じ。）の分割による移転の登記	千分の二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下この条において同じ。）の分割による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五
所有権の信託の登記	千分の二
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一
所有権である相続財産の分離の登記	千分の二
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の一
所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権の相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権の共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権のその他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	千分の二・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の二・五
所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五
所有権である相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権以外の権利である相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五

2　前項の場合において、登録免許税法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

所有権の保存の登記	千分の一
所有権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
所有権の共有物の分割による移転の登記	千分の一
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の二・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の二・五
所有権の信託の登記	千分の一
所有権以外の権利の信託の登記	千分の〇・五
所有権である相続財産の分離の登記	千分の一
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の〇・五

第七十三条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「を取得し」を「の取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。）をし」に改める。

第七十四条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第七十五条第二号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第七十六条第一項中「千分の二十五」を「千分の八」に改め、同条第二項中「千分の一」を「千分の〇・五」に、「千分の三」を「千分の一」に改める。

第七十七条を削る。

第七十八条の二中「千分の二十五」を「千分の八」に改め、同条を第七十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農業振興地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条の二　農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による農用地利用集積計画の公告の日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十七条の三を削る。

第七十八条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二第一項中「登記の」を「場合の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けた場合　次に掲げる登記の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　所有権の移転の登記　千分の二

ロ　地上権又は賃借権の移転の登記　千分の一

ハ　質権又は抵当権の移転の登記　千分の一

二　再編強化法第二十六条第一項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部の譲渡を受けたことにより質権又は抵当権の移転の登記を受ける場合　千分の一・五

第七十八条の二第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の六」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第三項第一号中「千分の六」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第四項第一号中「千分の六」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　漁業協同組合が、平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日から平成十八年三月三十一日までの間に、漁業協同組合合併促進法第四条第二項の都道府県知事の認定を受けて合併をした場合（当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が市町村のすべての区域以上の区域を地区とする漁業協同組合となる場合その他政令で定める場合に限る。）には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が、当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　不動産の所有権の移転の登記　千分の一

二　不動産の地上権又は賃借権の移転の登記　千分の一

三　船舶の所有権の移転の登記　千分の二

6　森林組合が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、森林組合法第百八条の三第一項の規定により当該森林組合を会員とする森林組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　所有権の移転の登記　千分の二

二　地上権又は賃借権の移転の登記　千分の一

三　質権又は抵当権の移転の登記　千分の一

第七十八条の三を削る。

第七十八条の四第一項及び第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改め、同条を第七十八条の三とする。

二　独立行政法人農林漁業信用基金　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第十二条第一項第五号に掲げる業務（同法附則第二条の規定により当分の間行うこととされている林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務を含む。）

第八十条第一項中「の各号」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第四号中「不動産又は」を削り、「イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合」を「千分の二十三」に改め、同号イ及びロを削り、同条第五号中「千分の三」を「イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　不動産の所有権の取得　千分の一

ロ　船舶の所有権の取得　千分の三

第八十条第二項を削る。

第八十一条を削る。

第八十条の二第一項の表の第一号中「千分の六」を「千分の二」に、「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「第八十条」に、「又は同条第二項（第一号から第四号までを除く。）」を「、第八十条の二第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）」に、「同条第一項第五号及び同条第二項第五号」を「第八十条第一項第五号、第八十条の二第一項第五号並びに前条第一項第四号及び第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第八十条の二第一項」を「第七十二条第一項及び第八十一条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第八十一条とする。

2　株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合において、次の各号に掲げる仮登記を受けるときは、当該仮登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行つた日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める割合とする。

一　当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記　千分の一

二　当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記　千分の〇・五

3　株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十二条第二項の規定の適用については、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

第八十条の次に次の二条を加える。

（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の二　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第五条の二第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第五条第一項若しくは第五条の二第一項の認定又は同法第七条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第六条第一項若しくは第七条第一項の認定に係るものであつて産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に受けたものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日（当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第五条第二項第三号に規定する実施時期）から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　千分の二・五

二　合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の一・五）

三　分割による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五）

四　法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）　千分の二十三

五　合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得　イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　不動産の所有権の取得　千分の一・五

ロ　船舶の所有権の取得　千分の三

2　前項の場合において、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間にされた同項の認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第三号までの規定中「千分の二・五」とあるのは「千分の一・五」と、同項第五号中「千分の一・五」とあるのは「千分の一」とする。

3　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）第二条第一項に規定する金融機関等（同法第五条第四号に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものに限る。）が同法第二条第二項第一号に規定する組織再編成に関して第一項の認定を受けた場合には、当該認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、前二項の規定は、適用しない。

（認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の三　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第七条第一項の認定（平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等（同法第二条第一項第一号から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。）が受けたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　株式会社の設立又は資本の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　千分の二・五

二　合併による株式会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五）

三　分割による株式会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五）

四　合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の所有権の取得　千分の一・五

五　法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得　千分の一・五

六　合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における抵当権の取得　千分の〇・五

2　前項の場合において、平成十八年三月三十一日までにされた同項の認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第五号までの規定中「千分の二・五」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の一」とする。

第八十三条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「千分の四」を「千分の一・五」に改める。

第八十三条の二中「千分の六」を「千分の二」に改める。

第八十三条の三を次のように改める。

（認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の三　都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（平成十八年三月三十一日までに同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。以下この条において同じ。）に基づき特定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の同法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の七とする。

2　前項の場合において、平成十七年三月三十一日までに同項に規定する認定を受けた認定民間都市再生事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転の登記については、同項中「千分の七」とあるのは、「千分の五」とする。

3　都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

4　認定民間都市再生事業計画に係る特定民間都市再生事業の都市再生特別措置法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業を実施する同法第二十三条に規定する認定事業者又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団（以下この項において「認定事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をした場合において、平成十七年三月三十一日までに同項に規定する認定を受けた認定民間都市再生事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転の登記については、同項中「千分の七」とあるのは、「千分の五」とする。

5　都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定民間都市再生事業の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該土地の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

6　認定民間都市再生事業計画に係る特定民間都市再生事業の都市再生特別措置法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業を実施する認定事業者等に当該土地に関する権利の譲渡をした場合において、当該認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第八十三条の四から第八十三条の六までを削る。

第八十三条の七中「千分の十六」を「千分の八」に改め、同条を第八十三条の四とする。

第八十四条（見出しを含む。）中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第八十四条の三を次のように改める。

（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税）

第八十四条の三　次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第九条第一項及び第十条第一項
独立行政法人海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十五号）附則第二条第一項
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第二条第一項
独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項
独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）附則第二条第一項

独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第一条第一項
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第四条第一項及び第五条第一項
独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項、第四条第一項及び第五条第一項
独立行政法人通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第一項
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項及び第三条第一項
独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項
独立行政法人北方領土問題対策協会	独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）附則第二条第一項
独立行政法人理化学研究所	独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園

2　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）附則第十条の規定により東京地下鉄株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第七条の規定により帝都高速度交通営団が行う出資に係る財産の給付に伴い東京地下鉄株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項及び次項において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

4　新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構（以下この条において「保有機構」という。）が同法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継をした権利に係る当該承継に伴う登記であつて、機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下この条において「事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号）附則第四条第一項の規定により事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下この条において「基金」という。）が保有機構から承継をし、同項の規定により機構法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団（以下この条において「事業団」という。）が基金から承継をし、さらに、同項の規定により機構が事業団から承継をした当該登記に係る登記権利者としての地位に基づき機構が保有機構を登記名義人とするために受けるものについては、登録免許税を課さない。

第八十四条の四を次のように改める。

第八十四条の四　削除

第八十四条の五を次のように改める。

（産業再生委員会の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の五　株式会社産業再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第十九号(一)カ中「重要財産委員若しくは」とあるのは、「重要財産委員、株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第　号）第十八条第一項（登記）の委員若しくは」とする。

第八十五条第一項中「第八十七条の六」を「第八十七条の七」に改める。

第八十七条中「規定する清酒」の下に「若しくは同条第四号に規定する合成清酒（第八十七条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「合成清酒」という。）」を加え、「若しくは果実酒」を「、果実酒若しくは発泡酒（同法第二十二条第一項第十号イ(1)に該当するものを除く。以下この条において「発泡酒」という。）」に改め、「平成元年四月一日」の下に「（合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日）」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「限るものとし、同法」を「限るものとし、当該移出につき同法」に改め、「規定にかかわらず」の下に「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の七十」を「同表の下欄に定める割合」に改め、同条に次の表を加える。

酒類	期間	割合
清酒又はしょうちゅう甲類	平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の七十
	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十五

合成清酒、果実酒又は発泡酒	平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十
しょうちゅう乙類	平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	百分の七十
	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十五

第八十七条の四を次のように改める。

第八十七条の四　削除

第八十七条の五第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「並びに第八十七条の二及び前条」を「及び第八十七条の二」に改める。

第六章第二節中第八十七条の六を第八十七条の七とし、第八十七条の五の次に次の一条を加える。

（ビールに係る酒税の税率の特例）

第八十七条の六　平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第七号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から三年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

2　平成十五年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

3　前二項に規定するビールの製造者が、相続（包括遺贈を含む。）により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。）又は合併により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した法人である場合における前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十八条第一項中「平成十一年五月一日以後に」を「平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「、当分の間」を削り、同条第二項中「平成十一年五月一日以後に」を「平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に」に、「前項」を「第一項」に改め、「、当分の間」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千百二十六円とする。

第八十八条に次の一項を加える。

4　平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千四百八十四円とする。

第八十八条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「五千円」を「六千円」に改める。

第八十九条第二項、第八十九条の三第一項及び第八十九条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六章第三節の二の節名中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第九十条の四第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第三項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（引取りに係る特定石炭の免税）

第九十条の四の二　石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十七年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一　鉄鋼の製造に使用する石炭

二　コークスの製造に使用する石炭

三　セメントの製造に使用する石炭

2　石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とある

のは「租税特別措置法第九十条の四の二第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定の適用を受けた特定石炭は、同項の承認を受けて当該特定石炭を引き取った日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

4　前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなった者から、当該特定石炭について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三　電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭（以下この条において「沖縄発電用特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十九年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

2　石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定の適用を受けた沖縄発電用特定石炭は、同項の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭を引き取った日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

4　前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなった者から、当該沖縄発電用特定石炭について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

第九十条の五の見出しを「（石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油石炭税の還付）」に改め、同条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第三項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第九十条の六の見出しを「（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）」に改め、同条第一項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第三項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第九十条の六の二の見出しを「（石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付）」に改め、同条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第九十条の七第三項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第九十条の四の二第三項の規定に違反して同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三　第九十条の四の三第三項の規定に違反して同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第九十条の八の二中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「平成十五年四月三十日」を「平成二十年四月三十日」に改める。

第九十条の十二第一項中「（平成十四年法律第八十七号）」を削る。

第九十一条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第九十一条の四の見出し中「株券」を「株券等」に改め、同条第一項中「証券取引所」の下に「（次項において「証券取引所」という。）」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「事業年度をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に、「株券に」を「株券又は前項に規定する優先出資証券に」に、「当該株券」を「当該株券又は当該優先出資証券」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条

第一項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の議決に基づき平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

第九十三条第四項中「第七十条の四第二十八項」を「第七十条の四第二十九項」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十二号ニ、第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十三号ニ、第六十二条の三第四項第十三号ニ」に、「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十条第一項中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同条第二項中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十四条第五項及び第七項中「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第二項」に改める。

第十六条第五項中「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第六項中「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

第十七条第三項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改め、同条第六項中「第四十四条の九から第四十九条まで」を「第四十二条の十から第四十八条まで」に改める。

第十八条第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同条第二項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改め、同条第五項中「第四十四条の九から第四十九条まで」を「第四十二条の十から第四十八条まで」に改める。

第二十六条の二第三項中「第六十八条の十六」を「第六十八条の二十九」に改め、同条第六項中「第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで」を「第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第二十六条の三第一項中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十六」を「第六十八条の二十九」に改め、同条第五項中「第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで」を「第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第二十六条の五第一項中「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に改める。

第二十六条の六第五項中「この項及び第十一項」を「この条」に改め、同条第十七項中「第十一項まで、第十三項及び第十四項」を「第十二項まで、第十四項及び第十五項」に、「第十四項まで」を「第十五項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十六条の六第十三項」を「第二十六条の六第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項」を「第九条の三」に改める。

第七条第二項中「内国法人」の下に「の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金額」を加える。

第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（相手国から情報の提供要請があった場合の当該職員の質問検査権）

第九条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の我が国以外の締約国から当該締約国の租税に関する調査（当該締約国の刑事事件の捜査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があった場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該締約国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二　当該必要情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三　当該締約国において当該必要情報を入手することが困難であると認められないとき。

2　前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（身分証明書の携帯等）

第十条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関

係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（罰則）

第十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

2　租税条約の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3　法人（人格のない社団等（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

4　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成十五年三月三十一日

イ　第二条中法人税法第二条第十二号の八ロの改正規定、同条第十二号の十一ロの改正規定、同法第五十七条から第五十九条までの改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の九の改正規定、同法第八十一条の二十第三項の改正規定、同法第八十一条の三十一第三項の改正規定及び同法第百二条第二項の改正規定並びに附則第九条（第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第二条第十二号の八ロ及び第十二号の十一ロに係る部分に限る。）、第十一条から第十三条まで、第百四十一条、第百四十七条、第百四十八条及び第百五十二条の規定

ロ　第十二条中租税特別措置法第六十六条の十二第一項の改正規定（「同条第十一項」を「同条第九項」に改める部分に限る。）、同条第四項及び第五項の改正規定、同法第六十六条の十三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同条第十一項」を「同条第九項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定並びに同条第七項の改正規定（「第二項各号」を「第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第百四十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第二十七条の改正規定に限る。）及び第百五十条の規定

二　次に掲げる規定　平成十五年五月一日

イ　第七条中酒税法第二十二条の改正規定及び附則第三十七条から第三十九条までの規定

ロ　第十二条中租税特別措置法第八十七条の四の改正規定及び同法第八十七条の五第一項の改正規定（「並びに第八十七条の二及び前条」を「及び第八十七条の二」に改める部分に限る。）

三　次に掲げる規定　平成十五年七月一日

イ　第八条の規定並びに附則第四十一条及び第四十二条の規定

ロ　第十二条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第百二十八条から第百三十二条まで並びに第百四十四条の規定

四　次に掲げる規定　平成十五年十月一日

イ　第一条中所得税法第三十一条第一号の改正規定、同法第七十四条第二項第六号の改正規定及び同法別表第一第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、産業基盤整備基金の項を削る部分、中小企業総合事業団の項を削る部分、通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）

ロ　第二条中法人税法第四十二条の改正規定、同法別表第一第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）及び同法別表第二第一号の改正規定（産業基盤整備基金の項を削る部分、中小企業総合事業団の項を削る部分及び通信・放送機構の項を削る部分を除く。）並びに附則第十条の規定

ハ　第三条中相続税法第十四条第二項の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。）

ニ　第四条の規定（地価税法第二十三条第二項の改正規定を除く。）

ホ　第五条中登録免許税法第五条第六号の改正規定、同法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）及び同法別表第三の改正規定（十九の項を改める部分及び二十三の項の次に一項を加える部分を除く。）並びに附則第二十四条第二項の規定

ヘ　第六条中消費税法第九条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定及び同法別表第三第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、産業基盤整備基金の項を削る部分、通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）並びに附則第二十五条及び第三十条の規定

ト　第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。）、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十八条まで、第五十条、第百三十七条、第百三十八条、第百三十九条（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第三号の改正規定に限る。）、第百四十条、第百四十二条（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第三号、第十五条第二項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。）、第百四十三条、第百五十三条から第百六十八条まで、第百七十一条、第百七十二条、第百七十六条、第百八十条、第百八十一条、第百八十七条（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百二十九条の改正規定に限る。）及び第百八

十八条第一項の規定

チ　第十条の規定及び附則第五十三条から第五十五条までの規定

リ　第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、中小企業総合事業団の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）及び同法別表第三の改正規定（農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十二号）第二十八条第一項第二号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削る部分、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）の業務に関する文書の項の次に独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書の項及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項を加える部分並びに「自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第三十一条第一項第三号及び第四号（業務）」を「独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）」に、「自動車事故対策センター又は」を「独立行政法人自動車事故対策機構又は」に、「同法第六十九条第一項第四号（業務の委託）の退職金共済証紙の受払いに関する」を「同法第七十条（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る」に、「勤労者退職金共済機構」を「同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第十九条第一号」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第九条第一号」に、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十七条（保険料に関する経過措置）に規定する保険料の受取書若しくは同法附則第二十条第一項（国庫負担）に規定する旧年金給付、旧脱退一時金及び旧死亡一時金」を「同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付」に、「農業者年金基金又は農業者年金基金法第二十条第一項第二号」を「独立行政法人農業者年金基金又は同法第十条第一項第二号」に改める部分に限る。）並びに附則第五十六条及び第五十七条の規定

ヌ　第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「石油税法」を「石油石炭税法」に改める部分に限る。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第三項第五号の改正規定、同法第三十三条第一項第三号の改正規定、同法第三十三条の二第一項第二号の改正規定、同法第三十三条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の三第二項第六号の改正規定、同法第三十四条第一項第三号の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定、同法第七十条の四第五項の改正規定（「第三項」を「第四項」に改める部分及び同条第五項を同条第六項とする部分を除く。）、同法第七十一条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十八条の四第三項第二号の改正規定、同法第八十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章第三節の二の節名の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第九十条の五の改正規定、同法第九十条の六の改正規定、同法第九十条の六の二の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第九十条の七第三項の改正規定並びに附則第七十六条第二項及び第三項、第九十九条第一項及び第二項、第百十八条第一項及び第二項、第百三十三条並びに第百四十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第三十三条第八項の改正規定に限る。）の規定

五　次に掲げる規定　平成十六年一月一日

イ　第一条中所得税法第八十三条の二第一項の改正規定及び同法第二百二十四条の三第二項第五号の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定

ロ　第六条中消費税法第十九条の改正規定及び附則第二十七条の規定

ハ　第十二条中租税特別措置法第八条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の三第一項から第四項までの改正規定、同法第八条の四の改正規定、同法第九条第一項の改正規定、同法第三十七条の十第三項及び第五項の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の四の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十四の二第一項の改正規定並びに同法第三十七条の十五の改正規定並びに附則第六十一条、第六十二条第一項、第六十三条、第六十六条、第七十七条第一項及び第二項、第七十八条、第七十九条第一項及び第六項、第八十条並びに第八十二条の規定

六　第十一条中印紙税法別表第三の改正規定（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を加える部分に限る。）　平成十六年一月五日

七　次に掲げる規定　平成十六年三月一日

イ　第一条中所得税法別表第一第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

ロ　第二条中法人税法別表第一第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

ハ　第五条中登録免許税法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

ニ　第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

ホ　第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

八　次に掲げる規定　平成十六年四月一日

イ　第一条中所得税法別表第一第一号の改正規定（通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）

ロ　第二条中法人税法別表第一第一号の改正規定（労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）及び同法別表第二第一号の改正規定（通信・放送機構の項を削る部分に限る。）

ハ　第五条中登録免許税法別表第二の改正規定（帝都高速度交通営団の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）

ニ　第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第十条及び第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定（「三千万円」を「千万円」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第四十二条から第四十四条までの改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第五十九条第一号の改正規定、同法第六十条第八項の改正規定、同法

第五章中第六十三条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条の改正規定並びに同法別表第三第一号の改正規定（通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第百四十二条（国税通則法第三十八条第三項の改正規定に限る。）の規定

ホ　第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（帝都高速度交通営団の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）及び同法別表第三の改正規定（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務に関する文書の項を改める部分に限る。）

九　次に掲げる規定　中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十八号）の施行の日

イ　第一条中所得税法別表第一第一号の改正規定（産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）

ロ　第二条中法人税法別表第二第一号の改正規定（産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）

ハ　第五条中登録免許税法別表第三の改正規定（十九の項を改める部分に限る。）

ニ　第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定（産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）

ホ　第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）及び同法別表第三の改正規定（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第四十条第一項第一号（業務）の業務、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条第一号（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）の業務、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第八条第一号及び第三号から第五号まで（産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務）の業務、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号（産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務）の業務並びに流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四十七条の四第一号（産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務）の業務に関する文書の項を改める部分に限る。）

ヘ　第十二条中租税特別措置法第七十一条の四第一項第一号の改正規定

十　第十二条中租税特別措置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の四の改正規定、同法第六十六条の十二第一項の改正規定（平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める部分及び「同条第十一項」を「同条第九項」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の二十一の改正規定、同法第六十八条の八十六の改正規定、同法第八十条第二項を削る改正規定及び同法第八十条の次に二条を加える改正規定（第八十条の二を加える部分に限る。）並びに附則第百三条第一項の規定　産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日

十一　第十二条中租税特別措置法第十一条の七の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の八の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び同法第六十八条の二十四の次に一条を加える改正規定（第六十八条の二十四の二第二項に係る部分に限る。）　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日

十二　第十二条中租税特別措置法第二十条の三第一項の改正規定、同法第二十八条の二第一項第四号の改正規定、同法第五十五条の五の改正規定、同法第六十六条の十一第一項第四号の改正規定及び同法第六十八条の四十四の改正規定並びに附則第七十三条第一項、第七十五条、第九十七条第一項、第百一条第一項、第百十六条第一項及び第百二十条第一項の規定　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第一条第四号に定める日

十三　第十二条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号の改正規定、同法第四十一条の十二第九項第七号の次に一号を加える改正規定及び同法第六十五条の四第一項第十九号の改正規定並びに附則第七十六条第四項、第八十四条第四項、第九十九条第三項及び第百十八条第三項の規定　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第二号に定める日

十四　第十二条中租税特別措置法第七十八条の二第五項及び第六項の改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）及び附則第百二十四条第八項の規定　平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日

十五　第十二条中租税特別措置法第八十四条の五の改正規定　平成十五年四月一日又は株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第　　号）の施行の日のいずれか遅い日

十六　第十二条中租税特別措置法第九十条の十二第一項の改正規定　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第一条第二号に定める日

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第十一条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が支払を受けるべき同条第一項に規定する公社債等の利子等について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が施行日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第十一条第一項に規定する公社債等の利子等については、なお従前の例による。

2　施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき旧所得税法第十一条第一項に規定する公社債等の利子等については、新所得税法第十一条第一項中「又は貸付信託」とあるのは「若しくは貸付信託」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」と、「又は収益の分配」とあるのは「若しくは収益の分配又は利益の配当」として、同条の規定を適用する。

（配偶者特別控除に関する経過措置）

第三条　新所得税法第八十三条の二第一項の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、な

お従前の例による。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第四条　新所得税法第百五十七条第一項第二号ハの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（内国法人が支払を受ける報酬又は料金に係る所得税の課税標準に関する経過措置）

第五条　施行日前に内国法人が支払を受けるべき旧所得税法第百七十四条第十号に掲げる報酬又は料金については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）

第六条　新所得税法第二百二十四条の三の規定は、平成十六年一月一日以後に行われる同条第二項に規定する株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条　第一条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる所得税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第八条　この附則に別段の定めがあるものを除き、新法人税法の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十四条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度（法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号。以下この条において「平成十四年改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用を受けて第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第四条の二の承認を受ける同項に規定する内国法人（以下この条において「経過措置適用親法人」という。）、同項の規定の適用を受けて旧法人税法第四条の二の承認を受ける平成十四年改正法附則第三条第三項に規定する他の内国法人（以下「経過措置適用子法人」という。）及び当該経過措置適用親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）において当該経過措置適用親法人との間に旧法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人（以下「経過措置期間加入法人」という。）の平成十四年改正法附則第三条第一項に規定する経過措置対象年度（同項に規定する最初の連結事業年度としようとする期間に限る。以下「経過措置対象年度」という。）の期間内の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度（経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度を除く。）の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の各事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度の連結所得に対する

（以下「新相続税法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十五年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の財産の所在に関する経過措置）

第十六条　新相続税法第十条第一項の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（相続税額の加算及び相次相続控除に関する経過措置）

第十七条　新相続税法第十八条及び第二十条の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（生命保険契約に関する権利の評価に関する経過措置）

第十八条　施行日前に相続又は遺贈により取得した財産であって第三条の規定による改正前の相続税法（以下「旧相続税法」という。）第二十六条に規定する権利の価額に係るものに係る相続税については、なお従前の例による。

2　相続又は遺贈により旧相続税法第二十六条に規定する生命保険契約に関する権利で取得した時において保険事故が発生していないものを施行日から三年を経過する日までの間に取得した場合には、当該権利の価額は、同条に規定する金額によることができる。

（納税義務者が住所及び居所を有しないこととなる場合に関する経過措置）

第十九条　相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者が施行日以後に新相続税法第二十一条の十八第一項、第二十七条第一項及び第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第二十九条第一項並びに第三十一条第二項に規定する住所及び居所を有しないこととなる場合について、これらの規定を適用し、施行日前に旧相続税法第二十七条第一項及び第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第二十九条第一項並びに第三十一条第二項に規定する住所及び居所を有しないこととなった場合については、なお従前の例による。

（贈与税の更正、決定等の期間制限の特則に関する経過措置）

第二十条　新相続税法第三十六条の規定は、平成十六年一月一日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（贈与税の申告内容の開示等に関する経過措置）

第二十一条　新相続税法第四十九条の二の規定は、平成十五年一月一日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額で同条第一項に規定するものの開示について適用する。

（相続税の延滞税の特則に関する経過措置）

第二十二条　新相続税法第五十一条第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得した財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で新相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の当該職員の質問検査権に関する経過措置）

第二十三条　新相続税法第六十条の規定は、施行日以後に国税庁、国税局又は税務署の当該職員が行う相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収に係る質問又は検査について適用する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第五条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）第五条第六号の規定は、平成十五年十月一日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

2　独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第八条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号又は第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての新登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「事業又は」とあるのは、「事業、同法附則第八条第一項（業務の特例）に規定する業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号又は第四号（業務の範囲）に規定する事業又は」とする。

3　新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税法別表第一第一号(九)イからホまでに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に第五条の規定による改正前の登録免許税法（以下この条において「旧登録免許税法」という。）別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、同号に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日前に受けた所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、同号に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の移転の登記を受ける場合における新登録免許税法第十七条の規定の適用については、同条中「千分の二」とあり、及び「千分の十」とあるのは、「千分の四」とする。

5　施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)ロに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

6　新登録免許税法第十七条の二の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受ける組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（小規模事業者に係る納税義務の免除に関する経過措置）

第二十五条　第六条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第九条第一項及び第四項の規定は、平成十六年四月一日（以下附則第三十条までにおいて「適用日」という。）以後に開始する新消費税法第十九条に規定する課税期間（以下この条及び附則第二十八条において「課税期間」という。）について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2　適用日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において第六条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第九条第一項本文の規定の適用を受けた事業者が、適用日以後に開始する課税期間につき新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高（以下この項において「基準期間における課税売上高」という。）を計算する場合において、当該基準期間の初日が施行日前であり、かつ、当該基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、平成十五年十月一日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高（当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額から当該期間中に行った新消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。）に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

3　平成十五年十月一日前に提出された旧消費税法第九条第四項の規定による届出書は、新消費税法第九条第四項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（相続があった場合の納税義務の免除の特例等の経過措置）

第二十六条　新消費税法第十条から第十二条（同条第三項に規定する特定要件に係る部分を除く。）までの規定は、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割子法人、新設分割親法人又は分割承継法人の適用日以後に開始する年又は事業年度においてこれらの規定に規定する相続、合併、分割等又は吸収分割（以下この条において「相続等」という。）があった場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があった場合については、なお従前の例による。

（課税期間に関する経過措置）

第二十七条　新消費税法第十九条（第一項第三号の二又は第四号の二の規定による届出書に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後に開始する年又は事業年度（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出している事業者にあっては、これらの規定に定める期間）について適用する。

2　平成十六年一月一日前に提出された旧消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書は、新消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第二十八条　新消費税法第三十七条第一項の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2　適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置）

第二十九条　新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、旧消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出に関する経過措置）

第三十条　新消費税法第五十七条第一項第一号及び第二号の規定は、これらの規定に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条　第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第三十二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第七条の規定（酒税法第二十二条の改正規定に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（ビール等に係る製造免許等の経過措置）

第三十三条　第七条の規定による改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）の規定により発泡酒とされていたもののうち、同条の規定の施行によりビールとして分類されることになる酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、平成十五年六月二日までに、政令で定めるところにより、この項の規定の適用を受けない旨を当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に届け出た場合を除き、平成十五年四月一日に、同条の規定による改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）の規定によりビール（麦を原料の一部としたものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

2　前項の規定の適用がある場合（同項の規定により同項の規定の適用を受けない旨を届け出た場合を含む。）を除き、第七条の規定の施行により旧酒税法の規定により分類されていた種類又は品目と異なる種類又は品目に分類されることになる酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、平成十五年四月一日に、新酒税法の規定により、それぞれ、当該酒類が新酒税法の規定により分類されることになる種類又は品目の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

（再移出控除に係る経過措置）

第三十四条　新酒税法第三十条第三項の規定は、酒類製造者が酒類の製造場に移入した酒類（酒税法第三十条第一項の規定により控除を受けるべきものを除く。）で、平成十五年四月一日以後に当該製造場から更に移出され、又は新酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用されたものについて適用する。

（酒類の製成数量申告等に係る経過措置）

第三十五条　新酒税法第四十七条第二項の規定は、平成十五年四月一日から適用し、平成十五年三月三十一日までの酒類の製成及び移出数量、同日における所持数量並びに平成十五年三月中に酒類をその製造場から移出しなかった旨の申告については、なお従前の例による。

（届出に係る経過措置）

第三十六条　新酒税法第五十条の二第二項及び第三項の規定は、平成十五年四月一日以後に同条

第二項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第三十七条　平成十五年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十二条又は租税特別措置法第八十七条の三に規定する税率（以下「新酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十二条又は租税特別措置法第八十七条の三若しくは第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の四に規定する税率（以下「旧酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が同日以後に到来するものに限る。）について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第三十八条　次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十五年五月一日前に保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られた酒類（新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

第三十九条　平成十五年五月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2　前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3　第一項の場合においては、新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4　第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年六月二日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三　その他政令で定める事項

5　前項の規定による申告書を提出した者は、平成十五年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6　前項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、新酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一　酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出し、又は新酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製

造方法に従い酒類の原料として使用した場合は、第四項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

8　酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定

9　第四項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（酒税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第四十条　第七条の規定の施行前にした行為並びに附則第三十二条、第三十五条及び第三十六条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第四十一条　第八条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった同条の規定による改正前のたばこ税法第十一条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第四十二条　第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第四十三条　この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

（ガス状炭化水素に係る税率の特例）

第四十四条　平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素（第九条の規定による改正後の石油石炭税法（以下「石油石炭税法」という。）第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下同じ。）の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一　ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第二七一一・一一号及び第二七一一・二一号に掲げる天然ガス（以下この条において「天然ガス」という。）　一トンにつき八百四十円

二　ガス状炭化水素のうち天然ガス以外のもの（次項において「石油ガス等」という。）　一トンにつき八百円

2　平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一　天然ガス　一トンにつき九百六十円

二　石油ガス等　一トンにつき九百四十円

（石炭に係る税率の特例）

第四十五条　次の各号に掲げる期間内に、石炭（石油石炭税法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下同じ。）の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られる石炭に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日まで　石炭一トンにつき二百三十円

二　平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで　石炭一トンにつき四百六十円

（未納税移出等に係る経過措置）

第四十六条　平成十五年十月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素で、第九条の規定による改正前の石油税法（以下「旧石油税法」という。）第十条第三項（旧石油税法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日が平成十五年十月一日以後に到来するものに限る。）について、旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項に規定する税率（以下「附則第四十四条第一項の税率」という。）とする。

2　平成十七年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十七年四月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあっては附則第四十四条第二項に規定する税率（以下「附則第四十四条第二項の税率」という。）とし、石炭にあっては附則第四十五条第二号に規定する税率（以下「附則第四十五条第二号の税率」という。）とする。

3　平成十九年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十九年四月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあっては附則第四十四条第二項に規定する税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第四十七条　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて平成十五年十月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の四第一項	同法第九十条の四第五項
租税特別措置法第九十条の四の二第一項	同法第九十条の四の二第四項
租税特別措置法第九十条の四の三第一項	同法第九十条の四の三第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

2　前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十七年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素又は石炭について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあっては附則第四十四条第二項の税率とし、石炭にあっては附則第四十五条第二号の税率とする。

3　第一項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十九年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素又は石炭について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号又は第三号に規定する税率とする。

（戻入れ等に係る経過措置）

第四十八条　平成十五年十月一日前に原油（石油税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下同じ。）若しくはガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出し、又は他の原油若しくはガス状炭化水素の採取場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた原油若しくはガス状炭化水素を、原油若しくはガス状炭化水素の採取場に戻し入れ、又は移入した場合において、同日以後にこれらの原油若しくはガス状炭化水素につき石油石炭税法第十二条第一項又は第二項の規定による控除を受けるときは、これらの規定中「石油石炭税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額」とあるのは、「石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額」として、これらの規定を適用する。

2　平成十五年十月一日前に原油又はガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出した原油又はガス状炭化水素を、その採取を廃止した後当該採取場であった場所に戻し入れた場合において、同日以後に石油石炭税法第十二条第四項に規定する当該税務署長の承認を受けて当該原油又はガス状炭化水素を廃棄したときは、同項中「石油石炭税額」とあるのは、「石油税額」として、同項の規定を適用する。

（引取りに係る石炭についての課税標準及び税額の申告の特例）

第四十九条　関税法第六条の二第一項第一号に規定する申告納税方式が適用される石炭を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、施行日から平成十五年九月三十日までに、政令で定めるところにより、石油税法第十五条第一項に規定する国税庁長官の承認を受けることができる。

（担保に係る経過措置）

第五十条　旧石油税法第十九条の規定により提供された担保は、石油石炭税法第十九条の規定により提供された担保とみなす。

（採取の開廃等の申告に係る経過措置）

第五十一条　この法律の施行の際現に石炭の採取をしている者は、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2　施行日前から引き続いて石炭の採取の委託をしている者で、第九条の規定による改正後の石油税法第六条第一項の規定により石炭を採取したものとみなされる者は、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

3　前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

4　第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で平成十五年九月三十日までに第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

5　施行日から平成十五年九月三十日までの間において新たに石炭の採取をしようとする者は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

6　施行日から平成十五年九月三十日までの間において新たに石炭の採取の委託をしようとする者は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

7　第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から平成十五年八月三十一日までの間に相続があった場合において、当該相続により石炭の採取業を承継した相続人があ

るときは、当該相続人は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第四項の規定による申告については、その石炭の採取場ごとに、当該相続のあった日から平成十五年九月三十日までの間に、その旨を書面で当該石炭の採取場（当該相続に係る被相続人が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときにあっては、その承認を受ける場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

8　前項の規定は、法人が合併により石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

9　第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段、第三項又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び石油税法第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項（前項において準用する場合を含む。）に規定する者で平成十五年九月三十日までに石炭の採取を廃止し、又は石炭の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

10　第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

11　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第五十二条　第九条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（電源開発促進税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第五十三条　第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった電源開発促進税については、なお従前の例による。

（電源開発促進税の税率の特例）

第五十四条　次の各号に掲げる期間内に、料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税の税率は、第十条の規定による改正後の電源開発促進税法第六条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日まで　販売電気千キロワット時につき四百二十五円

二　平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで　販売電気千キロワット時につき四百円

（電源開発促進税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第五十五条　第十条の規定の施行前にした行為及び附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされる電源開発促進税に係る第十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第五十六条　第十一条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第五十七条　第十一条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第五十八条　第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十五年分以後の所得税について適用し、平成十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（振替国債の利子の課税の特例に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子について適用し、第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第五条の二第一項に規定する非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子については、なお従前の例による。

（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第六十条　新租税特別措置法第八条第二項、第三項及び第五項の規定は、これらの規定に規定する証券業者等又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第八条第二項に規定する証券業者等が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する利子については、なお従前の例による。

（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第六十一条　旧租税特別措置法第八条の二第一項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項に規定する非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第六十二条　旧租税特別措置法第八条の三第一項に規定する居住者又は同条第二項に規定する内国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外公募投資信託等の配当等及び同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八条の三第六項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の三第六項に規定する居住者が施行日前に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

（特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第六十三条　旧租税特別措置法第八条の四第一項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項に規定する非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定投資法人の投資口の配当等については、なお従前の例による。

（株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税に関する経過措置）

第六十四条　旧租税特別措置法第八条の五第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（確定申告を要しない配当所得に関する経過措置）

第六十五条　旧租税特別措置法第八条の六第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2　平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この項において「配当等」という。）で新租税特別措置法第八条の五第一項第一号又は第二号に掲げるものに係る同条の規定の適用については、当該配当等には、次に掲げる配当等（国外において支払を受けるもののうち政令で定めるものを除く。）を含まないものとする。

一　新租税特別措置法第八条の五第一項第三号に規定する内国法人から支払を受けるべき同号に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当等

二　新租税特別措置法第八条の五第一項第五号に規定する特定投資法人から支払を受けるべき同号に規定する投資口の配当等

（配当控除の特例に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第九条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第九条の二第五項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外株式の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の二第五項に規定する居住者が施行日前に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外株式の配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第六十八条　平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この項において「配当等」という。）で新租税特別措置法第九条の三第一項第一号に掲げるものに係る同条の規定の適用については、当該配当等には、同項第三号に規定する特定投資法人の同号に規定する投資口の配当等を含まないものとする。

2　平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三第二項の配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の七」とあるのは、「百分の十」とする。

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第十条の三の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の六第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第十条の四の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十一条　個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

4　個人が平成十五年六月三十日までに取得等をする旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

5　新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第十一条の九第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

9　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第十二条の三第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する建替え病院用等建物について適用

し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十二条の三第三項に規定する建替え病院用建物については、なお従前の例による。

12　新租税特別措置法第十三条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の個人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「各年（その適用開始年が同項第一号の他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年以内の年である同号の新農業経営改善計画にあつては、当該他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年の翌年から当該新農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年までの各年）」とあるのは、「各年」とする。

13　施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第一号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

14　新租税特別措置法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

15　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

16　新租税特別措置法第十四条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

17　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

18　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十六条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

19　個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第七十三条　新租税特別措置法第二十条の規定は、個人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた新租税特別措置法第二十条第一項の鉱害防止積立金について適用し、個人の同日前に積み立てた旧租税特別措置法第二十条の三第一項の鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の各号の上欄に掲げる個人が平成十五年以前の各年において積み立てた同項のプログラム等準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　個人の平成十五年以前の各年分の事業所得に係る総収入金額のうちに旧租税特別措置法第二十一条第一項に規定する収入金額がある場合については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第二十八条第一項第四号の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する同項第四号に掲げる負担金について適用し、個人が同日前に支出した旧租税特別措置法第二十八条の二第一項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十六条　新租税特別措置法第三十一条の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十三条第一項第三号、第三十三条の二第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項第六号の規定は、個人が附則第一条第四号に定める日以後に行うこれらの規定に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号、第三十三条の二第一項第二号、第三十三条の三第一項又は第三十四条の三第二項第六号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3　附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項の規定の適用については、新租税特別措置法第三十三条第一項第三号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十六条第二項及び同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、新租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号中「第十一条第一項第八号の事業」とあるのは「第十一条第一項第八号の事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項第二号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、新租税特別措置法第三十四条の三第二項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び土地等（旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金（当該土地等について、独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金（当該土地等について、独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の二の二第一項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべ

き土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する場合」とする。

4　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号の規定は、個人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第三十七条の十第三項の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同項に規定する株式等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十第三項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十第五項の規定は、平成十六年一月一日以後の同項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する私募証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

3　施行日前に死亡した者、施行日前に平成十五年分の所得税につき所得税法第百二十七条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者に係る旧租税特別措置法第三十七条の十第六項の規定による控除については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三の規定は、同条第二項に規定する特定口座において平成十六年一月一日以後に処理される同項に規定する信用取引等について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する特定口座において同日前に処理された同項に規定する信用取引については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する特定口座においては、平成十六年一月一日前に当該特定口座以外の口座において処理された上場株式等（新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する発行日取引であって同日以後に当該発行日取引に係る決済が行われるものを当該口座から政令で定めるところにより移管できるものとする。この場合において、当該移管がされた取引は、当該特定口座において処理された取引とみなして、同条の規定を適用する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第三十七条の十一の四（第八項を除く。）の規定は、平成十六年一月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価及び同項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる同項に規定する差金決済により生じた同条第三項第一号ロに規定する差損金額について適用し、同日前に支払うべき旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価及び同項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額並びに同日前に行われた同項に規定する差金決済により生じた同条第三項第一号ロに規定する差損金額については、なお従前の例による。

2　平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項において「特例期間」という。）内に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用を受ける同項の特定口座に係る同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の信用取引に係る差金決済により同項に規定する特定口座内調整所得金額が生じた場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3　特例期間内の各月の末日において旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の規定の適用を受ける同項の特定口座に係る同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

4　平成十五年十二月三十一日において旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の特定口座を開設している同項の証券業者は、同日において当該特定口座に係る第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合には、当該特定口座を開設する同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該超える部分の金額（次項において「超過額」という。）に相当する所得税を還付しなければならない。

一　平成十五年中に行われた当該特定口座に係る旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の信用取引に係る差金決済につき同項の規定による徴収をした、又は徴収をすべき所得税の額の合計額から同年中の各月につき同条第三項の規定による還付をした、又は還付をすべき所得税の額の合計額を控除した残額

二　当該特定口座について平成十五年において最後に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等に係る同項第一号に掲げる金額の百分の七に相当する金額

5　前項の規定による超過額の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　新租税特別措置法第三十七条の十一の四第八項の規定は、平成十六年一月一日以後に同項の源泉徴収選択口座において処理される新租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書について適用する。

7　旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた同項に規定する特定口座において平成十五年十二月三十一日までに処理された旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

（確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第三十七条の十一の五の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第八十一条　新租税特別措置法第三十七条の十三の三の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十三第八項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号及び第二項第一号の規定は、平成十六年一月一日以後に行われるこれらの規定に規定する公社債等の譲渡について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号及び第二項第一号に規定する公社債等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十五第一項第二号及び第二項第二号の規定は、平成十六年一月一日以後のこれらの規定に規定する公社債投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第二号及び第二項第二号に規定する公募証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

3　平成十六年一月一日前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第三号及び第二項第三号に規定する特定の投資法人の投資口の譲渡については、なお従前の例による。

4　平成十六年一月一日前に生じた旧租税特別措置法第三十七条の十第四項各号に規定する事由により旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第四号及び第二項第四号に規定する特定の投資法人の投資口を有する者に対して交付される金額については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第四十一条第八項の規定は、同項の居住者が施行日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋をその者の居住の用に供しないこととなった場合について適用する。

（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

第八十四条　新租税特別措置法第四十一条の十二第二項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する割引債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する割引債については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十二第六項の規定は、施行日以後に支払をすべき同項に規定する償還差益について適用し、施行日前に支払をすべき旧租税特別措置法第四十一条の十二第六項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第四号の規定は、施行日以後に発行される同号に規定する国債について適用する。

4　新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第八号の規定は、附則第一条第十三号に定める日以後に発行される同項第八号に規定する国債について適用する。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例に関する経過措置）

第八十五条　新租税特別措置法第四十一条の十四（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成十五年一月一日以後に行う同項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る同項に規定する差金等決済については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十四（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第八十六条　附則第六十二条第一項、第六十四条、第六十六条、第六十九条から第七十一条まで、第七十六条から第八十一条まで、第八十三条又は前条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第六十二条第一項、第六十四条、第六十六条、第六十九条から第七十一条まで、第八十三条及び第八十五条の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第八十七条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第百二十二条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十八条　新租税特別措置法第四十二条の四の規定は、法人の平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の平成十五年一月一日前に開始した事業年度及び施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条　新租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第四十二条の六の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用する。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第四十二条の七（第七項を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十二条の七第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十二条　法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の八第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十三条　新租税特別措置法第四十二条の九第四項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十五条　新租税特別措置法第四十二条の十一の規定は、平成十五年一月一日以後に同条第一項に規定する情報通信機器等の取得若しくは製作又は賃借をする法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第九十六条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十三条の三第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6　法人が平成十五年六月三十日までに取得等をする旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7　新租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

9　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第四十四条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

12　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の三第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第四十五条の二第四項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する建替え病院用等建物について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の三第四項に規定する建替え病院用建物については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第四十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の法人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあつては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の

日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）」とあるのは、「期間」とする。

16　施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第一号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

17　新租税特別措置法第四十七条第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

18　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第六十八条の二十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十五条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項」とする。

19　新租税特別措置法第四十七条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

20　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十五条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十五条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

21　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十九条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

22　法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

23　第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十六条第六項、第十六項、第十八項若しくは第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十四条の四（第二項に係る部分に限る。）、第四十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十七条（第三項に係る部分に限る。）若しくは第四十七条の二」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第五十五条の五の規定は、法人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた鉱害防止積立金について適用し、法人の同日前に積み立てた鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第五十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の施行日前に開始した各事業年度において同項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の二十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十五条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

3　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十九条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

5　第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十六条第六項、第十六項、第十八項若しくは第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十四条の四（第二項に係る部分に限る。）、第四十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十七条（第三項に係る部分に限る。）若しくは第四十七条の二」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第五十五条の五の規定は、法人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた鉱害防止積立金について適用し、法人の同日前に積み立てた鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第五十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の施行日前に開始した各事業年度において同項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の二十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十五条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

3　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十九条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

5　第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十六条第六項、第十六項、第十八項若しくは第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十四条の四（第二項に係る部分に限る。）、第四十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十七条（第三項に係る部分に限る。）若しくは第四十七条の二」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第五十五条の五の規定は、法人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた鉱害防止積立金について適用し、法人の同日前に積み立てた鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第五十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の施行日前に開始した各事業年度において同項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の二十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十五条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

3　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十九条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

5　第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十六条第六項、第十六項、第十八項若しくは第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十四条の四（第二項に係る部分に限る。）、第四十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十七条（第三項に係る部分に限る。）若しくは第四十七条の二」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第九十八条　法人の施行日の前日を含む事業年度以前の各事業年度に旧租税特別措置法第五十八条第一項に規定する収入金額がある場合については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第九十九条　新租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号の規定は、法人が附則第一条第四号に定める日以後に行うこれらの規定に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十四条第一項及び第六

十五条第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十八条第二項及び同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「第十一条第一項第八号の事業」とあるのは「第十一条第一項第八号の事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

3　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第百条　旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第三号、第四号又は第六号に掲げる法人が施行日前に取得又は製作をしたこれらの号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第百一条　新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する同項第四号に掲げる負担金について適用し、法人が同日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第五号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置）

第百二条　新租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、同項に規定する認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）

第百三条　新租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定は、法人の附則第一条第十号に定める日以後に終了する事業年度において生じた同項に規定する設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十六条の十三第三項第二号に定める期間内に同条第二項第二号に規定する認定を受けた同号に掲げる法人の同項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

（特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第百四条　新租税特別措置法第六十七条の二第一項の規定は、医療法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、医療法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　医療法人が、施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の二第一項の規定により受けた財務大臣の承認は、新租税特別措置法第六十七条の二第一項の規定により受けた国税庁長官の承認とみなす。

（振替国債の利子等の非課税に関する経過措置）

第百五条　新租税特別措置法第六十七条の十六第三項の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧租税特別措置法第六十七条の十六第三項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（特定目的信託に係る課税の特例等に関する経過措置）

第百六条　新租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第二号イ及び第六十八条の三の四第一項第二号イの規定は、特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）分の法人税について適用し、特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百七条　新租税特別措置法第六十八条の九の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が平成十五年一月一日前に開始した連結事業年度及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百八条　新租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百九条　新租税特別措置法第六十八条の十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産について適用する。

（特定中小連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十条　新租税特別措置法第六十八条の十二

（第七項を除く。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十二第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（特別中小連結法人が事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十一条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十二条　新租税特別措置法第六十八条の十三第四項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条　新租税特別措置法第六十八条の十四第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十四条　新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で平成十五年一月一日以後に同条第一項に規定する情報通信機器等の取得若しくは製作又は賃借をしたものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第百十五条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の十八第二項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十一第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十五年六月三十日までに取得等をする旧租税特別措置法第六十八条の二十一第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7　新租税特別措置法第六十八条の二十二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十二第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

9　連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第六十八条の二十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械

等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

12　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十八第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第六十八条の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第六十八条の二十九第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する建替え病院用等建物について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第四項に規定する建替え病院用建物については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第六十八条の三十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の連結親法人又はその連結子法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の連結親法人又はその連結子法人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあっては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）」とあるのは、「期間」とする。

16　施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項第一号に規定する認定を受けた同号の連結親法人又はその連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

17　新租税特別措置法第六十八条の三十四第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

18　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第四十七条第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十六条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定によるなおその効力を有するものとされる同法第四十七条第三項」とする。

19　新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

20　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十六条第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。

21　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の三十七第一項に規定する資産については、なお従前の例による。

22　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の三十九第一項に規定する負担金（旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金に限る。）については、なお従前の例による。

23　第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」とあるのは、「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十五条第六項、第十六項、第十八項若しくは第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十一第二項、第六十八条の三十二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六十八条の三十四（第三項に係る部分に限る。）若しくは第六十八条の三十五」とする。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百十六条　新租税特別措置法第六十八条の四十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた鉱害防止積立金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に積み立てた鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十八条の五十一第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人の施行日前に開始した各連結事業年度において同項の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第五十七条第一項の規定の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第五十七条第一項の規定の」と、「第五十七条第一項の規定に」とあるのは「旧法第五十七条第一項の規定に」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、同条第七項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「第五十七条第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十七条第二項の規定によ

りなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第八項」と、「第六十八条の五十一第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第二項」と、同条第八項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「第五十七条第九項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第九十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第九項」と、「第六十八条の五十一第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第二項」とする。

（連結法人の技術等海外取引に係る連結所得の特別控除に関する経過措置）

第百十七条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日の前日を含む連結事業年度以前の各連結事業年度に旧租税特別措置法第六十八条の六十第一項に規定する収入金額がある場合については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百十八条　新租税特別措置法第六十八条の七十第一項（新租税特別措置法第六十四条第一項第三号に係る部分に限る。）及び新租税特別措置法第六十八条の七十二第一項（新租税特別措置法第六十五条第一項第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十八条の七十第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十六条第二項及び同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「第十一条第一項第八号の事業」とあるのは「第十一条第一項第八号の事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

3　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「第十一条第一項第八号の事業」とあるのは「第十一条第一項第八号の事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十六条第二項及び同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第四号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用について、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項第二十三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第百十九条　連結親法人で旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第三号、第四号又は第六号に掲げるものが施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する試験研究用資産（これらの号に定める固定資産に限る。）については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第百二十条　新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項（新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に掲げる負担金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項（新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用する。

（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第百二十一条　新租税特別措置法第六十八条の百第一項の規定は、医療法人である連結親法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、医療法人である連結親法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等に関する経過措置）

第百二十二条　新租税特別措置法第六十八条の百九第三項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年

度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第百二十三条　旧租税特別措置法第六十九条第一項又は第二項に規定する個人が平成十五年一月一日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十九条の四の規定（同条第三項第四号の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分に限る。）は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十九条の四の規定（同条第三項第四号の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分以外の部分に限る。）は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十九条の五の規定（同条第二項第五号イの特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分に限る。）は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十九条の五の規定（同条第二項第五号イの特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分以外の部分に限る。）は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第七十条の二第一項の規定は、平成十五年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

7　次に掲げる者（以下この条において「特定受贈者等」という。）が平成十五年一月一日前に贈与により旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等を取得した場合には、当該特定受贈者等に係る贈与税については、なお従前の例による。

一　旧租税特別措置法第七十条の三第一項に規定する特定受贈者

二　旧租税特別措置法第七十条の三第二項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす者で同条第三項に規定する譲渡をする見込みであり、かつ、同項に規定する合計所得金額が千二百万円以下となる見込みであるもの

三　旧相続税法第一条の二第一号の規定に該当する個人（旧租税特別措置法第六十九条第二項の規定に該当する者を含む。）で旧租税特別措置法第七十条の三第五項第一号及び第二号に掲げるすべての要件を満たすもの

8　特定受贈者等が平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に贈与により旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等の取得をした場合において、当該特定受贈者等が次に掲げる者に該当しないときは、当該特定受贈者等が贈与により取得する財産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「昭和五十九年一月一日から平成十五年十二月三十一日」とあるのは「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日」と、同項第一号中「相続税法第二十一条の七」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第三条の規定による改正後の相続税法（以下「新相続税法」という。）第二十一条の七」と、同項第二号中「相続税法」とあるのは「新相続税法」と、同条第二項第一号中「相続税法第一条の二第一号」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、同項第二号中「第三十五条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十五条第一項」と、同項第三号中「又は第五項」とあるのは「若しくは第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三第一項、第三項若しくは第五項」と、同条第五項中「相続税法第一条の二第一号」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、「平成十三年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」とあるのは「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」と、同項第二号中「又はこの項」とあるのは「若しくはこの項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三第一項、第三項若しくは第五項」と、同条第八項から第十項までの規定中「相続税法」とあるのは「新相続税法」と、同条第十五項中「相続税法」とあり、及び「同法」とあるのは「新相続税法」と、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第百二十三条第八項（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）」と、「並びに租税特別措置法」とあるのは「並びに旧租税特別措置法」とする。

9　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の三の規定の適用を受けた者は、贈与により同項の住宅取得資金等の取得をした日の属する年の翌年以後四年内に当該住宅取得資金等の贈与をした者からの贈与により財産を取得した場合には、当該取得をした日の属する年中の贈与について、新相続税法第二十一条の九第二項（新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出することができない。

10　新租税特別措置法第七十条の四（第六項を除く。）の規定は、平成十五年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第七十条の六の規定は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第百二十四条　新租税特別措置法第五章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の移転の登記を受ける場合における同条第二項の規定の適用については、同条中「千分の一」とあり、及び「千分の五」とあるのは、「千分の二」とする。

3　施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)ロに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、同条第二項の規定は、適用しない。

4　個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第七十三条に規定する住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　旧租税特別措置法第七十七条に規定する者が、施行日前に同条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権に関し、施行日以後に受ける当該所有権又は地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年十二月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、「千分の十八」とあるのは「千分の六」とする。

6　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条の三第二項の都道府県知事のあっせんにより取得した森林に係る土地の所有権に関し、施行日以後に受ける当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「千分の二十五」とあるのは、「千分の八」とする。

7　農業共済組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第五項の権利義務の承継又は同条第六項の合併により取得した不動産の所有権に関し、施行日以後に受ける当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、これらの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第五項中「平成十六年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、「千分の六」とあるのは「千分の二」と、同条第六項中「千分の二」とあるのは「千分の〇・五」とする。

8　施行日前に漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第四条第二項の都道府県知事の認定を受けた漁業協同組合が合併をした場合には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　不動産の所有権の移転の登記　千分の一

二　不動産の地上権又は賃借権の移転の登記　千分の〇・五

三　船舶の所有権の移転の登記　千分の二

9　旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定事業者又は認定活用事業者が、施行日前に受けた同項に規定する認定により同項各号に掲げる事項に関し、施行日以後に受ける同項に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第四号イ中「千分の三十五」とあるのは「千分の十」と、同項第五号中「千分の三」とあるのは「千分の三（不動産の所有権の取得にあつては、千分の一）」とする。

10　旧租税特別措置法第八十一条に規定する場合に同条に規定する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定める者が、平成十八年三月三十一日までに旧租税特別措置法第八十一条に規定する国立病院等の用に供されている土地又は建物を取得する場合における当該土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年三月三十一日までの」とあるのは「平成十八年三月三十一日までの」と、「千分の九」とあるのは「千分の四」とする。

（酒税の特例に関する経過措置）

第百二十五条　平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった酒税法第三条第四号に規定する合成清酒又は旧酒税法第四条第一項に規定する発泡酒に係る酒税については、なお従前の例による。

2　この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年五月一日前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の四に規定する発泡酒に係る酒税については、なお従前の例による。

3　平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった新酒税法第三条第七号に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第百二十六条　平成十五年四月一日から同月三十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七条に規定する発泡酒に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第二十二条第一項第十号イ(1)」とあるのは「第八十七条の四第一項第一号」と、「及び次条」とあるのは「並びに次条及び第八十七条の四」とする。

（酒税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第百二十七条　第十二条の規定の施行前にした行為及び附則第百二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税の特例に関する一般的経過措置）

第百二十八条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第十二条の規定（租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第百二十九条　平成十五年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が平成十五年七月一日以後に到来するものに限る。）について、同法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るた

ばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項又は第四項の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第百三十条　次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成十五年七月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

第百三十一条　平成十五年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき四百十円

二　たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ　千本につき百九十五円

2　前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三　その他参考となるべき事項

3　第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第七条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十四条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5　前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6　第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一　製造たばこ製造者がその製造場から移出し

た製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8　たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9　第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（たばこ税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第百三十二条　第十二条の規定の施行前にした行為及び附則第百二十八条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油税の特例に関する経過措置）

第百三十三条　第十二条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

2　第十二条の規定の施行前に旧租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、第十二条の規定の施行後に新租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同条第五項の規定を適用する。

3　第十二条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十四条　第十三条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第十一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十五条　第十四条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第一項の規定は、同項に規定する相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、第十四条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2　新租税条約実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同項に規定する配当等がある場合には、当該配当等については、同項中「第九条の三」とあるのは、「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三」として、同項の規定を適用する。

（政令への委任）

第百三十六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第百三十七条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十八条　前条の規定の施行前に石油税を課せられた原油、石油製品又はガス状炭化水素が同条の規定の施行後に災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になった場合には、当該原油、石油製品又はガス状炭化水素については、石油石炭税を課せられたものとみなして、同条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定を適用する。

（国税徴収法の一部改正）

第百三十九条　国税徴収法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十五条第一項第四号中「決定又は更正」を「更正又は決定」に、「決定通知書又は更正通知書」を「更正通知書又は決定通知書」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十条　前条の規定（第二条第三号の改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の国税徴収法の規定は、前条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった石油税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第百四十一条　国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ中「第七項」を「第六項」に改め、「所得の金額」の下に「又は連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額」を加え、「所得に係る還付金」を「所得又は連結所得に係る還付金」に改める。

第十五条第二項第三号中「法人税法第二条第十八号の四（定義）に規定する」を削り、「同条第二十九号の三」を「法人税法第二条第二十九号の三（定義）」に改める。

第百四十二条　国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号ニ中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第六号ハを次のように改める。

ハ　次に掲げる金額（以下「純損失等の金額」という。）

(1)　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する純損失の金額又は雑損失の金額でその年以前において生じた

ものうち、同法の規定により翌年以後の年分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(2)　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度、その計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）又はその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分、翌計算期間以後の計算期間分又は翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得又は連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(3)　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の十二（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）の規定により同条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合における当該金額の合計額を二千五百万円から控除した残額

第二条第八号中「（昭和二十五年法律第七十三号）」を削る。

第十五条第二項第七号中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第三十八条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に改める。

第四十六条第一項第一号イ中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第六十条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第六十五条第三項第二号中「、法人税」の下に「、相続税」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）、第二十一条の八（在外財産に対する贈与税額の控除）、第二十一条の十五第三項及び第二十一条の十六第四項（相続時精算課税に係る贈与税相当額の控除）の規定による控除をされるべき金額

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十三条　前条の規定（第二条第三号、第十五条第二項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の国税通則法の規定は、前条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった石油税については、なお従前の例による。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百四十四条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改め、同項第二号中「千分の百十六」を「千分の百四」に、「千分の八百八十四」を「千分の八百九十六」に改め、同項第三号中「千分の九十一」を「千分の七十七」に、「千分の九百二十三」に改める。

第十四条第一項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改め、同条第二項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の百十六」を「千分の百四」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に、「千分の八百八十四」を「千分の八百九十六」に改め、同条第三項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の九十一」を「千分の七十七」に、「千分の七百九十二」に、「千分の九百二十三」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百九十二」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十五条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第五項中「第三十七条の十三第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「含む。）において」を「含む。）又は同法第四十一条の十五第五項において」に改める。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十六条　租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第六項中「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第七項中「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

附則第四十二条第一項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第十一項」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十七条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百四十八条　前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十九条　租税特別措置法等の一部を改正す

る法律（平成十三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第三項から第六項までの規定中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

附則第三十三条第五項中「とする」を「と、「千分の三」とあるのは「千分の一」とする」に改め、同条第八項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、「同項中」の下に「「日本鉄道建設公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、」を加える。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十条　前条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十七条第三項から第六項までの規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十一条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第二十二項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改める。

附則第三十三条第十五項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、「千分の二十五」とあるのは「千分の八」とする」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十二条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「各事業年度において」の下に「生じた」を加え、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百五十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第十条の三の見出しを「（石油石炭税法の特例）」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素を」、「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素を」、「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十一条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第二項中「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百五十四条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百五十五条　附則第百五十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十条の三第二項又は第十一条第二項の規定を適用する。

第百五十六条　附則第百五十三条の規定の施行前にした行為及び附則第百五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る附則第百五十三条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百五十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第七条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十八条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百五十九条　附則第百五十七条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油又はガス状炭化水素は、附則第百五十三条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十条の三第二項の規定を適用する。

第百六十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第四条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」

に改める。

第五条第三項中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第四項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十一条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百六十二条　附則第百六十条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百六十条の規定の施行後に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、附則第百六十条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二条第一項の規定を適用する。

第百六十三条　附則第百六十条の規定の施行前にした行為及び附則第百六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る附則第百六十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百六十四条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第三条第一項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第四条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十五条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百六十六条　附則第百六十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百六十四条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定を適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第百六十七条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条第一号中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二号中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第六条第一項及び第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十二条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十六条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「又は関税定率法別表」を「、同表」に改め、「その他のガス状炭化水素」の下に「又は同表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの」を、「到着したガス状炭化水素」の下に「若しくは石炭」を加え、同条第八項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、「ガス状炭化水素」の下に「若しくは石炭」を加え、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第九項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十八条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

2　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第三項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第三項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十一条第三項、第十二条第四項又は第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

3　前条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第百六十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号中「第三十一条の二第二項第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十三号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ニ」に、「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改める。

（農業協同組合合併助成法の一部改正）

第百七十条　農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十四条中「、第九条及び第十一条」を「及び第九条」に改め、「、第十一条中「第七条第一号

から第五号まで」とあるのは「第十三条第一号から第三号まで」と」を削る。

（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正）

第百七十一条　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該年度の石油税」を「当該年度の石油石炭税」に、「各年度の石油税」を「各年度の石油石炭税（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税を含む。）」に改める。

（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十二条　前条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の規定は、平成十五年度分の予算から適用する。

2　平成十五年度に限り、前条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第四条中「当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税を含む。）」とあるのは、「当該年度の所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税（以下この条において「石油税」という。）及び石油石炭税の収入額の予算額並びに当該年度の前年度以前の各年度の石油税」とする。

（漁業協同組合合併促進法の一部改正）

第百七十三条　漁業協同組合合併促進法の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第百七十四条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項を削る。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第百七十五条　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号及び第四号を削る。

（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百七十六条　電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第百七十七条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百七十八条　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百七十九条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とする。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百八十条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条及び第二百四十二条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八十一条　前条の規定の施行の際に納期限の到来していない石油税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、同条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十六条又は第二百四十二条の規定を適用する。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）

第百八十二条　特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十七条中「及び第十九条第二項から第四項まで」を削り、同条の表第十九条第二項の項並びに第十九条第三項及び第四項の項を削る。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百八十三条　証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日以後は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは「又は収益の分配」とする。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第百八十四条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「同条第三項及び第四項」

を「同条第四項及び第五項」に改める。

（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正）

第百八十五条　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三中十五の項を次のように改める。

十五　削除			

（建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第百八十六条　建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中第三十一条の二第二項第五号の改正規定を次のように改める。

第三十一条の二第二項第六号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に、「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第四十五条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

附則第六条中第六十二条の三第四項第五号の改正規定を次のように改める。

第六十二条の三第四項第六号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に、「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第四十五条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第百八十七条　会社更生法の一部を次のように改正する。

第百二十九条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第二百五十二条第八項中「第九条」の下に「及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十二条」を加え、「千分の四」を「不動産に関する権利に係る登記にあっては千分の一・五とし、船舶に関する権利に係る登記にあっては千分の四」に、「当該」及び「同条の」を「これらの」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十八条　前条の規定（第百二十九条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際に納期限の到来していない石油税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、前条の規定による改正後の会社更生法第百二十九条の規定を適用する。

2　前条の規定による改正後の会社更生法第二百五十二条第八項の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

財政金融委員長　柳田　稔

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、農水産品等に係る特恵税率の追加設定等の特恵関税制度の拡充を行うほか、加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度の拡充、育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加、特許権等を侵害する物品に係る申立て制度の導入等並びに関税の還付制度、特別緊急関税及び暫定関税率等の適用期限の延長等の措置を講ずるため関税定率法及び関税暫定措置法について、本邦に事務所等を有しない法人等に係る税関事務管理人の創設等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成十五年度一般会計の関税増収見込額は約一億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公正な課税の確保に努めること。

一　関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措置の延長に関しては、平成十三年九月のＢＳＥ発生以降牛肉消費が不安定に推移していることにかんがみ、その発動の影響に配慮すること。

一　急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一　最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

特に、港湾の二十四時間フルオープン化及び構造改革特区の進展に対応した、通関部門等の新たな勤務体制の移行に当たっては、その趣旨を十分に考慮した体制の実現に努めること。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号中「又は回路配置利用権」を「、回路配置利用権又は育成者権」に改め、同条第四項中「第二十一条の三」を「第二十一条の五」に、「又は回路配置利用権者」を「、回路配置利用権者又は育成者権者」に改め、同条第六項及び第七項中「又は回路配置利用権者」を「、回路配置利用権者又は育成者権者」に改める。

第二十一条の二第一項中「商標権者、著作権者又は著作隣接権者」を「特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は育成者権者」に、「商標権、著作権又は著作隣接権」を「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権」に改める。

第二十一条の三第三項中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第二十一条の五において同じ。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（意見を聴くことの求め等）

第二十一条の四　第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下「申立特許権者等」という。）は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、政令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けた日（以下この項及び次条第二項において「通知日」という。）から起算して十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日（以下この項において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）を経過する日（次条第一項及び第二項において「十日経過日」という。）までの期間（その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に通知したときは、通知日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過する日（次条第一項において「二十日経過日」という。）までの期間）内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が自己の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七十条第一項（特許発明の技術的範囲）（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二十六条（特許法の準用）において準用する場合を含む。）に規定する技術的範囲又は意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第二十五条第一項（登録意匠等の範囲）に規定する範囲について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2　税関長は、前項の規定による求めがあったときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　税関長は、第一項の規定による求めがあった場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかったときは、第一項の規定による求めをした申立特許権者等に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4　特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあった日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5　税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る申立特許権者等及びその求めに係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

6　税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7　税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、その求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないことの認定をしてはならない。

8　税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき又は同条第七項若しくは第二十一条の三第十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

（認定手続を取りやめることの求め等）

第二十一条の五　申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一　前条第一項の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合　二十日経過日（前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

二　前号に掲げる場合以外の場合　十日経過日（前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日）

2　税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続を執ったときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を通知しなければならない。

3　税関長は、第一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあったときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者（以下この条において「請求者」という。）に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4　前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認

めるものをもつてこれに代えることができる。

5　第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

6　請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7　第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項の規定により供託された金銭（第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

8　前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一　第十三項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二　第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三　供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四　前三号に掲げるもののほか、第十三項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求める訴えの提起をしなかつた場合

10　前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11　税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめるものとする。

12　税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

13　税関長は、第十一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨並びに当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者の氏名又は名称及び住所（以下この項において「輸入者情報」という。）を通知するものとする。この場合において、当該申立特許権者等は、当該輸入者情報を第三項に規定する損害に係る賠償請求権の行使又は当該貨物に係る特許法第百条第一項若しくは第二項（差止請求権）の規定による請求、実用新案法第二十七条第一項若しくは第二項（差止請求権）の規定による請求若しくは意匠法第三十七条第一項若しくは第二項（差止請求権）の規定による請求の目的以外の目的のために使用してはならない。

別表第二二〇七・一〇号を次のように改める。

二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。） 一　アルコール分が九〇％以上のもの (一)　工業用アルコールの製造の用に供するもの　無税 (二)　その他のもの A　アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）　無税 B　その他のもの　三二％ 二　その他のもの (一)　アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）　無税 (二)　その他のもの　一リットルにつき四四円八〇銭

別表第二二〇八・九〇号中

(二)　その他のもの A　エチルアルコール (a)　アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）　無税 (b)　その他のもの　一リットルにつき九六円 B　その他のもの　一七・九％	を

に改める。

別表の付表第一第一号中「第二二〇八・九〇号の一の(二)」を「第二二〇八・九〇号の一の(二)のA(b)又はB(b)」に改める。

別表の付表第二第一号中「第二二〇八・九〇号の一の(二)のB」を「第二二〇八・九〇号の一の(二)のA(b)若しくはB(b)」に、「第二二〇七・一〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(二)のA若しくは二の(一)若しくは(三)」を「第二二〇七・一〇号の一の(二)のB若しくは二の(二)又は第二二〇八・九〇号の一の(二)のA(b)若しくは二の(一)若しくは(三)」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　期間及び期限（第二条の二・第二条の三）」を「第二節　期間及び期限（第二条の二・第二条の三）」に、「第九十五条」を「第九十五条」に、「第九十六条」を「第九十五条」に改める。

第一章中第二条の三の次に次の一節を加える。

第三節　送達

（書類の送達等）

第二条の四　国税通則法第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規定は、この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類の送達について準用する。この場合において、国税通則法第十二条第一項ただし書及び第三項中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人」と読み替えるものとする。

第七条の八第一項中「納付する」を「特例申告により納付する」に、「納付した」を「特例申告により納付した」に、「の十二分の一に相当する額」を「当該特例申告を行った月数で除して得た額（当該前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行ったことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の十二分の一に相当する額）」に改める。

第十四条の四を次のように改める。

第十四条の四　削除

第九十四条及び第九十五条を削り、第八章中第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十四条　削除

第九章中第九十六条の前に次の一条を加える。

（税関事務管理人）

第九十五条　個人である申告者等（税関関係手続を行うべき者をいう。以下この条において同じ。）が本邦に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、税関関係手続及びこれに関する事項（以下この項において「税関関係手続等」という。）を処理する必要があるときは、その者は、当該税関関係手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者で当該税関関係手続等の処理につき便宜を有するもののうちから税関事務管理人を定めなければならない。

2　申告者等は、前項の規定により税関事務管理人を定めたときは、政令で定めるところにより、当該税関事務管理人に係る税関関係手続に係る税関長にその旨を届け出なければならない。その税関事務管理人を解任したときも、また同様とする。

3　前二項において「税関関係手続」とは、輸入申告その他この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく手続（本邦に入国する者又は本邦から出国する者がその入国又は出国の際に行うものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第七条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

第八条第一項に次の一号を加える。

三　関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

別表第一第二一〇六・九〇号中「ニュージーランド」を「ニュージーランド」に改める。

別表第一第二一・〇七項を削る。

別表第一第二一〇八・九〇号中

(二)　その他のもの		
A　エチルアルコールのうち		
アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）で、共通の限度数量以内のもの	無税	無税
B　その他のもののうち		
アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）で、共通の限度数量以内のもの	(1)　平成一五年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二円九〇銭
	(2)　平成一五年四月一日から平成一六年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二円九〇銭
	(3)　平成一六年四月一日から平成一七年三月三一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二円五〇銭

を削る。

別表第一第二五〇一・〇〇号中

(1)　平成一六年三月三一日までに輸入されるもの		一キログラムにつき二円九〇銭
(2)　平成一六年四月一日から平成一七年三月三一日までに輸入されるもの		一キログラムにつき二円五〇銭

に改める。

別表第一の三、第一の三の二、第一の六及び第一の八中「平成一五年三月三一日」を「平成一六年三月三一日」に改める。

平成十五年三月二十八日　参議院会議録第十五号（その二）　関税定率法等の一部を改正する法律案

別表第二第〇三・〇一項の前に次の三項を加える。		
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	四・三％
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	(一)　臓器	
○二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）	四・三％
	肝臓	
	二　その他のもの	
○二〇六・四九	その他のもの	四・三％
	二　その他のもの	
	(一)　臓器	
○二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	四・三％
○二〇七・一四	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	
	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	
	一　肝臓	無税
	七面鳥のもの	
○二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	無税
○二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	無税
	一　肝臓	無税
	二　その他のもの	無税
○二〇七・三二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	四・八％
	二　その他のもの	
○二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	四・八％
	一　あひるのもの	四・八％
	二　その他のもの	無税
○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	四・八％
○二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）	無税
	一　肝臓	
	二　その他のもの	
○二・〇九	(一)　あひるのもの	四・八％
	(二)　その他のもの	四・八％
○二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	三％
別表第二第〇四一〇・〇〇号を次のように改める。		
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
	一　あなつばめの巣	無税
	二　その他のもの	四・五％
別表第二第〇六・〇四項の次に次の二項を加える。		
○七・〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○七〇一・一〇	種ばれいしょ	無税
○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一・五％
	チコリー	
○七〇五・二一	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	一・五％
○七〇五・二九	その他のもの	一・五％
別表第二第〇七・〇九項を次のように改める。		
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一・五％
○七〇九・一〇	アーティチョーク	無税
	きのこ及びトリフ	無税
○七〇九・五二	トリフ	無税
○七〇九・五九	その他のもののうち	
	まつたけ	無税
別表第二第〇七・〇九項の次に次の一項を加える。		
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	四・五％
○七一一・二〇	オリーブ	七・五％
○七一一・三〇	ケーパー	七・五％
別表第二第〇七・一二項の次に次の一項を加える。		
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	三％
	えんどう（ピスム・サティヴム）	
○七一三・一〇	二　その他のもの	
	(一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	

○七一三・二〇	ひよこ豆 二　その他のもの	四・三%
○七一三・三三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス） 二　その他のもの (一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	三%
○七一三・三九	その他のもの 二　その他のもの (一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	三%
○七一三・四〇	ひら豆 二　その他のもの	三%
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル） 二　その他のもの (一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	四・三%
○七一三・九〇	その他のもの 二　その他のもの (一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	三%

別表第二第〇八・〇二項を次のように改める。

○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） アーモンド	
○八〇二・一一	殻付きのもの	無税
	二　スイートアーモンド	
	殻を除いたもの	無税
○八〇二・一二	二　スイートアーモンド	
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）	
	殻付きのもの	無税
○八〇二・二一	殻を除いたもの	無税
○八〇二・二二	その他のもの	
○八〇二・九〇	二　マカダミアナット	二・五%
	三　ペカン	無税

別表第二第〇八〇四・二〇号及び第〇八〇四・四〇号を次のように改める。

○八〇四・二〇	いちじく	三%
○八〇四・四〇	アボカド	無税

別表第二第〇八・〇四項の次に次の二項を加える。

○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇六・二〇	乾燥したもの	無税
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	
○八〇七・二〇	パパイヤ	無税

別表第二第〇八・一〇項中「〇八・一〇　その他の果実（生鮮のものに限る。）」を「

○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	三%
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	三%
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	三%

」に改める。

別表第二第〇八・一一項を次のように改める。

○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	四・八%
	一　砂糖を加えたもの	三%
	二　その他のもの	四・八%
○八一一・九〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	
	(一)　ベリー	六・九%
	(二)　サワーチェリー	
	(五)　その他のもののうち	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスタードアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	六%

二　その他のもの		
(一)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	三・六％	無税
(二)　桃、なし及びベリーのうち		
ベリー	三％	四・五％
(四)　その他のもののうち		
カムカム	二％	無税
別表第二第〇八一二・九〇号中「一〇％」を「六％」に改める。		
別表第二第〇八・一三項を次のように改める。		
〇八・一三		
乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
〇八一三・二〇　プルーン	三％	四・五％
〇八一三・四〇　その他の果実		
一　ベリー	三％	四・五％
二　その他のもののうち		
パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	三・八％	四・五％
サントル	三％	六％
〇八一三・五〇　この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
一　ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	無税	無税
二　その他のもの		
別表第二第〇八・一三項の次に次の一項を加える。		
〇八・一四		
〇八一四・〇〇　かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	六％	無税
別表第二第〇九・〇二項の次に次の一項を加える。		
〇九・〇三		
〇九〇三・〇〇　マテ	六％	無税
別表第二第〇九一〇・四〇号の次に次の一号を加える。		
〇九一〇・五〇　カレー	三・六％	無税
別表第二第〇九・一〇項の次に次の五項を加える。		
一〇・〇二		
一〇〇二・〇〇　ライ麦		
二　その他のもの	無税	無税
一〇・〇五　とうもろこし		
播種（はしゅ）用のもの	一キログラムにつき四円五〇銭	無税
二　その他のもの		
一〇・〇七		
一〇〇七・〇〇　グレーンソルガム		
二　その他のもののうち		
関税定率法第一三条第一項の適用を受けないもの	無税	無税
そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		
一〇・〇八		
一〇〇八・九〇　その他の穀物		
二　その他のもの		
(一)　その他のもの		
穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）		
一一・〇二		
一一〇二・一〇　ライ麦粉	六％	無税
別表第二第一一〇三・一九号及び第一一〇三・二〇号を次のように改める。		
一一〇三・一九　その他の穀物のもの	八・五％	七・五％
三　オートのもの		
五　その他のもの		
一一〇三・二〇　ペレット	六％	無税
二　オートのもの	八・五％	七・五％
六　その他のもの		
別表第二第一一〇四・一二号中「一〇％」を「六％」に改め、同号の次に次の一号を加える。		
一一〇四・一九　その他の穀物のもの	八・五％	七・五％
四　その他のもの		
別表第二第一一〇四・二二号中「一〇％」を「六％」に改める。		
別表第二第一一・〇四項の次に次の一項を加える。		
一一一・〇八　採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	無税	無税
一二〇八・一〇　大豆のもの	無税	無税
一二〇八・九〇　その他のもの	無税	無税

別表第二第一二・一二項を次のように改める。

一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一二一二・二〇	海草その他の藻類	
	一　食用のもの（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）	無税
	二　その他のもののうち	
	(一)　ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	八％
	(二)　その他のもの	
一二一二・三〇	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち	
	ふのり属のもの	無税
	その他のもの	無税
一二一二・九九	その他のもの	
	二　チコリーの根	四・五％
	四　その他のもの	無税

別表第二第一四〇一・一〇号の次に次の一号を加える。

一四〇一・九〇	その他のもの	
	二　その他のもの	
	(一)　くずのつる	無税
	(二)　その他のもの	無税

別表第二第一四〇四・九〇号を次のように改める。

一四〇四・九〇	その他のもの	
	二　たぶの木又はへちまのもの	無税
	三　水ごけ	無税
	四　その他のもの	
	かしわの葉及びさるとりいばらの葉	無税
	その他のもの	三％

別表第二第一五・一一項の次に次の一項を加える。

一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
	やし（コプラ）油及びその分別物	
	粗油	無税
	その他のもの	無税
一五一三・一一	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物	
	粗油	
	一　パーム核油	無税
一五一三・一九	その他のもの	
	一　パーム核油及びその分別物	無税
一五一三・二一	一五一五・九〇　その他のもの	
	四　その他のもの	
	(一)　酸価が〇・六を超えるもののうち	
	米油及びその分別物	一キログラムにつき五円
	(二)　その他のもの	無税
一五一三・二九	ひまし油及びその分別物	
	その他のもの	
	四　その他のもの	
	(一)　酸価が〇・六を超えるもののうち	
	米油及びその分別物	一キログラムにつき四円二〇銭
	(二)　その他のもの	無税

別表第二第一五・一五項中「一五一五・三〇」を「一五一五・九〇」に改める。

別表第二第一五二一・九〇号を次のように改める。

一五二一・九〇	その他のもの	
	一　みつろう及び鯨ろう	
	みつろう	六・四％
	鯨ろう	無税
	二　その他のもの	無税

別表第二第一五・二一項の次に次の一項を加える。

一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの	三％
	二　その他のもののうち	
	気密容器入りのもの	三％
	第〇一・〇五項の家きんのもの	
一六〇二・三一	七面鳥のもの	三％
	二　その他のもの	
	(一)　その他のもの	
	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	三％
一六〇二・九〇	二　その他のもの	
	(一)　その他のもの	三％

別表第二第一六〇三・〇〇号中	
一　肉のエキス及びジュース	六・四％
六％	
に改める。	
別表第二第一七・〇二項中	
一七〇二・五〇　果糖（化学的に純粋なものに限る。）	無税
を	
「	
一七〇二・一一　乳糖及び乳糖水	
無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	四・三％
その他のもの	四・三％
一七〇二・五〇　果糖（化学的に純粋なものに限る。）	無税
」	
に改める。	
別表第二第一九〇一・九〇号中「六％」を「四・五％」に改める。	
別表第二第一九・〇一項の次に次の一項を加える。	
一九・〇二	
一九〇二・四〇　クースクース	一キログラムにつき一二円
スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	
別表第二第一九・〇五項中	
「	
一九〇五・一〇　クリスプブレッド	四・五％
一九〇五・二〇　ジンジャーブレッドその他これに類する物品	一五％
」	
に改め、同表第一九〇五・三号の次に次の一号を加える。	
一九〇五・四〇　ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	四・五％
別表第二第二〇〇一・九〇号を次のように改める。	
二〇〇一・九〇　その他のもの	
一　砂糖を加えたもの	
(一)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	三％
(二)　マンゴー及びマンゴスチン	三％
(四)　ヤングコーンコブ	九％
(五)　その他のもの	九％
二　その他のもの	
(一)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	四・八％
(二)　マンゴー及びマンゴスチン	五・三％
(四)　ヤングコーンコブ	九％
(五)　その他のもの	九％
別表第二第二〇・〇二項の次に次の一項を加える。	
二〇・〇三　調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇三・二〇　トリフ	
一　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	四・八％
二　その他のもの	五・三％
(一)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
A　さや付きのもの	九・六％
B　その他のもの	一二％
(二)　その他のもの	
B　その他のもの	一二％
別表第二第二〇〇五・四〇号中	
「	
(一)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
A　さや付きのもの	九・六％
B　その他のもの	一二％
(二)　その他のもの	
B　その他のもの	一二％
」	
を	
「	
(一)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
A　さや付きのもの	九・六％
B　その他のもの	七・五％
(二)　その他のもの	
B　その他のもの	六・八％
」	
に改める。	
別表第二第二〇〇五・五九号の次に次の一号を加える。	
二〇〇五・七〇　オリーブ	
一　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二・七％
二　その他のもの	四・五％
別表第二第二〇〇六・〇〇号中「一二・八％」を「九％」に改める。	
別表第二第二〇〇八・一九号を次のように改める。	
二〇〇八・一九　その他のもの（混合したものを含む。）	
一　砂糖を加えたもの	
(一)　パルプ状のもの	一〇・五％
(二)　その他のもの	

A　カシューナット及びその他のいったナット	五・五%
二　その他のもの	
(一)　パルプ状のもの	
A　カシューナット（いったものを除く。）	五%
B　その他のもの	五%
(二)　その他のもの	
A　アーモンド（いったものに限る。）及びマカダミアナット（いったものを除く。）	二・五%
B　マカダミアナット（いったものに限る。）及びペカン（いったものに限る。）	二・五%
C　ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなんのうち	
ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	四%
カシューナット	五%

別表第二第二〇〇八・四〇号中

(一)　パルプ状のもの	
B　その他のもの	一二%
(二)　その他のもの	
B　その他のもの	九・六%

を

(一)　パルプ状のもの	
B　その他のもの	七・五%
(二)　その他のもの	
B　その他のもの	五・四%

に改める。

別表第二第二〇〇八・五〇号中

二　その他のもの	
(一)　パルプ状のもの	
B　その他のもの	九・六%
(二)　その他のもの	
B　その他のもの	六%

を

に改める。

別表第二第二〇〇八・六〇号中「九・六%」を「六%」に改める。

別表第二第二〇〇八・七〇号中

A　気密容器入りのもの	
B　その他のもの	八・五%

を

A　気密容器入りのもの	
B　その他のもの	一二%

B　その他のもの	一〇・七%

に改める。

別表第二第二〇・〇八項中

その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	七・五%

を

その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	二〇〇八・九一
パームハート	

に改める。

別表第二第二〇〇八・九二号中「四・八%」を「三%」に改める。

別表第二第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二〇〇八・九九	
その他のもの	
二　その他のもの	
(一)　砂糖を加えたもの	
A　パルプ状のもの	
(a)　バナナ及びアボカドー	一〇・五%
B　その他のもの	
(a)　ベリー及びプルーン	五・五%
(b)　バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	五・五%
(c)　その他のもののうち	
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	七%
(二)　その他のもの	
A　パルプ状のもの	
(a)　バナナ、アボカドー及びプルーン	七・五%
(b)　その他のもののうち	
マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五%
カムカム	二%
B　その他のもの	
(a)　プルーン	三・九%
(b)　バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	四・八%
(d)　その他のもののうち	
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	五%
カムカム	二%
爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	四・五%

別表第二第二〇一・二〇号中「八%」を「五%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二一〇一・三〇	
チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	三%

別表第二第二一〇二・一〇号の次に次の一号を加える。

二一〇二・二〇	
酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	無税
一　酵母	—

別表第二第二一〇三・三〇号中「一〇%」を「五・三%」に改める。

別表第二第二一〇三・九〇号を次のように改める。

二一〇三・九〇	
その他のもの	—

一　ソース	
(三)　その他のもの	六％
二　その他のもの	
(一)　インスタントカレーその他のカレー調製品	三・六％
(二)　その他のもの	
A　グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	四・八％

別表第二第二一〇四・二〇号中「九・六％」を「六％」に改める。

A　エチルアルコールのうち別表第一第二二〇八・九〇号の一の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるもの	一リットルにつき四八円
B　その他のもののうち別表第一第二二〇八・九〇号の一の(二)のBに掲げる税率の適用を受けるもの	一リットルにつき二五円二〇銭
A　エチルアルコール	
(b)　その他のもの	
B　その他のもの	
(b)　その他のもの	

別表第二第二三〇八・九〇号中

飼料用に供する種類の調製品	一リットルにつき四八円
飼料用に供する種類の調製品	一リットルにつき二五円二〇銭

を

別表第二第二三・〇九項中「二三・〇九

二三〇九・一〇　飼料用に供する種類の調製品（犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。））	
二　その他のもの	
(二)　その他のもの	
B　その他のもの	
(b)　その他のもの	
飼料用に供する種類の調製品	一キログラムにつき一八円

」を

に改める。

別表第三第三五項を次のように改める。

三五　削除	

別表第三第七九項及び第八〇項を次のように改める。

七九　削除	
八〇　削除	

別表第五中第二〇項を第二八項とし、第一五項から第一九項までを八項ずつ繰り下げ、同表第一四項中「第五〇〇五・〇〇号の一、」を削り、同項を同表第二二項とする。

別表第五中第一三項を第二一項とし、第一二項を第二〇項とし、第一一項を第一九項とする。

別表第五第九項及び第一〇項を削る。

別表第五第八項中「第一九〇五・一〇号、第一九〇五・四〇号又は第一九〇五・九〇号の一」を「第一九〇四・一〇号の三、第一九〇四・二〇号の三、第一九〇四・九〇号の四又は第一九〇五・九〇号の一若しくは二」に改め、同項を同表第一五項とし、同項の次に次の三項を加える。

一六	関税率表第二〇〇二・九〇号の一、第二〇〇五・四〇号の一、第二〇〇五・五〇号の一、第二〇〇五・六〇号の一、第二〇〇五・九〇号の一、第二〇〇八・一一号の一の(一)若しくは二の(一)、第二〇〇八・一九号の二の(一)若しくは二の(二)のA若しくは二の(二)のA、第二〇〇八・四〇号の二の(一)のA若しくは二の(二)のA、第二〇〇八・六〇号の二の(一)又は第二〇〇八・九〇号の二の(一)又は第二〇〇九・一〇号の一、第二〇〇九・三〇号の一、第二〇〇九・四〇号の一、第二〇〇九・五〇号の一、第二〇〇九・六〇号の一、第二〇〇九・七〇号の一、第二〇〇九・八〇号の一、第二〇〇九・九〇号の一若しくは二に掲げる物品
	関税率表第二〇〇八・一九号の一の(二)のBに掲げる物品のうちくり（気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いつたものを除く。）
	関税率表第二〇〇八・九二号の一に掲げる物品のうち砂糖を加えたもの
	関税率表第二〇〇九・八〇号の二の(二)に掲げる物品のうち気密容器入りのもの以外のもの
一七	関税率表第二一〇一・一二号の二の(二)のB、第二一〇一・二〇号の一の(二)若しくは二の(二)のB、第二一〇三・三〇号の二、第二一〇四・一〇号、第二一〇六・一〇号の(イ)若しくは(ロ)のⅠに掲げる物品のうち関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のロ若しくは(b)のロ若しくはハのBの(b)のロの(イ)のⅡ若しくは(ロ)のⅡの(Ⅱ)に掲げる物品のうちひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第二二一二・二〇号の物品のもの以外のもの
一八	関税率表第二三〇九・一〇号の一又は第二三〇九・九〇号の二の(一)のB若しくは(二)のBの(b)のロの(イ)のⅡ若しくは(ロ)に掲げる物品

別表第五第七項を削る。

別表第五第六項中「第一五一五・九〇号の三又は第一五二一・九〇号の二」を「第一五〇四・三〇号の二、第一五〇五・〇〇号の二、第一五一五・九〇号の三、第一五一七・九〇号の三又は第一五二一・〇〇号の一」に改め、同項を同表第一二項とし、同項の次に次の二項を加える。

一三	関税率表第一六〇二・三二号の二の(二)、第一六〇二・三九号の二の(二)、第一六〇五・一〇号の一、第一六〇五・二〇号の二、第一六〇五・三〇号の二又は第一六〇五・四〇号の一の(二)に掲げる物品

	関税率表第一六〇二・二〇号の二に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの 関税率表第一六〇四・二〇号の一の㈠に掲げる物品のうち たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの（気密容器入りのものに限る。）
一四	関税率表第一七〇二・二〇号、第一七〇二・九〇号の四の㈠、第一七〇三・一〇号の一又は第一七〇三・九〇号の一に掲げる物品

別表第五中第五項を第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

八	関税率表第一〇〇八・一〇号の二に掲げる物品
九	関税率表第一一〇四・二三号の一又は第一一〇四・三〇号に掲げる物品
一〇	関税率表第一二一〇・一〇号、第一二一〇・二〇号又は第一二一一・二〇号に掲げる物品
一一	関税率表第一三〇二・一四号の一、第一三〇二・一九号の一若しくは二の㈢のA又は第一三〇二・三一号に掲げる物品

別表第五第三項及び第四項を削る。

別表第五中第二項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

五	関税率表第〇七〇三・一〇号の二、第〇七〇四・一〇号、第〇七〇四・二〇号、第〇七〇四・九〇号、第〇七〇五・一一号、第〇七〇五・一九号、第〇七〇六・一〇号、第〇七〇七・〇〇号、第〇七〇八・一〇号、第〇七〇八・二〇号、第〇七〇八・九〇号、第〇七〇九・二〇号、第〇七〇九・四〇号、第〇七〇九・七〇号、第〇七一二・三一号、第〇七一二・三二号又は第〇七一二・三三号に掲げる物品 関税率表第〇七〇三・九〇号に掲げる物品のうち ねぎ以外のもの 関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうち ごぼう以外のもの 関税率表第〇七〇九・九〇号の二に掲げる物品のうち かぼちや 関税率表第〇七一二・三九号に掲げる物品のうち しいたけ以外のもの 関税率表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうち ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）及びたけのこ以外のもの
六	関税率表第〇八〇四・三〇号の二、第〇八一一・九〇号の一の㈣又は第〇八一三・一〇号に掲げる物品 関税率表第〇八一一・九〇号の二の㈢に掲げる物品のうち 桃及びなし
	関税率表第〇八一三・四〇号の二に掲げる物品のうち パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル以外のもの

別表第五第一項中「関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。第〇三〇五・四九号に掲げる物品のうち
たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）以外のもの」を

「関税率表第〇三〇一・九一号の二、第〇三〇二・六二号、第〇三〇二・六三号、第〇三〇二・六五号、第〇三〇三・七二号、第〇三〇三・七八号の二、第〇三〇五・四二号、第〇三〇五・四九号、第〇三〇六・一一号、第〇三〇六・一二号、第〇三〇六・一三号、第〇三〇六・二一号の一、第〇三〇六・二二号の一、第〇三〇七・五九号の二、第〇三〇七・六〇号又は第〇三〇七・九九号の二の㈣のAに掲げる物品
関税率表第〇三〇二・七〇号の一に掲げる物品のうち
にしん（クルペア属のもの）の卵
関税率表第〇三〇四・一〇号の二の㈡に掲げる物品のうち
バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ
関税率表第〇三〇四・二〇号の二に掲げる物品のうち
まぐろ（トゥヌス属のもの）、かじき（まかじき科又はめかじき科のもの）及びめろ（ディソステイクス属のもの）以外のもの」

に改め、同項を同表第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

三	関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品

別表第五に第一項として次の一項を加える。

一	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第〇二〇七・三二号の一又は第〇二〇七・三五号の一に掲げる物品

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法第七条の八第一項の規定は、平成十五年四月一日以後に担保を提供する場合について適用する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一　旧暫定法別表第一第二〇七・一〇号の一の㈡又は二に掲げる物品

二　旧暫定法別表第一第二〇八・九〇号の一の(二)のA又はBに掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第五条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（保税地域からの引取りに係る納税管理人）

第二十一条の二　保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるため国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人（以下この条において「納税管理人」という。）を定めなければならない者が関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人を定めなければならない者である場合には、当該税関事務管理人を保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるための納税管理人として定めなければならない。この場合において、国税通則法第百十七条第一項の規定の適用については、同項中「住所又は居所を有する者」とあるのは、「住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者」とする。

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第二項中「税務署長」の下に「（保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、当該消費税等の納税地を所轄する税関長）」を加える。

審査報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

財政金融委員長　柳田　稔

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講ずるものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う国際開発協会への追加出資限度額は二千四百七十八億四千四百四十万円である。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

14　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千四百七十八億四千四百四十万円の範囲内において、出資することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十六日

外交防衛委員長　松村　龍二

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在ヴィエトナム日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名・地名を改め

ること、在チェンマイ日本国総領事館を新設し、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、住居手当その他の在勤手当の支給額について見直しを行うこと等を内容とするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十五年度一般会計予算（外務省所管）に約二億八百六万円が計上されている。

附帯決議

米国等によるイラクに対する武力行使が開始されるなど、我が国を取り巻く国際環境が大きく変動し、外交を担う外務省の真価が問われている今日、外交実施体制、外務省における危機管理体制の強化は喫緊の課題であり、そのためにも機構改革を含む外務省改革の早期実現が必要不可欠である。また、長引くデフレ不況の下、多くの国民が失業に苦しみ、構造改革の痛みにさらされる中で、外務省においても手当や休暇の見直しにおいて引き続きこうした事実を重く受け止めていく必要がある。これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、外務省においては、外交機能強化のための抜本的な組織・制度の改革の早期実現に向け全力で取り組むこと。

二、在外職員の在勤基本手当を始めとする在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、定期的に在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。

三、在勤諸手当についてはその算出根拠を明確にするとともに、手当の改正に際しては各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準を参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準等に配慮した適切な水準・内容となるよう努めること。

四、現下の国際情勢にかんがみ、在外公館においては、緊急事態における邦人の救援保護を含む在外邦人安全対策についてより一層の機能強化を図ること。

五、以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会に対し、定期的並びに当委員会の要請に応じて報告を行うこと。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第六条第一項中「、兼勤手当」を削り、同条第五項第一号中「六歳」を「四歳」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第九条の二第一項中「在勤地」の下に「（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」を加え、「第二十条」を「第十八条」に改め、「又は兼勤手当」を削り、「これらの手当」を「当該手当」に改める。

第十二条第一項中「家賃の額」の下に「から政令で定める額を控除した額」を加える。

第十三条中「又は兼勤手当」を削り、「これらの手当」を「当該手当」に改める。

第十五条の二第二項中「年少子女が適当な」を「年少子女（六歳未満の年少子女を除く。以下この項及び次項において同じ。）が適当な」に改める。

第十六条中「百分の二十三」を「百分の十」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十七条ただし書中「但し」を「ただし」に、「十五日」を「六十日」に改める。

第十八条及び第十九条を削り、第二十条を第十八条とし、第二十条の二を第十九条とし、第二十条の三を第二十条とする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一　在外公館の名称及び位置（第一条関係）

一　大使館

地域	名称	位置	
		国名	地名
アジア	在インド日本国大使館	インド	ニューデリー
	在インドネシア日本国大使館	インドネシア	ジャカルタ
	在カンボジア日本国大使館	カンボジア	プノンペン
	在シンガポール日本国大使館	シンガポール	シンガポール
	在スリランカ日本国大使館	スリランカ	コロンボ
	在タイ日本国大使館	タイ	バンコク
	在大韓民国日本国大使館	大韓民国	ソウル
	在中華人民共和国日本国大使館	中華人民共和国	北京
	在ネパール日本国大使館	ネパール	カトマンズ
	在パキスタン日本国大使館	パキスタン	イスラマバード
	在バングラデシュ日本国大使館	バングラデシュ	ダッカ
	在東ティモール日本国大使館	東ティモール	ディリ
	在フィリピン日本国大使館	フィリピン	マニラ
	在ブータン日本国大使館	ブータン	ティンプー
	在ブルネイ日本国大使館	ブルネイ	バンダルスリブガワン
	在ベトナム日本国大使館	ベトナム	ハノイ
	在マレーシア日本国大使館	マレーシア	クアラルンプール
	在ミャンマー日本国大使館	ミャンマー	ヤンゴン
	在モルディブ日本国大使館	モルディブ	マレ
	在モンゴル日本国大使館	モンゴル	ウランバートル
	在ラオス日本国大使館	ラオス	ビエンチャン
大洋州	在オーストラリア日本国大使館	オーストラリア	キャンベラ
	在キリバス日本国大使館	キリバス	タラワ
	在サモア日本国大使館	サモア	アピア
	在ソロモン日本国大使館	ソロモン	ホニアラ
	在ツバル日本国大使館	ツバル	フナフティ
	在トンガ日本国大使館	トンガ	ヌクアロファ
	在ナウル日本国大使館	ナウル	ナウル
	在ニュージーランド日本国大使館	ニュージーランド	ウェリントン
	在バヌアツ日本国大使館	バヌアツ	ポートビラ
	在パプアニューギニア日本国大使館	パプアニューギニア	ポートモレスビー
	在パラオ日本国大使館	パラオ	コロール

	北米	中南米		
在フィジー日本国大使館 在マーシャル日本国大使館 在ミクロネシア日本国大使館	在アメリカ合衆国日本国大使館 在カナダ日本国大使館	在アルゼンチン日本国大使館 在アンティグア・バーブーダ日本国大使館 在ウルグアイ日本国大使館 在エクアドル日本国大使館 在エルサルバドル日本国大使館 在ガイアナ日本国大使館 在キューバ日本国大使館 在グアテマラ日本国大使館 在グレナダ日本国大使館 在コスタリカ日本国大使館 在コロンビア日本国大使館 在ジャマイカ日本国大使館 在スリナム日本国大使館 在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使館 在セントビンセント日本国大使館 在セントルシア日本国大使館 在チリ日本国大使館 在ドミニカ日本国大使館 在ドミニカ共和国日本国大使館 在トリニダード・トバゴ日本国大使館 在ニカラグア日本国大使館 在ハイチ日本国大使館 在パナマ日本国大使館 在バハマ日本国大使館 在パラグアイ日本国大使館 在バルバドス日本国大使館 在ブラジル日本国大使館 在ベネズエラ日本国大使館 在ベリーズ日本国大使館 在ペルー日本国大使館 在ボリビア日本国大使館			
フィジー マーシャル ミクロネシア	アメリカ合衆国 カナダ	アルゼンチン アンティグア・バーブーダ ウルグアイ エクアドル エルサルバドル ガイアナ キューバ グアテマラ グレナダ コスタリカ コロンビア ジャマイカ スリナム セントクリストファー・ネーヴィス セントビンセント セントルシア チリ ドミニカ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ニカラグア ハイチ パナマ バハマ パラグアイ バルバドス ブラジル ベネズエラ ベリーズ ペルー ボリビア			
スバ マジュロ コロニア	ワシントン オタワ	ブエノスアイレス セントジョンズ モンテビデオ キト サンサルバドル ジョージタウン ハバナ グアテマラ セントジョージズ サンホセ ボゴタ キングストン パラマリボ バセテール キングスタウン カストリーズ サンティアゴ ロゾー サントドミンゴ ポートオブスペイン マナグア ポルトープランス パナマ ナッソー アスンシオン ブリッジタウン ブラジリア カラカス ベルモパン リマ ラパス			

在ホンジュラス日本国大使館	ホンジュラス	テグシガルパ	
在メキシコ日本国大使館	メキシコ	メキシコ	
欧州			
在アイスランド日本国大使館	アイスランド	レイキャビク	
在アイルランド日本国大使館	アイルランド	ダブリン	
在アゼルバイジャン日本国大使館	アゼルバイジャン	バクー	
在アルバニア日本国大使館	アルバニア	ティラナ	
在アルメニア日本国大使館	アルメニア	エレバン	
在アンドラ日本国大使館	アンドラ	アンドララベリャ	
在イタリア日本国大使館	イタリア	ローマ	
在ウクライナ日本国大使館	ウクライナ	キエフ	
在ウズベキスタン日本国大使館	ウズベキスタン	タシケント	
在英国日本国大使館	英国	ロンドン	
在エストニア日本国大使館	エストニア	タリン	
在オーストリア日本国大使館	オーストリア	ウィーン	
在オランダ日本国大使館	オランダ	ハーグ	
在カザフスタン日本国大使館	カザフスタン	アルマティ	
在キプロス日本国大使館	キプロス	ニコシア	
在ギリシャ日本国大使館	ギリシャ	アテネ	
在キルギス日本国大使館	キルギス	ビシュケク	
在グルジア日本国大使館	グルジア	トビリシ	
在クロアチア日本国大使館	クロアチア	ザグレブ	
在サンマリノ日本国大使館	サンマリノ	サンマリノ	
在スイス日本国大使館	スイス	ベルン	
在スウェーデン日本国大使館	スウェーデン	ストックホルム	
在スペイン日本国大使館	スペイン	マドリード	
在スロバキア日本国大使館	スロバキア	ブラチスラバ	
在スロベニア日本国大使館	スロベニア	リュブリャナ	
在セルビア・モンテネグロ日本国大使館	セルビア・モンテネグロ	ベオグラード	
在タジキスタン日本国大使館	タジキスタン	ドゥシャンベ	
在チェコ日本国大使館	チェコ	プラハ	
在デンマーク日本国大使館	デンマーク	コペンハーゲン	
在ドイツ日本国大使館	ドイツ	ベルリン	
在トルクメニスタン日本国大使館	トルクメニスタン	アシガバット	
在ノルウェー日本国大使館	ノルウェー	オスロ	
在バチカン日本国大使館	バチカン		
在ハンガリー日本国大使館	ハンガリー	ブダペスト	

			在フィンランド日本国大使館
			在フランス日本国大使館
			在ブルガリア日本国大使館
			在ベラルーシ日本国大使館
			在ベルギー日本国大使館
			在ポーランド日本国大使館
			在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館
			在ポルトガル日本国大使館
			在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館
			在マルタ日本国大使館
			在モルドバ日本国大使館
			在ラトビア日本国大使館
			在リトアニア日本国大使館
			在リヒテンシュタイン日本国大使館
			在ルーマニア日本国大使館
			在ルクセンブルク日本国大使館
			在ロシア日本国大使館
	中東		在アフガニスタン日本国大使館
			在アラブ首長国連邦日本国大使館
			在イエメン日本国大使館
			在イスラエル日本国大使館
			在イラク日本国大使館
			在イラン日本国大使館
			在オマーン日本国大使館
			在カタール日本国大使館
			在クウェート日本国大使館
			在サウジアラビア日本国大使館
			在シリア日本国大使館
			在トルコ日本国大使館
			在バーレーン日本国大使館
			在ヨルダン日本国大使館
			在レバノン日本国大使館
	アフリカ		在アルジェリア日本国大使館
			在アンゴラ日本国大使館
			在ウガンダ日本国大使館
			在エジプト日本国大使館
フィンランド		ヘルシンキ	
フランス		パリ	
ブルガリア		ソフィア	
ベラルーシ		ミンスク	
ベルギー		ブリュッセル	
ポーランド		ワルシャワ	
ボスニア・ヘルツェゴビナ		サラエボ	
ポルトガル		リスボン	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		スコピエ	
マルタ		バレッタ	
モルドバ		キシニョフ	
ラトビア		リガ	
リトアニア		ビリニュス	
リヒテンシュタイン		ファドーツ	
ルーマニア		ブカレスト	
ルクセンブルク		ルクセンブルク	
ロシア		モスクワ	
アフガニスタン		カブール	
アラブ首長国連邦		アブダビ	
イエメン		サヌア	
イスラエル		テルアビブ	
イラク		バグダッド	
イラン		テヘラン	
オマーン		マスカット	
カタール		ドーハ	
クウェート		クウェート	
サウジアラビア		リヤド	
シリア		ダマスカス	
トルコ		アンカラ	
バーレーン		マナーマ	
ヨルダン		アンマン	
レバノン		ベイルート	
アルジェリア	アルジェ		
アンゴラ	ルアンダ		
ウガンダ	カンパラ		
エジプト	カイロ		

在エチオピア日本国大使館	エチオピア	アディスアベバ
在エリトリア日本国大使館	エリトリア	アスマラ
在ガーナ日本国大使館	ガーナ	アクラ
在カーボヴェルデ日本国大使館	カーボヴェルデ	プライア
在ガボン日本国大使館	ガボン	リーブルビル
在カメルーン日本国大使館	カメルーン	ヤウンデ
在ガンビア日本国大使館	ガンビア	バンジュール
在ギニア日本国大使館	ギニア	コナクリ
在ギニアビサウ日本国大使館	ギニアビサウ	ビサウ
在ケニア日本国大使館	ケニア	ナイロビ
在コートジボワール日本国大使館	コートジボワール	アビジャン
在コモロ日本国大使館	コモロ	モロニ
在コンゴ共和国日本国大使館	コンゴ共和国	ブラザビル
在コンゴ民主共和国日本国大使館	コンゴ民主共和国	キンシャサ
在サントメ・プリンシペ日本国大使館	サントメ・プリンシペ	サントメ
在ザンビア日本国大使館	ザンビア	ルサカ
在シエラレオネ日本国大使館	シエラレオネ	フリータウン
在ジブチ日本国大使館	ジブチ	ジブチ
在ジンバブエ日本国大使館	ジンバブエ	ハラレ
在スーダン日本国大使館	スーダン	ハルツーム
在スワジランド日本国大使館	スワジランド	ムババーネ
在セーシェル日本国大使館	セーシェル	ビクトリア
在赤道ギニア日本国大使館	赤道ギニア	マラボ
在セネガル日本国大使館	セネガル	ダカール
在ソマリア日本国大使館	ソマリア	モガディシオ
在タンザニア日本国大使館	タンザニア	ダルエスサラーム
在チャド日本国大使館	チャド	ウンジャメナ
在中央アフリカ日本国大使館	中央アフリカ	バンギ
在チュニジア日本国大使館	チュニジア	チュニス
在トーゴ日本国大使館	トーゴ	ロメ
在ナイジェリア日本国大使館	ナイジェリア	アブジャ
在ナミビア日本国大使館	ナミビア	ウィントフック
在ニジェール日本国大使館	ニジェール	ニアメ
在ブルキナファソ日本国大使館	ブルキナファソ	ワガドゥグー
在ブルンジ日本国大使館	ブルンジ	ブジュンブラ
在ベナン日本国大使館	ベナン	ポルトノボ
在ボツワナ日本国大使館	ボツワナ	ハボローネ

在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル	アンタナナリボ	
在マラウイ日本国大使館	マラウイ	リロングウェ	
在マリ日本国大使館	マリ	バマコ	
在南アフリカ共和国日本国大使館	南アフリカ共和国	プレトリア	
在モーリシャス日本国大使館	モーリシャス	ポートルイス	
在モーリタニア日本国大使館	モーリタニア	ヌアクショット	
在モザンビーク日本国大使館	モザンビーク	マプト	
在モロッコ日本国大使館	モロッコ	ラバト	
在リビア日本国大使館	リビア	トリポリ	
在リベリア日本国大使館	リベリア	モンロビア	
在ルワンダ日本国大使館	ルワンダ	キガリ	
在レソト日本国大使館	レソト	マセル	

二　総領事館

地域	名称	位置 国名	位置 地名
アジア	在コルカタ日本国総領事館	インド	コルカタ
	在チェンナイ日本国総領事館	インド	チェンナイ
	在ムンバイ日本国総領事館	インド	ムンバイ
	在ジャカルタ日本国総領事館	インドネシア	ジャカルタ
	在スラバヤ日本国総領事館	インドネシア	スラバヤ
	在マカッサル日本国総領事館	インドネシア	マカッサル
	在メダン日本国総領事館	インドネシア	メダン
	在チェンマイ日本国総領事館	タイ	チェンマイ
	在済州日本国総領事館	大韓民国	済州
	在釜山日本国総領事館	大韓民国	釜山
	在広州日本国総領事館	中華人民共和国	広州
	在上海日本国総領事館	中華人民共和国	上海
	在瀋陽日本国総領事館	中華人民共和国	瀋陽
	在香港日本国総領事館	中華人民共和国	香港
	在カラチ日本国総領事館	パキスタン	カラチ
	在マニラ日本国総領事館	フィリピン	マニラ
	在ホーチミン日本国総領事館	ベトナム	ホーチミン
	在コタキナバル日本国総領事館	マレーシア	コタキナバル
	在ペナン日本国総領事館	マレーシア	ペナン

大洋州	在シドニー日本国総領事館	オーストラリア	シドニー
	在パース日本国総領事館	オーストラリア	パース
	在ブリスベン日本国総領事館	オーストラリア	ブリスベン
	在メルボルン日本国総領事館	オーストラリア	メルボルン
	在オークランド日本国総領事館	ニュージーランド	オークランド
	在ポートモレスビー日本国総領事館	パプアニューギニア	ポートモレスビー
北米	在アトランタ日本国総領事館	アメリカ合衆国	アトランタ
	在アンカレジ日本国総領事館	アメリカ合衆国	アンカレジ
	在カンザスシティ日本国総領事館	アメリカ合衆国	カンザスシティ
	在サンフランシスコ日本国総領事館	アメリカ合衆国	サンフランシスコ
	在シアトル日本国総領事館	アメリカ合衆国	シアトル
	在シカゴ日本国総領事館	アメリカ合衆国	シカゴ
	在デトロイト日本国総領事館	アメリカ合衆国	デトロイト
	在デンバー日本国総領事館	アメリカ合衆国	デンバー
	在ニューオリンズ日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニューオリンズ
	在ニューヨーク日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニューヨーク
	在ハガッニャ日本国総領事館	アメリカ合衆国	ハガッニャ
	在ヒューストン日本国総領事館	アメリカ合衆国	ヒューストン
	在ポートランド日本国総領事館	アメリカ合衆国	ポートランド
	在ボストン日本国総領事館	アメリカ合衆国	ボストン
	在ホノルル日本国総領事館	アメリカ合衆国	ホノルル
	在マイアミ日本国総領事館	アメリカ合衆国	マイアミ
	在ロサンゼルス日本国総領事館	アメリカ合衆国	ロサンゼルス
	在エドモントン日本国総領事館	カナダ	エドモントン
	在トロント日本国総領事館	カナダ	トロント
	在バンクーバー日本国総領事館	カナダ	バンクーバー
	在モントリオール日本国総領事館	カナダ	モントリオール
中南米	在クリチバ日本国総領事館	ブラジル	クリチバ
	在サンパウロ日本国総領事館	ブラジル	サンパウロ
	在ベレン日本国総領事館	ブラジル	ベレン
	在ポルトアレグレ日本国総領事館	ブラジル	ポルトアレグレ
	在マナウス日本国総領事館	ブラジル	マナウス
	在リオデジャネイロ日本国総領事館	ブラジル	リオデジャネイロ
	在レシフェ日本国総領事館	ブラジル	レシフェ
	在リマ日本国総領事館	ペルー	リマ

地域	名称	位置	
		国名	地名
欧州	在ミラノ日本国総領事館	イタリア	ミラノ
	在エディンバラ日本国総領事館	英国	エディンバラ
	在ロンドン日本国総領事館	英国	ロンドン
	在ジュネーブ日本国総領事館	スイス	ジュネーブ
	在バルセロナ日本国総領事館	スペイン	バルセロナ
	在ラスパルマス日本国総領事館	スペイン	ラスパルマス
	在デュッセルドルフ日本国総領事館	ドイツ	デュッセルドルフ
	在ハンブルク日本国総領事館	ドイツ	ハンブルク
	在フランクフルト日本国総領事館	ドイツ	フランクフルト
	在ミュンヘン日本国総領事館	ドイツ	ミュンヘン
	在ストラスブール日本国総領事館	フランス	ストラスブール
	在パリ日本国総領事館	フランス	パリ
	在マルセイユ日本国総領事館	フランス	マルセイユ
	在ウラジオストク日本国総領事館	ロシア	ウラジオストク
	在サンクトペテルブルク日本国総領事館	ロシア	サンクトペテルブルク
	在ハバロフスク日本国総領事館	ロシア	ハバロフスク
	在ユジノサハリンスク日本国総領事館	ロシア	ユジノサハリンスク
中東	在ドバイ日本国総領事館	アラブ首長国連邦	ドバイ
	在ジッダ日本国総領事館	サウジアラビア	ジッダ
	在イスタンブール日本国総領事館	トルコ	イスタンブール

三　政府代表部

地域	名称	位置	
		国名	地名
北米	国際連合日本政府代表部	アメリカ合衆国	ニューヨーク
	国際民間航空機関日本政府代表部	カナダ	モントリオール
欧州	在ウィーン国際機関日本政府代表部	オーストリア	ウィーン
	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	スイス	ジュネーブ
	軍縮会議日本政府代表部	スイス	ジュネーブ
	経済協力開発機構日本政府代表部	フランス	パリ
	国際連合教育科学文化機関日本政府代表部	フランス	パリ
	欧州連合日本政府代表部	ベルギー	ブリュッセル

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	710,000	620,000	588,500	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	インドネシア	670,000	570,000	534,400	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	カンボジア	700,000	680,000	639,800	619,300	598,700	531,100	469,400	416,300	375,100	342,600	322,000	301,500
	シンガポール	570,000	530,000	497,300	477,400	457,500	397,800	338,100	298,400	258,600	238,700	218,800	198,900
	スリランカ	630,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	タイ	570,000	480,000	446,400	428,500	410,700	357,100	303,500	267,800	232,100	214,300	196,400	178,600
	大韓民国	700,000	590,000	553,800	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	中華人民共和国	750,000	600,000	560,000	538,500	517,000	451,500	387,100	342,000	299,000	275,200	253,800	232,300
	ネパール	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	パキスタン	620,000	580,000	549,000	530,000	511,100	450,500	393,500	348,500	310,500	284,400	265,400	246,500
	バングラデシュ	710,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
	東ティモール	630,000	610,000	583,300	565,000	546,700	485,900	431,000	382,400	345,800	315,500	297,200	278,900
	フィリピン	610,000	520,000	489,300	471,600	454,000	398,700	345,800	306,000	270,700	248,500	230,800	213,200
	ブータン	650,000	620,000	588,500	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	ブルネイ	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ベトナム	670,000	630,000	594,200	573,400	552,600	486,600	424,200	375,600	334,000	306,100	285,300	264,500
	マレーシア	530,000	500,000	463,300	444,700	426,200	370,600	315,000	278,000	240,900	222,400	203,800	185,300
	ミャンマー	730,000	690,000	647,400	625,700	604,000	533,900	468,800	415,400	372,000	340,300	318,600	297,000
	モルディブ	610,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	モンゴル	740,000	720,000	679,500	657,300	635,200	562,800	496,400	440,100	395,800	361,600	339,500	317,300
	ラオス	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
大洋州	オーストラリア	540,000	500,000	469,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	キリバス	640,000	620,000	585,300	566,000	546,800	484,200	426,600	378,200	339,700	310,500	291,300	272,100
	サモア	590,000	570,000	534,400	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	ソロモン	670,000	650,000	617,200	597,500	577,900	513,000	454,000	402,700	363,400	331,700	312,100	292,400
	ツバル	640,000	620,000	585,300	566,000	546,800	484,200	426,600	378,200	339,700	310,500	291,300	272,100
	トンガ	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ナウル	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ニュージーランド	540,000	520,000	485,900	466,400	447,000	388,700	330,400	291,500	252,700	233,200	213,800	194,400
	バヌアツ	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000

	パプアニューギニア	680,000	660,000	628,600	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
	パラオ	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	フィジー	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	マーシャル	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	ミクロネシア	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
北米	アメリカ合衆国	810,000	630,000	587,600	565,000	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	カナダ	620,000	570,000	536,800	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
中南米	アルゼンチン	430,000	410,000	384,300	368,900	353,500	307,400	261,300	230,600	199,800	184,400	169,100	153,700
	アンティグア・バーブーダ	640,000	620,000	582,600	560,200	537,800	469,600	402,500	355,500	310,800	286,100	263,700	241,400
	ウルグアイ	460,000	440,000	412,500	396,000	379,500	330,000	280,500	247,500	214,500	198,000	181,500	165,000
	エクアドル	610,000	590,000	557,000	536,700	516,300	452,900	391,900	346,600	305,900	281,000	260,600	240,300
	エルサルバドル	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	ガイアナ	550,000	530,000	500,500	482,400	464,300	407,700	353,500	312,700	276,500	253,900	235,800	217,700
	キューバ	760,000	730,000	692,600	669,100	645,600	570,100	499,600	442,600	395,600	362,100	338,600	315,100
	グアテマラ	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
	グレナダ	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	コスタリカ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	コロンビア	610,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	ジャマイカ	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	スリナム	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	セントクリストファー・ネーヴィス	640,000	620,000	582,600	560,200	537,800	469,600	402,500	355,500	310,800	286,100	263,700	241,400
	セントビンセント	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	セントルシア	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	チリ	510,000	500,000	463,300	444,700	426,200	370,600	315,000	278,000	240,900	222,400	203,800	185,300
	ドミニカ	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	ドミニカ共和国	660,000	640,000	596,500	574,600	552,700	484,500	418,700	370,300	326,500	299,900	278,000	256,100
	トリニダード・トバゴ	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	ニカラグア	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
	ハイチ	730,000	710,000	668,100	646,400	624,700	553,700	488,600	433,200	389,800	356,100	334,400	312,800
	パナマ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	バハマ	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	パラグアイ	530,000	510,000	483,500	466,100	448,700	394,100	341,900	302,500	267,700	245,700	228,300	210,900
	バルバドス	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700

	ブラジル	580,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	ベネズエラ	520,000	510,000	475,200	457,100	439,000	383,700	329,500	291,100	254,900	234,600	216,500	198,400
	ベリーズ	630,000	610,000	574,000	553,000	532,000	466,500	403,400	356,800	314,800	289,100	268,100	247,100
	ペルー	690,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	ボリビア	690,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
	ホンジュラス	700,000	670,000	633,800	611,400	589,000	518,300	451,200	399,300	354,600	325,100	302,700	280,400
	メキシコ	630,000	590,000	548,700	527,700	506,700	442,500	379,400	335,200	293,200	269,800	248,800	227,800
欧州	アイスランド	650,000	620,000	582,000	558,700	535,400	465,600	395,800	349,200	302,600	279,400	256,100	232,800
	アイルランド	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	アゼルバイジャン	700,000	680,000	639,400	616,800	594,200	522,800	455,000	402,700	357,500	327,800	305,200	282,600
	アルバニア	820,000	790,000	741,200	714,500	687,800	604,200	524,200	463,800	410,400	376,600	350,000	323,300
	アルメニア	730,000	710,000	667,700	643,900	620,200	545,400	474,200	419,700	372,200	341,400	317,600	293,900
	アンドラ	590,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	イタリア	690,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	ウクライナ	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
	ウズベキスタン	590,000	570,000	540,000	522,600	505,200	448,000	395,800	351,000	316,200	288,800	271,400	254,000
	英国	760,000	640,000	598,900	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	エストニア	710,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
	オーストリア	720,000	620,000	582,000	558,700	535,400	465,600	395,800	349,200	302,600	279,400	256,100	232,800
	オランダ	660,000	620,000	576,300	553,200	530,200	461,000	391,900	345,800	299,700	276,600	253,600	230,500
	カザフスタン	730,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600	306,000
	キプロス	610,000	590,000	548,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	ギリシャ	610,000	590,000	548,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	キルギス	730,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600	306,000
	グルジア	700,000	680,000	639,400	616,800	594,200	522,800	455,000	402,700	357,500	327,800	305,200	282,600
	クロアチア	680,000	650,000	610,800	587,300	563,800	492,200	421,700	372,500	325,500	299,700	276,200	252,700
	サンマリノ	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	スイス	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	スウェーデン	600,000	570,000	536,800	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	スペイン	610,000	590,000	548,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	スロバキア	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	スロベニア	680,000	650,000	610,800	587,300	563,800	492,200	421,700	372,500	325,500	299,700	276,200	252,700
	セルビア・モンテネグロ	870,000	820,000	771,800	745,100	718,400	633,400	553,400	490,100	436,700	400,000	373,400	346,700

	タジキスタン	680,000	660,000	623,000	603,100	583,200	517,600	457,900	406,200	366,400	334,500	314,600	294,700
	チェコ	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
	デンマーク	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ドイツ	690,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	トルクメニスタン	730,000	710,000	667,700	643,900	620,200	545,400	474,200	419,700	372,200	341,400	317,600	293,900
	ノルウェー	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
	バチカン	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	ハンガリー	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
	フィンランド	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	フランス	670,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	ブルガリア	720,000	700,000	656,400	633,100	609,800	536,400	466,600	412,900	366,300	336,000	312,700	289,400
	ベラルーシ	710,000	690,000	645,000	622,200	599,400	527,300	458,800	406,100	360,400	330,500	307,700	284,900
	ベルギー	620,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ポーランド	660,000	630,000	593,800	571,000	548,200	478,600	410,100	362,300	316,600	291,500	268,700	245,900
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	750,000	730,000	687,000	663,700	640,400	565,600	495,800	439,200	392,600	359,400	336,100	312,800
	ポルトガル	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	760,000	740,000	690,000	663,300	636,600	555,500	475,500	420,000	366,600	337,600	311,000	284,300
	マルタ	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	モルドバ	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
	ラトビア	690,000	670,000	624,800	601,700	578,700	507,100	438,000	387,300	341,200	313,500	290,500	267,400
	リトアニア	710,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
	リヒテンシュタイン	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	ルーマニア	680,000	660,000	619,100	596,300	573,500	502,600	434,100	383,900	338,200	310,800	288,000	265,200
	ルクセンブルク	600,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ロシア	850,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
中東	アフガニスタン	790,000	760,000	723,600	701,000	678,400	603,000	535,200	474,900	429,700	392,000	369,400	346,800
	アラブ首長国連邦	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	イエメン	720,000	690,000	656,800	635,600	614,300	544,700	481,000	426,500	384,000	350,700	329,500	308,300
	イスラエル	550,000	510,000	480,800	462,500	444,200	388,200	333,300	294,500	257,900	237,300	219,000	200,700
	イラク	750,000	730,000	690,700	668,100	645,500	571,800	504,000	446,800	401,600	367,000	344,400	321,800
	イラン	760,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600	306,000

	オマーン	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
	カタール	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	クウェート	680,000	660,000	622,400	600,500	578,600	509,200	443,400	392,500	348,700	319,600	297,700	275,800
	サウジアラビア	720,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	シリア	610,000	590,000	557,000	536,700	516,300	452,900	391,900	346,600	305,900	281,000	260,600	240,300
	トルコ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	バーレーン	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	ヨルダン	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	レバノン	670,000	650,000	613,500	593,200	572,800	506,800	445,800	395,100	354,400	324,100	303,700	283,400
アフリカ	アルジェリア	690,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
	アンゴラ	890,000	860,000	811,300	783,000	754,800	665,000	580,300	513,800	457,300	419,000	390,800	362,500
	ウガンダ	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	エジプト	640,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	エチオピア	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700
	エリトリア	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700
	ガーナ	700,000	680,000	645,500	624,700	603,900	535,600	473,200	419,700	378,100	345,300	324,500	303,700
	カーボヴェルデ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ガボン	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	カメルーン	720,000	700,000	662,500	641,000	619,500	549,200	484,800	429,900	386,900	353,400	332,000	310,500
	ガンビア	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ギニア	750,000	730,000	689,700	668,500	647,200	575,900	512,200	454,600	412,100	375,700	354,500	333,300
	ギニアビサウ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ケニア	680,000	640,000	599,900	578,900	557,900	491,200	428,100	379,000	337,000	308,800	287,800	266,800
	コートジボワール	670,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	コモロ	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
	コンゴ共和国	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	コンゴ民主共和国	820,000	800,000	757,500	733,500	709,600	630,100	558,200	495,200	447,300	408,300	384,300	360,400
	サントメ・プリンシペ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ザンビア	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
	シエラレオネ	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	ジブチ	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700

	ジンバブエ	830,000	810,000	754,800	726,500	698,300	611,100	526,400	465,300	408,800	375,900	347,700	319,400
	スーダン	720,000	700,000	667,100	646,800	626,400	557,800	496,800	441,000	400,300	364,900	344,500	324,200
	スワジランド	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
	セーシェル	630,000	610,000	574,000	553,000	532,000	466,500	403,400	356,800	314,800	289,100	268,100	247,100
	赤道ギニア	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	セネガル	670,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	ソマリア	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
	タンザニア	720,000	690,000	656,800	635,600	614,300	544,700	481,000	426,500	384,000	350,700	329,500	308,300
	チャド	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	中央アフリカ	750,000	730,000	695,400	673,900	652,400	580,400	516,000	458,000	415,000	378,400	357,000	335,500
	チュニジア	560,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	トーゴ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ナイジェリア	750,000	730,000	689,700	668,500	647,200	575,900	512,200	454,600	412,100	375,700	354,500	333,300
	ナミビア	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
	ニジェール	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ブルキナファソ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ブルンジ	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
	ベナン	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	ボツワナ	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
	マダガスカル	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	マラウイ	660,000	640,000	599,900	578,900	557,900	491,200	428,100	379,000	337,000	308,800	287,800	266,800
	マリ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	南アフリカ共和国	500,000	470,000	441,300	424,600	407,900	356,600	306,400	270,800	237,300	218,300	201,600	184,900
	モーリシャス	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
	モーリタニア	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
	モザンビーク	680,000	660,000	628,600	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
	モロッコ	560,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	リビア	620,000	600,000	572,100	554,200	536,400	476,900	423,300	375,600	339,900	310,100	292,200	274,400
	リベリア	720,000	700,000	662,500	641,000	619,500	549,200	484,800	429,900	386,900	353,400	332,000	310,500
	ルワンダ	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
	レソト	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200

二　総領事館

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コルカタ	610,000	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700
	チェンナイ	580,000	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	ムンバイ	600,000	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	ジャカルタ	530,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	スラバヤ	550,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	マカッサル	560,000	540,800	521,400	459,500	401,200	355,200	316,400	289,800	270,400	251,000
	メダン	530,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	チェンマイ	440,000	428,500	410,700	357,100	303,500	267,800	232,100	214,300	196,400	178,600
	済州	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	釜山	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	広州	580,000	538,500	517,000	451,500	387,100	342,000	299,000	275,200	253,800	232,300
	上海	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	瀋陽	630,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	香港	590,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	カラチ	590,000	560,600	541,700	479,700	422,700	374,800	336,800	307,800	288,800	269,900
	マニラ	480,000	471,600	454,000	398,700	345,800	306,000	270,700	248,500	230,800	213,200
	ホーチミン	580,000	547,500	526,700	461,900	399,500	353,400	311,800	286,400	265,600	244,800
	コタキナバル	480,000	467,900	449,400	392,700	337,100	297,900	260,800	240,000	221,400	202,900
	ペナン	460,000	444,700	426,200	370,600	315,000	278,000	240,900	222,400	203,800	185,300
大洋州	シドニー	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	パース	460,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	ブリスベン	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	メルボルン	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	オークランド	480,000	466,400	447,000	388,700	330,400	291,500	252,700	233,200	213,800	194,400
	ポートモレスビー	620,000	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
北米	アトランタ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	アンカレジ	640,000	623,800	597,800	519,800	441,800	389,900	337,900	311,900	285,900	259,900
	カンザスシティ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	サンフランシスコ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	シアトル	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	シカゴ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000

	デトロイト	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	デンバー	560,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ニューオリンズ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ニューヨーク	690,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ハガッニャ	620,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ヒューストン	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ポートランド	560,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ボストン	640,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ホノルル	640,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	マイアミ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ロサンゼルス	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	エドモントン	530,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	トロント	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	バンクーバー	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	モントリオール	530,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
中南米	クリチバ	480,000	461,000	441,800	384,200	326,600	288,200	249,700	230,500	211,300	192,100
	サンパウロ	520,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	ベレン	520,000	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ポルトアレグレ	480,000	461,000	441,800	384,200	326,600	288,200	249,700	230,500	211,300	192,100
	マナウス	550,000	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	リオデジャネイロ	520,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	レシフェ	500,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	リマ	610,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
欧州	ミラノ	580,000	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	エディンバラ	590,000	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	ロンドン	590,000	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	ジュネーブ	580,000	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	バルセロナ	540,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	ラスパルマス	540,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	デュッセルドルフ	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ハンブルク	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	フランクフルト	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ミュンヘン	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ストラスブール	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500

	パリ	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	マルセイユ	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	ウラジオストク	720,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
	サンクトペテルブルク	660,000	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
	ハバロフスク	720,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
	ユジノサハリンスク	690,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
中東	ドバイ	570,000	554,800	532,700	465,100	398,700	352,200	307,900	283,400	261,300	239,100
	ジッダ	610,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	イスタンブール	500,000	488,200	467,800	406,800	345,800	305,100	264,400	244,100	223,700	203,400

三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
北米	ニューヨーク （国際連合）	770,000	670,000	621,500	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	モントリオール （国際民間航空機関）	600,000	570,000	536,800	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
欧州	ウィーン （在ウィーン国際機関）	670,000	620,000	582,000	558,700	535,400	465,600	395,800	349,200	302,600	279,400	256,100	232,800
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	750,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	（軍縮会議）	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	パリ （経済協力開発機構）	650,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	（国際連合教育科学文化機関）	590,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	ブリュッセル （欧州連合）	670,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000

別表第三　研修員手当（第十九条関係）

号別	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号
手当額	円 518,700	円 496,700	円 474,700	円 452,700	円 430,700	円 408,700	円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700

16号	17号	18号	19号
円 188,700	円 166,700	円 144,700	円 122,700

第二条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の二　総領事館の表欧州の項中「在ラスパルマス日本国総領事館　スペイン　ラスパルマス」を削る。

別表第二の二　総領事館の表欧州の項中

「ラスパルマス	540,000	526,100	504,200	438,400
372,600	328,800	285,000	283,000	241,100	219,200」

を削る。

附　則

1　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ及び在パリの各日本国総領事館に関する部分並びに第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

2　在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合（外務省令で定める場合を除く。）その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査報告書

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十六日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長　本田　良一

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖縄の振興を図るため、沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免除するとともに、宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置を延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う石油石炭税の免除による平成十五年度の減収額は約二億六千万円、航空機燃料税の軽減措置による平成十五年度の減収額は約一億円と見込まれている。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第六十五条において」を「以下」に改める。

第六十四条第一項中「一般電気事業者」の下に「（以下単に「一般電気事業者」という。）」を加える。

第六十五条に次の一項を加える。

2　一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第四号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

附則第三条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

審査報告書

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

農林水産委員長　三浦　一水

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に加え、我が国の排他的経済水域等における水産資源の著しい減少に伴い、水産加工品の原材料の供給事情が更に悪化するとともに、水産加工品の輸入も一層増加する傾向にあることにかんがみ、法律の有効期限を平成二十年三月三十一日まで五年間延長し、引き続き、農林漁業金融公庫が水産加工施設の改良や新製品・新技術の開発・導入等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの義務を特別に行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「強化」の下に「並びに排他的経済水域等（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第二条に規定する大陸棚をいう。）における水産資源の減少」を、「造成若しくは取得」の下に「（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）」を加え、「、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条及び中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条に規定する業務の一部として貸付けを行い」を削り、第二項中「国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び」及び「それぞれ」を削る。

附則第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

農林水産委員長　三浦　一水

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、未だ脆弱な小規模漁業協同組合が全国に多数存在しており、また、近年の水産業をめぐる厳しい状況の中で、組合員ニーズに的確に対応した健全な事業運営を図るとともに、資源管理の推進、担い手の育成等に一層積極的な役割を果たすには、その経営基盤の安定強化が不可欠であることにかんがみ、引き続き漁業協同組合の合併を促進するため、「合併及び事業経営計画」の都道府県知事への提出期限を平成二十年三月三十一日まで五年間延長するとともに、合併した場合における合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成二十一年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、第一項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合（その組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成十六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成二十一年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合にあっては、その合併に係る合併後の組合）」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

総務委員長　山崎　力

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律

漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

4　組合が第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に合併した場合における合併後の組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成十六年三月三十一日までに更に他の組合

一、費用
本法律施行に伴い、平年度において九億七千万円程度の節減効果が生じる。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十五年三月十八日
衆議院議長　綿貫　民輔
参議院議長　倉田　寛之殿

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
附則第十四条第一項第一号中「二十六万九千九百円」を「二十六万七千五百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十五万四千二百円」を「十五万二千八百円」に改める。
附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
（扶助料の年額の改定）
第二条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十五年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。
（職権改定）
第三条　前条の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

審査報告書
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十五年三月二十七日
総務委員長　山崎　力
参議院議長　倉田　寛之殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。
これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は六千七百三十八億円、事業支出は六千六百六十億円であり、事業収支差金は七十七億円である。この事業収支差金は、全額を債務償還のために使用することとしている。
また、事業計画においては、公正で迅速な報道や多様で質の高い番組の放送、放送を通じた国際交流と相互理解の促進への貢献、地域放送の充実、デジタル放送の普及促進や新しい放送技術開発等への積極的取組、業務全般にわたる改革の一層の推進、受信契約の増加と受信料の確実な収納等に重点を置いている。
これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議
政府並びに日本放送協会は、次の事項の実現を図るべきである。
一、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。
二、協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担の公平を期するため、契約の確実な締結と収納の確保を図ること。
三、協会は、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めるとともに、子会社等の業務範囲等について、適正性、透明性を確保すること。また、視聴者に対する説明責任を果たし、事業運営の透明性を確保するため、情報公開を一層積極的に行うこと。
四、協会は、インターネットによる情報提供については、放送の補完利用として適正な運営を図ること。
五、地上デジタル放送の円滑な実施に向け、視聴者への周知を一層強化するとともに、デジタル化のメリットを視聴者が十分に享受できるよう努めること。特にアナログ周波数の変更対策については、対策方法を関係者と十分協議した上で、視聴者の理解と協力の下に実施すること。
六、障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。
七、我が国に対する理解と国際間の交流を促進するとともに、流動化する国際情勢にかんがみ、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。
八、協会は、非常災害時等の緊急報道体制の強化を図り、国民の安全に資する情報の的確で迅速な提供に努めること。また、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。
九、情報通信技術の急速な進歩に伴う通信と放送の融合の進展等、放送を取り巻く環境の変化に対応し、放送の公共性の確保、公共放送の使命・役割等、今後の放送制度の在り方について検討すること。
右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十五年三月二十日
衆議院議長　綿貫　民輔
参議院議長　倉田　寛之殿

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第２項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画

平　成　15　年　度　収　支　予　算

予算総則

第１条　日本放送協会（以下「協会」という。）の平成15年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第３に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第４に掲げるとおりとする。

３　前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第５に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第１項及び第２項に定める訪問集金による受信料の額から別表第６に掲げる額を減ずることとする。

第３条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第４条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第５条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

２　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第６条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

２　予算費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第７条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第８条　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を資本収入の減価償却資金受入れの減額に充当し、本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第９条　前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金の減額、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第10条　本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条　国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条　アナログ周波数変更対策の実施に対する給付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、アナログ周波数変更対策に関係ある特別支出に充てることとする。

第13条　業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第１

平　成　15　年　度　収　支　予　算　書

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		673,809,101
	受信料	652,798,530
	交付金収入	1,999,645
	副次収入	6,820,000
	財務収入	3,058,103
	雑収入	500,000
	特別収入	8,632,823
事業支出		666,048,101
	国内放送費	282,346,654
	国際放送費	7,193,106
	契約収納費	64,431,393
	受信対策費	2,237,766
	広報費	3,636,752
	調査研究費	8,926,466
	給与	141,328,972
	退職手当・厚生費	57,615,825
	共通管理費	14,777,001
	減価償却費	60,975,000

	財務費	16,217,166
	特別支出	2,362,000
	予備費	4,000,000
事業収支差金		7,761,000

事業収支差金の内訳

（単位　千円）

資本支出充当	7,761,000

資本支出充当77億6,100万円については、債務償還のために使用する。

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金額
資本収入		86,563,000
	事業収支差金受入れ	7,761,000
	前期繰越金受入れ	11,000,000
	減価償却資金受入れ	60,975,000
	資産受入れ	2,181,000
	長期借入金	4,646,000
資本支出		86,563,000
	建設費	78,800,000
	出資	2,000
	放送債券償還積立資産繰入れ	3,200,000
	長期借入金返還金	4,561,000
資本収支差金		0

事業収支において、事業収支から特別収入を除いた経常収入は、6,651億7,627万8千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,636億8,610万1千円であり、経常収支差金は、14億9,017万7千円である。

（受託業務等勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		883,000
	受託業務等収入	883,000
事業支出		769,000
	受託業務等費	727,000
	財務費	42,000
事業収支差金		114,000

事業収支差金1億1,400万円と受託業務等費の間接経費6億9,400万円を合わせた8億800万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2　契約種別・支払区分

契約種別

カラー契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3　受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
	口座振替 継続振込	1,345円	7,650円	14,910円

普通契約	訪問集金	905円	5,190円	10,130円
	口座振替 継続振込	855円	4,890円	9,550円
衛星カラー契約	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
	口座振替 継続振込	2,290円	13,090円	25,520円
衛星普通契約	訪問集金	1,850円	10,630円	20,740円
	口座振替 継続振込	1,800円	10,330円	20,160円
特別契約	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円
	口座振替 継続振込	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4　受信料額（沖縄県）

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
	口座振替 継続振込	1,190円	6,810円	13,280円
普通契約	訪問集金	750円	4,350円	8,500円
	口座振替 継続振込	700円	4,050円	7,920円
衛星カラー契約	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円
	口座振替 継続振込	2,135円	12,250円	23,890円
衛星普通契約	訪問集金	1,695円	9,790円	19,110円
	口座振替 継続振込	1,645円	9,490円	18,530円

別表第5　多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星カラー契約	衛星普通契約 特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6　団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約 衛星普通契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり　月額 250円

平成15年度事業計画

1　計画概説

内外の諸情勢が激動する中で、正確で信頼できる情報が一層求められている。

また、放送の世界では、地上デジタルテレビジョン放送が東京、大阪及び名古屋の3大都市圏において始まり、新たなデジタル放送時代を迎える。

このような状況のもと、平成15年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、公共放送の使命に徹し、視聴者の要望にこたえ、公正で迅速な報道や多様で質の高い番組の放送を行うとともに、放送を通じて、国際交流と相互理解の促進に貢献していく。

また、地域放送を充実するとともに、デジタル放送の普及促進や新しい放送技術の研究開発等に積極的に取り組む。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担する受信料であることを深く認識し、業務全般にわたる改革を一層推進し、効率的な業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に理解され、かつ、信頼される公共放送を実現していく。

(1)　テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局の建設及びＦＭ放送局の建設調査を行うとともに、緊急報道のための設備の整備及び地上デジタルテレビジョン放送設備の整備等を行う。

(2)　放送番組については、緊急報道に備えて取材体制を一層強化し、公正で的確かつ迅速なニュース・情報番組の充実を図るとともに、人々の共感を呼ぶ多様で質の高い番組の放送に努める。

また、平成15年12月から、地上デジタルテレビジョン放送を東京、大阪及び名古屋の3大都市圏で開始するとともに、平成15年10月から、東京、大阪で開始される地上デジタル音声放送の実用化試験放送に参加する。

さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、テレビジョン放送開始50年関連の番組の特別編成と事業を実施する。

(3)　国際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。

(4)　受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5)　協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と業務への反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組む。

(6)　調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7)　経営管理については、業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8)　放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人に対し、出資を行う。

(9)　放送法第９条第３項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(10)　地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

2　建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に103億7,500万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に113億5,000万円、演奏所の整備に59億2,000万円、放送番組設備の整備に441億200万円、研究設備の整備等に70億5,300万円、総額788億円をもって施行する。

(1)　新放送施設整備計画

地上デジタルテレビジョン放送設備を整備するとともに、衛星放送設備の整備を行う。また、県域放送のための地上デジタルテレビジョン放送網の整備に向けた調査を行う。

これらに要する経費は、103億7,500万円である。

(2)　テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信等による難視聴の解消を図るため、テレビジョン放送局を建設する。また、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、62億8,600万円である。

(3)　ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局を建設するとともに、ＦＭ放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、50億6,400万円である。

(4)　演奏所整備計画

放送会館については、北九州放送会館の建設を完了するとともに、神戸、岡山、山口、沖縄及び福島の放送会館の整備を行う。また、徳島、鹿児島及び秋田の放送会館を整備するための諸準備等を行う。

これらに要する経費は、59億2,000万円である。

(5)　放送番組設備整備計画

非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。また、地域放送の充実のための設備を整備するほか、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、411億200万円である。

(6)　研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、33億400万円である。

(7)　建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、37億4,900万円である。

3　事業運営計画

(1)　国内放送

ア　テレビジョン放送については、総合放送は、１日24時間を基本とした放送時間とし、災害など緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娯楽番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、ニュース・情報番組の充実を図り、内外の諸情勢を正確にわかりやすく伝える。あわせて、21世紀の文明を世界史的な視点から見つめる大型企画番組を積極的に編成するとともに、幅広い視聴者に親しまれる多彩な番組の充実を図る。

教育放送は、１日24時間を基本とした放送時間とし、未来を担う子供たちの健全な育成に向けて幼児・子供向け番組の拡充や学校放送番組の刷新を図るとともに、教養番組、福祉番組及び生活実用番組等を充実する。

地上デジタルテレビジョン放送については、東京、大阪及び名古屋の３大都市圏において12月から放送を開始し、デジタルの総合放送及び教育放送は、それぞれ総合放送及び教育放送と同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。

衛星放送については、デジタルハイビジョン放送は、１日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース、スポーツ番組をはじめ、芸術・娯楽番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を発揮した番組を一層充実し、その普及促進を図る。衛星第１テレビジョンは、１日24時間を基本とした放送時間とし、世界と日本の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組や視聴者の関心の高い内外のスポーツ番組等の充実を図る。衛星第２テレビジョンは、１日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者の要望にこたえ、映画の拡充や過去の名作・人気番組の編成など、娯楽番組や芸術・文化番組等の充実を図る。

ハイビジョン放送においては、デジタルハイビジョン放送と同じ内容の番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第１テレビジョン及びデジタル衛星第２テレビジョンにおいては、それぞれ衛星第１テレビジョン及び衛星第２テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。

ラジオ放送については、第１放送は、１日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に的確かつ迅速に対応するため柔軟な編成を行う。第２放送は、１日20時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組や学校放送番組等の生涯学習番組の一層の充実を図る。また、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。ＦＭ放送は、１日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽をはじめ多様な分野の音楽番組を中心に編成する。

また、東京、大阪において10月から開始される地上デジタル音声放送の実用化試験放送に参加し、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

地域放送については、テレビジョン総合放送の夕方の時間帯を中心に、それぞれの地域の実情に応じて放送時間を拡大するとともに、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実に努める。放送時間は、テレビジョン総合放送で１日３

時間、ラジオ第１放送で１日２時間30分、ＦＭ放送で１日１時間50分を基本とする。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

補完放送については、データ放送は、地上デジタルテレビジョン放送において、ニュース・気象情報等の各種情報を提供するとともに、衛星デジタルテレビジョン放送において、ニュース・気象情報や番組と連動した情報を提供するなど、デジタル放送の特性を生かしたサービスを行う。字幕放送は、生放送番組の字幕化を拡充するなど、聴覚障害者向けの放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び２か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送及びＦＭ文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報を発信するとともに、海外の日本人への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に2,016億2,120万２千円、番組の編成企画等に158億4,778万１千円で、総額2,174億6,898万３千円である。

イ　放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これらに要する経費は、648億7,767万１千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,823億4,665万４千円となり、前年度2,806億4,152万８千円に対して、17億512万６千円の増額となる。

(2)　国際放送

日本の実情を的確かつ迅速に諸外国へ伝え、諸外国との経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

テレビジョン国際放送については、１日24時間の放送時間とし、ニュース・情報番組や海外での安全に役立つ番組を充実するとともに、英語による情報発信の強化を図る。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ１日７時間程度の放送時間で実施する。

ラジオ国際放送については、１日65時間の放送時間とし、一般向け放送においては、日本の生活・文化を紹介する番組や聴取者参加番組を充実するとともに、地域向け放送においては、日本をはじめとしたアジアの出来事を中心に世界の情勢を的確に伝える。

これらに要する経費は、総額71億9,310万６千円となり、前年度69億9,355万円に対して、１億9,955万６千円の増額となる。

(3)　契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

これらに要する経費は、総額644億3,139万３千円となり、前年度641億1,012万１千円に対して、３億2,127万２千円の増額となる。

(4)　受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

これらに要する経費は、総額22億3,776万６千円となり、前年度22億3,582万７千円に対して、193万９千円の増額となる。

(5)　広　　報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、地上及び衛星のデジタル放送の普及促進を図る。また、視聴者との交流・対話活動を強化するなど、視聴者の意向の把握と業務への反映に努めるとともに、財務及び業務の状況について、情報公開に積極的に取り組む。

これらに要する経費は、総額36億3,675万２千円となり、前年度36億1,027万７千円に対して、2,647万５千円の増額となる。

(6)　調査研究

放送技術の研究については、デジタル放送発展のための研究開発を行うとともに、走査線4000本級超高精細映像システムなど将来の放送サービスに向けた基盤技術の研究開発等を行う。放送番組の研究については、デジタル時代の放送サービスに関する研究など放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、番組視聴状況調査を実施するなど、視聴者の意向の的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額89億2,646万６千円となり、地上デジタルテレビジョン放送の事前調査経費の減等により、前年度91億1,826万１千円に対して、１億9,179万５千円の減額となる。

(7)　給　　与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,413億2,897万２千円となり、前年度1,429億244万９千円に対して、15億7,347万７千円の減額となる。

(8)　退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保険料の増等により、総額576億1,582万５千円となり、前年度562億4,603万円に対して、13億6,979万５千円の増額となる。

(9)　共通管理

共通管理については、諸税公課の減等により、総額147億7,700万１千円となり、前年度152億7,425万９千円に対して、４億9,725万８千円の減額となる。

(10)　受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は８億8,300万円、支出は７億6,900万円である。

(11)　そ　の　他

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

これに係る収入は特別収入５億円、支出は特別支出５億円である。

4　受信契約件数

(1)　カラー契約

ア　有料契約見込件数

区　　分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度初頭契約件数	24,841,000	24,966,000	△	125,000
年度内新規契約件数	2,293,000	2,265,000		28,000
年度内解約件数	2,478,000	2,390,000		88,000
年度内増加契約件数	△ 185,000	△ 125,000	△	60,000

イ　受信料免除見込件数

区　　分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度初頭免除件数	1,109,000	1,068,000		41,000
年度内新規免除件数	85,000	85,000		0
年度内解約件数	46,000	44,000		2,000
年度内増加免除件数	39,000	41,000	△	2,000

(2)　普通契約

ア　有料契約見込件数

区　　分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度初頭契約件数	395,000	440,000	△	45,000
年度内新規契約件数	0	2,000	△	2,000
年度内解約件数	45,000	47,000	△	2,000
年度内増加契約件数	△ 45,000	△ 45,000		0

イ　受信料免除見込件数

区　　分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度初頭免除件数	39,000	41,000	△	2,000
年度内新規免除件数	2,000	2,000		0
年度内解約件数	4,000	4,000		0
年度内増加免除件数	△ 2,000	△ 2,000		0

(3)　衛星カラー契約

ア　有料契約見込件数

区　　分	平成15年度	平成14年度	増　減
年度初頭契約件数	11,572,000	11,067,000	505,000
年度内新規契約件数	1,208,000	1,082,000	126,000
年度内解約件数	603,000	577,000	26,000
年度内増加契約件数	605,000	505,000	100,000

イ　受信料免除見込件数

区　　分	平成15年度	平成14年度	増　減
年度初頭免除件数	57,000	52,000	5,000
年度内新規免除件数	8,000	7,000	1,000
年度内解約件数	2,000	2,000	0
年度内増加免除件数	6,000	5,000	1,000

(4)　衛星普通契約

有料契約見込件数

区　　分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度初頭契約件数	29,000	34,000	△	5,000
年度内新規契約件数	0	1,000	△	1,000
年度内解約件数	5,000	6,000	△	1,000
年度内増加契約件数	△ 5,000	△ 5,000		0

(5)　特別契約

有料契約見込件数

区　　分	平成15年度	平成14年度	増　減
年度初頭契約件数	10,000	10,000	0
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	0	0	0

（参考１）

有料契約見込総数

区　　分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合　　計
年度初頭契約件数	24,841,000	395,000	11,572,000	29,000	10,000	36,847,000
年度内増加契約件数	△ 185,000	△ 45,000	605,000	△ 5,000	0	370,000
年度末契約件数	24,656,000	350,000	12,177,000	24,000	10,000	37,217,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区　　分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	合　　計
年度初頭契約件数	256,000	6,000	62,000	324,000
年度内増加契約件数	1,000	0	4,000	5,000
年度末契約件数	257,000	6,000	66,000	329,000

（参考２）

支払区分別受信契約件数

(1)　カラー契約

区　　分	訪問集金	口座振替	継続振込	合　　計
年度初頭契約件数	3,996,000	19,877,000	968,000	24,841,000
年度内増加契約件数	△ 40,000	△ 175,000	30,000	△ 185,000
年度末契約件数	3,956,000	19,702,000	998,000	24,656,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区　　分	訪問集金	口座振替	継続振込	合　　計
年度初頭契約件数	182,000	71,000	3,000	256,000
年度内増加契約件数	0	1,000	0	1,000
年度末契約件数	182,000	72,000	3,000	257,000

(2)　普通契約

区　　分	訪問集金	口座振替	継続振込	合　　計
年度初頭契約件数	88,000	287,000	20,000	395,000
年度内増加契約件数	△ 10,000	△ 35,000	0	△ 45,000
年度末契約件数	78,000	252,000	20,000	35,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区　　分	訪問集金	合　　計
年度初頭契約件数	6,000	6,000
年度内増加契約件数	0	0
年度末契約件数	6,000	6,000

(3)　衛星カラー契約

区　　分	訪問集金	口座振替	継続振込	合　　計
年度初頭契約件数	698,000	9,545,000	1,329,000	11,572,000
年度内増加契約件数	30,000	265,000	310,000	605,000
年度末契約件数	728,000	9,810,000	1,639,000	12,177,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区　　分	訪問集金	口座振替	継続振込	合　　計
年度初頭契約件数	20,000	40,000	2,000	62,000
年度内増加契約件数	1,000	3,000	0	4,000
年度末契約件数	21,000	43,000	2,000	66,000

(4)　衛星普通契約

区　　分	訪問集金	口座振替	継続振込	合　　計
年度初頭契約件数	6,000	22,000	1,000	29,000
年度内増加契約件数	0	△　5,000	0	△　5,000
年度末契約件数	6,000	17,000	1,000	24,000

(5)　特別契約

区　　分	口座振替	継続振込	合　　計
年度初頭契約件数	5,000	5,000	10,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	5,000	5,000	10,000

5　要員計画

区　　分	要　員　数
事業運営関係	11,751人
建設関係	193
合　　計	11,944

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内80人の純減を見込んだものである。

平成15年度資金計画

1　資金計画の概要

平成15年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額7,080億7,549万7千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額7,138億8,438万8千円をもって施行する。

2　入金の部

受信料については、受信料収入予算6,527億9,853万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,502億6,166万円を予定する。

長期借入金については、46億4,600万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金39億3,724万6千円、国際放送関係等交付金収入19億9,964万5千円、有価証券の売却305億7,300万円、受取利息その他の入金166億5,794万6千円を見込む。

以上により入金額は、総額7,080億7,549万7千円である。

3　出金の部

事業経費5,772億4,371万8千円、建設経費788億円、長期借入金の返還45億6,100万円、出資200万円、放送債券償還積立資産への繰入れ32億円、有価証券の購入250億円、支払利息その他の出金250億7,767万円を合わせ出金額は、総額7,138億8,438万8千円である。

（参考）　資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合　　計
1　前期末資金有高	59,830,000	84,976,930	76,828,589	99,469,457	—
2　入　　金	230,256,189	131,742,599	218,493,812	127,582,897	708,075,497
受　信　料	217,614,401	111,149,226	209,896,236	111,601,797	650,261,660
長期借入金	0	0	0	4,646,000	4,646,000
固定資産売却代金	796,173	900,882	1,444,018	796,173	3,937,246
交付金収入	510,366	495,989	498,603	494,687	1,999,645
有価証券売却	7,873,000	16,900,000	2,400,000	3,400,000	30,573,000
受取利息その他の入金	3,462,249	2,296,502	4,254,955	6,644,240	16,657,946
3　出　　金	205,109,259	139,890,940	195,852,944	173,031,245	713,884,388
事業経費	170,528,234	119,112,423	156,186,611	131,416,450	577,243,718
建設経費	19,130,640	9,597,840	21,843,360	28,228,160	78,800,000
長期借入金返還	4,561,000	0	0	0	4,561,000
出資	2,000	0	0	0	2,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	3,200,000	3,200,000
有価証券購入	4,000,000	6,000,000	12,000,000	3,000,000	25,000,000
支払利息その他の出金	6,887,385	5,180,677	5,822,973	7,186,635	25,077,670
4　期末資金有高	84,976,930	76,828,589	99,469,457	54,021,109	—

日本放送協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法（昭和25年法律第132号）第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成15年2月

総　務　大　臣

日本放送協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見

日本放送協会（以下「協会」という。）の平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画は、業務の効率化に努めつつ、必要な施策を計画しており、適当なものと認める。

なお、受信料により維持運営される協会は、受信料の公平負担を一層徹底しつつ、自らに期待される役割を十分に自覚し、放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献等、公共放送としての使命達成に積極的に取り組むとともに、事業運営の適正性及び透明性を一層確保していくことが必要である。

このため、協会は、事業計画等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである。

記

1　地上テレビジョン放送のデジタル化について、実施に向けた取組を着実に進め、平成15年12月から放送を開始するとともに、衛星デジタル放送の普及を推進し、我が国のデジタル放送の普及発達に先導的な役割を果たすこと。

2　受信料の公平負担等の観点から、未契約世帯等の解消に向け、受信契約の締結及び受信料の収納の徹底について抜本的に検討すること。

なお、協会における検討結果を踏まえ、必要な場合には、政府においても所要の検討を行うこととする。

また、事業運営や業務の見直しにより一層の効率化等に努めること。

3　災害時等における緊急報道に対応する取材体制の強化を図り、視聴者の信頼にこたえる公正な報道に努めるとともに、視聴者の要望を踏まえた豊かな放送番組を提供すること。また、視聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を計画的に拡充し、あわせて青少年の健全な育成に資する番組の充実を図ること。

4　将来に向けた放送技術の研究その他の調査研究を推進し、我が国の放送の進歩発達に貢献すること。

5　国際社会における我が国に対する理解を深めかつ広めるとともに、在外邦人の期待にこたえるため、国際放送の海外受信状況の把握、国際情勢を踏まえた情報提供や多言語番組の充実等に努めることにより、国際放送を効果的・効率的に推進すること。

6　協会と子会社等との連結決算の公表をはじめ、関連団体を含めた財務内容・業務内容の開示に努めるとともに、事業全般にわたる情報公開を一層推進し、協会の経営に対する視聴者の理解を得られるようにすること。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

審査報告書

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対して特別給付金を平成十五年度以降も継続して支給しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費（支給事務に要する経費）として、平成十五年度一般会計予算（厚生労働省所管）に約一億二千万円が計上されている。

なお、特別給付金に係る国債の償還分は、平成十五年度以降において、国債整理基金特別会計（財務省所管）に総額約三千六百六十三億円が計上される見込みである。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第一条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であって、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「百八十万円」の下に「、同条第五項の特別給付金にあっては二百万円」を加える。

附則第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則第三十七項中「（平成八年法律第十五号）」を「（平成八年法律第十五号。附則第四十五項において「平成八年法律第十五号」という。）」に改める。

附則第四十二項を附則第五十項とし、附則第四十一項の次に次の八項を加える。

42　平成五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であったことにより、平成十五年四月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）は、第二

条に規定する戦没者等の妻とみなす。

43　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成十五年十一月一日とする。

44　昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成五年四月一日以後に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、平成十五年四月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）は、第三条第二項に規定する者とみなす。

45　平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

46　平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

47　平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

48　平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項及び第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

49　平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

11　前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「同条第十項」の下に「又は第十一項」を加える。

附則第二項中「第十項」を「第十一項」に改める。

附則第五十二項を附則第五十九項とし、附則第五十一項の次に次の七項を加える。

52　平成五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第三条第一項第二号のいずれかに該当する者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

53　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「平成十五年九月三十日」と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「平成十五年十月一日」とする。

54　昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成五年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三条第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかつた父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

55　前項の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成十五年十月一日」と読み替えるものとする。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案　平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

56　平成五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかつたもの（当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつた他の父母等が同年十月一日においている場合にあつては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつたものに限る。）は、第二条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。ただし、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に関し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。

57　前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成十五年十月一日」とする。

58　附則第五十二項、第五十三項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成十五年十月一日とする。

附　則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第三十七項の改正規定及び同法附則第四十二項を同法附則第五十項とし、同法附則第四十一項の次に八項を加える改正規定並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法附則第五十二項を同法附則第五十九項とし、同法附則第五十一項の次に七項を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

審査報告書

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

厚生労働委員長　金田　勝年

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十五年度における特例措置として、公的年金等の額について、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十五年度において国庫負担額で約八百七十九億円が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

公的年金、特に基礎年金の給付水準については、高齢者の生活や収入の状況が多様であり、疾病や要介護状態等のリスクにも大きく左右されることにかんがみ、年金だけでなく、高齢者の医療保険、介護保険の給付と負担、税制の在り方や、現役世代の社会保険料、租税等の負担の在り方を総合的に勘案し、国民の給付と負担の全体像を明確にする中で、高齢者が生活上の安心を得られるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

1　平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法第十六条の二	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額
昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額
厚生年金保険法第三十四条	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付の額
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付の額
平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第一項に規定する特例遺族農林年金の額
平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額
平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
厚生年金保険法第三十四条	厚生年金保険法第三十四条
国民年金法第十六条の二	国民年金法第十六条の二
児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の二

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の額	地方公務員等共済組合法第七十四条の二
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

2　前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（児童扶養手当の額に関する経過措置）

第二条　平成十五年四月から同年九月までの月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の額については、第一項中「平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する」とあるのは、「これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成十四年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない」とする。

（検討）

第三条　政府は、平成十五年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）において、第一項の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十五年度においてこの法律に基づき行わなかったことによる財政に生ずる影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

環境委員長　海野　徹

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多極分散型国土形成促進法第四条第一項の移転基本方針に基づき、公害健康被害補償予防協会について、当該事務所の所在地の変更を行うとともに、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成十五年度から平成十九年度までの間においては、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十五年度一般会計予算（環境省所管）に百三十二億二千百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。

二、補償給付額の改定に当たっては、被害者保護の本旨にもとることのないよう十分に配慮すること。

三、健康被害予防事業については、地域のニーズ、被認定者の要望等を十分に把握した上で、

適切かつ効率的な実施に努めること。また、環境保健サーベイランスシステムについては、引き続き調査を実施し、その精度の向上に努め、必要に応じて適切な対策を講ずること。

四、近時の大気汚染訴訟の判決等を踏まえて、主要幹線道路沿道等の局地的な大気汚染による健康影響に関する調査を早期に実施するとともに、必要な被害者救済のための措置を検討すること。

五、大都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質等による大気汚染は、自動車交通量の増加等により、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、自動車単体規制の強化、低公害車の普及促進に一層努めるとともに、交通量抑制策など自動車環境対策の総合的推進を図ること。

右決議する。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「東京都」を「神奈川県」に改める。

附則第十九条の二（見出しを含む。）中「平成十四年度」を「平成十九年度」に改める。

附　則

この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十九条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

審査報告書

社会資本整備重点計画法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

国土交通委員長　藤井　俊男

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、その実施に関する重点目標、その達成のために実施すべき事業の概要等を定める社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

社会資本整備重点計画法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月十八日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

社会資本整備重点計画法案

社会資本整備重点計画法

（目的）

第一条　この法律は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であって、第四条の規定に従い定められたものをいう。

2　この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業

二　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）

三　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業

四　空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この号において「空港」という。）の設置及び改良に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業

五　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの並びに同条第八項に規定する開発保全航路の開発及び保全に関する事業

六　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識の整備に関する事業

七　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業

八　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築に関する事業

九　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業

十　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備に関する事業

十一　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

十二　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

十三　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二

条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

十四　前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業

（社会資本整備重点計画の基本理念）

第三条　社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、これに基づき社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施することにより、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下同じ。）並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

2　重点計画は、社会資本整備事業の実施に関し、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分に果たされることとなるよう定めるものとする。

3　重点計画は、民間事業者の能力の活用及び財政資金の効率的使用に配慮しつつ、社会資本の整備状況その他の地域の特性に応じた社会資本整備事業が実施されるよう定めるものとする。

（重点計画）

第四条　主務大臣等は、政令で定めるところにより、重点計画の案を作成しなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定により作成された重点計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3　重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標

二　前号の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

三　地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項

四　その他社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

4　主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県の意見を聴くものとする。

5　主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

6　主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条に規定する治山事業との総合性を確保するため、同法第三条第一項に規定する治山事業七箇年計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。

7　主務大臣等は、第二項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、重点計画を公表しなければならない。

8　前各項の規定は、重点計画を変更しようとする場合について準用する。

（社会経済情勢の変化に対応した変更）

第五条　主務大臣等は、社会経済情勢の変化に的確に対応するために重点計画を変更する必要があると認めるときは、速やかに、前条第八項において準用する同条第一項の規定によりその変更の案を作成しなければならない。

（重点計画と国の計画との関係）

第六条　重点計画は、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

（社会資本整備事業に係る政策の評価）

第七条　主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、第四条第三項第二号の規定によりその概要が重点計画に定められた社会資本整備事業を定めなければならない。

2　主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を定めるときは、前項の社会資本整備事業に係る同条第二項の事後評価の方法として、第四条第三項第一号の規定により重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行う旨を定めなければならない。

（重点計画の実施）

第八条　政府は、この法律及び他の法律で定めるもののほか、重点計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（主務大臣等）

第九条　第四条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2　この法律における主務大臣等は、国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3　この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（国の無利子貸付け等）

第二条　国は、当分の間、政令で定める町村に対し、第二条第二項第七号に規定する公園又は緑地のうち政令で定めるものの設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するもののうち、重点計画に照らし重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2　前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4　国は、第一項の規定により町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園又は緑地の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5　町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（検討）

第三条　政府は、重点計画の計画期間の最終年度において、社会経済情勢の変化、当該計画期間内における社会資本の整備状況等を勘案して、重点計画に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

国土交通委員長　藤井　俊男

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会資本整備重点計画法の施行に伴い、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止し、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成十五年度以降五箇年間講じることとする等とともに、国有林野事業特別会計法その他の関係法律の整備を行う措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成十五年度に要する経費は、一般会計予算（内閣府所管警察庁）の都道府県警察費補助中に交通安全施設整備費補助金として百七十五億円、一般会計予算（国土交通省所管国土交通本省）の住宅・社会資本整備等推進調査費中にETCシステムの高度・汎用化調査費として十億円、低公害車普及促進対策費補助金中に低公害車普及促進対策として四十億円がそれぞれ計上されている。

また、道路整備特別会計予算中に三兆三千四百四十六億千万円が計上されており、道路整備費の財源に充てられる。

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月十八日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（港湾整備緊急措置法等の廃止）

第一条　次の法律は、廃止する。

一　港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）

二　下水道整備緊急措置法（昭和四十二年法律第四十一号）

三　都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

第二条　国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「治山治水緊急措置法」を「治山緊急措置法」に改め、同項第三号中「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に改める。

（警察法の一部改正）

第三条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第四条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表林業施設の項中「治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第三項第二号」を「治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第二項第二号」に改める。

（道路整備緊急措置法の一部改正）

第五条　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

道路整備費の財源等の特例に関する法律

第一条中「を緊急かつ計画的に整備することにより、道路交通」を「の交通」に、「資し」を「資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定め」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。）の実施に要する国が支弁する経費をいう。

第三条第一項中「平成十年度」を「平成十五年度」に、「道路整備五箇年計画の実施に要する国が支弁する経費（以下「道路整備費」という。）を「道路整備費」に改め、同条第二項中「道路整備五箇年計画を実施するため」を「平成十五年度以降五箇年間は」に改め、「同項の」を削り、同条に次の四項を加える。

3　国土交通大臣は、前二項の規定による措置を講じて平成十五年度以降五箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4　前項の事業の量は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第　号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画に即したものでなければならない。

5　国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、同項の事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。

6　前三項の規定は、第三項の事業の量を変更しようとする場合について準用する。

第四条中「平成十年度」を「平成十五年度」に改める。

第五条第一項中「平成十年度」を「平成十五年度」に、「第二条第一項」を「第二条」に、「道路整備五箇年計画に照らし緊急に」を「当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率的に」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第六条　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第三条」を「道路整備事業（道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第一項」に、「同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業（同条第一項」を「その実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている同法第二条」に改め、「貸付けをいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第三条中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第十条第一項」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項」に改め、「（第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ。）」を削る。

第三条の二及び第四条中「道路整備緊急措置法」を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改める。

附則中第二十八項を第二十九項とし、第二十三項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第二十二項中「附則第二十四項」を「附則第二十五項」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十一項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事

業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第十九項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十八項中「附則第二十項若しくは第二十三項」を「附則第二十一項若しくは第二十四項」に、「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に、「附則第十九項、第二十一項、第二十二項又は第二十四項」を「附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十七項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十六項の次に次の一項を加える。

17　社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第　号）第五条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下この項において「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行った道路整備事業（平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年度以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第七条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

治山緊急措置法

第一条中「治山治水事業」を「治山事業」に改める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に、「前二項」を「前項」に改め、「又は治水事業」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三条の見出し中「及び治水事業七箇年計画」を削り、同条第一項中「、建設大臣は、河川審議会の意見を聴いて、平成九年度以降の七箇年間において実施すべき治水事業に関する計画（以下「治水事業七箇年計画」という。）の案を、それぞれ」を削り、同条第二項中「又は治水事業七箇年計画」及び「、治山事業又は治水事業につき」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「又は建設大臣」及び「又は治水事業七箇年計画」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は建設大臣」及び「又は治水事業七箇年計画」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は治水事業七箇年計画」を削り、「「林政審議会」と、同項及び前項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「河川審議会」とあるのは「社会資本整備審議会」を、「林政審議会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「治山治水事業」を「治山事業と治水事業（社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第　号）第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）と」に、「治水事業七箇年計画」を「同法第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（治水事業に係る部分に限る。）」に、「相互調整」を「調整」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

第四条（見出しを含む。）中「及び治水事業七箇年計画」を削る。

附則第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

（治水特別会計法の一部改正）

第八条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

治水事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第一条第二項第一号中「直轄治水事業」の下に「（治水事業で国が施行するもののうち次項第四号に規定する多目的ダム建設工事以外のものをいう。以下同じ。）」を、「及び」の下に「同号に規定する」を加え、同項第二号中「法第二条第二項第一号」を「次項第一号」に、「法第二条第三項第一号から第三号まで」を「第四項第一号及び第二号」に、「及び海岸法」を「並びに海岸法」に改め、同項第三号中「法第二条第二項第一号」を「次項第一号」に、「同条第三項」を「第四項」に、「同条第二項第一号」を「次項第一号」に改め、同項第四号中「法第二条第二項第五号」を「次項第五号」に、「同条第三項」を「第四項」に改め、同項第五号中「法第二条第二項各号」を「次項各号」に、「同条第三項」を「第四項」に改め、同項第六号中「法第二条第四項に規定する」を「次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。

一　河川法第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号及び第五号に該当するものを除く。）

二　砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

三　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

四　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する事業

五　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第一号及び第二号の事業

4　次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する治水事業に含まれないものとする。

一　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二　前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であって、再度災害を防止するため、土砂

の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

三　地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

第四条第一項第二号中「（昭和三十二年法律第三十五号）」、「（昭和三十三年法律第三十号）」及び「（平成十四年法律第十四号）」を削り、同項第三号中「（昭和三十六年法律第二百十八号）」を削り、同項第六号及び同条第二項第五号中「法第二条第二項各号」を「第一条第三項各号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第二十一項中「第一条第一項に規定するもののうち、」の下に「治水事業で国が施行するもののうち、」を加える。

附則第二十二項から第二十八項までの規定中「それぞれ」を削り、「第一条第一項に規定するもののうち、」の下に「治水事業で国が施行するもののうち、それぞれ」を加える。

附則中第三十五項を第三十六項とし、第三十四項を第三十五項とする。

附則第三十三項中「附則第三十五項」を「附則第三十六項」に改め、同項を附則第三十四項とする。

附則中第三十二項を第三十三項とし、第三十一項を第三十二項とする。

附則第三十項中「附則第三十四項」を「附則第三十五項」に、「附則第三十一項、第三十二項、第三十三項又は第三十五項」を「附則第三十二項から第三十四項まで又は第三十六項」に、「附則第三十三項又は第三十五項」を「附則第三十四項又は第三十六項」に改め、同項を附則第三十一項とする。

附則第二十九項中「法第二条第二項第五号」を「第一条第三項第五号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「法第二条第二項第一号」を「第一条第三項第一号」に改め、同項を附則第三十項とする。

附則第二十八項の次に次の一項を加える。

29　社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第　号）第七条の規定による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業七箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの（平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、第一条第一項に規定する治水事業で国が施行するもののうち、それぞれ直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

（港湾整備特別会計法の一部改正）

第九条　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）第三条に規定する港湾整備七箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業（同法第二条に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。）を「港湾整備事業」に改め、同条第二項中「行なうもの」を「行うもの」に改め、同項第三号中「港湾整備緊急措置法第二条第一号」を「次項第一号」に改め、同項第五号の二中「港湾整備緊急措置法第二条第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第六号中「港湾整備緊急措置法第二条第三号」を「次項第四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「港湾整備緊急措置法第二条第四号」を「次項第五号」に改め、同項第九号中「港湾整備緊急措置法第二条第五号」を「次項第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　港湾施設の建設又は改良の事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためにこれと合併して行う事業その他政令で定める事業を除く。）及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであつて、国土交通大臣が施行するもの及び港湾管理者が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し又は補助するもの

二　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業

三　外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第二条第一項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業

四　港湾法第五十五条の七第一項の規定による国の貸付けに係る特定用途港湾施設の建設又は改良の事業

五　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

六　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

七　港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

第四条第一項第六号中「（昭和六十二年法律第六十二号）」を削り、同項第七号中「（平成十一年法律第百十七号）」を削り、同条第二項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「港湾整備事業」の下に「（第一条第三項に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号の二中「（昭和五十六年法律第七十六号）」を削る。

附則に次の一項を加える。

28　社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第　号）第一条の規定による廃止前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備七箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

（災害対策基本法の一部改正）

第十条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第九号を次のように改める。

九　治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第三条第一項に規定する治山事業に関する計画

第三十八条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第　号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画

（森林・林業基本法の一部改正）

第十一条　森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「治山治水緊急措置法」を「治山緊急措置法」に改める。

（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正）

第十二条　交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律

第一条中「緊急に」を「特に」に、「もとに」を「下に」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第一号中「が行なう」を「が行う」に改め、同号ロ中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「が行なう」を「が行う」に改め、同号イ中「緊急に」を「特に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条第一項中「緊急に」を「特に」に改め、「平成八年度以降の七箇年間において」を削り、同条を第三条とする。

第七条を削る。

第八条第一項中「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」を「前条第一項の規定により指定された道路について、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第　号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）」に、「総理府令・建設省令」を「内閣府令・国土交通省令」に改め、「協議により」の下に「重点計画の計画期間における」を、「実施計画」の下に「（以下「実施計画」という。）」を加え、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項中「第一項の」を削り、同項後段を削り、同条を第四条とする。

第九条の見出しを「（特定交通安全施設等整備事業の実施）」に改め、同条第一項中「前条第一項の」を削り、同条第二項を削り、同条を第五条とする。

第十条第一項から第三項までの規定中「交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条を第六条とする。

第十一条の見出しを「（国の財政上の措置）」に改め、同条中「第九条第二項の規定により」を削り、「地方単独交通安全施設等整備事業」を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条を第七条とする。

第十二条中「第八条第三項において準用する同条第一項」を「第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第八条とする。

附則第五項及び第八項中「第十条第二項」を「第六条第二項」に改める。

（新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第十三条　新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表道路の項中「道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築で道路整備緊急措置法第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に基づくもの」を「道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する道路の新設又は改築」に改める。

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条　自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（自転車道の計画的整備）

第五条　社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第　号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画は、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮して定められなければならない。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第十五条　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の表道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第四条の項中「道路整備緊急措置法」を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第十六条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第七号中「治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第二項第一号」を「治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一条第三項第一号」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十七条　阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改める。

（独立行政法人土木研究所法の一部改正）

第十八条　独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第四項」を「治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一条第二項第六号」に改め、同条第二号中「道路整備緊急措置法」を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に、「第二条第一項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕」に改める。

（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九条　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「治山治水緊急措置法第二条第三項」を「治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一条第四項各号」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第二十条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改める。

（独立行政法人緑資源機構法の一部改正）

第二十一条　独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条を次のように改める。

（治山緊急措置法の一部改正）

第二十条　治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十二条　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

附則第二十条のうち、治水特別会計法第一条第二項第四号の改正規定中「改める」を「改め、同条第三項中「、水資源開発公団」を「、独立行政法人水資源機構」に改め、同項第五号を次のように改める」に改め、同号の改正規定に次のように加える。

五　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

附則第二十条のうち、治水特別会計法第四条第一項第三号の改正規定中「（昭和三十六年法律第二百十八号）」及び「（平成十四年法律第百八十二号）」を削り、同法附則第二十九項の改正規定中「附則第二十九項」を「附則第三十項」に、「法第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第三項」

を「旧水公団法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（法第二条第三項」を「第一条第三項第五号に掲げる事業（同条第四項」を「旧水公団法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（第一条第四項」に改め、同法附則第三十項の改正規定中「附則第三十項」を「附則第三十一項」に改め、同法附則第三十一項の改正規定中「附則第三十二項」を「附則第三十二項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十三条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）」を削る。

第十四条第一項第三号中「、港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（都市公園等整備緊急措置法の廃止に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行前に国が貸付けを行った同条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法第四条第一項の規定による貸付金の償還及び償還金に相当する金額の交付については、なお従前の例による。

（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成十四年度以前の年度の予算に係る国の負担金、補助金又は貸付金で平成十五年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助及び貸付けについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十七日

文教科学委員長　大野つや子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費の性質にかんがみ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外としようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う平成十五年度一般会計の歳出節減額は、二千百八十四億円と見込まれている。

附帯決議

政府は、義務教育の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、義務教育は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、今後とも、国の責任において、その水準の維持向上を図るとともに、教育の機会均等を損なうことのないようにすること。

二、義務教育について国はその責任を適切に果たすため、地方の自主性の拡大という視点に配慮しつつ、義務教育費国庫負担制度を堅持し、地方の財政運営に支障を生じることのないよう適切な措置を講ずること。

三、本法律案に係る地方への財源措置は、平成十五年度の暫定措置となっているが、次年度以降も地方財政を圧迫しないように適切な措置を講ずるよう配慮すること。

四、学校栄養職員、事務職員の学校教育において果たす役割の重要性にかんがみ、これらの職員に係る経費についても国庫負担の仕組みを堅持すること。

五、未来への先行投資としての教育の性格にかんがみ、教育予算の充実、確保に努めること。

右決議する。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月十八日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部改正

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第一条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

附則中第二項から第五項までを削り、第一項の項番号を削る。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第二条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十一項までを削る。

附則第十二項中「附則第五項」を「前項」に、「附則第十七項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第十三項中「附則第十八項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第七項とし、第十五項を第八項とする。

附則第十六項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第五項から第七項まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十七項中「附則第十二項」を「附則第五項」に、「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十八項中「附則第十三項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十九項中「附則第十四項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第二十項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第五項から第七項まで」に、「附則第十五項及び第十六項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（平成十五年度以降の年度に係る経費についての改正後の規定の適用等）

第二条　第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法及び第二条の規定による改正後の公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十五年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成十四年度以前の年度に係る経費について平成十五

年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）について適用し、平成十四年度以前の年度に係る経費につき平成十五年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第三十四条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の八第五項を削る。

第百十三条第二項中「市町村立学校職員給与負担法」の下に「（昭和二十三年法律第百三十五号）」を加える。

附則第三十一条中「とあるのは「公立学校」を「とあるのは、「公立学校」に改め、「、第三十八条の八第五項及び附則第十四条の六第四項中「義務教育諸学校」とあるのは「義務教育諸学校（学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。）」と」を削る。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十八条の八第五項の規定は、平成十四年四月一日に始まる事業年度において長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から地方公務員共済組合連合会に払込みのあった金額については、なおその効力を有する。

2　地方公務員共済組合連合会は、平成十五年四月一日前に終了する事業年度において長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあった金額のうち、前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十八条の八第五項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により財政融資資金に預託している金額（以下この項において「預託金」という。）については、預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年三月二十八日

議院運営委員長　宮崎　秀樹

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵政事業庁の廃止に伴い、平成十五年三月三十一日をもって国立国会図書館支部郵政事業庁図書館を廃止しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十五年三月二十五日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　倉田　寛之殿

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部郵政事業庁図書館の項を削る。

附　則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第一条中「千二百七十七人」を「千二百八十九人」に改め、同条の条名を削る。

附　則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五－八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
八〇五円
（本体七七〇円）